理学研究院・理学部・理学院の第3期中期目標期間における中期計画一覧

大学の中期目標	大学の中期計画	理学研究院・理学部・理学院の中期計画
Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **1 教育に関する目標** **（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標** ①専門的知識に裏づけられた総合的判断力と高い識見並びに異文化理解力と国際的コミュニケーション能力を有し，国際社会の発展に寄与する指導的・中核的な人材を育成する。	①－1 グローバルに活躍する力を養うため，第2期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ（学士課程）」及び「新渡戸スクール（大学院課程）」をさらに充実させた教育内容で実施し，両プログラムにおいて合わせて延べ1,000名以上の修了者を輩出する。また，新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて，学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し，各学部・研究科等においても順次導入する。	・異文化理解力，英語での交渉力，専門知識活用力を併せ持つ国際性豊かな人材を育成するために，理学系の大学院教育における異分野連携・グローバル化の中心の場を設置。 ・リーディング大学院プログラムを発展させ，異分野を有機的に融合したグローバルな大学院教育を展開。 ・変化する社会の要請に応え，学生のニーズに対応した魅力あるカリキュラムへの改訂。
	①－2 学生の主体的な学びを促進させるため，教育環境の整備を進め，アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また，社会的ニーズに対応し，全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに，ビジネス・スキル，専門職倫理等の授業科目を開設する。	・理学研究院アクティブ・ラーニング推進室と新渡戸スクールが連携してアクティブ・ラーニング教育を進め，特に専門理学教育への応用を推進する。さらに，理学系分野の学生に最も適したアクティブ・ラーニングやICTに関連する教育技法の開発と実践。 ・ICT（Information and Communication Technology）を導入することにより，学生が快適に学べる環境を整備・充実。
	①－4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため，ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど，国際通用性のある大学院教育を実施する。	・DD，コチュテル（博士論文国際共同指導）等の共同教育プログラムを展開。
（2）教育の実施体制等に関する目標 ①教育の質を向上させるため，教育力・教育支援力を高度化する体制を整備する。	①－1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため，平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において，ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント（FD），スタッフ・ディベロップメント（SD）等の研修プログラムを一元的に開発し，実施する。また，英語による授業を拡充するため，英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。	・英語による授業の大幅な拡大と外国人教員の積極的な採用による大学院のグローバル化や大学間国際ネットワークの構築と連携強化を推進する教育組織への再編。 ・教員組織と大学院教育組織の分離により分野連携を推進し，異分野を有機的に融合したグローバルな大学院教育を展開。
（3）学生への支援に関する目標 ①総合的な学生支援体制の下，多様な背景を持つ学生への支援を充実させる。	①－1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため，学生支援組織間の連携を強化し，進路・履修相談，経済的支援，就 職支援，キャリア支援等の取組を実施する。また，奨学金及び授業料免除については，既存制度の検証を行い，よりきめ細かな支援制度に改善する。	・理学部／理学院において臨床心理士の雇用を含め，学生の心のケアのための各種方策を実施する。 ・日本人学生の留学前相談体制の充実，留学生のキャリア支援，経済的支援及び生活支援などをワンストップで提供し，教育研究支援体制の国際化対応力強化。
（4）入学者選抜に関する目標 ①広く世界に優秀な人材を求め，本学の教育を受けるにふさわしい学力・能力を備えた人材を多様な選抜制度により受け入れる。	①－1 第2期中期目標期間に導入した，入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また，ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため，平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに，大学院課程を中心に，テレビ会議システム，海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど，国際化に対応した入学者選抜を実施する。	・外国人特別選抜（渡日前入試），オンライン出願，Skype等を活用した口頭試験実施など，グローバル化に対応した入試改革により留学生受入数の増加。 ・学術的・社会的なニーズ等を踏まえるとともに，大学院教育の質の維持・向上を図るために，理学院博士後期課程の各専攻の入学定員を適正化。
2 研究に関する目標 **（2）研究実施体制等に関する目標** ①研究力を強化するための基盤となる体制を整備する。	①－1 第2期中期目標期間に導入したURA，産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに，平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど，研究支援体制を強化する。また，産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ，それらを担う人材を育成する。	・世界トップレベルの研究を推進するために英語対応も可能な先端理学（教育）研究推進室を設置し，研究力を強化するための研究者支援体制の整備とその効果的運用で実現される世界トップレベルの研究を推進。
	①－2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において，最先端設備等の登録台数，利用者数を，平成27年度比で10%以上，また，設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど，世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。	・最先端設備，特殊施設などのオープン化を推進し，本学が目指す世界トップレベルの研究基盤共用プラットホームの構築に積極的に参画。
3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標 ①大学の教育研究活動の成果を活用し，地域・社会の活性化，課題解決及び新たな価値創造に貢献する。	①－1 知の還元と教育のオープン化を推進するため，社会人及び高校生を対象とした教育プログラム，高等学校との連携事業等を実施するとともに，様々な教育コンテンツをオープンコースウェア・MOOC（Massive Open Online Course）等で公開する。また，「HUSCAP（北海道大学学術成果コレクション）」において，本学の教育研究成果を年間3,000コンテンツ以上発信する。	・高大連携事業，SSH，出前講義，体験入学などを通して高校との連携を深め，高校教育へ大学の有する教育リソースを還元。
	①－2 平成28年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館，国内屈指の蔵書数を誇る図書館，札幌市民の憩いの場である植物園等，多様な学内施設を活用し，地域交流を推進する。	・市民講演会等を積極的に開催することによる社会の科学的リテラシー向上に貢献。
	①－3 地方自治体等との協働により，政策提言等を行うとともに，地域企業との事業化に向けた共同研究を平成27年度比で10%以上増加させる。	・大学の研究リソースを社会に還元するための積極的な産学官連携の推進と地域社会に根ざしたイノベーションの創出。 ・地域が直面する自然災害被害軽減のため自治体との共同研究を推進，自治体防災担当者を含む教育を実施，また，自治体に対し防災に係る政策提言を行う。
4 その他の目標 **（1）グローバル化に関する目標** ①徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め，ひいては国際競争力を強化するとともに，世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行い，世界大学ランキングトップ100を目指すための取組を進める。	①－2 学際的な知的交流を促進するため，世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」，連携した海外大学で，本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等，多様な教育プログラムを展開する。これらにより，日本人学生の海外留学経験者を1,250名以上，外国人留学生の年間受入数を2,200名以上に増加させる。	・理学部はISPにおける自然科学基礎科目の教育（数学，物理，化学，生物），及び理学専門科目（物理，化学，生物）の教育において中心的役割を担うとともに，理学院においても学部教育と連携した教育を実施。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 **1 組織運営の改善に関する目標** ①総長のリーダーシップの下，持続的発展を見据えた大学運営を推進する。	①－1 総長のリーダーシップの下，総長補佐体制の整備，監事による業務監査，経営協議会，海外アドバイザリーボード，大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により，ガバナンス機能をより強化する。また，平成27年度に設置した「総合IR室」において，教育，研究，管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し，経営戦略策定を支援する。	・理学研究院長の下に業績評価委員会を常置することによる理学研究院教員の公平で透明性の高い業績評価制度を確立。
		・教員それぞれの個性を持った総合力の向上を目指しての教育・社会貢献・大学行政等の貢献も総合的に勘案した業績評価制度の確立。
②次世代を担う優秀な教職員の採用により，組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するとともに，各教職員が働きやすい環境を整備する。	②－1 優れた業績を持つ教員の獲得，教員の職務に対するモチベーションの更なる向上及び流動性の促進のため，第2期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制，クロスアポイントメント（混合給与）制度，ディスティングイッシュトプロフェッサー制度等，柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に，年俸制については，より公平かつ透明性のある制度として推進し，正規教員の適用者を800名以上に増加させる。	・年俸制，混合給与などの給与体系を用いて，国際的に優れた研究者，外国人教員，優秀な若手研究者，女性研究者を積極的に採用。
2 教育運営組織の見直しに関する目標 ①社会の変化に対応しつつ，本学の強み・特色をいかすために教育研究組織を最適化する。	①－1 教育研究組織の機能を強化するため，平成29年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みを導入する。また，教員組織と大学院教育組織の分離，国際大学院の設置等に取り組み，8大学院以上の組織再編を行う。	・必要に応じて理学部の学科を見直し，急速な科学の進歩と現代社会の要請に対応できる教育を実践する組織へ再編。
Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 **2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標** ①社会と大学をつなぐ双方向の広報活動を展開し，教育研究活動及びその成果を広く国内外に発信する。	①－1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し，広報媒体の多言語化，ソーシャル・ネットワーキング・サービス，同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。	・国際化支援室と先端理学（教育）研究支援室が連携して戦略的国際広報活動を実施し，理学系研究分野の研究成果を国際社会に向けて迅速かつ積極的に発信し，世界に存在感を示すとともに，グローバルに産学官連携を推進しイノベーション創出を展開。
		・社会と大学をつなぐ双方向の広報活動を充実させることで，教育研究の成果を世界に広く発信し，産学官連携へも展開することでイノベーションを創出。
Ⅴ その他業務運営に関する重要目標 **4 法令遵守等に関する目標** ①公平・公正な大学運営を行うため，コンプライアンスを推進する。	①－1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため，第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し，受講率100%を堅持する。また，物品検収体制の徹底，ハンドブックによる啓発活動等を実施する。	・研究に係る不正防止への積極的な対応と構成員への周知。
5 他大学等との連携に関する目標 ①他大学，自治体等，広く関係機関と連携し，効果的・効率的な大学運営を行う。	その他	・サバティカル制度を含めた柔軟で多様な研修制度の導入により，教員のグローバル化並びに研究促進のための環境を整備。

出典：理学・生命科学事務部庶務担当データ

理学院数学専攻 修士課程　カリキュラム・マップ

1．フロンティア精神　DP1 DP2 DP3 DP4 DP7	2．国際性の涵養　DP1 DP2 DP5 DP6	3．全人教育　DP1 DP2 DP3 DP4	4．実学の重視　DP3 DP4 DP5 DP6 DP7

【知識・理解】
DP1　必要とする現代数学の基礎理論を正しく理解している。
DP2　専門分野において，正確な知識を有している。

【論理的思考力】
DP3　数学の知識に基づく論理的な分析や考察・研究を行うことができる。
DP4　抽象的な概念の具体化や具体例の抽象化を適切に扱うことができる。

【汎用的技能】
DP5　学修・研究の成果を論文にまとめあげることができる。
DP6　学修・研究に関する情報交換を適切に行うことができる。

【態度・志向性】
DP7　必要とする文献・資料を収集し，主体的に学習ができる。

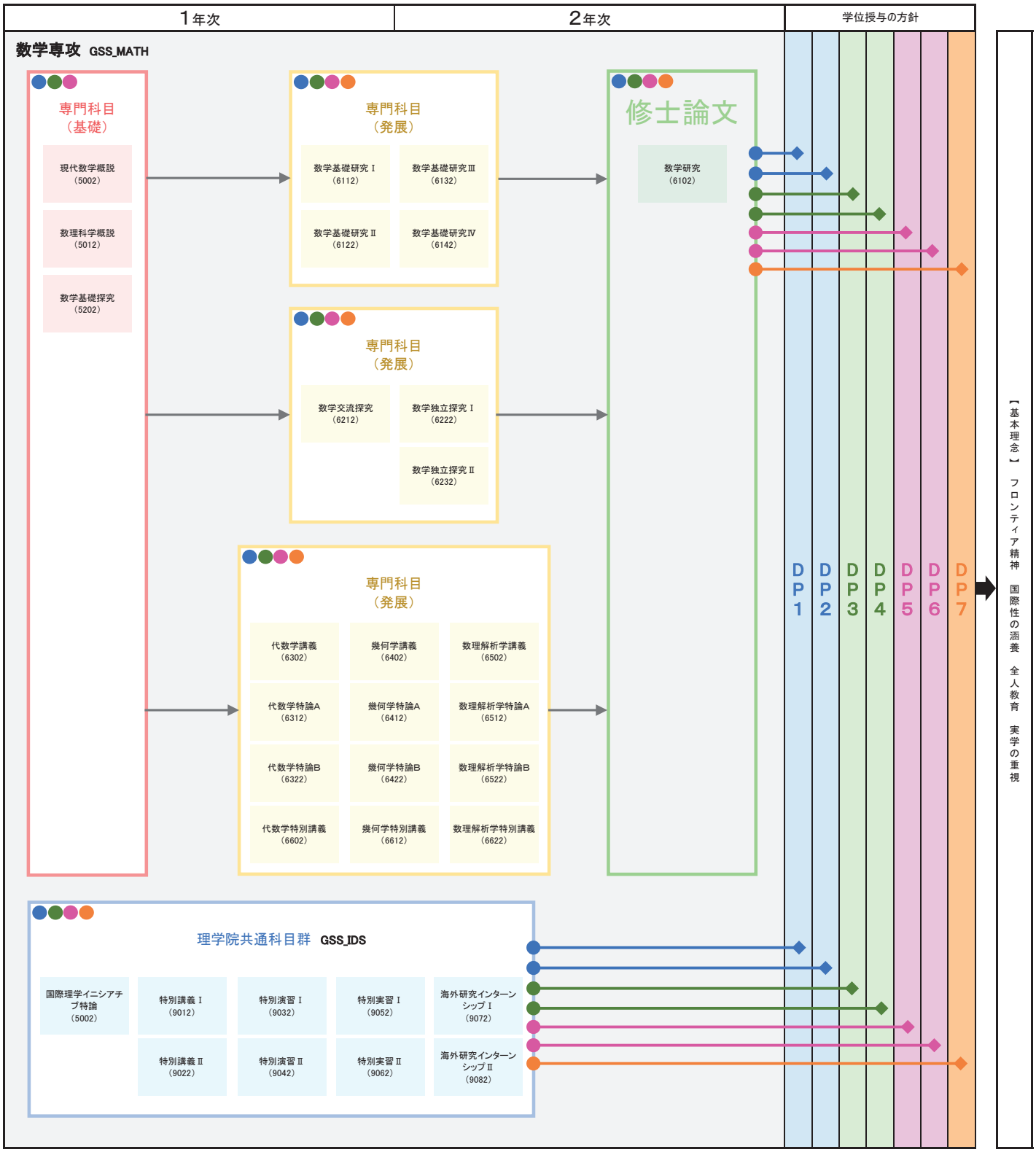

理学院数学専攻 博士後期課程　カリキュラム・マップ

1. フロンティア精神 DP1 DP2 DP3 DP4 DP5	2. 国際性の涵養 DP3 DP4 DP5 DP6 DP7 DP8	3. 全人教育 DP1 DP2 DP6 DP7 DP8	4. 実学の重視 DP4 DP5 DP6 DP7

【知識・理解】

DP1　現代数学の多くの分野における基礎知識を有している。

DP2　専門分野において，深い学識を有している。

【論理的思考力及び研究能力】

DP3　論理的な分析や考察により，研究を推進できる。

DP4　数学的な概念の具体化・抽象化・一般化への対応ができる。

DP5　自律的に課題研究を遂行することができる。

【汎用的技能】

DP6　研究成果を学術論文として公表することができる。

DP7　専門知識を他者へ的確に提供することができる。

DP8　他者との研究上の交流を適切に行うことができる。

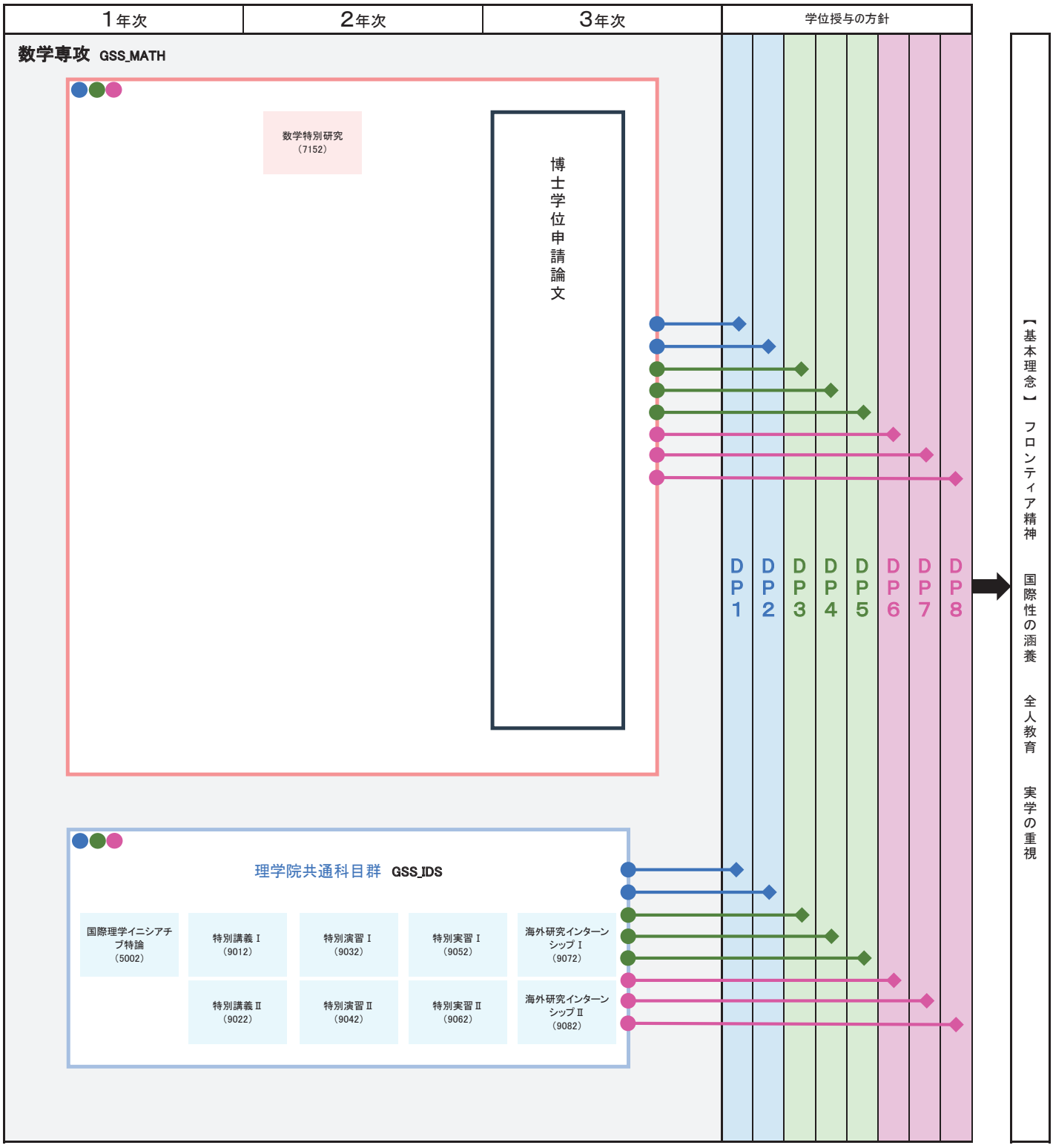

理学院物性物理学専攻 修士課程　カリキュラム・マップ

1. フロンティア精神 DP1 DP2 DP3 DP7	2. 国際性の涵養 DP1 DP2 DP4 DP5 DP7	3. 全人教育 DP1 DP2 DP3 DP4	4. 実学の重視 DP3 DP4 DP5 DP6

【知識・理解】

DP1 科学技術の礎である現代物理学の基礎理論を体系的に理解している。

DP2 専門分野のみならず理学全般において基本的な知識と幅広い素養を有している。

【論理的思考力】

DP3 物理法則の数理的構造を基礎とし物理現象の本質を分析，展開し考察する能力を有し，問題を解決することができる。

【汎用的能力】

DP4 実践的教育研究活動を通じて得た知識，体験を基に新たな課題を論理的思考に基づいて科学的に分析し，課題設定・問題解決にあたることができる。

DP5 科学的事項を論理的思考に基づいてプレゼンテーションやコミュニケーションを行うことができる。

【生涯学習力】

DP6 国際的視点から文化や社会において物理学の果たす役割と責任を理解し，科学倫理観を基に社会に貢献することができる。

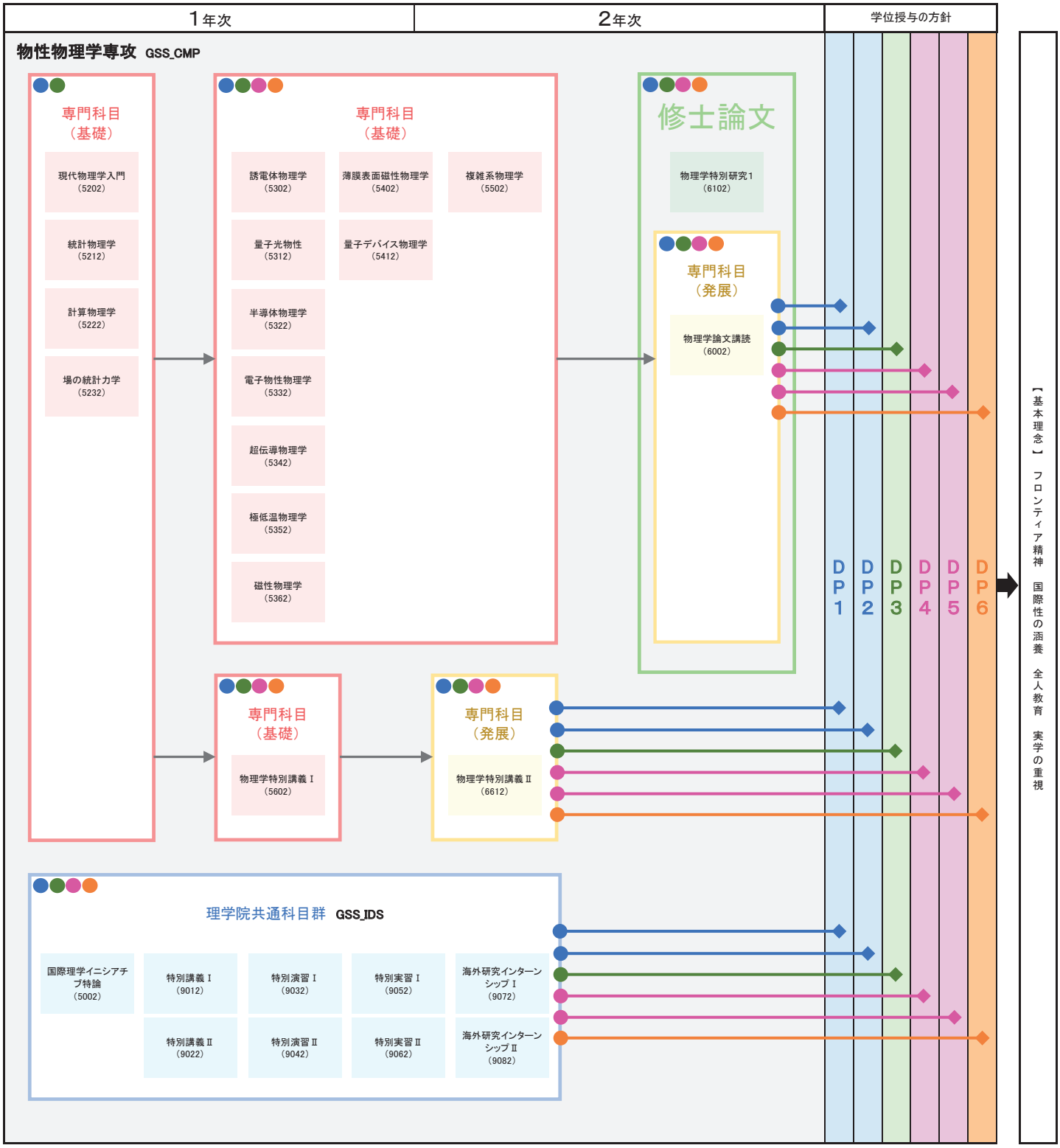

理学院物性物理学専攻 博士後期課程　カリキュラム・マップ

1. フロンティア精神 DP1 DP2 DP3 DP5	2. 国際性の涵養 DP1 DP2 DP4 DP5	3. 全人教育 DP1 DP2 DP3 DP4	4. 実学の重視 DP3 DP4 DP5

【知識・理解】

DP1　現代物理学の広範囲かつ高度な学問的素養や理論を体系的に正確に理解している。

DP2　専門分野のみならず幅広い多様な文化を理解する学識と科学者としての高い倫理観を有している。

【論理的思考力】

DP3　深い学識に基づき論理的な分析と考察から自律的に研究を遂行することができる。

【課題設定・問題解決力】

DP4　批判的思考能力を兼ね備えた論理的思考により物理学的問題を見出し，それらを実証に基づいて的確に判断，解き明かす方法を設計し，解決する能力を身に付けている。

【汎用的能力】

DP5　研究の成果をまとめ，国内外の学会で発表するプレゼンテーション力を習得し，さらに国際的評価が確立された学術論文として公表することができる。

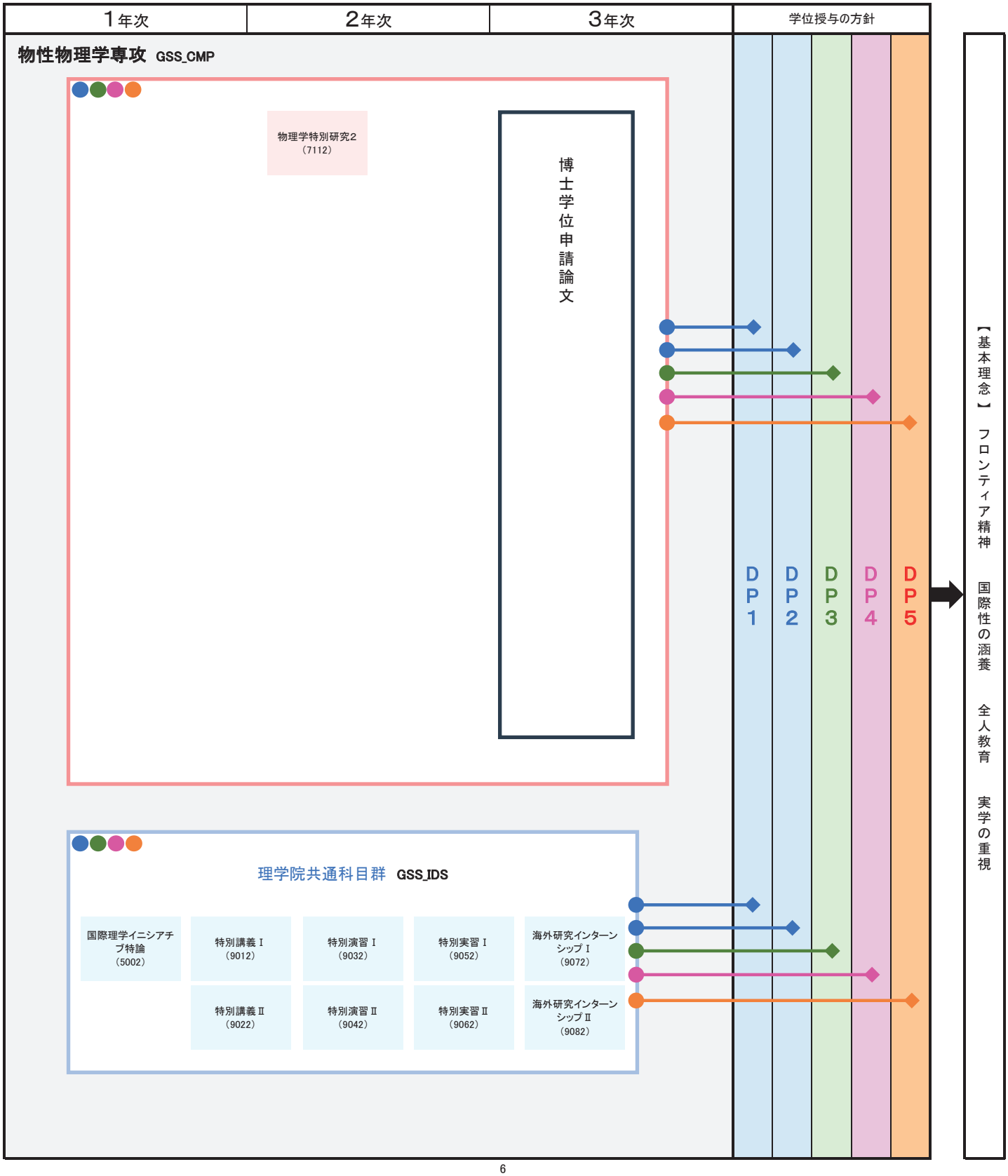

理学院宇宙理学専攻 修士課程　カリキュラム・マップ

1. フロンティア精神 DP1 DP2 DP4	2. 国際性の涵養 DP1 DP3 DP4	3. 全人教育 DP1 DP2 DP3	4. 実学の重視 DP2 DP3 DP4

DP1 物理学・天文学・惑星科学・地球科学の各分野に関連する諸現象についての知識とそれらを支配する基本法則を理解している。

DP2 観測・実験・シミュレーションなどの研究技法を修得している。

DP3 問題を解決するために必要となる論理的思考法を修得している。

DP4 研究成果を文章および口頭発表で伝達できるコミュニケーション能力を修得している。

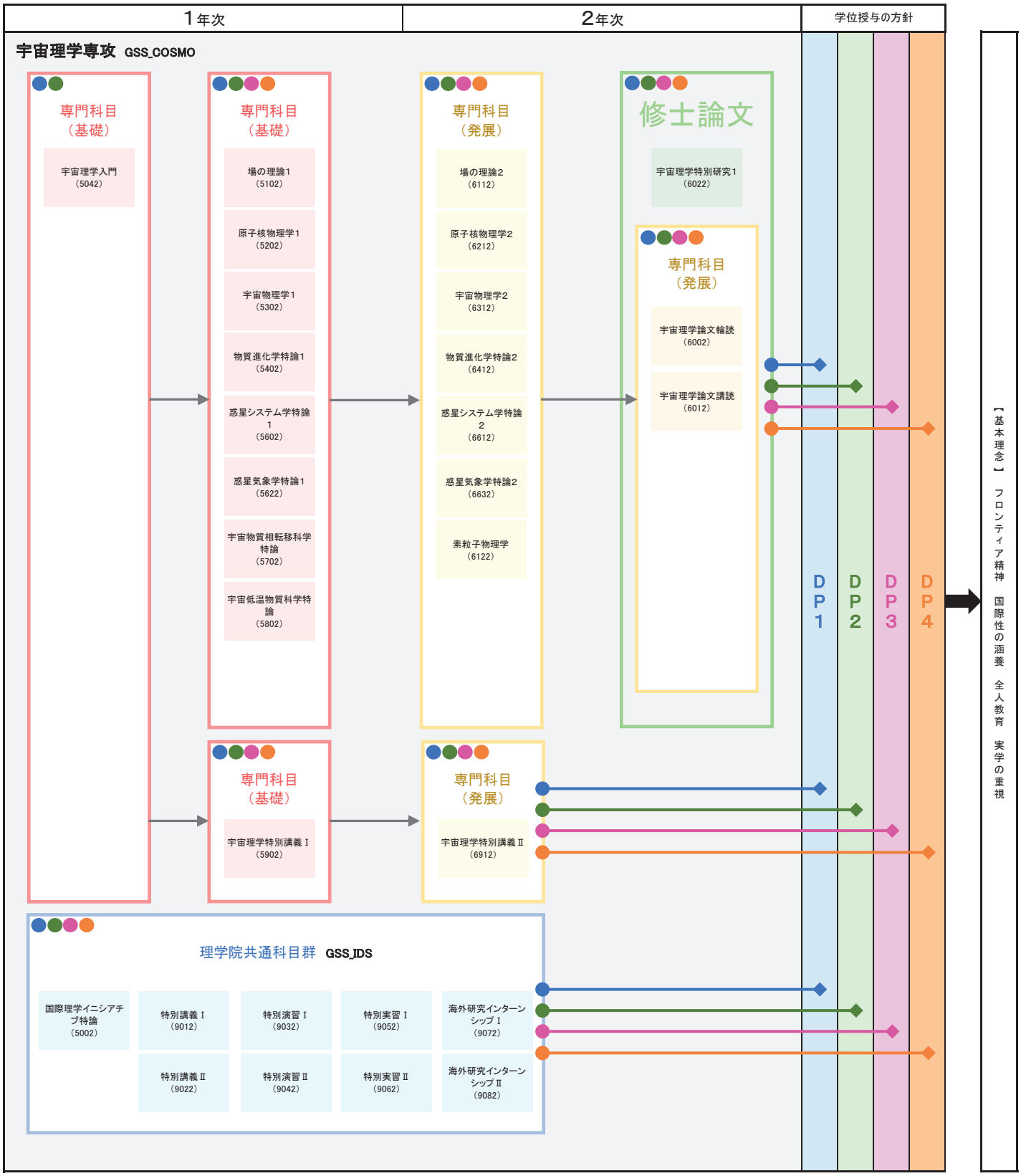

理学院宇宙理学専攻 博士後期課程　カリキュラム・マップ

1. フロンティア精神 DP1 DP2	2. 国際性の涵養 DP1 DP3	3. 全人教育 DP1 DP2 DP3	4. 実学の重視 DP2 DP3

DP1 物理学・天文学・惑星科学・地球科学の各分野に関連する諸現象についてより高度な学識・研究技法を身につけている。

DP2 独自で研究を推進することができる能力を習得している。

DP3 研究成果をわかりやすく伝達できる能力を修得している。

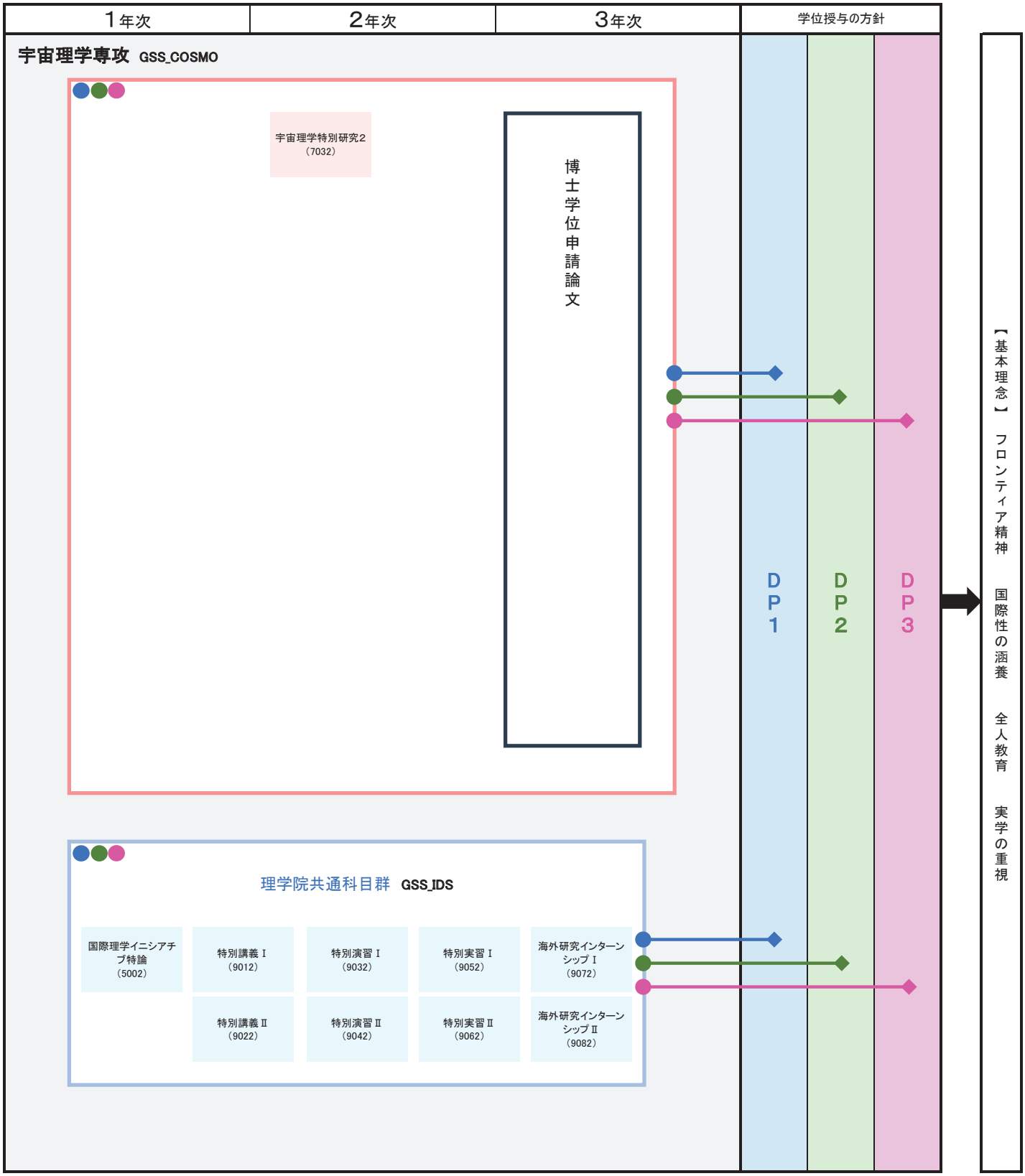

理学院自然史科学専攻 修士課程　カリキュラム・マップ

1．フロンティア精神 DP1 DP2 DP5 DP9	2．国際性の涵養 DP3 DP7 DP8 DP9	3．全人教育 DP2 DP4 DP5 DP6	4．実学の重視 DP1 DP7 DP8 DP9

【自然史科学の知識・理解】
DP1 自然の探求には包括的な視点が必要であることを理解し，自然史科学に関する幅広い基礎知識をもっている。
DP2 自然を探索するための高度な知識をもち，また，背景となる原理や法則を理解し，活用できる。

【科学的洞察力・問題解決力】
DP3 研究に用いるデータを取得する手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど），およびそれらの原理を理解し，データを取得できる。
DP4 専門知識，数量的スキル，実験・調査技術，および情報リテラシーなどを総合的に用いて，データを解析し，科学的に評価することができる。
DP5 自然史科学における様々な問題に対し，論理的思考に基づく解を提示し，さらに新たな課題を見出すことができる。

【論理的思考力】
DP6 データや情報を論理的に整理し，自然現象を多面的に分析することができる。

【コミュニケーション能力】
DP7 科学の成果をわかりやすく表現し，論理的に伝達することができ，科学リテラシーの向上に寄与できる。
DP8 社会が科学に求める要求を理解し，必要な情報を的確に伝えることができる。

【様々な分野での主導的役割を担う能力】
DP9 自然史科学が地球規模で人間社会が抱える諸問題の理解や解決に貢献しうる学問分野であることを理解し，培った洞察力，解決力，思考力，および伝達力を様々な分野に応用することができる。

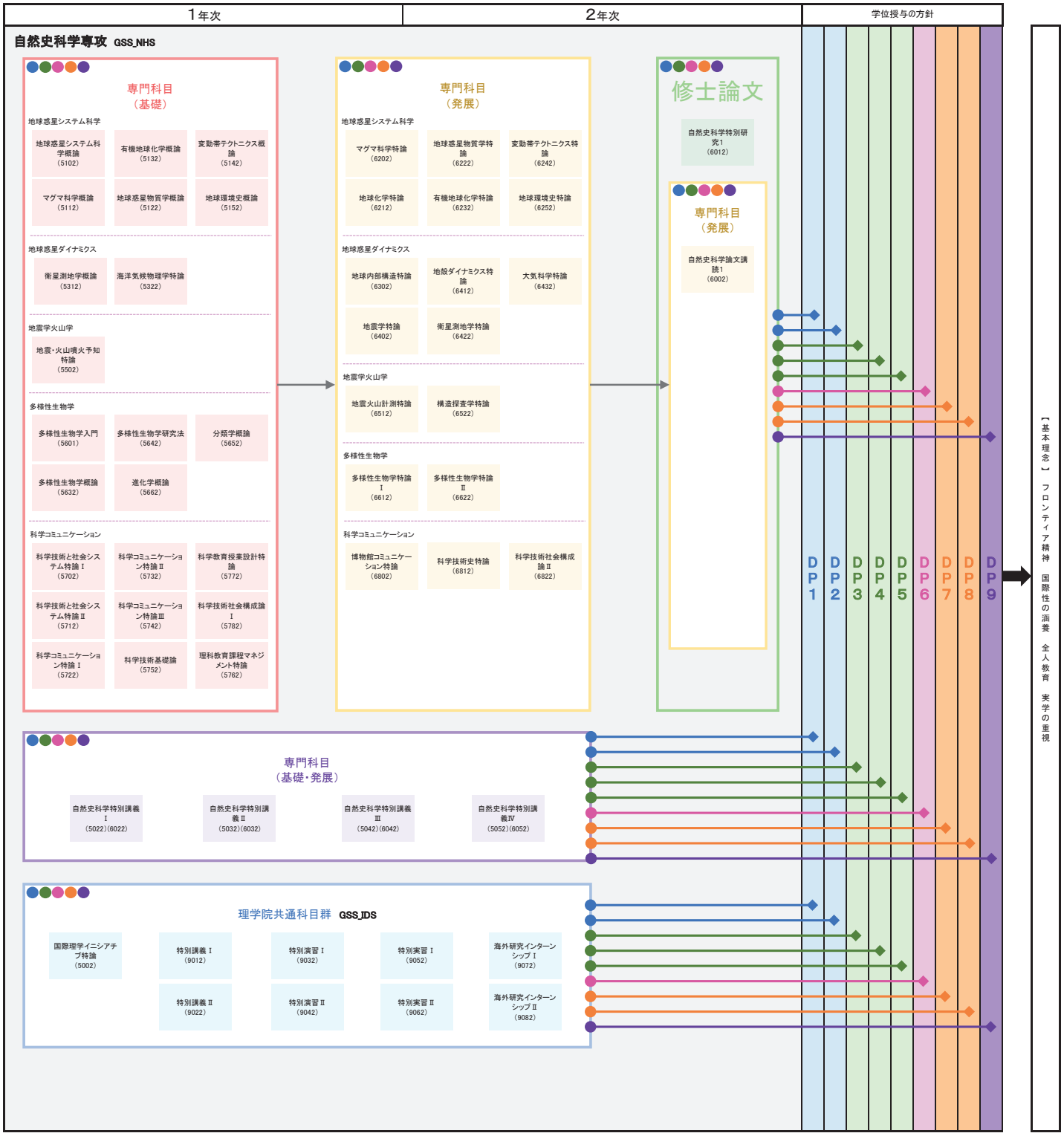

理学院自然史科学専攻 博士後期課程　カリキュラム・マップ

1. フロンティア精神 DP1 DP2 DP5 DP7	2. 国際性の涵養 DP3 DP4 DP7 DP8	3. 全人教育 DP2 DP5 DP6 DP8	4. 実学の重視 DP1 DP3 DP4 DP6

【自然史科学の素養・学識】

DP1 自然の探求に必要な包括的な視点をもち，幅広い素養・学識をもっている。

DP2 自然を深く探索するために充分な専門知識をもち，また，背景となる原理や法則を理解し，活用することができる。

DP3 自然史科学に関する知識や研究の意義を論理的に正しく伝えることができる．また，社会に対して，わかりやすく表現することができる。

【研究遂行能力】

DP4 国内外の研究動向を把握，整理した上で，取り組むべき研究課題およびその意義を判断し，解決への手段を論理的に提示することができる。

DP5 問題解決に必要なデータを適切な手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど）で取得し，それらを多面的に解析・評価することができる。

DP6 最先端の科学的知識とデータに基づき，課題を解決することができる。

DP7 研究成果を学術誌や学会発表などを通じ，世界に発信することができる。

DP8 自然史科学研究を通じて培う総合的判断力，独創性，問題発見・解決力を学界，社会などの様々な環境で発揮し，自立した研究者として，学問の発展や人間社会が直面する諸問題の解決に貢献することができる。

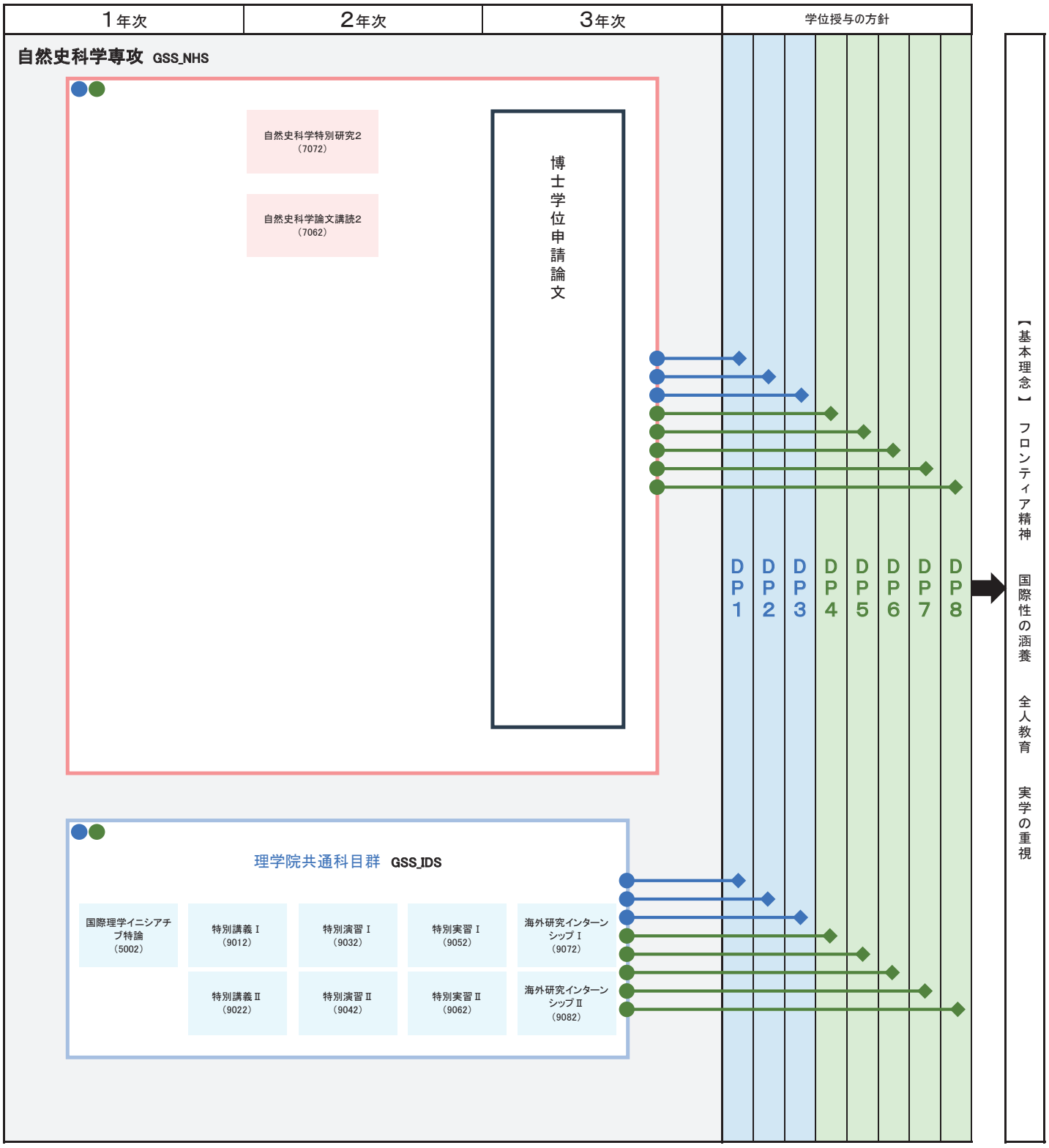

出典：理学院HP

【様式1】

コード一覧表（大分類）

部局名 ： 理学院

通し番号	大分類コード	正式名称	開講部局（分類名称）
（例）1	GEN_LIB	General Education_Liberal Arts	全学教育（教養科目）
（例）2	GEN_JPN	General Education_Japanese Language and Japanese Affairs	全学教育（日本語科目及び日本事情に関する科目）
1	GSS_MATH	Graduate School of Science_Mathematics	理学院（数学専攻）
2	GSS_CMP	Graduate School of Science_Condensed Matter Physics	理学院（物性物理学専攻）
3	GSS_COSMO	Graduate School of Science_Cosmosciences	理学院（宇宙理学専攻）
4	GSS_NHS	Graduate School of Science_Natural History Sciences	理学院（自然史科学専攻）
5	GSS_IDS	Graduate School of Science_Interdepartmental Subjects	理学院（共通科目群）

（注）
1. 大分類コードは、“_”（アンダーバー）を含め、半角大文字10字までです。
2. 大分類コードのうち、最初の3(4)文字は“部局等コード”です。
3. 正式名称は、各単語の頭文字のみ大文字とし、すべて半角で記入して下さい。なお、部局等コードと分類名称の間には、“_”を記入して下さい。
4. 開講部局の後に括弧書きで、“分類名称”を記入して下さい。分類名称には、学科やコースの他、学問上の分類名等を記入して下さい。

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

コード一覧表（中・小分類）

大分類コード ： GSS_IDS　　理学院 共通科目群

通し番号	中分類		小分類		レベル	枝番	備考
	コード	名称	コード	名称			
1	0	基礎科目	0	国際理学イニシアチブ特論	5	ー	
2	0	基礎科目	1	特別講義Ⅰ	9	ー	
3	0	基礎科目	2	特別講義Ⅱ	9	ー	
4	0	基礎科目	3	特別演習Ⅰ	9	ー	
5	0	基礎科目	4	特別演習Ⅱ	9	ー	
6	0	基礎科目	5	特別実習Ⅰ	9	ー	
7	0	基礎科目	6	特別実習Ⅱ	9	ー	
8	0	基礎科目	7	海外研究インターンシップⅠ	9	ー	
9	0	基礎科目	8	海外研究インターンシップⅡ	9	ー	
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

大分類コード ： GSS_MATH　　数学専攻

コードに数字を入れると名称を選ぶ式を入力済み（三階）

通し番号	中分類		小分類		レベル	枝番	備考
	コード	名称	コード	名称			
1	1	セミナー科目	0	数学研究	6	－	必修科目
2	0	基礎科目	0	現代数学概説	5	－	第1選択科目群
3	0	基礎科目	1	数理科学概説	5	－	第1選択科目群
4	1	セミナー科目	1	数学基礎研究Ⅰ	6	－	第1選択科目群
5	1	セミナー科目	2	数学基礎研究Ⅱ	6	－	第1選択科目群
6	1	セミナー科目	3	数学基礎研究Ⅲ	6	－	第1選択科目群
7	1	セミナー科目	4	数学基礎研究Ⅳ	6	－	第1選択科目群
8	1	セミナー科目	5	数学特別研究	7	－	第3選択科目
9	2	探究科目	0	数学基礎探究	5	－	第1選択科目群
10	2	探究科目	1	数学交流探究	6	－	第1選択科目群
11	2	探究科目	2	数学独立探究Ⅰ	6	－	第1選択科目群
12	2	探究科目	3	数学独立探究Ⅱ	6	－	第1選択科目群
13	3	代数系講義科目	0	代数学講義	6	－	第2選択科目群
14	3	代数系講義科目	1	代数学特論A	6	－	第2選択科目群
15	3	代数系講義科目	2	代数学特論B	6	－	第2選択科目群
16	4	幾何系講義科目	0	幾何学講義	6	－	第2選択科目群
17	4	幾何系講義科目	1	幾何学特論A	6	－	第2選択科目群
18	4	幾何系講義科目	2	幾何学特論B	6	－	第2選択科目群
19	5	数理解析系講義科目	0	数理解析学講義	6	－	第2選択科目群
20	5	数理解析系講義科目	1	数理解析学特論A	6	－	第2選択科目群
21	5	数理解析系講義科目	2	数理解析学特論B	6	－	第2選択科目群
22	6	集中講義	0	代数学特別講義	6	－	第2選択科目群
23	6	集中講義	1	幾何学特別講義	6	－	第2選択科目群
24	6	集中講義	2	数理解析学特別講義	6	－	第2選択科目群
25							
26							
27							
28							
29							

各科目にレベルコードを入力願います。
コードは以下の4種類です。

5：MC科目（基礎的な内容科目）

6：MC科目（発展的な内容科目）

7：DC科目

中分類コード　　中分類名称

0	基礎科目
1	セミナー科目
2	探究科目
3	代数系講義科目
4	幾何系講義科目
5	数理解析系講義科目
6	集中講義
7	
8	
9	

（注）
1．大分類コード毎にシートを分けて下さい。
2．中分類コード・小分類コードについては、「0」から「9」までの"1桁"の数字を入力して下さい。
3．枝番は、「000」から「999」までの"3桁"の数字で記入願います。
4．枝番が不要等、枝番に該当する事項が無い場合は"－"を記入願います。
5．言語コードは、授業担当教員がシラバス入力の際に直接入力することとなりますので、
　本調査票での記入は不要です。
6．備考欄は枝番の名称等を記入する必要がある場合などに利用して下さい。
7．分類が200以上ある場合は、適宜欄を追加して下さい。
※ 記入例を必ず参照願います。

レベル（MCのうち、基礎的な科目／発展的な科目　の分け方目安）

概論、基礎探究：5
セミナー科目：6
講義科目：6
集中講義：6

中分類コードに探究科目を追加し、考究科目を削除。

また、これまで「セミナー→各系講義→集中講義→基礎（概説）」の順に数字を振っていたが
基礎を「0」として
「基礎（概説）→セミナー→探究→各系講義→集中講義」の順に変更

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

大分類コード ： GSS_CMP　　物性物理学専攻

通し番号	中分類		小分類		レベル	枝番	備考
	コード	名称	コード	名称			
1	0	物理学ゼミ	0	物理学論文輪講	6	ー	必修科目群
2	1	物理学特別研究	0	物理学特別研究1	6	ー	必修科目群
3	1	物理学特別研究	1	物理学特別研究2	7	ー	選択科目
4	1	物理学特別研究	2	物理学特別研究セミナーA	7	ー	選択科目
5	1	物理学特別研究	3	物理学特別研究セミナーB	7	ー	選択科目
6	1	物理学特別研究	4	物理学特別研究セミナーC	7	ー	選択科目
7	1	物理学特別研究	5	物理学特別研究セミナーD	7	ー	選択科目
8	2	物性基礎理論	0	現代物理学入門	5	ー	選択科目群
9	2	物性基礎理論	1	統計物理学	5	ー	選択科目群
10	2	物性基礎理論	2	計算物理学	5	ー	選択科目群
11	2	物性基礎理論	3	場の統計力学	5	ー	選択科目群
12	3	固体電子物性	0	誘電体物理学	5	ー	選択科目群
13	3	固体電子物性	1	量子光物性	5	ー	選択科目群
14	3	固体電子物性	2	半導体物理学	5	ー	選択科目群
15	3	固体電子物性	3	電子物性物理学	5	ー	選択科目群
16	3	固体電子物性	4	超伝導物理学	5	ー	選択科目群
17	3	固体電子物性	5	極低温物理学	5	ー	選択科目群
18	3	固体電子物性	6	磁性物理学	5	ー	選択科目群
19	4	量子デバイス物性	0	薄膜表面磁性物理学	5	ー	選択科目群
20	4	量子デバイス物性	1	量子デバイス物理学	5	ー	選択科目群
21	5	複雑系物性	0	複雑系物理学	5	ー	選択科目群
22	6	先端物理学	0	物理学特別講義1	5	ー	選択科目群
23	6	先端物理学	1	物理学特別講義2	6	ー	選択科目群
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

大分類コード ： GSS_COSMO　　宇宙理学専攻

通し番号	中分類		小分類		レベル	枝番	備考
	コード	名称	コード	名称			
1	0	宇宙理学	0	宇宙理学論文輪講	6	ー	必修科目群
2	0	宇宙理学	1	宇宙理学論文講読	6	ー	必修科目群
3	0	宇宙理学	2	宇宙理学特別研究1	6	ー	必修科目群
4	0	宇宙理学	3	宇宙理学特別研究2	7	ー	選択科目
5	0	宇宙理学	4	宇宙理学入門	5	ー	選択科目群
6	1	素粒子物理学	0	場の理論1	5	ー	選択科目群
7	1	素粒子物理学	1	場の理論2	6	ー	選択科目群
8	1	素粒子物理学	2	素粒子物理学	6	ー	選択科目群
9	2	原子核物理学	0	原子核物理学1	5	ー	選択科目群
10	2	原子核物理学	1	原子核物理学2	6	ー	選択科目群
11	3	宇宙物理学	0	宇宙物理学1	5	ー	選択科目群
12	3	宇宙物理学	1	宇宙物理学2	6	ー	選択科目群
13	4	宇宙物質進化学	0	物質進化学特論1	5	ー	選択科目群
14	4	宇宙物質進化学	1	物質進化学特論2	6	ー	選択科目群
15	6	惑星宇宙科学	0	惑星システム学特論1	5	ー	選択科目群
16	6	惑星宇宙科学	1	惑星システム学特論2	6	ー	選択科目群
17	6	惑星宇宙科学	2	惑星気象学特論1	5	ー	選択科目群
18	6	惑星宇宙科学	3	惑星気象学特論2	6	ー	選択科目群
19	7	相転移ダイナミクス	0	宇宙物質相転移科学特論	5	ー	選択科目群
20	8	宇宙物質科学	0	宇宙低温物質科学特論	5	ー	選択科目群
21	9	先端宇宙理学	0	宇宙理学特別講義1	5	ー	選択科目群
22	9	先端宇宙理学	1	宇宙理学特別講義2	6	ー	選択科目群
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

大分類コード ： GSS_NHS　　自然史科学専攻

通し番号	中分類		小分類		レベル	枝番	備考
	コード	名称	コード	名称			
1	0	自然史科学	0	自然史科学論文講読1	6	－	必修科目群
2	0	自然史科学	1	自然史科学特別研究1	6	－	必修科目群
3	0	自然史科学	2	自然史科学特別講義Ⅰ	5･6	－	第1選択科目群
4	0	自然史科学	3	自然史科学特別講義Ⅱ	5･6	－	第1選択科目群
5	0	自然史科学	4	自然史科学特別講義Ⅲ	5･6	－	第1選択科目群
6	0	自然史科学	5	自然史科学特別講義Ⅳ	5･6	－	第1選択科目群
7	0	自然史科学	6	自然史科学論文講読2	7	－	第2選択科目群
8	0	自然史科学	7	自然史科学特別研究2	7	－	第2選択科目群
9	1	地球惑星システム科学1	0	地球惑星システム科学概論	5	－	第1選択科目群
10	1	地球惑星システム科学1	1	マグマ科学概論	5	－	第1選択科目群
11	1	地球惑星システム科学1	2	地球惑星物質学概論	5	－	第1選択科目群
12	1	地球惑星システム科学1	3	有機地球化学概論	5	－	第1選択科目群
13	1	地球惑星システム科学1	4	変動帯テクトニクス概論	5	－	第1選択科目群
14	1	地球惑星システム科学1	5	地球環境史概論	5	－	第1選択科目群
15	2	地球惑星システム科学2	0	マグマ科学特論	6	－	第1選択科目群
16	2	地球惑星システム科学2	1	地球化学特論	6	－	第1選択科目群
17	2	地球惑星システム科学2	2	地球惑星物質学特論	6	－	第1選択科目群
18	2	地球惑星システム科学2	3	有機地球化学特論	6	－	第1選択科目群
19	2	地球惑星システム科学2	4	変動帯テクトニクス特論	6	－	第1選択科目群
20	2	地球惑星システム科学2	5	地球環境史特論	6	－	第1選択科目群
21	3	地球惑星ダイナミクス1	0	地球内部構造特論	6	－	第1選択科目群
22	3	地球惑星ダイナミクス1	1	衛星測地学概論	5	－	第1選択科目群
23	3	地球惑星ダイナミクス1	2	海洋気候物理学特論	5	－	第1選択科目群
24	4	地球惑星ダイナミクス2	0	地震学特論	6	－	第1選択科目群
25	4	地球惑星ダイナミクス2	1	地殻ダイナミクス特論	6	－	第1選択科目群
26	4	地球惑星ダイナミクス2	2	衛星測地学特論	6	－	第1選択科目群
27	4	地球惑星ダイナミクス2	3	大気科学特論	6	－	第1選択科目群
28	5	地震学火山学	1	地震火山計測特論	6	－	第1選択科目群
29	5	地震学火山学	2	構造探査学特論	6	－	第1選択科目群
30	5	地震学火山学	0	地震・火山噴火予知特論	5	－	第1選択科目群
31	6	多様性生物学	0	多様性生物学入門	5	－	第1選択科目群
32	6	多様性生物学	1	多様性生物学特論Ⅰ	6	－	第1選択科目群
33	6	多様性生物学	2	多様性生物学特論Ⅱ	6	－	第1選択科目群
34	6	多様性生物学	3	多様性生物学概論	5	－	第1選択科目群
35	6	多様性生物学	4	多様性生物学研究法	5	－	第1選択科目群
36	6	多様性生物学	5	分類学概論	5	－	第1選択科目群

各科目にレベルコードを入力願います。
コードは以下の4種類です。

5：MC科目（基礎的な内容科目）

6：MC科目（発展的な内容科目）

7：DC科目

9：海外への留学を内容とする科目，
レベル分け出来ない科目

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

大分類コード ： GSS_NHS　　自然史科学専攻

通し番号	中分類		小分類		レベル	枝番	備考
	コード	名称	コード	名称			
37	6	多様性生物学	6	進化学概論	5	－	第1選択科目群
38	7	科学コミュニケーション基礎	0	科学技術と社会システム特論Ⅰ	5	－	第1選択科目群
39	7	科学コミュニケーション基礎	1	科学技術と社会システム特論Ⅱ	5	－	第1選択科目群
40	7	科学コミュニケーション基礎	2	科学技術コミュニケーション特論Ⅰ	5	－	第1選択科目群
41	7	科学コミュニケーション基礎	3	科学技術コミュニケーション特論Ⅱ	5	－	第1選択科目群
42	7	科学コミュニケーション基礎	4	科学技術コミュニケーション特論Ⅲ	5	－	第1選択科目群
43	7	科学コミュニケーション基礎	5	科学技術基礎論	5	－	第1選択科目群
44	7	科学コミュニケーション基礎	6	理科教育課程マネジメント特論	5	－	第1選択科目群
45	7	科学コミュニケーション基礎	7	科学教育授業設計特論	5	－	第1選択科目群
46	7	科学コミュニケーション基礎	8	科学技術社会構成論Ⅰ	5	－	第1選択科目群
47	8	科学コミュニケーション応用	0	博物館コミュニケーション特論	6	－	第1選択科目群
48	8	科学コミュニケーション応用	1	科学技術史特論	6	－	第1選択科目群
49	8	科学コミュニケーション応用	2	科学技術社会構成論Ⅱ	6	－	第1選択科目群

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

（４）北海道大学学位規程

昭和33年９月10日

海大達第12号

（趣旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条の規定に基づき，北海道大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，北海道大学通則（平成７年海大達第２号）及び北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「大学院通則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（専攻分野の名称）

第２条　本学において授与する学士，修士及び博士の学位には，別表第１に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

（専門職学位課程を修了した者に授与する学位）

第２条の２　大学院通則第３条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は，別表第１に定めるとおりとする。

（大学院の課程による者の学位論文等の提出）

第３条　本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは，当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を，研究科又は学院（以下「研究科等」という。）の長に提出しなければならない。

２　本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは，当該学位論文，論文目録，論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

（論文提出による博士の学位授与の申請）

第４条　大学院通則第25条第２項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は，第18条の規定による学位申請書に，学位論文，論文目録，履歴書及び論文審査手数料を添え，総長に提出しなければならない。

２　本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得したのみで退学した者が，再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも，前項の規定による。ただし，退学してから１年以内に学位論文を提出するときは，論文審査手数料を納付することを要しない。

３　論文審査手数料の額は，北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号）の定めるところによる。

４　既納の論文審査手数料は還付しない。

（学位論文及び資料）

第５条　第３条又は前条第１項若しくは第２項の規定により提出する学位論文は，一篇に限る。ただし，参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは，学位論文の訳文，模型又は標本等の資料を提出させる

ことができる。

3　第３条第１項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第２項又は前条第１項若しくは第２項の規定により提出された学位論文は，返還しない。

（学位の授与に係る審査等）

第６条　学位論文の提出があったときは，第３条第２項の場合にあっては研究科等の長が，第４条第１項又は第２項の場合にあっては，第２条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が，当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）に，学位論文の審査，試験及び試問（第３条第２項の場合にあっては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

2　試験は，学位論文を中心として，これに関連のある学術について行う。

3　試問は，第４条第１項又は第２項の規定により学位論文を提出した者に対し，口答試問及び筆答試問により行う。この場合，外国語を課すものとし，その種類は，研究科等の教授会の定めるところによる。

4　大学院通則第25条第２項ただし書の規定により，試問を免除することができるのは，第４条第２項の規定により学位の授与を申請する者が，退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。

5　大学院通則第25条第２項ただし書に規定する試問以外の方法とは，学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし，当該審査は，研究科等の教授会が特に認めたときに行うことができる。

6　第３条第１項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関する事項は，各研究科等の長が別に定める。

7　大学院通則第22条第２項に規定する試験及び審査に関する事項は，各研究科等の長が別に定める。

（審査委員）

第７条　研究科等の教授会は，当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから３名以上の審査委員を選定して，前条第１項の審査等を行う。

2　前項の研究科等の教授会は，審査等のため必要があると認めるときは，次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。

(1)　当該研究科等の研究指導を担当する准教授，講師又は助教（客員准教授並びに特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）

(2)　他の研究科等の研究指導を担当する教授，准教授，講師又は助教

(3)　他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

３　前２項の規定により審査委員に選定された者のほか，第１項の研究科等の教授会は，審査等のため必要があると認めるときは，同項に規定する教授又は前項第１号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第８条　削除

（審査期間）

第９条　審査委員は，第３条第２項又は第４条第１項若しくは第２項の規定により学位論文が提出された日から１年以内に，審査等を終了しなければならない。ただし，特別の事由があるときは，当該研究科等の教授会の議を経て，その期間を１年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第10条　審査委員は，審査等を終了したときは，ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

（教授会の審議）

第11条　研究科等の教授会は，前条の報告に基づき，第３条第２項の規定により学位論文を提出した者にあっては，課程の修了の可否について，第４条第１項又は第２項の規定により学位論文を提出した者にあっては，学位の授与の可否について審議する。

２　前項の教授会は，構成員の３分の２以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

３　海外出張中，休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は，前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

４　第１項に規定する事項に係る議事は，出席構成員の３分の２以上で決するものとする。

５　卒業の可否については学部の教授会（現代日本学プログラム課程にあっては，現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第２項及び第16条において同じ。）が，修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が，専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。

６　前項の教授会の定足数及び議決の方法は，各学部，各研究科等又は教育部の長（現代日本学プログラム課程にあっては，現代日本学プログラム課程長。次条第２項において同じ。）が別に定める。

（報告）

第12条　前条第１項の規定に基づき，学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が，同条第４項の議決をしたときは，当該研究科等の長は，学位論文とともに学位論文の内容の要旨，審査の要旨，試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。

２　前条第１項又は第５項の規定に基づき，学部，研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程，博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは，

当該学部，研究科等又は教育部の長は，可とした者を総長に報告しなければならない。

3　前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては，当該者の学位論文，学位論文の内容の要旨，審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。

（学位の授与）

第13条　総長は，前条第１項の報告に基づき，大学院通則第25条第２項の規定による博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，学位を授与できない者には，その旨を通知する。

2　総長は，前条第２項の報告に基づき，卒業を認定又は修士課程，博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し，学位記を授与する。

（学位論文要旨等の公表）

第14条　本学は，博士の学位を授与したときは，学位を授与した日から３月以内に，その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第15条　博士の学位を授与された者は，学位を授与された日から１年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由があるときは，当該研究科等の教授会の承認を受けて，当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は，当該やむを得ない事由がなくなったときは，学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

4　前３項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には，北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

（学位授与の取消）

第16条　学位を授与された者が，不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは，総長は，学部，研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

2　学部，研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには，第11条第２項から第４項までの規定を準用する。

（財産上の利益等の受領の禁止）

第16条の２　第７条に規定する審査委員は，審査等の対象となる者から供応接待又は金銭，物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあっては，通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（登録）

第17条　本学において博士の学位を授与したときは，総長は，文部科学大臣に報告し，学位簿に登録する。

（学位記及び書類の様式等）

第18条　学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は，別表第２のとおりとする。

附　則

１　この規程は，昭和33年３月20日から施行する。ただし，修士の学位に関する規定は，昭和30年１月１日から適用する。

２　北海道大学学位規程（大正10年３月22日北大達第６号）は，この規程の施行にかかわらず，昭和37年３月31日（医学博士については，昭和35年３月31日）まで効力を有する。

３　本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を修了した者に同種の学位を授与した後において取扱う。

（略）

附　則

１　この規程は，平成31年４月１日から施行する。

２　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成31年海大達第　号)附則第２項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し，所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は，改正後の別表第１の規定にかかわらず，文学研究科の修士及び博士の学位にあっては文学又は学術とし，情報科学研究科の修士の学位にあっては工学又は情報科学とする。

別表第１（第２条，第２条の２関係）

１　（略）

２　修士及び博士

研究科等	専攻分野の名称	
	修士	博士
理学院	理学	理学
生命科学院	生命科学 薬科学 ソフトマター科学	生命科学 薬科学 臨床薬学 ソフトマター科学

備考　一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合，当該名称を付記する対象者の範囲は，当該研究科等が別に定める

出典：北海道大学規程集

理学院代議員会議申合せ事項

平成１９年３月１日理学院代議員会議

Ⅰ　大学院入学試験の実施について

（趣旨）

1　北海道大学大学院理学院（以下「本学院」という。）における入学試験の実施については，北海道大学通則（昭和26年海大達第20号）（以下「本学通則」という。），北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号）（以下「本学大学院通則」という。）及び北海道大学大学院理学院規程（昭和30年海大達第10号。以下「本学院規程」という。）に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

（学生募集要項）

2　学生募集要項は，理学院代議員会議（以下「代議員会議」という。）の議を経て，募集の都度学院長がこれを定める。

（選抜方法）

3　本学院における本学大学院通則第４条第４項に規定する修士（博士前期）課程（以下「修士課程」という。）入学者の選抜方法は，学力検査，健康診断，志望理由書及び成績証明書等を総合して，各専攻が定める方法によって合格者を決定するものとする。

（学力検査の方法）

4　修士課程入学志願者の学力検査の方法については，各専攻が別に定める。

（試験結果の報告）

5　入学試験が終了したときは，当該専攻の代議員は，ただちにその結果を学院長あて報告しなければならない。

（合格者の選考及び決定）

6　合格候補者の選考は入学志願者に係る各専攻が行い，当該専攻の代議員は，合格候補者を入学試験委員会に推薦する。

7　代議員会議は，前項の入学試験委員会の議を経た合格候補者について審議し，合格者を決定する。

Ⅱ　博士後期課程修了に係る学位論文の審査等について

（趣旨）

1　本学院における博士後期課程の修了に係る学位論文の審査等については，本学通則，本学大学院通則，北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号以下「本学学位規程」という。），北海道大学学位規程の運用に関する細則（平成４年３月18日総長裁定。以下「本学学位規程運用細則」という。）及び本学院規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

（学位論文の提出期限）

2　学位論文は，原則として博士後期課程在学中に提出しなければならない。

3　学位申請者が本学大学院通則第４条第７項に規定する在学年限以内に学位を授与されないときは，論文提出による学位申請として取扱う。

（学位論文の提出要件）

4　学位論文は，単著とする。ただし，既に印刷公表された論文については，共著を認めるものとする。

5　学位論文は，本学院の在学中に行った研究に基づくものでなければならない。

6　学位論文は，指導教員が責任をもって推薦できるものでなければならない。

（参考論文の取扱い）

7　本学学位規程第５条第１項に規定する「参考として他の論文を添付することができる」を準用して論文目録に掲載する参考論文は，学位論文に対する補助的論文として一体的に審査を受ける場合のものをいい，その他の論文等は，研究業績として取扱う。

（研究業績等の取扱い）

8　申請者は，審査等の参考として，学位論文に添えて研究業績一覧を提出することができる。

9　前項の研究業績は，原則として権威ある学会誌等（学術雑誌を含む。以下同じ。）に印刷公表された論文等をいう。ただし，権威ある学会誌等に掲載が決定している論文及び権威ある学会等における講演発表を加えることができる。

10　申請者が本学院規程第７条第１項及び第３項ただし書の規定による在学期間をもって修了しようとする者であるときは，前２項の申合せにかかわらず，学位論文に添えて研究業績一覧を提出しなければならない。

10-2　当該専攻の代議員は，前項の研究業績一覧に基づき，申請者が「優れた研究業績を上げた者」と認め得るか否かを審査し，「優れた研究業績を上げた者」と認める場合に限り学位申請を許可するものとする。

10-3　当該専攻の代議員は，前項により学位申請を許可したときは，「優れた研究業績を上げた者」と認めた根拠を明記した推薦書を学院長あて提出しなければならない。

11　当該専攻の代議員は，審査等のため必要があると認めるときは，第９項又は第10項の研究業績一覧に掲載された論文等を提出させることができる。

（学位申請の受理及び審査委員の選定）

12　当該専攻の代議員が学位授与の申請を許可したときは，代議員会議は，学位申請者の資格について審議し，学位申請を受理すべきか否かを議決する。

13　前項の議決により学位申請を受理したときは，代議員会議は，当該専攻の代議員の推薦に基づき，審査委員を選定する。

13-2　前項の審査委員については，本学学位規程第７条各項の規定を準用する。

13-3第13項の審査委員の主査は，当該申請者の研究を指導した教授又は准教授とする。ただし，特別な事情があると代議員会議が認めたときは，当該専攻担当の教授又は准教授若しくは関連専攻担当の教授とすることができる。

（学位申請論文の閲覧等）

14　学院長は，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議開催予定日の１週間前までに，学位申請論文一覧を，代議員会議の資料として各代議員あて配付するものとする。

15　学院長は，前項の学位申請論文一覧に掲載された論文について，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議の開催予定日前１週間は自由な閲覧を保障するものとする。

（公開論文発表会等）

16　当該専攻の代議員は，学位申請論文に関する公開論文発表会等の開催予定について，事前に掲示するものとする。

（最終試験）

17　学位論文の審査等に関する最終試験は，主査，副査及び当該専攻担当の教員が出席して行うものとする。

17-2　試験及び諮問を行うに当たり，関連科目担当の教員を加える必要があると当該学位論文の審査委員が認める場合には，本学学位規程運用細則第７条第２項の規定を準用する。

（審査の報告等）

18　審査期間については，本学学位規程第９条の規定を準用する。

19　審査委員は，学位論文の審査等に関する最終試験を終了したときは，直ちにその結果を学位論文審査の要旨により学院長あて報告するものとする。

20　学院長は，前項の学位論文審査の要旨を，博士後期課程修了者の認定について審議する代議員会議開催予定日の２週間前までに，各代議員あて配付するものとする。

（代議員会議の審議）

21　審査委員が学位論文の審査等に関する最終試験を終了したときは，代議員会議は，第19項の審査委員の報告に基づいて審議し，博士後期課程の修了者として認定すべきか否かを議決する。

21-2　前項の代議員会議の審議については，本学学位規程第11条各項の規定を準用する。

22　博士後期課程修了者の認定は，原則として６月，９月，12月及び３月の初旬に開催される代議員会議において行う。

（手続き等）

23　学位授与の申請手続き等この申合せの運用に関し必要な事項は，学院長が別に定める。

Ⅲ　論文博士に係る学位論文の審査等について

（趣旨）

１　本学院における論文提出による博士の学位論文の審査等については，本学通則，本学大学院通則，本学学位規程及び本学学位規程運用細則並びに本学院規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

（学位授与申請に必要な研究歴等）

２　本学学位規程運用細則第３条第１項第１号の「研究科が必要と認める期間」及び同項第２号の「研究科が相当と認める期間」は，本学院においては５年以上とする。

３　本学学位規程運用細則第３条第２項第５号の「教授会が適当と認める研究機関」及び第６号の「教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究」については，「本学院の当該専攻の議により認めるもの」として取扱う。

４　学位論文は，単著とする。ただし，本学学位規程第15条各項の規定による印刷公表論文については，共著を認めるものとする。

（参考論文の取扱い）

５　本学学位規程第５条第１項に規定する「参考として他の論文を添付することができる」に基づき論文目録に掲載する参考論文は，学位論文に対する補助的論文として一体的に審査を受ける場合のものをいい，その他の論文等は，研究業績として取扱う。

（研究業績等の取扱い）

６　申請者は，審査等の参考として，学位論文に添えて研究業績一覧を提出することができる。

６－２　前項の研究業績は，原則として権威ある学会誌等に印刷公表された論文等をいう。ただし，権威ある学会誌等に掲載が決定している論文及び権威ある学会等における講演発表を加えることができる。

７　当該専攻の代議員は，審査等のため必要があると認めるときは，第６項の研究業績一覧に掲載された論文等を提出させることができる。

（学位申請論文の閲覧等）

８　学院長は，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議開催予定日の１週間前までに，学位申請論文一覧を，代議員会議の資料として各代議員あて配付するものとする。

９　学院長は，前項の学位申請論文一覧に掲載された論文について，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議の開催予定日前１週間は自由な閲覧を保障するものとする。

（公開論文発表会等）

10　当該専攻の代議員は，学位申請論文に関する公開論文発表会等の開催予定について，事前に掲示するものとする。

（試験及び試問）

11　本学学位規程第６条第２項及び第３項に規定する試験及び試問は，論文審査報告の前に各専攻で行い，その期日等については申請者にあらかじめ通知する。

12　外国語の試問は，１ヵ国語について行う。その種類は代議員会議が定める。（単位修得退学者に係る試問免除の年限）

13　本学学位規程第８条に規定する「各研究科所定の年限内」は，本学院においては３年以内とする。

（審査等の報告）

14　審査委員は，学位論文の審査等に関する最終試験を終了したときは，ただちにその結果を学位論文審査の要旨及び学位論文審査の概要により学院長あて報告するものとする。

15　学院長は，前項の学位論文審査の概要を，学位授与の可否について議決する代議員会議開催予定日の２週間前までに各専攻の代議員あて配付するものとする。

（代議員会議の審議）

16　学位授与の可否に関する議決は，原則として６月，９月，12月及び３月の初旬に開催される代議員会議において行う。

（手続き等）

17　学位授与の申請手続き等この申合せの運用に関し必要な事項は，学院長が別に定める。

Ⅳ　修士課程修了に係る修士論文の審査等について

（趣旨）

１　本学院における修士課程の修了に係る修士論文（本学院規程第６条第２項に規定する「特定の課題についての研究の成果」を含む。以下同じ。）の審査等については，本学通則，本学大学院通則及び本学院規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところに

よる。
（修士申請論文の提出期限）
2　修士の学位申請論文（以下「修士申請論文」という。）は，専攻の定める期限までに提出しなければならない。
（修士申請論文の提出要件）
3　修士申請論文は，単著とする。
4　修士申請論文は，指導教員が責任をもって推薦できるものでなければならない。
（業績等の取扱い）
5　修士論文審査の申請者（以下「申請者」という。）は，審査等の参考として，修士申請論文に添えて業績一覧を提出することができる。
5－2　前項の業績は，原則として学会誌等（学術雑誌を含む。以下同じ。）に印刷公表された論文等をいう。ただし，学会誌等に掲載が決定している論文及び学会等における講演発表を加えることができる。
6　申請者が本学院規程第6条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修了しようとする者であるときは，前2項の申合せにかかわらず，修士申請論文に添えて業績一覧を提出しなければならない。
6－2　当該専攻の代議員は，前項の業績一覧に基づき，申請者が「優れた業績を上げた者」と認め得るか否かを審査し，「優れた業績を上げた者」と認める場合に限り当該修士申請論文を受理するものとする。
6－3　当該専攻の代議員は，前項により修士申請論文を受理したときは，「優れた業績を上げた者」と認めた根拠を明記した推薦書を「修士論文題目一覧」に添えて，学院長あて提出しなければならない。
7　当該専攻の代議員は，審査等のため必要があると認めるときは，第5項の業績一覧に掲載された論文等を提出させることができる。
（審査委員）
8　当該専攻の代議員が修士論文の申請を受理したときは，当該専攻において審査委員を選定する。
8－2　前項の審査委員は，当該専攻及び関連専攻担当の教員（連携分野教員を含む。以下同じ。）のうちから3名以上を選定するものとする。
8－3　当該専攻の代議員が審査等のため必要があると認めるときは，本学学位規程第7条第2項及び本学学位規程運用細則第7条第2項の規定を準用することができる。
9　第8項の審査委員の主査は，当該申請者の研究を指導した教員とする。ただし，特別な事情があると当該専攻の代議員が認めるときは，当該専攻及び関連専攻担当の教員とすることができる。
（審査結果の報告）
10　審査委員の主査は，修士論文の審査結果について，当該専攻の代議員が指定する期限までに，当該専攻の代議員あて報告しなければならない。
11　当該専攻の代議員は，前項の報告についてとりまとめ，学院長あて報告するものとする。
（代議員会議の審議）
12　代議員会議は，前項の報告において合格した者を対象として，本学院規程第6条の規

定に基づき，修士課程の修了者について審議する。

13　修士課程の修了者に関する審議は，原則として９月及び３月の初旬に開催される代議員会議において行う。

（手続き等）

14　修士論文の審査に関する手続き等この申合せの運用に関し必要な事項は，学院長が別に定める。

Ⅴ　他部局等の教員に大学院の授業担当を依頼する場合の選考方法について

他部局等の教員に大学院の授業担当を依頼する場合は，当該専攻において該当候補者の教授能力，教育実績，研究業績，学会における活動等について検討し，適任であると認められた者について学院教務委員会で審議し，可否を決定する。

Ⅵ　博士後期課程の学生が，他大学の大学院または研究所において研究指導を受けられる期間について

１　原則として１年以内とする。

２　当該学生が研究期間の延長を願い出たとき，学院において必要があると認めた場合は，延長を認めることができる。

Ⅶ　複数指導体制について

１　修士課程及び博士後期課程学生には，指導教員の他に所属専攻に応じて副指導教員又はアドバイザーを選出する。

２　副指導教員又はアドバイザーは指導教員が入学後すみやかに決定し，各専攻の教務委員が調整のうえ，学院長に毎年，報告する。

付　記

１　この申合せは，平成１９年４月１日から実施する。

２　理学研究科教授会申合せ事項（平成１３年１月１８日研究科教授会決定）は，廃止する。

付　記

１　この申合せは，平成２８年４月１日から実施する。

出典：理学院規程集

2. 教職員ー教員（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　　**北海道大学 理学院**

課程区分　　**修士あるいは博士課程（前期）**

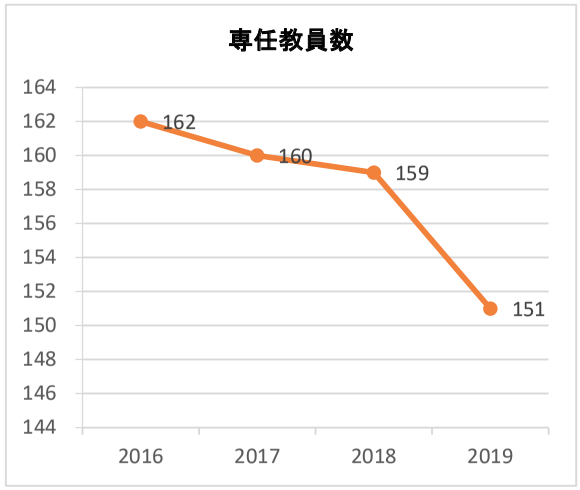

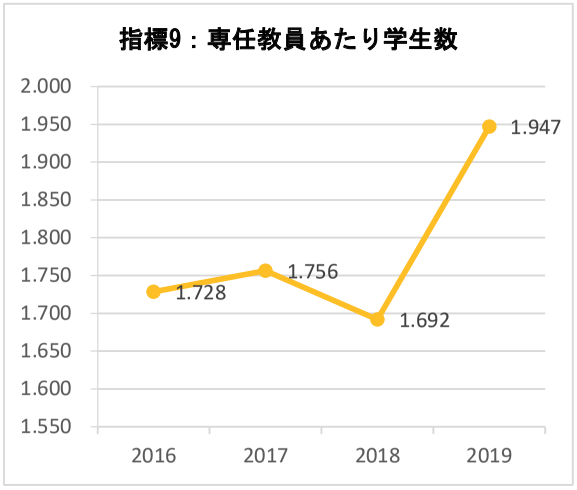

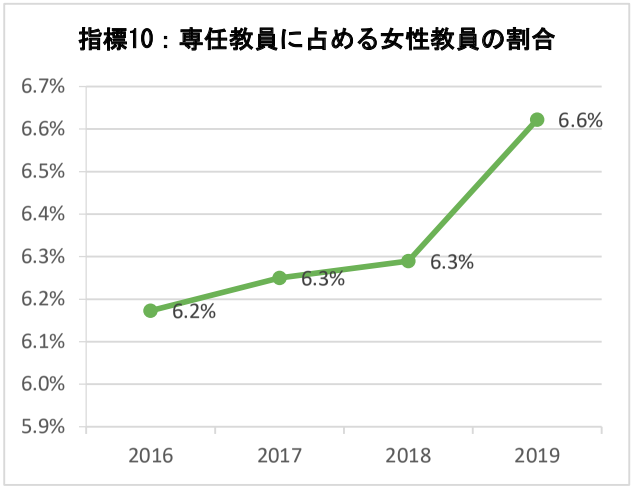

			指標9		指標10
年度	専任教員数	（参考）学生数	専任教員あたり学生数	女性専任教員数	専任教員に占める女性教員の割合
	①	②	②÷①	③	③÷①
2016	162	280	1.728	10	6.2%
2017	160	281	1.756	10	6.3%
2018	159	269	1.692	10	6.3%
2019	151	294	1.947	10	6.6%

2. 教職員ー教員（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　　**北海道大学 理学院**

課程区分　　**博士課程(後期)**

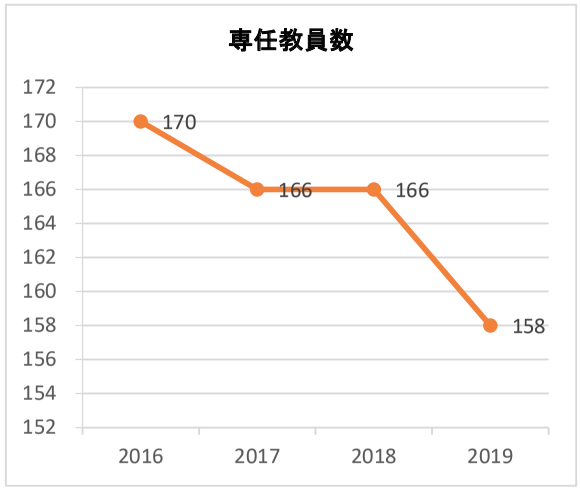

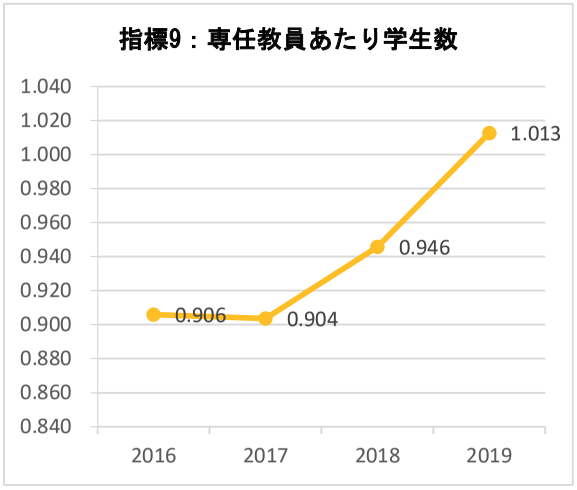

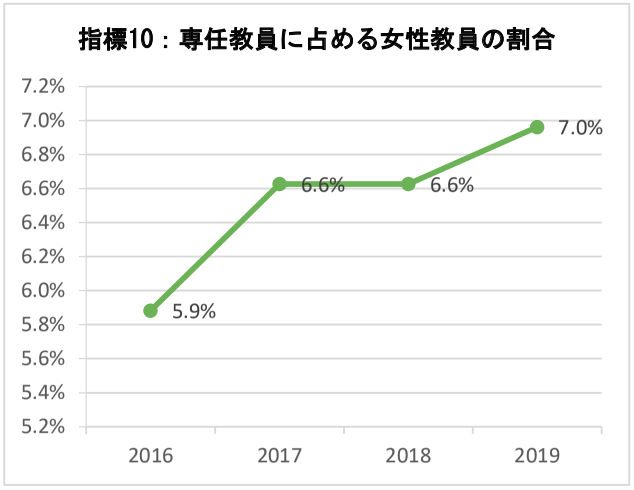

			指標9		指標10
年度	専任教員数	（参考）学生数	専任教員あたり学生数	女性専任教員数	専任教員に占める女性教員の割合
	①	②	②÷①	③	③÷①
2016	170	154	0.906	10	5.9%
2017	166	150	0.904	11	6.6%
2018	166	157	0.946	11	6.6%
2019	158	160	1.013	11	7.0%

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

令和元年度１学期　数学基礎探究
（現代数学の基礎と拡がりＡ～Ｄ）アンケート集計結果

注）アンケートは無記名式です。自由コメントは原文のままではなく、多少、成形や抜粋をしています。
　　下記の履修申込み者数と、実際に履修を継続した人数とには差異がある場合があります。

●履修申込み者数	Ａ：７	Ｂ：１６	Ｃ：１８	Ｄ：１２	計５３
●回答数	Ａ：２	Ｂ：１２	Ｃ：１６	Ｄ：９	計３９

（１）当科目を履修しようと思った理由を教えてください。（自由記述）
- プレテストの結果を受けて、復習が必要と感じたから。　［同意見 他１９］
- 指導教員に勧められて。　［同意見 他８］
- 位相について復習したかったため。
- 位相の概念自体があやふやだった。
- 位相の理解があいまいだったため。
- 線型代数に苦手意識が根づいていたため。
- 単位のため。
- 微分積分の基礎を復習したかったから。
- 多変数の微積分の復習をしたかった。
- 基礎をきちんと勉強したかったため。
- 偏微分や曲線の微分について復習したかったから。
- 少し多変数解析に苦手意識があったから。
- ２変数関数への理解度が不安だったため。

（２）履修の結果、理解があやふやだった点を認識できましたか。
　かなりできた・・・１２
　少しできた・・・２６
　どちらともいえない・・・１
　できなかった・・・０

（３）理解があやふやだった点を埋めることはできましたか。
　かなりできた・・・１３
　少しできた・・・２６
　どちらともいえない・・・０
　できなかった・・・０

（４）基礎探究を受講したことで、指導教員とのセミナーに良い影響はありましたか。
　とてもあった・・・３
　少しあった・・・１０
　どちらともいえない・・・１９
　あまりなかった・・・６
　（未選択・・・１）

※どのような影響があったか（あるいはなかったか）具体的にご記入ください。

【とてもあった】
・α-alg と位相空間で関係があることを知れた。
・自分の言葉で発表する、ということを再確認できた。
・積分をなんとなくやっていたので助かった。

【少しあった】
・微分幾何をやっていたので、集合についてより深い考えになった。
・開集合、閉集合の性質を復習できたことで、証明に活かせた。
・位相の学習をあまりしてこなかったので良い練習になった。
・基本的なことが確認できてよかった。
・開集合の定義など集合論の基本的事項の確認を済ませることができた。
・自分のセミナーにおいて、集合位相の考え方を使うことで、より理解が深まった。
・意外と忘れていることがあり、よく復習できたと思う。
・より時間を意識しながら発表できるようになった。

【どちらともいえない】
・まだもともと知っていた主張しか出ていなかったので、セミナーでは特に影響がなかった。
・現時点で位相の考えをセミナーに適用する機会がないため。
・今のところ影響はありません。
・使わない。
・影響があったかわからない。
・セミナーの内容に直接的影響があったかどうかは判断できない。

【あまりなかった】
・専門が代数なのであまり影響はなかった。
・研究テーマがあまり関係ない話題であるため。
・特に研究内容と関わる範囲ではなかった。

【未選択】
・きちんと学習する機会がなかったので、曖昧な部分を少しでも補正することができた。

（５）当科目についての感想、ご意見など何でも自由にお書きください。
・十分に準備したことにより、セミナー形式の授業構成だったので、良い復習となり定着にも繋がったと思う。
・集合や位相についてあやふやな部分が多かったので、それをきちんと理解できたような気がする。
・解析の考え方は身についたと思うが、位相の考え方は当授業の履修だけでは克服できなかったので、これをきっかけに独学に励みたい。
・話し合いながら授業ができて楽しかった。
・問題を解く形式がよいと思う。人数ももう半分くらいだとよい。
・輪読の形で学習するのは理解しやすく良かった。
・修士に入ってからこういう風に学部の復習の機会が科目として与えられているのは、とてもありがたかった。

・少し負担に感じることがあった（セミナーの準備など）。
・基礎的な内容のよい復習になった。
・問題演習もしたいと思いました。
・演習問題を解く機会が多い方が良いと感じた。
・輪読という形でよく勉強できた。自分でしっかりと理解しなければならないというのが良いと思っています。
・既に学んだ内容でも、人前で発表する意識でもう一度まとめ直すことで、理解が深まったように感じた。
・セミナー形式だったので、自身の準備も含め勉強になることが多かったが、講義形式で進める場合も受けてみたいと思いました。
・ありがとうございました。

以上

出典：数学専攻による学生アンケート

修士課程　　授業内容別履修単位数

	専門科目単位数平均	専門科目外単位数平均
２０１６年度	25.96	8.44
２０１７年度	29.63	5.73
２０１８年度	27.89	7.57
２０１９年度	26.94	7.65
4年平均	27.60	7.35

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

【２０１９－２０２０】

〔第１学期〕

４月

日	月	火	水	木	金	土
	1 理入学	2 生入学	3 1年ガ	4 2年ガ	5①	6
7	8①	9①	10①	11①	12②	13
14	15②	16②	17②	18②	19③	20
21	22③	23③	24③	25③	26④	27
28	29	30				

↑4/4学部入学式も実施

５月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7④	8④	9④	10⑤	11
12	13④	14⑤	15⑤	16⑤	17⑥	18
19	20⑤	21⑥	22⑥	23⑥	24⑦	25
26	27⑥	28⑦	29⑦	30⑦	31⑧	

６月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3⑦	4⑧	5⑧	6⑧	7休 大学祭	8
9	10⑧	11⑨	12⑨	13⑨	14⑨	15
16	17⑨	18⑩	19⑩	20⑩	21⑩	22
23	24⑩	25⑪	26⑪	27⑪	28⑪	29
30						

７月

日	月	火	水	木	金	土
	1⑪	2⑫	3⑫	4⑫	5⑫	6
7	8⑫	9⑬	10⑬	11⑬	12⑬	13
14	15	16⑭	17⑭	18⑭	19⑭	20
21	22⑬	23⑮	24⑮	25⑮	26⑮	27
28	29⑭	30⑯	31⑯			

８月

日	月	火	水	木	金	土
				1⑯	2⑯	3
4	5⑮	6月⑯	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

９月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27①	28
29	30①					

〔第２学期〕

１０月

日	月	火	水	木	金	土
		1①	2①	3①	4②	5
6	7②	8②	9②	10②	11③	12
13	14	15③	16③	17③	18④	19
20	21③	22	23④	24④	25⑤	26
27	28④	29④	30⑤	31⑤		

１１月

日	月	火	水	木	金	土
					1月⑯	2
3	4	5⑤	6⑥	7⑥	8⑥	9
10	11⑤	12⑥	13⑦	14⑦	15⑦	16
17	18⑥	19⑦	20⑧	21⑧	22⑧	23
24	25⑦	26⑧	27⑨	28⑨	29⑨	30

１２月

日	月	火	水	木	金	土
1	2⑧	3⑨	4⑩	5⑩	6⑩	7
8	9⑨	10⑩	11⑪	12⑪	13⑪	14
15	16⑩	17⑪	18⑫	19⑫	20⑫	21
22	23⑪	24⑫	25	26	27	28
29	30	31				

１月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6⑫	7⑬	8⑬	9⑬	10⑬	11
12	13	14金⑯	15⑭	16⑭	17休	18
19	20⑬	21⑭	22⑮	23⑮	24⑭	25
26	27⑭	28⑮	29⑯	30⑯	31⑮	

２月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3⑮	4⑯	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

３月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2019/3/11現在

全学教育関係

天皇退位・即位関係

曜日入替日：全学教育の入替日に理学も従う。8/6は理学独自設定

休業期間

①～⑯：授業日

⑯：補講日（16週目）

ターム区切り

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

理 学 院 学 生 便 覧

平成３１年度

北海道大学大学院理学院

歓　　迎

新入生，進学生の皆さん，北海道大学大学院理学院にようこそ。

理学は，自然界にひそむ原理や法則を明らかにし，真理を探究する学問です。人類の知的好奇心と自由な発想を原動力として発展を続けるこの学問分野は，現代社会を支える科学技術や医学，生命科学，人文科学，社会科学など様々な分野の基盤を与えるとともに，世界の未来を変えていく大きな力を秘めています。

理学院では，極微の素粒子から手に取ることができる様々な物質，広大な宇宙の構造と進化，奇跡の惑星と言われる地球の構造とダイナミクス，そしてその地球上で長大な時間に刻まれて生まれた多様な生物，普遍的真理とともに森羅万象にひそむ抽象的構造を追究する数学，さらには科学と人間との関係性を考究する科学哲学，科学コミュニケーションの諸分野において，深い知識を身につけ，新たな知を創造し，それらを国際社会に適切に発信できる人材の育成を目指しています。

大学院での研究活動は，学部までの基礎的な知識の積み上げや，既知の問題を解くという，いわば道標のあるルートから離れ，誰も答えを知らない最先端の問題の前にいきなり降り立つ旅となります。教科書に載っていない知識を論文から学び，手探りで解決の糸口を探る試行錯誤の旅。ゴールはすぐには見えないことでしょう。博士後期課程に進む皆さんは，さらに降り立つ場所も自分で決め，より独創的なルートを自ら開拓することになります。冒頭記したように，この旅の原動力は知的好奇心と自由な発想です。そして暗中模索の中で少しでも光明が見え，進んだ一歩の正しさを証明できたとき，研究の楽しさは皆さんの中でさらに膨らみ，新たな探究への着想を生み出すことにつながるでしょう。是非その醍醐味を味わって欲しいと思います。

大学院での生活は，研究室が中心となり，ともすれば少数の人達との密な関わりの中に閉じてしまいがちになります。選んだ特定の問題を解決するためには，専門分野の人達との深い議論が必要不可欠です。一方で，研究成果の社会的意義や，様々なスキルを獲得し成長してゆく自分自身の将来を考えるとき，常に国際社会の動向や異分野の研究の展開にも目を向ける広い視野を養う心がけが必要です。さらには知識だけではなく，実際に行動して社会性と国際性を身につけることも大切です。大学院共通科目や理学院の海外インターンシップ，また理学部・理学院が提供するキャリアデザインセミナーなど，多彩な共通教育の機会を可能な限り活用することを推奨します。

最後にアルバート・アインシュタインの有名な言葉, “Education is what remains after one has forgotten what one has learned in school.”を贈りたいと思います。皆さんが理学院で自ら学び，生涯の糧となる真の教養を獲得されるよう私達スタッフも最善を尽くしたいと思います。

平成３１年４月

北海道大学大学院理学院長　網塚　　浩

理学院の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

理学院の学位授与方針に掲げた教育目標を実現するため，数学専攻，物性物理学専攻，宇宙理学専攻，自然史科学専攻の４専攻を設置し，以下の方針により教育課程を編成・実施します。

修士（博士前期）課程

理学各分野の高度な専門教育を行い，学修と研究を通じて先端的知識，研究手法，英語能力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力を養う教育を展開します。同時に，高度な専門性を国際的視野のもとで柔軟かつ創造的に活用できる力を養うために，理学院共通科目群を設定するとともに大学院共通科目及び他専攻・他研究科の科目を修了要件に含むことを認め，履修を奨励します。

博士後期課程

理学各分野の先端的研究を各専攻の特徴と独自性を活かした指導のもとで行うことにより，問題発見・解決能力，論文作成能力及び国際的視野を獲得し，自立した研究者として必要な基礎的能力を養成します。また，修士課程に引き続き幅広い学問分野への関心を維持することを奨励します。

数学専攻

修士（博士前期）課程

第１，第２選択科目群，必修科目を設定し，これらから所定の単位を取得するものとします。

第１選択科目群は，数学と数理科学全般に関する幅広い素養を培うための「現代数学概説」と「数理科学概説」，専門分野の基礎知識をセミナー形式で養う「数学基礎研究Ⅰ～Ⅳ」，現代数学の拡がりを探究する「数学基礎探究」，「数学交流探究」，「数学独立探究Ⅰ・Ⅱ」からなります。

第２選択科目群は，各専門分野における講義からなり，専門知識を提供します。他専攻・他研究科の科目等を履修して得た単位を含めることも可能とします。

必修科目は「数学研究」の１科目であり，修士論文のテーマを研究し，論文を作成することを通して，学位授与水準に定めた能力の向上を図ります。

博士後期課程

「数学特別研究」を設定します。博士論文作成のための研究を通して，学位授与水準に定めた能力の向上を図ります。必要に応じて，修士（博士前期）課程で開講されている科目，理学院共通科目群の科目，及び他専攻・他研究科の科目，等の履修を可能とします。

物性物理学専攻

修士（博士前期）課程

【知識・理解】

・現代物理学の基礎理論を体系的に習得するため選択科目群を開講するとともに，高度な専門教育を行い，学修と研究を通じて先端的知識，研究手法，英語能力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力を養う教育を展開する。

【論理的思考力】

・物理法則の数理的構造を基礎とし物理現象の本質を分析，考察する能力を養うため必修科目に物理学特別研究１を設定する。

【汎用的能力】

・専門分野で高度な論理的思考に基づいてプレゼンテーションやコミュニケーションを行うことができるよう，必修科目群に物理学論文輪講と物理学特別研究１を設定する。物理学論文輪講（雑誌会）では，プレゼンテーション，質疑応答，座長を経験することでプレゼンテーションやコミュニケーションのスキルを習得する。物理学特別研究１の修士論文審査会は英語での発表を義務づけており，国際的に活躍する能力の育成を図る。

・研究の成果を高度な論理的思考に基づいて論文にまとめ発表する能力を養うため，物理学特別研究１で修士論文の作成を行う。

【生涯学習力】

・物理学特別研究１の基礎研究，実践的研究活動を通じて，物理学の果たす役割と責任を理解し，高い倫理観を養う。

【教育力】

・TA 教育補助体験を通じて様々な業種で必要な科学リテラシー，コミュニケーション力，教育力の向上を図る。

博士後期課程

・世界水準の研究者や教育者をはじめ，広く社会に貢献できる創造的な主導者を育成するため，深い学識と高い倫理観の習得，課題設定・問題解決力，高度な論理的思考力や汎用的能力の向上を図る必修科目として「物理学特別研究２」を設定する。

・国内外の学会や国際会議等での発表能力を促進するとともに国際性の涵養を図る。

【教育力】

・TF や TA の教育補助業務を通じて，学位（博士）取得者として必要な教育研究活動の素養の向上を図る。

宇宙理学専攻

宇宙理学専攻では，学位授与水準に定めた能力をもつ人材を育成するために，以下のとおりカリキュラムを編成し，講義・演習・実習実験を実施する。

修士（博士前期）課程

素粒子及び原子核，宇宙の起源と宇宙の構造，地球や惑星の構造や進化，生命の誕生に至る物質進化･構造形成の歴史など宇宙スケールから素粒子スケールに至るまでの広範なテーマに関する講義を開講する。これらによって，関連する現象についての知識及びそれらを支配する基本法則を修得する。これらに加えて，演習として宇宙理学論文輪講と宇宙理学論文講読を開講しこれを通じて，論理的思考法とコミュニケーション能力の鍛練をおこなう。更に，実習実験として宇宙理学特別研究１を開講し，これによって研究技法の修得をおこない，研究の遂行に必要となる能力を身につける。

博士後期課程

宇宙理学特別研究２を開講し，これを通じて，独自で研究を推進するために必要となる高度な学識・研究技法・論理的思考能力を修得する。

自然史科学専攻

理学院自然史科学専攻では，学位授与水準に定めた能力を持つ人材を育成することを目標として，以下のとおりカリキュラムを編成し，実施します。

修士（博士前期）課程

・自然を包括的に理解するために幅広い知識をもつことは必須といえます。理学院共通科目の履修を修了要件に含めるほか，大学院共通科目，他専攻・他研究科の科目も修了要件に含むことを認め，履修を奨励します。

・第一選択科目群として，地球惑星科学，多様性生物学，科学コミュニケーションに関する専門科目を開講します。多くの科目について，知識の習得，原理・法則の理解とともに自然史科学における位置づけの理解をめざす概論，より高度な知識やその活用法を学ぶことができる特論を開講し，知識の幅を広げること，より深い知識を得ることを可能にします。

・必修科目「自然史科学論文講読１」，「自然史科学特別研究１」では自然史科学専攻内の研究室に所属し，専門的な知識の獲得に努め，また，最先端の研究に取り組みます。これらを通じ，研究姿勢，研究倫理，研究に必要なデータを取得する技術（調査，分析，実験，シミュレーションなど），データ解析技術を学びます。また，結果を科学的に評価するための論理的思考力や多面的視野，問題解決力の取得または向上をめざします。成果や知識を正しく表現し，文章や口頭によって伝える能力も養成します。

博士後期課程

・必修科目「自然史科学論文講読２」，「自然史科学特別研究２」のなかで，自然史科学に関する幅広い素養・学識を拡充させ，取り組むべき研究課題を見出し，その解決に向けた最先端研究をおこないます。論理的思考力，学際的・国際的視野，独創性，および問題解決能力をさらに向上させ，自立した研究者に必要な素養を身につけることをめざします。また，研究成果を学術論文や学会発表など，専門分野の研究者に対して高度なレベルで発信する能力と，他分野の研究者や社会に対して，わかりやすく発信する能力の向上をめざします。

理学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

修士（博士前期）課程

理学院修士（博士前期）課程では，幅広い素養と理学各分野の高度な知識を習得し，科学的洞察力，論理的思考力及びコミュニケーション能力を備え，社会の様々な分野において国際的視野のもとで主導的役割を担いうる人材を育成することを教育目標とします。この目標とする人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を専攻毎に定め，当該能力を身につけ，かつ，所定の基準を満たした学生に修士の学位を授与します。

博士後期課程

理学院博士後期課程では，幅広い素養と理学各分野の高度な研究能力と学識を身につけ，理学に関する本質的な判断力及び課題を把握し，解決する能力を備え，国際的視野のもとで独創的な研究を行うことができる人材を育成することを教育目標とします。この目標とする人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を専攻毎に定め，当該能力を身につけ，かつ，所定の基準を満たした学生に博士の学位を授与します。

数学専攻

数学は人類が長い年月をかけて築き上げた学問であり，真理の探究を通して文化を豊かなものとし，文明の進歩を支えてきました。高度に進化し，範囲を広げながら発展する現代数学は，その普遍性から諸科学の礎としての役割も果たしています。

修士（博士前期）課程

世界共通の理論体系を備えた現代数学を学修・研究し，培った数学的能力や論理的思考力をもとに，多様な分野において創造的・主導的な役割を担いうる人材を養成することを目標とします。下記の能力を有すると認めた学生に対し，修士の学位を授与します。

【知識・理解】
- 必要とする現代数学の基礎理論を正しく理解している。
- 専門分野において，正確な知識を有している。

【論理的思考力】
- 数学の知識に基づく論理的な分析や考察・研究を行うことができる。
- 抽象的な概念の具体化や具体例の抽象化を適切に扱うことができる。

【汎用的技能】
- 学修・研究の成果を論文にまとめあげることができる。
- 学修・研究に関する情報交換を適切に行うことができる。

【態度・志向性】
- 必要とする文献・資料を収集し，主体的に学習ができる。

博士後期課程

世界共通の理論体系を備えた現代数学の研究を通して，数学の研究・教育者および多様な分野における創造性豊かな主導者の養成を目指します。下記の能力を有すると認めた学生に対し，博士の学位を授与します。

【知識・理解】
- 現代数学の多くの分野における基礎知識を有している。
- 専門分野において，深い学識を有している。

【論理的思考力及び研究能力】
- 論理的な分析や考察により，研究を推進できる。
- 数学的な概念の具体化・抽象化・一般化への対応ができる。
- 自律的に課題研究を遂行することができる。

【汎用的技能】
- 研究成果を学術論文として公表することができる。
- 専門知識を他者へ的確に提供することができる。
- 他者との研究上の交流を適切に行うことができる。

物性物理学専攻

物理学は自然現象についてその普遍性を探究する学問である。森羅万象の普遍的な真理の追究を通して諸科学の礎となり，最先端の科学技術を牽引している。特に身のまわりの自然現象を対象とする凝縮系の物理学（物性物理学）は，基礎物理学の学術的発展への寄与のみに留まらず，我々の豊かな生活に欠くことの出来ない産業技術に貢献している。さらに物性物理学という枠を越えた学際分野や新規のパラダイムを創成し，国際的視野に立って新しい文化と豊かな文明社会を支えている。

修士（博士前期）課程

物理現象の基本法則を量子力学や統計力学を柱として学ぶとともに，凝縮系物質や量子機能物質を主な対象とした基礎研究，実践的研究活動を通じて現代物理学の基本概念を習得し，独創的発想力や論理的思考力により社会の様々な分野で主導的な役割を担う人材を養成する。下記の能力を有する学生に対し修士の学位を授与する。

【知識・理解】
- 科学技術の礎である現代物理学の基礎理論を体系的に理解している。
- 専門分野のみならず理学全般において基本的な知識と幅広い素養を有している。

【論理的思考力】
- 物理法則の数理的構造を基礎とし物理現象の本質を分析，展開し考察する能力を有し，問題を解決することができる。

【汎用的能力】
・実践的教育研究活動を通じて得た知識，体験を基に新たな課題を論理的思考に基づいて科学的に分析し，課題設定・問題解決にあたることができる。
・科学的事項を論理的思考に基づいてプレゼンテーションやコミュニケーションを行うことができる。
【生涯学習力】
・国際的視点から文化や社会において物理学の果たす役割と責任を理解し，科学倫理観を基に社会に貢献することができる。

博士後期課程

現代物理学の各専門分野において研究指導のもと実践的教育研究活動を通じて次世代を担う世界水準の研究者や教育者をはじめ，国際的な視野に立った広く社会に貢献できる創造的な主導者を養成する。下記の能力を有する学生に対し，博士の学位を授与する。
【知識・理解】
・現代物理学の広範囲かつ高度な学問的素養や理論を体系的に正確に理解している。
・専門分野のみならず幅広い多様な文化を理解する学識と科学者としての高い倫理観を有している。
【論理的思考力】
・深い学識に基づき論理的な分析と考察から自律的に研究を遂行することができる。
【課題設定・問題解決力】
・批判的思考能力を兼ね備えた論理的思考により物理学的問題を見出し，それらを実証に基づいて的確に判断，解き明かす方法を設計し，解決する能力を身に付けている。
【汎用的能力】
・研究の成果をまとめ，国内外の学会で発表するプレゼンテーション力を習得し，さらに国際的評価が確立された学術論文として公表することができる。

宇宙理学専攻

宇宙理学専攻では，物理学・天文学・惑星科学・地球科学にわたる教育を有機的に結合し，観測・実験・理論を総合した理学教育を行う。これにより，21 世紀における人類の知的活動の発展に貢献するとともに，高度な基礎知識をもち社会の広範な分野で活躍できる人材の育成を目指す。

修士（博士前期）課程

修士（博士前期）課程では，物理学・天文学・惑星科学・地球科学の各分野に関連する諸現象についての知識とそれらを支配する基本法則を学習する。あわせて，観測・実験・シミュレーションなどの研究技法，問題を解決するために必要となる論理的思考法，及び研究成果を文章および口頭発表で伝達できるコミュニケーション能力を修得する。カリキュラムに定めた授業を通じて，これらの能力を身につけた学生に対して修士の学位を授与する。

博士後期課程

博士後期課程では，該当分野に関するより高度な学識・研究技法を身につけ，これにより独自で研究を推進し，その研究成果をわかりやすく伝達できる能力を修得する。これらの能力を身につけた学生に対して博士の学位を授与する。

自然史科学専攻

修士（博士前期）課程

自然史科学専攻では，細分化され，高度化してきた自然探求の個々の分野を統合し，包括的に自然を理解することをめざします。本専攻修士課程では，自然史科学に関する幅広い知識，ならびに地球や惑星の構造や進化を探求する地球惑星科学，現在と過去のさまざまな生物群の記載や進化の研究をおこなう多様性生物学，科学を社会に正確に伝える科学コミュニケーションの専門的知識を学び，専門的研究を進めます。

本専攻では，理学院の教育目標に基づき，自然を探求する科学に関する幅広い教養，ならびに高い専門性を備え，科学的洞察力，思考力，コミュニケーション力をもち，様々な分野で主導的役割を担える人材の養成を目標とし，次の能力をもつと認められる学生に対し，修士の学位を授与します。

自然史科学の知識・理解
・自然の探求には包括的な視点が必要であることを理解し，自然史科学に関する幅広い基礎知識をもっている。

・自然を探索するための高度な知識をもち，また，背景となる原理や法則を理解し，活用できる。

科学的洞察力・問題解決力

・研究に用いるデータを取得する手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど），およびそれらの原理を理解し，データを取得できる。

・専門知識，数量的スキル，実験・調査技術，および情報リテラシーなどを総合的に用いて，データを解析し，科学的に評価することができる。

・自然史科学における様々な問題に対し，論理的思考に基づく解を提示し，さらに新たな課題を見出すことができる。

論理的思考力

・データや情報を論理的に整理し，自然現象を多面的に分析することができる。

コミュニケーション能力

・科学の成果をわかりやすく表現し，論理的に伝達することができ，科学リテラシーの向上に寄与できる。

・社会が科学に求める要求を理解し，必要な情報を的確に伝えることができる。

様々な分野での主導的役割を担う能力

・自然史科学が地球規模で人間社会が抱える諸問題の理解や解決に貢献しうる学問分野であることを理解し，培った洞察力，解決力，思考力，および伝達力を様々な分野に応用することができる。

博士後期課程

自然史科学専攻では，細分化され，高度化してきた自然探求の個々の分野を統合し，包括的に自然を理解することをめざします．本専攻博士後期課程では，自然史科学に関する幅広い素養，高度な専門知識を身につけ，自然史科学における最先端の問題の解決に取り組みます。

本専攻では，理学院の教育目標に基づき，自然を探求する科学に関する問題を把握し，解決まで導く能力ならびに国際的視野をもち，独創的な研究を遂行することができる人材の養成を目標とし，次の能力をもつと認められる学生に対し，博士の学位を授与します。

自然史科学の素養・学識

・自然の探求に必要な包括的な視点をもち，幅広い素養・学識をもっている。

・自然を深く探索するために充分な専門知識をもち，また，背景となる原理や法則を理解し，活用することができる。

・自然史科学に関する知識や研究の意義を論理的に正しく伝えることができる．また，社会に対して，わかりやすく表現することができる。

研究遂行能力

・国内外の研究動向を把握，整理した上で，取り組むべき研究課題およびその意義を判断し，解決への手段を論理的に提示することができる。

・問題解決に必要なデータを適切な手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど）で取得し，それらを多面的に解析・評価することができる。

・最先端の科学的知識とデータに基づき，課題を解決することができる。

・研究成果を学術誌や学会発表などを通じ，世界に発信することができる。

・自然史科学研究を通じて培う総合的判断力，独創性，問題発見・解決力を学界，社会などの様々な環境で発揮し，自立した研究者として，学問の発展や人間社会が直面する諸問題の解決に貢献することができる。

便覧の利用方法

この便覧では，理学院に入学したみなさんが，どのように学修を進めればよいのか，学生生活を送る上でどのような点に注意したらよいのかについて重要な事項を説明しています。

知っておかなければならない内容ばかりですので，**折に触れて読み返し，修了するまで大切に保存してください。**

また，最新の情報は理学院公用掲示板に掲示しますので，こまめにチェックしてください。

目　　次

歓　迎
カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー
便覧の利用方法
１．平成３１年度理学院行事予定表 ……1
２．理学院・理学部・理学研究院の沿革 ……2
３．理学院・理学部・理学研究院組織概要 ……6
４．学生関係各種委員会委員名簿 ……7
５．教員名簿 ……8
６．担当窓口と掲示について …… 11
（１）理学院の担当窓口について …… 11
（２）掲示について …… 11
７．学修に関する事項 …… 13
（１）各専攻の教育目的 …… 13
（２）学年及び学期 …… 13
（３）授業時間と授業時間割 …… 13
（４）履修登録について …… 13
（５）シラバスについて …… 14
（６）履修登録結果の確認と訂正について …… 14
（７）成績評価の方法と種類 …… 14
（８）成績の確認について …… 14
（９）成績評価に対する申立て制度について …… 14
(10) 複数指導体制について …… 14
(11) 修了要件について …… 14
(12) 学位について …… 15
(13) 実行教育課程表 …… 16
８．学生生活に関する事項 …… 23
（１）休学，復学，退学及び在学年限等について …… 23
（２）学生証について …… 24
（３）各種証明書の発行について …… 24
（４）授業料について …… 25
（５）奨学金について …… 26
（６）研究助成について …… 26
（７）学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について …… 27
（８）健康管理と保健センターについて …… 27
（９）Ｘ線装置，放射性同位元素等の使用について …… 28
(10) 遺伝子組換え実験への従事について …… 28
(11) 図書室の利用等について …… 29
(12) 学生相談総合センターについて …… 32

(13) 理学研究院・学生生活相談室について …… 33
(14) ハラスメントについて …… 34
(15) 情報倫理ガイドラインについて …… 35
(16) 専門職倫理について …… 36
(17) 犯罪，不正行為（非違行為）と処分について …… 36
(18) その他留意事項 …… 37
９．教育職員免許状の取得について …… 39
１０．関係規程等 …… 51
（１）北海道大学大学院通則 …… 51
（２）北海道大学大学院理学院規程 …… 76
（３）北海道大学大学院共通授業科目規程 …… 81
（４）北海道大学学位規程 …… 82
（５）北海道大学学位規程の運用に関する細則 …… 87
（６）北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規 …… 90
（７）北海道大学における休学，退学，卒業及び修了並びに単位認定の
取扱いに関する要項 …… 92
（８）北海道大学大学院における長期履修の取扱いに関する内規 …… 93
北海道大学大学院理学院における長期履修に関する取扱要領 …… 95
長期履修について（案内）在学者用 …… 96
（９）理学院代議員会議申合せ事項 …… 98
(10) 理学院学位論文に係る評価基準 ……103
１１．理学部校舎等配置図・平面図 ……105

行事予定表

沿　　革

組　織　図

1．平成31年度　理学院行事予定表

4月	１日(月)	理学院入学式
	５日(金)	第１学期授業開始（春ターム授業開始）
	８日(月)～１１日(木)	履修届Web入力期間
	１６日(火)　午後（予定）	新入生・在学生健康診断
5月	１６日(木)	博士学位申請（５月付託９月修了）締切
6月	７日(金)～９日(日)	大学祭【７日(金)は休講】
	１０日(月)	春ターム終了
	１１日(火)	夏ターム開始
	１９日(水)	博士学位申請（７月付託９月修了）締切
	２８日(金)	学位記授与式
7月	１９日(金)～２５日(木)	理学院入試（修士・博士後期）第一次募集出願期間
8月	８月上旬～９月下旬	授業料免除申請期間（後期分）
	４日(日)～５日(月)	オープンキャンパス【５日(月)は授業日】
	６日(火)	月曜日の授業を行う日
	６日(火)	第１学期授業終了日（夏ターム終了）
	７日(水)～９月２６日(木)	夏季休業日
	７日(水)・８日(木)	理学院入学試験（地惑３講座のみ）
	２０日(火)	博士学位申請（９月付託12月修了）締切
	２２日(木)・２３日(金)	理学院入学試験（地惑３講座を除く）
9月	１９日(木)	博士学位申請（10月付託12月修了）締切
	２５日(水)	学位記授与式
	２７日(金)	第２学期授業開始（秋ターム授業開始）
10月	１０月上旬～１０月下旬	<<教職関係>>　教員免許一括申請受付期間（MC修了予定者対象）
	１日(火)～４日(金)	理学院秋季特別入試出願期間
	４日(金)～１１日(金)	履修届Web入力期間
11月	１日(金)	月曜日の授業を行う日
	５日(火)	博士学位申請（11月付託３月修了）締切
	６日(水)～８日(金)	理学院秋季特別入学選抜試験（中の１日）
	２６日(火)	秋ターム終了
	２７日(水)	冬ターム開始
12月	１９日(木)	博士学位申請（１月付託３月修了）締切
	２５日(水)	学位記授与式
	２５日(水)～１月３日(金)	冬季休業日
1月	６日(月)	授業再開
	６日(月)～９日(木)	理学院入試第二次募集出願期間
	１４日(火)	金曜日の授業を行う日
	１７日(金)	大学入試センター試験準備（休講）
	１８日(土)・１９日(日)	大学入試センター試験
2月	２月上旬～３月下旬	授業料免除申請期間（次年度前・後期分）
	４日(火)	第２学期授業終了（冬ターム終了）
	１２日(水)・１３日(木)	理学院第二次入学試験
	１３日(木)	博士学位申請（２月付託６月修了）締切
	２５日(火)	本学一般入試（前期日程）
3月	１２日(木)	本学一般入試（後期日程）
	１３日(金)	博士学位申請（４月付託６月修了）締切
	２５日(水)	学位記授与式

2. 理学院・理学部・理学研究院の沿革

昭和 5 年　理学部設置。
数学科に数学第一（のち数学第二・幾何学）・数学第二（のち数学第三・解析学・函数方程式論），物理学科に物理学第一（のち物理学第二・固体物理学第二）・物理学第二（のち物理学第四・数理物理学第一），化学科に化学第一（のち物理化学）・化学第二（のち分析化学）・化学第三（のち生物化学），地質学鉱物学科に地質学鉱物学第一（のち岩石学）・地質学鉱物学第二（のち層位学），植物学科（のち生物学科）に植物学第一（のち植物生理学），動物学科（のち生物学 科）に動物学第一（のち動物学第二・動物形態学）の６学科１１講座を設置。

昭和 6 年　理学部に附属臨海実験所を設置。
物理学科に物理学第一（のち固体物理学第一）・物理学第三（のち固体物理学第三），化学科に化学（のち化学第四・有機化学第一），地質学鉱物学科に地質学鉱物学第三（のち鉱床学），植物学科に植物学第二（のち植物分類学），動物学科に動物学第一（のち動物系統分類学）の各講座を増設。

昭和 7 年　数学科に数学第一（のち位相解析学），化学科に化学第五（のち無機化学），地質学鉱物学科に地質学鉱物学第四（のち鉱物学），植物学科に植物学第三（のち植物形態学）の各講座を増設。

昭和 8 年　理学部に附属海藻研究所を設置。
物理学科に物理第五（のち数理物理学第二）講座を増設。

昭和 16 年　数学科に数学第四（のち代数学）講座を増設。

昭和 20 年　地質学鉱物学科に石油地質学（のち燃料地質学）講座を増設。

昭和 24 年　植物学科と動物学科を統合し，生物学科を設置。

昭和 27 年　理学部に附属海草研究施設（現附属海藻研究施設）を設置。
化学科に有機合成化学（のち有機化学第二）講座を増設。
博物館に相当する施設として，附属臨海実験所水族館を指定。

昭和 28 年　大学院理学研究科設置。
数学・物理学・化学・地質学鉱物学・植物学・動物学の６専攻（博士課程・修士課程）を設置。理学部に地球物理学科を設置。
地球物理学科に地球物理学第一（のち陸水学）講座を設置。

昭和 29 年　地球物理学科に地球物理学第二（のち地震学及び火山学）講座を増設。

昭和 30 年　博物館に相当する施設として，厚岸博物館（現附属臨海実験所博物館）を指定。
生物学科に動物学第三（のち動物生理学），地球物理学科に地球物理学第三（のち気象学）の各講座を増設。

昭和 31 年　地球物理学科に地球物理学第四（のち応用地球物理学）講座を増設。

昭和 32 年　理学研究科に地球物理学専攻を設置。

昭和 33 年　物理学科に原子核理論講座を増設。

昭和 34 年　理学部に高分子学科を設置。高分子学第一（のち高分子固体物理学）講座を設置。

昭和 35 年　高分子学科に高分子学第二（のち高分子物理化学）・高分子学第三（のち高分子溶液物理学）講座を増設。

昭和 36 年　高分子学科に高分子学第四（のち高分子化学）講座を増設。

昭和 37 年　高分子学科に高分子学第五（のち生体高分子学）講座を増設。

昭和 38 年　理学部に化学第二学科を設置。
理学研究科に高分子学専攻を増設。

昭和 39 年　化学第二学科に量子化学・構造化学・平衡論の各講座を設置。

昭和 40 年　理学部に極低温液化センターを設置。
化学第二学科に液体化学・固体化学の各講座を増設。

昭和 41 年　理学部に附属浦河地震観測所を設置。
化学第二学科に生物有機化学・放射化学（のち錯体化学）の各講座を増設。

昭和 42 年　数学科に多様体論講座を増設。
理学研究科に化学第二専攻を設置。

昭和 43 年　数学科に函数論講座を増設。

昭和 44 年　理学部に附属動物染色体研究施設を設置。数学科に整数論，化学第二学科に反応論（のち有機反応論）の各講座を増設。

昭和 45 年　理学部に附属襟裳岬地殻変動観測所（のち附属えりも地殻変動観測所）を設置。
昭和 47 年　理学部に附属札幌地震観測所を設置。
昭和 51 年　理学部に附属地震予知観測地域センターを設置。
理学研究科に環境構造学専攻を設置。
昭和 52 年　理学部に附属有珠火山観測所を設置。
理学研究科の環境構造学専攻が廃止され，環境科学研究科へ振替。
昭和 54 年　理学部に附属海底地震観測施設を設置。
昭和 55 年　地球物理学科に海洋物理学講座を増設。
理学部創立５０周年記念式典を挙行。
昭和 56 年　理学部に高分解能核磁気共鳴装置研究室を設置。
物理学科に理論物理学講座を増設。
昭和 57 年　物理学科に実験物理学講座を増設。
昭和 58 年　附属海藻研究施設創設５０周年記念式典を挙行。
昭和 60 年　理学部にエネルギー分散・波長分散螢光X線分析研究室を設置。
化学科に環境化学講座を増設。
昭和 61 年　化学第二学科平衡論講座を遺伝生化学講座に名称変更。
昭和 62 年　数学科に応用数理講座を増設。
理学部で全学共同利用施設忍路臨海実験所を管理。
昭和 63 年　理学部に量子干渉方式広温度領域磁化測定研究室を設置。
平成元年　生物学科に細胞生物学講座を増設。
平成 3 年　地質学鉱物学科に地球変遷学講座を増設。
平成 4 年　数学科に計算数理学講座を増設。
平成 5 年　理学研究科の植物学専攻，動物学専攻及び高分子学専攻を再編成，生物科学専攻設置。
系統進化学，形態機能学，行動知能学，生体情報分子学，生体高分子解析学，生体高分子設計学の６大講座と海洋生物科学，資源海藻学の２協力講座を設置。
理学部の生物学科及び高分子学科を再編成し，生物科学科を設置。「生物学」，「高分子機能学」の２学科目を設置。
大学院地球環境科学研究科の設置に伴い，化学科環境化学講座，地質学鉱物学科地球変遷学講座の一部，生物学科及び高分子学科の一部が同研究科に移行。
学部教育組織として「化学」，「地球惑星物質科学」の学科目を設置。
地球物理学科に地球圏物質循環学講座を増設。
平成 6 年　理学研究科の物理学専攻を再編成し，新たに物理学専攻を設置。
量子物理学，電子物性物理学，凝縮系物理学，非線形物理学の４大講座と量子物性物理学（電子科学研究所），相転移物性物理学（電子科学研究所）の２協力講座を設置。
地質学鉱物学専攻と地球物理学専攻を再編成し，地球惑星科学専攻を設置。
地球惑星物質圏科学，地球惑星進化科学，地球惑星流体科学，地球惑星物理科学の４大講座と地球惑星変動学（附属地震火山研究観測センター）の協力講座を設置。
理学部の物理学科を再編成し，新たな物理学科を設置。
学科目「物理学」を設置。
地質学鉱物学科と地球物理学科を再編成し，地球科学科を設置。
学科目「地球物理学」を設置，「地球惑星物質科学」と併せて２学科目となる。
平成 7 年　理学研究科の数学専攻を再編成し，新たに数学専攻を設置。
代数構造学，空間構造学，数理解析学の３大講座と情報数理（電子科学研究所）の協力講座を設置。
化学専攻と化学第二専攻を再編成し，新たな化学専攻を設置。分子構造化学，物性解析化学，機能分子化学，生命分子化学，分子変換化学の５大講座と超分子化学（電子科学研究所），生体防御化学（免疫科学研究所）の２協力講座を設置。
５専攻全てが大学院重点化されたことにより，理学研究科が部局化される。
理学部の数学科を再編成し，新たな数学科を設置。
学科目「数学」を設置。
化学科と化学第二学科を再編成し，新たな化学科を設置。（学科目「化学」は，平成５年度設置。）
平成 8 年　附属臨海実験所水族館が博物館に相当する施設の指定を取消す。

平成 10 年　理学部附属の浦河地震観測所，えりも地殻変動観測所，札幌地震観測所，地震予知観測地域センター，有珠火山観測所及び海底地震観測施設が理学研究科附属地震火山研究観測センターとして転換。

平成 13 年　北方生物圏フィールド科学センターの設置に伴い，理学部附属の臨海実験所，海藻研究施設及び全学共同利用施設忍路臨海実験所が同センターに移行。

先端科学技術共同研究センターの整備に伴い，理学部附属の染色体研究施設が同センターに移行。

平成 14 年　化学専攻に触媒化学（触媒化学研究センター）の協力講座を設置。

理学研究科に宇宙電波望遠鏡（口径１１メートル）を設置。

平成 15 年　生物科学専攻に基礎産業生物科学講座（連携講座）を設置。

生物科学専攻に糖鎖精密化学講座（寄附講座），計算分子生命科学講座（寄附講座）及び生命分子機能学（塩野義）講座（寄附講座）を設置。

平成 17 年　大学院地球環境科学研究院の設置に伴い，生物科学専攻の海洋生物科学，資源海藻学の２協力講座を同研究院に移行。

生物科学専攻に分子細胞遺伝学講座（先端科学技術共同研究センター）の協力講座設置。

理学部創立７５周年記念式典を挙行。

平成 18 年　理学研究科を「理学研究院」と「理学院」に改組。

理学研究院に数学部門，化学部門，物理学部門，自然史科学部門，生命理学部門の５部門を設置。

理学院に数学専攻，化学専攻，量子理学専攻，宇宙理学専攻，自然史科学専攻，生命理学専攻の６専攻を設置。

理学院への改組に伴い，他部局から参加する教員も基幹講座の教員として取り扱うため協力講座を廃止。

理学部の学科目「地球惑星物質科学」と「地球物理学」を統合し，「地球科学」を設置。

理学研究科附属地震火山研究観測センターは，理学研究院附属となる。

理学研究科生物科学専攻の大学院連携講座「基礎産業生物科学」（(独)産業技術総合研究所)は，理学院生命理学専攻の大学院連携分野となる。

理学研究科生物科学専攻の糖鎖精密化学，計算分子生命科学，生命分子機能学(塩野義）の３寄附講座は，大学院先端生命科学研究院の設置に伴い，同研究院の寄附分野に移行。

平成 19 年　理学研究院に原子核反応データ研究開発センター(研究院内措置)を設置。

理学院の宇宙理学専攻に大学院連携分野「核データ」((独)日本原子力研究開発機構)を設置。

理学研究院に分子情報連携研究センター(研究院内措置)を設置。

理学研究院に宇宙観測基礎データセンター(研究院内措置)を設置。

平成 20 年　理学院化学専攻に大学院連携分野「先端機能化学」((独)物質・材料研究機構)を設置。

理学研究院に附属ゲノムダイナミクス研究センターを設置。

平成 21 年　理学院の量子理学専攻に大学院連携分野「先端機能物質物理」（(独) 物質・材料研究機構）を設置。

理学院の宇宙理学専攻に大学院連携分野「飛翔体観測」（(独) 宇宙航空研究開発機構）を設置。

平成 22 年　大学院総合化学院の設置に伴い，化学専攻は同学院に移行。

大学院生命科学院の改組に伴い，生命理学専攻は同学院に移行。

理学院量子理学専攻が物性物理学専攻に名称変更。

平成 23 年　理学部地球科学科が地球惑星科学科へ名称変更。

理学研究院に附属原子核反応データベース研究開発センターを設置。

平成 24 年　理学研究院に国際化支援室を設置。

平成 27 年　理学研究院自然史科学部門が地球惑星科学部門へ名称変更。

理学院の物性物理学専攻に大学院連携分野「スピン共鳴性物理学」（(独) 理化学研究所）を設置。

理学研究院にアクティブラーニング推進室を設置。

学内共同利用施設のエネルギー分散・波長分散蛍光Ｘ線分析研究室が地球惑星固体物質解析システム研究室に名称変更。

平成 28 年　理学研究院に学生生活相談室，国際理学連携教育センター，研究戦略室，広報企画推進室を設置。
国際理学連携教育センターに医理工連携教育推進室，理学教育国際化推進室を設置。
国際理学連携教育センター設置に伴い，アクティブラーニング推進室を同センターへ移行。
平成 29 年　国際理学連携教育センターに数理連携推進室を設置。
平成 31 年　地球惑星科学部門に北海道気象予測技術開発分野（北海道気象技術センター）（寄附分野）を設置。
国際理学連携教育センターに化学連携教育推進室を設置。
研究戦略室が教育研究戦略室へ名称変更。

3. 理学院・理学部・理学研究院 組織概要

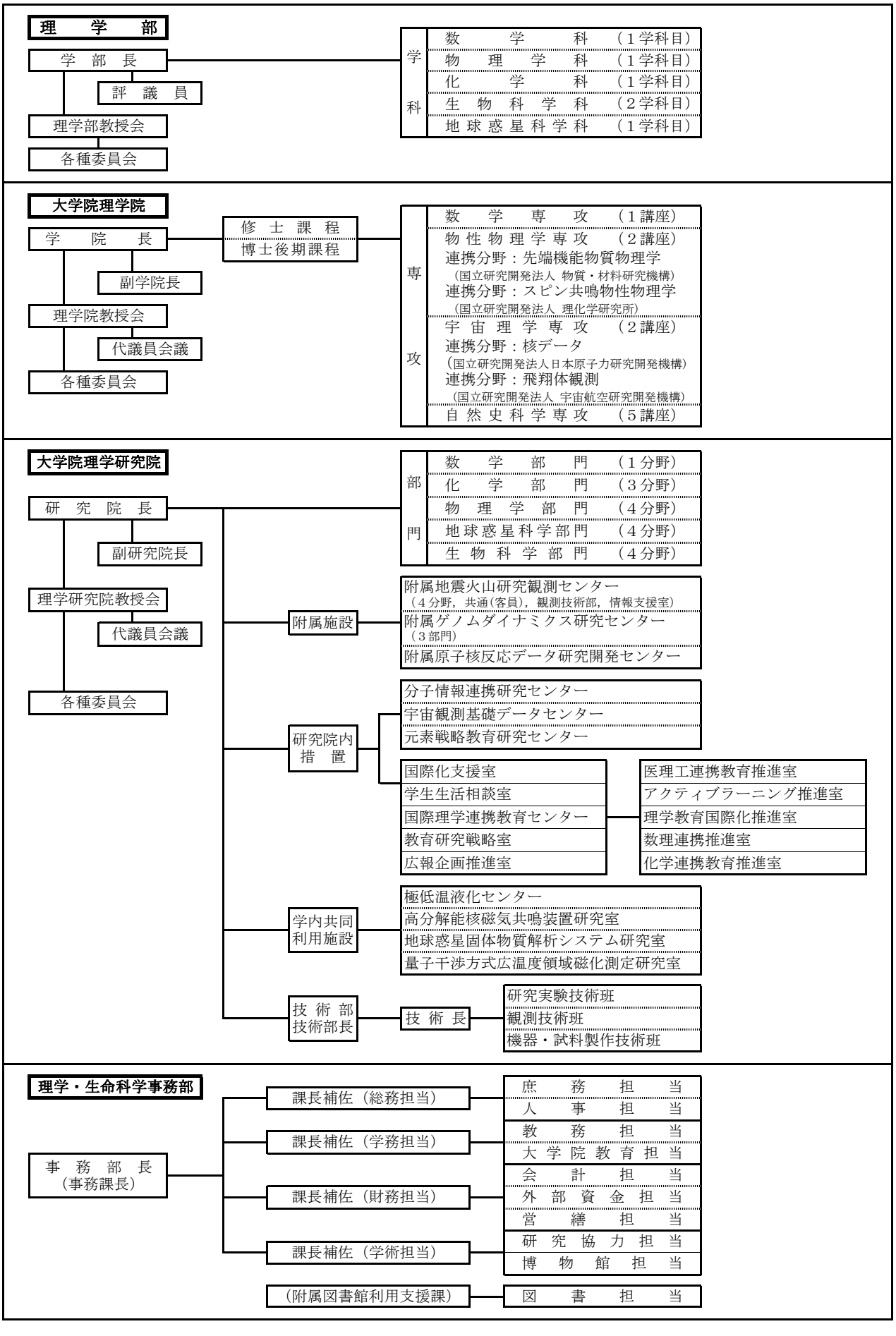

各種委員会委員等名簿

教 員 名 簿

４．学生関係各種委員会委員名簿

(1)理学院　学院長･副学院長･代議員

役職等	専攻等	職名	氏名	教員室	電話番号	備考
学院長	(物性物理学専攻)	教授	網塚　浩	5-132	3484	
副学院長	(自然史科学専攻)	教授	永井隆哉	6-805	2732	
代議員	数学専攻	教授	本多尚文	4-412	4825	
代議員	数学専攻	教授	栄　伸一郎	3-612	4824	
代議員	物性物理学専攻	教授	野嵜龍介	5-221	2691	
代議員	物性物理学専攻	准教授	吉田紘行	2-104	2682	
代議員	宇宙理学専攻	教授	小林達夫	2-1112	3539	
代議員	宇宙理学専攻	教授	倉本圭	8-202	3827	
代議員	自然史科学専攻	教授	蓬田清	8-312	2758	地球惑星ﾀﾞｲﾅﾐｸｽ講座
代議員	自然史科学専攻	教授	中川光弘	6-1102	3520	地球惑星ｼｽﾃﾑ科学講座
代議員	自然史科学専攻	教授	小亀一弘	5-608	2745	多様性生物学講座
代議員	自然史科学専攻	教授	湯浅万紀子	N313	4702	科学ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ講座
代議員	自然史科学専攻	教授	高橋浩晃	4-213	3212	地震学火山学講座

(2)学院　入学試験委員会

役職等	専攻等	職名	氏名	教員室	電話番号	備考
学院長	(物性物理学専攻)	教授	網塚　浩	5-132	3484	
副学院長	(自然史科学専攻)	教授	永井隆哉	6-805	2732	
委員	数学専攻	教授	本多尚文	4-412	4825	
委員	物性物理学専攻	教授	野嵜龍介	5-221	2691	
委員	宇宙理学専攻	教授	倉本圭	8-202	3827	
委員	自然史科学専攻	教授	湯浅万紀子	N313	4702	

(3)学院　教務委員会

役職等	専攻等	職名	氏名	教員室	電話番号	備考
委員長	(物性物理学専攻)	教授	根本幸児	2-1013	3441	
委員	数学専攻	教授	洞　彰人	4-511	2674	
委員	物性物理学専攻	准教授	吉田紘行	2-104	2682	
委員	宇宙理学専攻	准教授	徂徠和夫	2-316	4435	
委員	自然史科学専攻	准教授	佐々木克徳	8-320	4494	
委員	自然史科学専攻	准教授	沢田　健	6-905	2733	

(4)学院・学部　学生委員会

役職等	専攻等	職名	氏名	教員室	電話番号	備考
委員長 副委員長	(数学部門)	教授	齋藤　睦	3-605	2630	評議員
委員	数学専攻	教授	朝倉政典	4-502	2720	
委員	物性物理学専攻	准教授	吉田紘行	2-104	2682	
委員	宇宙理学専攻	准教授	鎌田俊一	8-210	3566	
委員	自然史科学専攻	教授	小亀一弘	5-608	2745	
委員	数学科	教授	朝倉政典	4-502	2720	
委員	物理学科	准教授	武貞正樹	5-218	2680	
委員	化学科	准教授	小林厚志	7-508	3479	
委員	生物科学科(生物)	准教授	田中暢明	5-1012	2749	
委員	生物科学科(高分子)	教授	黒川孝幸	次世代3F	9018	
委員	地球惑星科学科	教授	倉本圭	8-202	3827	

５．教員名簿

職名　氏名

《数学専攻》

理学研究院

教授	秋田利之
教授	朝倉政典
教授	石川剛郎
教授	岩﨑克則
教授	栄伸一郎
教授	久保英夫
教授	齋藤睦
教授	神保秀一
教授	洞彰人
教授	本多尚文
教授	正宗淳
教授	松本圭司
教授	山下博
教授	由利美智子
教授	吉永正彦
准教授	黒田紘敏
准教授	小林真平
准教授	小林政晴
准教授	坂井哲
准教授	澁川陽一
准教授	秦泉寺雅夫
准教授	セッテパネーラ，シモーナ
准教授	田邊顕一朗
准教授	戸松玲治
准教授	行木孝夫
准教授	長谷部高広
准教授	浜向直
准教授	古畑仁
准教授	松下大介
准教授	松本健司
准教授	宮尾忠宏
助教	跡部発
助教	神田雄高

電子科学研究所

教授	長山雅晴
准教授	小林康明
准教授	佐藤譲
准教授	寺本央
助教	秋山正和

職名　氏名

《物性物理学専攻》

量子機能物理学講座
理学研究院

教授	山本昌司
准教授	武貞正樹
准教授	松永悟明
准教授	松山秀生
准教授	三品具文
准教授	柳澤達也
助教	延兼啓純
助教	山本夕可

電子科学研究所

教授	石橋晃
准教授	近藤憲治

凝縮系物理学講座
理学研究院

教授	網塚浩
教授	小田研
教授	河本充司
教授	根本幸児
教授	野嵜龍介
准教授	北孝文
准教授	吉田紘行
講師	大原潤
講師	井原慶彦
助教	奥田浩司
助教	速水賢
助教	黒澤徹
助教	日髙宏之
助教	福岡修平

大学院連携分野【先端機能物質物理学】
（国立研究開発法人物質・材料研究機構）

客員教授	今中康貴
客員教授	内橋隆
客員教授	長尾忠昭
客員教授	山瀬博之

大学院連携分野【スピン共鳴物性物理学】
（国立研究開発法人理化学研究所）

客員教授	渡邊功雄
客員准教授	大島勇吾

職名　氏名

《宇宙理学専攻》

素粒子・原子核・宇宙物理学講座
理学研究院

教授	小林達夫
教授	鈴木久男
准教授	木村真明
准教授	徂徠和夫
准教授	中山隆一
講師	岡本崇
講師	末廣一彦
講師	堀内渉
助教	朴銀鏡
特任助教	江幡修一郎

低温科学研究所

教授	香内晃
教授	佐崎元
教授	渡部直樹
准教授	木村勇気
助教	長嶋剣
助教	羽馬哲也
助教	日高宏
助教	村田憲一郎
助教	大場康弘

情報基盤センター

教授	布施泉
准教授	平林義治
助教	山本裕一

大学院連携分野【核データ】
（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

客員教授	深堀智生

宇宙惑星科学講座
理学研究院

教授	倉本圭
教授	高橋幸弘
准教授	石渡正樹
准教授	鎌田俊一
特任准教授	栗原純一
講師	佐藤光輝
助教	小高正嗣
特任助教	石田哲朗
特任助教	高木聖子
客員教授	渡部重十

大学院連携分野【飛翔体観測】
（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

客員教授	佐藤毅彦
客員准教授	エリザベス・タスカー
客員准教授	村田泰宏
客員准教授	山村一誠

職名　氏名

《自然史科学専攻》

地球惑星ダイナミクス講座
理学研究院

教授　稲津　將
教授　古屋　正人
教授　日置　幸介
教授　見延　庄士郎
教授　蓬田　清
准教授　佐々木　克徳
准教授　高田　陽一郎
准教授　吉澤　和範
特任准教授　佐藤　陽祐

地球惑星システム科学講座
理学研究院

教授　永井　隆哉
教授　中川　光弘
教授　坂本　尚義
特任教授　竹下　徹
准教授　伊庭　靖弘
准教授　亀田　純
准教授　川野　潤
准教授　栗谷　豪
准教授　沢田　健
講師　渡邊　剛
助教　川崎　教行
助教　篠崎　彩子
助教　馬上　謙一
助教　ピトン，マリ
助教　吉村　俊平

総合博物館

教授　小林　快次
准教授　山本　順司

多様性生物学講座
理学研究院

教授　小亀　一弘
教授　髙木　昌興
教授　堀口　健雄
教授　増田　隆一
准教授　柁原　宏
准教授　加藤　徹
准教授　フォルトナート，エレーナ
講師　角井　敬知
助教　西田　義憲

総合博物館

講師　阿部　剛史

国際連携機構

助教　ウェイクマン，ケビン

職名　氏名

科学コミュニケーション講座
理学研究院

教授　松王　政浩
准教授　川本　思心

高等教育推進機構

教授　鈴木　誠
教授　細川　敏幸
准教授　池田　文人
准教授　三上　直之
准教授　山田　邦雅

総合博物館

教授　湯浅　万紀子

情報基盤センター

准教授　重田　勝介

地震学火山学講座

教授　髙橋　浩晃
教授　谷岡　勇市郎
教授　橋本　武志
特任教授　村上　亮
准教授　青山　裕
准教授　勝俣　啓
准教授　西村　裕一
准教授　村井　芳夫
講師　大園　真子
助教　田中　良

職名　氏名

《国際化支援室》

理学研究院

教授　河村　裕

担当窓口と掲示について

学修に関する事項

6. 担当窓口と掲示について

（1）理学院の担当窓口について

学生が行う諸手続きについては，理学・生命科学事務部事務課大学院教育担当（理学部２号館１階ホール左側）（以下「大学院教育担当」という。）で行うことになります。

（2）掲示について

学生への通知及び連絡は，掲示をもって行うことを基本としますので，必ず理学院公用掲示板を見るようにしてください。また，「理学情報システム」を利用すると自宅のパソコン等から「履修関係」，「休講情報」，「奨学金・授業料免除」等の情報を確認することができます。使用するためには入学式当日に配布するパスワード等により，学生自身で登録手続きを行う必要があるので，入学後速やかに手続きしてください。

「理学情報システム　https://www.sci.hokudai.ac.jp/jimu_renraku/」

ただし，同システムに全ての情報が掲載されるとは限らないので，公用掲示板及び授業中の教員の指示等に注意してください。

【公用掲示板】

・理学部２号館１階ホール

全学生に対する一般的な通知等（奨学金・授業料免除・教職・就職等）の掲示

・理学部５号館３階大講堂裏

理学院共通および各専攻の掲示板があり，履修，休講，補講等の授業に関する通知，学生の呼び出し等の掲示

理学部２号館１階ホール

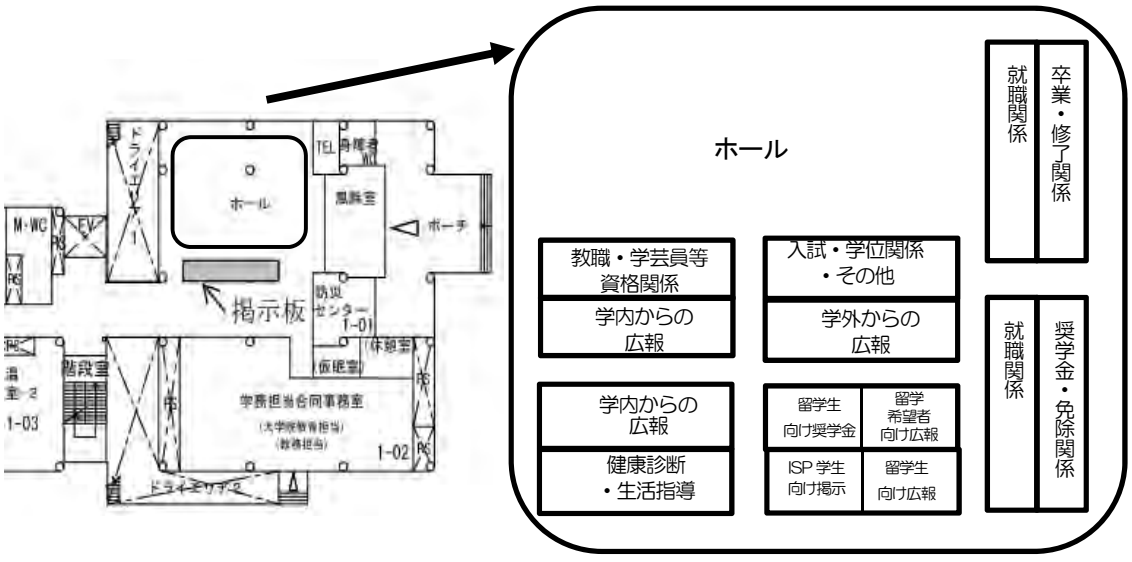

理学部５号館３階大講堂の裏

※掲示板の項目

大学院共通授業科目等

上から
①理学院（共通事項）
②数学専攻
③物性物理学専攻
④宇宙理学専攻
⑤自然史科学専攻

７．学修に関する事項

（１）各専攻の教育目的

専攻名	教育目的
数学専攻	伝統的な数学から先端的数学に至る教育を行う。
物性物理学専攻	量子力学や統計力学を柱にした物理学教育を行う。
宇宙理学専攻	既存の宇宙物理学・天文学ではなく，高エネルギーのビッグバンから生命を育む穏やかな地球型惑星に至るまでの物質循環と宇宙進化，それにまつわる構造を一貫したシナリオとして包括的系統的に描くことを目的に教育する。
自然史科学専攻	地球と地球生物の多様性（自然史）に関する教育を主体とし，その表現法及び科学技術と社会の橋渡しを狙う科学コミュニケーションを加えて教育する。

（２）学年及び学期

① 学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

② 学年を分けて次の４期とする。

第１学期前半：春ターム　　４月～　５月
第１学期後半：夏ターム　　６月～　７月
第２学期前半：秋ターム　１０月～１１月
第２学期後半：冬ターム　１２月以降

※ 年度によっては曜日の都合により学期の開始終了月が変わることがあるので年間行事予定で確認してください。

（３）授業時間と授業時間割

① 授業時間は次のとおりです。

コマ	１講時	２講時	３講時	４講時	５講時
時間	8:45 ～ 10:15	10:30 ～ 12:00	13:00 ～ 14:30	14:45 ～ 16:15	16:30 ～ 18:00

② 授業時間割は，各学期の開始前に掲示及び理学情報システム（６．担当窓口と掲示について（２）を参照）によりお知らせします。

なお，通常の授業以外に，期間を限定して集中的に行われる授業（集中講義）もあります。その授業の開講期間は，掲示及び理学情報システムにより別途お知らせします。

（４）履修登録について

各学期の初め（４月中旬および１０月上旬）の所定期間に履修登録をしてください。履修登録をせずに受講しても，単位は認定されませんので注意してください。

なお，他研究科等の授業科目を履修する場合は，履修登録時の指示に従ってください。

履修科目の選択にあたっては，「実行教育課程表」及び「シラバス」を参照し，修了要件を満たすことができるよう履修計画をたててください。

（５）シラバスについて

シラバスは以下のURLから検索することができます。

また，窓口にはプリントした冊子を閲覧用として配置していますので，ご利用ください。

http://syllabus01.academic.hokudai.ac.jp/Syllabi/Public/Syllabus/SylSearch.aspx

（６）履修登録結果の確認と訂正について

授業科目が正確に登録されているかを確認するため，登録締切り後の指定された期間中に，登録された科目が，自分の履修計画と一致しているかを確認し，確認の結果，訂正が必要な場合は，期限までに理学・生命科学事務部事務課大学院教育担当（理学部２号館１階ホール左側）（以下，「大学院教育担当」という。）に申し出てください。

履修登録がエラーとなっている科目は履修ができないことから，たとえ授業に出席しても単位の認定はされないので，注意してください。

（７）成績評価の方法と種類

① 成績評価は，授業の履修状況，試験及びレポート等を総合して判定します。

② 成績の評価は，秀・優・良・可及び不可で判定され，秀・優・良・可を合格としています。なお，授業科目によっては，合格及び不合格の判定により評価することがあります。

（８）成績の確認について

履修登録した授業科目の成績評価については，各学期末に確認できます。確認期間及び確認方法については，別途掲示によりお知らせします。

（９）成績評価に対する申立て制度について

成績評価に異議がある者は，以下の場合にその旨を申し立てることができます。

① シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と，異なる成績評価方法により評価されたことを，学生が具体的事実をもって示すことができる場合

② 明らかに誤記入（採点ミス，登録ミス）によるものと思われる場合で，学生が具体的事実をもって示すことができる場合

申立てがあった場合は，必要に応じて学生及び授業担当教員から事情確認を行った上で，調査結果を回答します。

（10）複数指導体制について

修士課程及び博士後期課程学生には，指導教員の他に所属する専攻に応じて，副指導教員又はアドバイザーが割り当てられます。どの教員が自分の担当になるのか等の詳細は各専攻又は講座の教務担当教員にお尋ねください。

（11）修了要件について

【修士課程】

修士課程の修了要件は，理学院規程により「大学院に２年以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程の目的に応じ，本学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること」となっています。

ただし，在学期間に関しては，「優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りる」と規定されています。

【博士後期課程】

博士後期課程の修了要件は，理学院規程により「大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，３０単位以上（修士課程からの通算）を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること」となっています。

ただし，在学期間に関しては，「優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる※」と規定されています。

※　修士課程を２年未満で修了している場合は，必要とする在学期間が異なるので，別途お問い合わせください。

また，修士の学位と同等以上の学力があると認定され入学してきた者については，「大学院に３年以上在学し，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。」となっています。

(12) 学位について

【修士課程】

① 学位に付記する専攻分野の名称

修士（理学）

② 修士論文について

修士論文の提出時期，中間審査及び最終審査等については，指導教員に確認してください。

【博士後期課程】

① 学位に付記する専攻分野の名称

博士（理学）

② 学位申請の手続きについて

学位論文提出資格の詳細については，各専攻において定めているので，予め指導教員に確認してください。

学位申請の手続きについては，事前に「博士学位論文審査等の手引」を理学情報システムからダウンロードし，指導教員と十分相談の上，手引に基づいて手続きしてください。

③ 学位申請の時期

各専攻で定める予備審査の結果，学位申請の許可が得られたら学位の申請を行うことができます。

学位申請の時期は，学位授与時期の概ね３～４ヵ月前です（３月授与の場合，概ね１１月下旬～１２月下旬）。※時期の詳細は年間行事予定を参照してください。

予備審査及び学位申請時期については，指導教員に確認してください。

④ 学位授与の時期

年に４回（３月，６月，９月，１２月）あります。

実行教育課程表（平成31年度入学者用）

理学院共通科目群

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）・後期課程										
（選択科目）										
国際理学イニシアチブ特論	1	第１学期	2			MC1～2	教職	○		
特別講義Ⅰ	1	（不　定）	1			MC・DC	－			
特別講義Ⅱ	2	（不　定）	2			MC・DC	－			
特別演習Ⅰ	1	（不　定）		1		MC・DC	－			
特別演習Ⅱ	2	（不　定）		2		MC・DC	－			
特別実習Ⅰ	1	（不　定）			2	MC・DC	－			
特別実習Ⅱ	2	（不　定）			4	MC・DC	－			
海外研究インターンシップⅠ	1	通年			2	MC・DC	－			
海外研究インターンシップⅡ	2	通年			4	MC・DC	－			

備考

1. 教職課程欄の「数学」・「理科」は「数学・理科の教科に関する科目」，「教職」は「教職に関する科目」を示す。専修免許状（中学・高校）を申請しようとする者は，「教科又は教職に関する科目」について，合計24単位以上を修得すること。
   ただし，免許教科及び学校種ごとに１種免許状の基礎資格を充足していなければならない。

2. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。

3. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。

4. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。

5. 学期の名称と時期は以下のとおり。
   ※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

数学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目）										
数学研究	１０	通　年		5		MC1～2	数学			
（第１選択科目群）										必修科目10単位，第１選択科目群及び第２選択科目群から20単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。 第２選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
現代数学概説	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数理科学概説	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数学基礎研究Ⅰ	2	第１学期		2		MC1	数学			
数学基礎研究Ⅱ	2	第２学期		2		MC1	数学			
数学基礎研究Ⅲ	2	第１学期		2		MC2	数学			
数学基礎研究Ⅳ	2	第２学期		2		MC2	数学			
数学基礎探究	1	第１学期		1		MC1	数学			
数学交流探究	1	第２学期		1		MC1～2	数学			
数学独立探究Ⅰ	2	第１学期		2		MC1～2	数学			
数学独立探究Ⅱ	2	第２学期		2		MC1～2	数学			
（第２選択科目群）										
代数学講義	2	第1・2学期	2			MC1～2	数学			
代数学特論Ａ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
代数学特論Ｂ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
幾何学講義	2	第1・2学期	2			MC1～2	数学			
幾何学特論Ａ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
幾何学特論Ｂ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数理解析学講義	2	第1・2学期	2			MC1～2	数学			
数理解析学特論Ａ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数理解析学特論Ｂ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
代数学特別講義	1	（集　中）	1			MC1～2	数学			
幾何学特別講義	1	（集　中）	1			MC1～2	数学			
数理解析学特別講義	1	（集　中）	1			MC1～2	数学			
博士後期課程										**博士後期課程の修了要件**
（第３選択科目）										博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
数学特別研究	１２	通　年		6		DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。

※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

物性物理学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目群）										
物理学論文輪講	4	通年		2		MC1～2	理科			必修科目群から12単位，選択科目群から18単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。 選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
物理学特別研究１	8	通年			8	MC1～2	理科			
（選択科目群）										
現代物理学入門	1	第１学期前半	2			MC1～2	理科	○		
統計物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
計算物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
場の統計力学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
誘電体物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
量子光物性	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
半導体物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
電子物性物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
超伝導物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
極低温物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
磁性物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
薄膜表面磁性物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
量子デバイス物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
複雑系物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
物理学特別講義１	1	（不定）	1			MC1～2	理科			
物理学特別講義２	1	（不定）	1			MC1～2	理科			
博士後期課程										**博士後期課程の修了要件**
（選択科目）										
物理学特別研究２	１２	通年			１２	DC1～3	－－			博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
物理学特別研究セミナーA	3	第１学期前半			１２	DC1～3	－－			
物理学特別研究セミナーB	3	第１学期後半			１２	DC1～3	－－			
物理学特別研究セミナーC	3	第２学期前半			１２	DC1～3	－－			
物理学特別研究セミナーD	3	第２学期後半			１２	DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。
   ※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

宇宙理学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目群）										
宇宙理学論文輪講	2	通年		1		MC1～2	理科			必修科目群から12単位，選択科目群から18単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。
宇宙理学論文講読	2	通年		1		MC1～2	理科			
宇宙理学特別研究１	8	通年			8	MC1～2	理科			
（選択科目群）										選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
宇宙理学入門	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
場の理論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
場の理論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
素粒子物理学	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
原子核物理学１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
原子核物理学２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
宇宙物理学１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
宇宙物理学２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
物質進化学特論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
物質進化学特論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
惑星システム学特論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
惑星システム学特論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
惑星気象学特論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
惑星気象学特論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
宇宙物質相転移科学特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
宇宙低温物質科学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
宇宙理学特別講義１	1	（集中）	1			MC1～2	理科			
宇宙理学特別講義２	1	（集中）	1			MC1～2	理科			
博士後期課程										**博士後期課程の修了要件**
（選択科目）										博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
宇宙理学特別研究２	１２	通年			１２	DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。

※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

自然史科学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目群）										
自然史科学論文講読１	4	通年		2		MC1～2	理科			
自然史科学特別研究１	8	通年			8	MC1～2	理科			
（第１選択科目群）										必修科目群から12単位，第１選択科目群から18単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。
地球惑星システム科学概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		第１選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
マグマ科学概論	1	第１学期前半	2			MC1～2	理科			なお，第1選択科目群のうち，4単位以上は大学院共通授業科目から修得すること。
マグマ科学特論	1	第１学期後半	2			MC1～2	理科			
地球化学特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
地球惑星物質学概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科			
地球惑星物質学特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
有機地球化学概論	1	第１学期前半	2			MC1～2	理科			
有機地球化学特論	1	(集中)	2			MC1～2	理科			
変動帯テクトニクス概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
変動帯テクトニクス特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
地震学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
地球環境史概論	1	(集中)	2			MC1～2	理科	○		
地球環境史特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
地球内部構造特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
地殻ダイナミクス特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
衛星測地学概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
衛星測地学特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
地震火山計測特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
構造探査学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
大気科学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
海洋気候物理学特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
地震・火山噴火予知特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
多様性生物学入門	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
多様性生物学特論Ⅰ	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
多様性生物学特論Ⅱ	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
多様性生物学概論	2	第２学期後半	4			MC1～2	理科			
多様性生物学研究法	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
分類学概論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
進化学概論	2	第２学期	2			MC1～2	理科	○	一部の科目のみ	
科学技術と社会システム特論Ⅰ	1	第１学期前半	2			MC1～2	教職			
科学技術と社会システム特論Ⅱ	1	第１学期後半	2			MC1～2	教職			
科学技術コミュニケーション特論Ⅰ	1	第１学期前半	2			MC1～2	教職	○		
科学技術コミュニケーション特論Ⅱ	1	第１学期後半	2			MC1～2	教職	○		
科学技術コミュニケーション特論Ⅲ	2	第２学期	2			MC1～2	教職			
博物館コミュニケーション特論	2	第１・２学期		2		MC1～2	教職	○		
科学技術史特論	2	第１学期	2			MC1～2	教職			
科学技術基礎論	2	第２学期	2			MC1～2	教職			
科学教育授業設計特論	2	第１学期	2			MC1～2	教職			
科学技術社会構成論Ⅰ	1	第１学期前半	2			MC1～2	教職			
科学技術社会構成論Ⅱ	1	第１学期後半	2			MC1～2	教職	○		
理科教育課程マネジメント特論	2	第２学期	2			MC1～2	教職			
自然史科学特別講義Ⅰ	1	(集中)	1			MC1～2	理科			
自然史科学特別講義Ⅱ	1	(集中)	1			MC1～2	理科			
自然史科学特別講義Ⅲ	1	(集中)	1			MC1～2	理科			
自然史科学特別講義Ⅳ	1	(集中)	1			MC1～2	理科			
博士後期課程										
（第２選択科目群）										**博士後期課程の修了要件**
自然史科学論文講読２	6	通年		3		DC1～3	－－			博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
自然史科学特別研究２	１２	通年			１２	DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。

※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月　　・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月　　・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

自然史科学専攻推奨科目群（大学院共通授業科目）

授業科目（講義題目）	単位	開講期等	週当配当時間数			主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
			講義	演習	実験実習					
大学院共通授業科目：自然科学・応用科学（新自然史科学特別講義（地球と生命の自然史））	2	第1学期	2			MC1～2	－－	○		

自然史科学専攻推奨科目群（環境科学院開講科目）

授業科目（講義題目）	単位	開講期等	週当配当時間数			主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
			講義	演習	実験実習					
多様性生物学基礎論	2	第2学期前半	4			MC1～2	－－	○		

備考

1. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。

学生生活に関する事項

８．学生生活に関する事項

（１）休学，復学，退学及び在学年限等について

休学，復学及び退学する場合には，事前に指導教員と十分に相談の上，期限内に手続きを行ってください。

①　休学・復学

病気その他の事由で休学（２ヶ月以上）を願い出るときは，所定の**「休学願」**に理由を明記し，指導教員及び代議員の署名を受けて大学院教育担当へ提出してください。

なお，病気の場合には，療養のため休学を必要とする期間が明記された診断書を添付してください。

休学の願い出は，休学する日の２週間前までに行ってください。休学は年度をまたぐことができないので，翌年度も引き続き休学しようとする場合は，まず当該年度の３月３１日までの休学願を提出し，３月中旬までに４月１日からの休学願を提出する必要があります。

学期を通じて休学する場合は，当該学期の授業料は免除されます。その他の期間休学する場合の授業料については，早めに大学院教育担当に確認してください。

また，休学により留年することで授業料免除申請資格に影響を及ぼす場合があるので，休学手続き時に大学院教育担当で確認してください。

修士課程においては通算２年間まで，博士後期課程においては通算３年間まで休学することができます。

休学期間中にその事由が解消された時は，所定の**「復学願」**を提出することにより，復学することができます。病気により休学していた場合は，医師の**診断書**を添付してください。

②　退学

退学を願い出るときは，所定の**「退学願」**に理由を明記し，指導教員及び代議員の署名を受けて大学院教育担当へ提出してください。退学の願い出は，退学する日の２週間前までに行ってください。

③　在学年限

通常，修士課程は２年間，博士後期課程は３年間の研究生活を送ることになりますが，その期間を超えて在学する場合であっても，**修士課程は４年間，博士後期課程は６年間を超えて在学することはできません。**

なお，休学期間及び停学期間は，在学年数には算入しません。

④　長期履修制度

長期履修とは，職業を有している等の理由により，標準修業年限（修士課程２年，博士後期課程３年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを，事前の審査等により認める制度です。

入試出願時に申請するのが一般的ですが，**在学生についても標準修業年限が１年間以上残っている場合は申請することができます。**詳細は「１０．関係規程等（８）長期履修について（案内）」を参照してください。

⑤ 各種届出について

- 本人または連帯保証人の住所・電話番号等に変更があった場合は，速やかに大学院教育担当に申し出てください。
- 改姓（名）があった場合は，戸籍抄本を添えて申し出てください。
- 海外へ留学，インターンシップ，研究指導委託，学会出席，旅行などで行く場合は，事前に「海外渡航届」（様式は大学院教育担当窓口にあります。）を提出してください。

（２）学生証について

学生証は，入学式において交付します。本学学生たる身分を証明するものですので，常に携帯してください。

紛失等のため学生証の再交付を受けようとするときは，所定の申請用紙に写真１枚（縦３㎝×横２．５㎝），及び北大生協への再発行手数料支払い時に受領した領収書を添えて，大学院教育担当へ願い出てください（交付までには１週間程度を要します。）。

学生証を紛失すると，手数料の自己負担のほか，他人による悪用等のリスクも生じるため，取り扱いには十分注意してください。

（３）各種証明書の発行について

【ＡＣＭ（証明書自動発行装置）の利用方法】

在学証明書，成績証明書，修了見込証明書，学生生徒旅客運賃割引証（以下，「学割証」という。），健康診断証明書は，学生証を使用してＡＣＭ（証明書自動発行装置）から発行することができます。

① 発行日，利用時間

月曜日から金曜日の９時から１８時までです。（ただし，土曜・日曜・祝日・年末年始等の期間及び年度始め等のデータ更新時期を除きます。）

② 設置場所

高等教育推進機構１階ロビー
工学部正面玄関ロビー
文系共通講義棟２階ホール
クラーク会館センターホール
薬学部正面玄関ホール
農学部正面玄関横
環境科学院正面玄関ロビー

③ 発行枚数

在学証明書，成績証明書，修了見込証明書は１日４枚まで，健康診断証明書は１日５枚まで発行できます。また，学割証は年間１０枚まで発行できます。

④ 操作方法

ＡＣＭの操作は，ディスプレイに表示された画面に沿って必要な事項を入力することにより，証明書の発行あるいは暗証番号の変更を行うことができます。不正利用防止のため，暗証番号は変更することをお勧めします。

【各種証明書の取得方法】

① 在学証明書，成績証明書

ＡＣＭにより取得してください。成績証明書の厳封が必要な場合には，ＡＣＭで発行した成績証明書を持参のうえ，大学院教育担当に申し出てください。

② 修了見込証明書（修了年次学生のみ発行可能）

修士課程学生はＡＣＭで取得してください。博士後期課程学生についてはＡＣＭで発行できないので，大学院教育担当に申請してください。

③ 学割証

ＡＣＭで取得してください。ＪＲ各社の片道の営業キロが 100 キロを超える区間を旅行する場合，学割証を提出することにより運賃が割引となります。

④ 健康診断証明書

ＡＣＭで取得してください。年１回（４月）行われる定期健康診断を受診しないと，健康診断証明書は発行できません。

⑤ その他の証明書

その他の証明書が必要な場合は，大学院教育担当に備え付けの所定用紙に必要事項を記入のうえ申請してください。発行は，原則として２日後（英文証明書，教職関係証明書，その他特殊な証明書は１週間後）になりますので，余裕をもって申し込むようにしてください。なお，証明書を受領する際は，学生証を提示してください。

（４）授業料について

① 授業料の納付及び除籍について

授業料　前期分：267,900 円，後期分：267,900 円（年額 535,800 円）

※　在学中に授業料の額が改訂された場合は，改訂時から新たな授業料が適用されます。

授業料の納付については，前期（4 月から 9 月：納付期限 5 月末日）及び後期（10 月から 3 月：納付期限 11 月末日）にそれぞれ，年額の 1/2 に相当する額を納付しなければなりません。各期において納付期限までに授業料を納付せず，督促を受けてもなお納付しない者であって，所定の期日までに退学願を提出しない者は，理由の如何を問わず，各期の末日（前期 9 月 30 日，後期 3 月 31 日）をもって除籍となりますので，くれぐれも注意してください。

また，授業料が納付されていない学期に履修した授業科目の単位は，退学，除籍を問わず将来に渡って，一切認定されません。

② 授業料免除制度

学業成績が優秀で，かつ経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対して，選考の上，授業料の全額，半額若しくは４分の１を免除する制度です。

授業料免除の申請期間は，概ね，前期分は２月から３月頃，後期分は８月から９月頃です。提出書類を揃えるのに時間がかかりますので，申請書は早めに受領してください。詳細は掲示で連絡します。

なお，授業料免除の申請をした場合は，結果通知があるまで授業料を納付しないようにしてください。

（５）奨学金について

奨学金の各種手続きの案内は，掲示等により周知しますので留意してください。

１）日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は，国の育英奨学事業を行っている機関で，学業優秀で，経済的理由により修学困難な学生に学資の貸与を行っています。

①　奨学金の種類

- 第一種奨学金（無利子貸与）
- 第二種奨学金（有利子貸与）

※　貸与額その他の条件については変更となる場合があるので，日本学生支援機構ホームページ（http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigakuin.html）で確認してください。

②　奨学生の募集

在学採用の募集（４月）については掲示によりお知らせします。

なお，家計の急変により緊急に奨学金が必要となった場合は，「緊急採用・応急採用」の制度があるので，希望者は大学院教育担当に申し出てください。

③　適格認定

奨学生に採用された者は，毎年度，所定の期間（１～２月頃）に「奨学金継続願」をインターネットにより提出（入力）し，適格認定を受けなければ，奨学金の貸与が打ち切られるので注意してください。

④　貸与中の異動

休・退学する場合，奨学金の貸与を辞退する場合は，速やかに大学院教育担当で所定の手続きを行ってください。

⑤　奨学金の返還

貸与された奨学金は，貸与終了後，所定の期間内に月賦等によって返還しなければなりません。この返還金は，新たな奨学生の財源として受け継がれていきます。

⑥　特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって，在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には，貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。申請方法等については掲示でお知らせします。

２）その他の奨学金

民間企業，地方自治体，各種財団等が募集する奨学生（主に３月～５月に募集）については，都度，掲示により周知します。

（６）研究助成について

①　日本学術振興会特別研究員制度

優れた若手研究者に，その研究生活の初期において，自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより，我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的として，大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で，優れた研究能力を有し，大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し，研究奨励金を支給する制度です。

この制度の詳細等については，研究協力担当へ問い合わせてください。

②　各種団体助成金

各種団体助成金の募集は，掲示により周知します。

（７）学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について

「学生教育研究災害傷害保険」は，正課，学校行事及び課外活動中などで生じた，急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に，その被害を救済することを目的とした保険です。

「学研災付帯賠償責任保険」は，正課，学校行事及びその往復中などで，他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。

実験・実習，フィールドワーク，インターンシップを行う学生のみならず，学生全員がこれらの保険に加入することを勧めます。また，教職免許を取得するために教育実習，介護等体験を行う学生は，これらの保険に加入する必要があります。

これらの保険の加入手続き，事故に遭った際の保険金の請求手続きについては，大学院教育担当に問い合わせてください。

（８）健康管理と保健センターについて

①　定期健康診断

定期健康診断は，毎年１回４月に実施されます。この目的は疾患を有する学生を早期に発見して適切な治療方法を指導し，健康を保持増進させるとともに，学生皆さんの健康状態を把握し，健康管理の重要な資料とすることにあります。そのため，学生は健康診断を受けるよう義務づけられています。

診断を受けなかった場合には，就職，奨学生出願，ティーチングアシスタント採用などの際に，医師の証明を必要とする健康診断書の発行等ができません。

②　健康診断書・健康診断証明書

４月に実施する定期健康診断で，全項目を受診していない場合は，発行できません。

● 健康診断書

定期健康診断の結果に基づいて，受診者の現在の健康状況を医師が診断のうえ発行するもので，医師の記名・捺印で証明します。申込・受付・発行は，保健センター窓口で行っています。申込受付時間は，内科休診日を除く平日 13:00～15:30 です。

● 健康診断証明書

定期健康診断で得られた所見を後日証明し，本学の保健センターが発行するもので，電子印で証明します。多くの場合，証明書は「診断書」の代わりとして通用しますが，提出先に確認のうえ取得してください。

なお，この証明書はＡＣＭにより取得できます。（「８．学生生活に関する事項（３）各種証明書の発行について」を参照）

③　保健センター

定期健康診断とともに重要なのは，日常の健康管理です。保健センターでは，専門医・カウンセラーによる健康相談と応急的な診療を行っています。

自分の健康について，身体的・精神的に心配なことや気になることがあるときは，すぐに保健センターを訪れてください。

診察科目	曜日	受付時間
内　　科	月　～　金	13:00　～　15:30
精神衛生相談		

※　上記時間等は変更となる場合があるので，電話（011-706-5346）または保健センターホームページ（http://www.hokudai.ac.jp/hokekan/index.html）で確認してください。

（９）Ｘ線装置，放射性同位元素等の使用について

Ｘ線装置または放射性同位元素等を取り扱うためには，所定の手続きが必要となります。大学院において研究実験等で取り扱いが必要となる場合は，指導教員と十分打合せをし，４月初旬までに研究協力担当へ申請書を提出してください。

【使用のための手続き】

新規の場合：　北海道大学エックス線障害予防規程・放射線障害予防規程に基づき，エックス線障害・放射線障害防止のための教育訓練及び保健センターで特別の健康診断（例年６月頃実施）を受け，その結果によりガラスバッジと取扱者手帳の交付を受けてからでなければ使用できません。

継続の場合：　３月中旬までに所定の手続きを行ってください。

【使用中の手続き】

ガラスバッジ：　毎月５日までに必ず交換してください。

健康診断：　申請者に対し，半期毎にお知らせしますので，必ず受診してください。

教育訓練：　毎年必ず受講してください。

【その他】

登録申請・教育訓練については，主に理学情報システムによりお知らせします。

他部局の施設を利用する場合は，別途申請が必要です。放射性同位元素等取扱者は，利用する施設の教育訓練を併せて受講しなくてはなりません。

(10) 遺伝子組換え実験への従事について

本学で遺伝子組換え実験を行うには，その実験施設・実験内容・拡散防止措置について，実験管理者が本学遺伝子組換え実験等安全委員会から事前に承認を受ける必要があります。また組換え体の譲渡・譲受を行うにも，事前の承認が必要になります（譲渡する者は相手へ情報を提供する義務も負います)。

大学院において，事前に承認されたこのような遺伝子組換え実験に従事する場合は，実験管理者と十分打合せを行った上で，次の手続きを行ってください。

【講習会の受講】

実験従事者は，総長が主催する「遺伝子組換え実験等に関する講習会」を受講しなければなりません。講習会は例年，毎年２回実施され，主に理学情報システムにより通知されます。一度受講した者は，法律の大幅な改正がない限り，次回以降の受講が免除されます。

【健康診断の受診】

実験従事者は毎年度，健康診断を受診しなければなりません。大学院生においては本学が実施する定期健康診断を受診ください。定期健康診断を受診できない場合は，それと同様の健康診断を本学以外で受診してその診断結果を研究協力担当へ提出してください。

(11) 図書室の利用等について

1）図書室について

本学には附属図書館（本館・北図書館）の他に，各学部・研究科等に各専門分野の学術資料（図書・雑誌等）を扱う図書室があります。理学研究院・理学院・理学部には，中央図書室と部門図書室があり，学術資料を収集し，学生・教職員の皆様の利用に供しています。資料は学生証により借用できます。

各図書室の配置場所は以下のとおりです。建物の場所は，理学部又は附属図書館のホームページ，案内板等でご確認ください。

①中央図書室　　6号館（高層棟）6-1-05
②数学部門図書室　　3号館 3-201
③物理学部門図書室　　5号館 5-2-08
④地震火山研究観測センター（防災情報資料室）4号館　4-208
※ご利用は資料室となりの事務室へお申込みください。

2）中央図書室（6号館 6-1-05）

○月曜日～金曜日　9：00 ～ 17：00 （土日祝日，年末年始は閉室）
※教員，研究員，大学院学生に限り 17：00 ～ 21：00 まで利用できます。（貸出は不可）

○貸出冊数及び期間

資料区分	冊数	期間
図書	5冊	15日
製本雑誌	5冊	7日
未製本雑誌	5冊	2日

○返却：カウンターまでお持ちください。閉室時はブックポストをご利用ください。

○複写
・校費：コピーカードによるセルフ方式です。（4年生以上で指導教員の許可が必要）
コピーカードは図書室カウンターの上のカードケースに収納してあります。複写の際は，複写機使用簿に必要事項を記入してください。
・私費：生協プリペイドカード専用複写機をご利用ください。（要コピーカード）

3）数学図書室（3号館 3-201）

○月曜日～金曜日　9：00 ～ 17：00 （土日祝日，年末年始は閉室）
※教員，研究員，大学院学生は 24 時間利用できます。（貸出は時間外借用証にて可）

○貸出冊数及び期間

資料区分	冊数	期間
図書	4冊	1ヵ月
製本雑誌	当日貸出	
未製本雑誌		

※他学科生は図書が 3 冊 15 日間，雑誌は当日貸出。

○返却：カウンターまでお持ちください。閉室時はブックポストをご利用ください。

○複写

・校費：コピーカードによるセルフ方式です。(指導教員の許可が必要)

・私費：生協中央店，または中央図書室の生協プリペイドカード専用複写機をご利用ください。

4）物理図書室（5号館 5-2-08）

○月曜日～金曜日　10：15 ～ 17：00 （土日祝日，年末年始，12 時 15 分～13 時は閉室)

○貸出冊数及び期間

資料区分	冊数	期間
図書	5冊	３０日
製本雑誌	当日貸出 カウンターの「貸出表」に記載をお願いします。	
未製本雑誌		

○返却：カウンターまでお持ちください。

○複写：

図書室内にコピー機は用意しておりません。カウンターの一時貸出簿に記載の上，生協等のコピー機をご利用いただきますようお願いします。(当日 17 時までにご返却下さい)

5）貸出期間の延長・予約

○延長：

貸出期間を延長したい場合は，返却期限日までに当該資料と学生証をカウンターにお持ちいただくか，図書館 Web サービスから手続きを行ってください。(延長は１回限り可能。）返却期限日を過ぎた場合や，当該資料に予約が入っている場合は延長できません。

※数学科の学生は数学図書室利用の場合，自動延長となります。他学科生は除外。

○予約：

貸出中の図書には予約をかけることができます。当該図書が返却されたら連絡を差上げます。取置期間は一週間です。

6）利用できるサービス

①　図書・雑誌等

中央図書室には理学関係の学生用図書，雑誌，参考図書，新聞等があり，自由に閲

覧することができます。

図書は分類番号順（背表紙のラベルに貼付）に，雑誌は誌名のアルファベット順に配架されています。室内の案内図等をご覧ください。北大で所蔵している図書・雑誌等は全て北海道大学蔵書目録で検索できます。

② 電子ジャーナル・電子ブック

北大で契約している電子ジャーナル・電子ブックは，学内 LAN に接続されている端末であれば，どこからでも利用できます。

リモートアクセスサービスにより，自宅等学外からも利用できるものもあります。詳細は附属図書館ホームページをご覧ください。

③ データベース

北大で契約している各種データベースを利用できます。

理学関係では，

- Web of Science
- SciFinder
- Reaxys
- Biological Abstracts
- MarinLit
- Medline
- MathSciNet
- 化学書資料館（実験化学講座等）

等が有用です。詳細は附属図書館ホームページをご覧ください。

専門家によるデータベース使用方法の講習会が随時開催されます。ホームページや図書室の掲示板等でお知らせしますので，奮ってご参加ください。

④ 博士学位論文の利用

平成 25 年度以降学位取得の博士論文は，北海道大学学術成果コレクション「HUSCAP」で閲覧可能です。（一部非公開）

平成 24 年度末までに学位取得された博士論文の利用については，中央図書室カウンターにご相談ください。なお，著者の許諾が無い限り，博士学位論文の複写は出来ません。

⑤ 所蔵資料等の調査

北大に所蔵していない資料の調査や，論文調査，事項調査等も受け付けしています。お気軽にお尋ねください。

⑥ パソコン・学内 LAN の利用

中央図書室と数学図書室の閲覧机には，手持ちパソコンを学内 LAN に接続するための情報コンセントがあります。利用には DHCP 端末接続申請が必要です。情報基盤センターポータルページをご覧ください。

（URL：http://www.hines.hokudai.ac.jp/terminal/）

ELMS-ID 認証でネットワークが利用可能なパソコンも設置しています。

7）他部局の図書室の利用

学生証を持参することで，他部局の図書室も利用することができます。貸出条件等は各図書室により異なります。校費で複写する場合は，指導教員の押印のある「複写機使用伝票」を持参してください。なお，直接出向かずに複写物を取り寄せることが可能な場合があります。詳しくは中央図書室へお問い合わせください。

８）他大学からの文献の取り寄せ（有料）

①　複写物の取り寄せ

他大学所蔵の図書・雑誌の複写物を取り寄せることが出来ます。

②　図書の借用

北大に所蔵していない図書を他大学等の図書館から借用できます。

中央図書室カウンター（数学科の学生は数学部門図書室）又は図書館 Web サービスでお申し込みください。

９）図書館 Web サービス

Web 上で，図書の貸出期間の延長や，図書室で購入してほしい図書のリクエスト，複写物の取り寄せ・図書の借用の申込等が出来るサービスです。詳しくは附属図書館ホームページをご覧下さい。

１０）お問い合せ先・図書館ホームページ

ご不明な点等があれば，中央図書室までお問い合わせください。

Tel: 011-706-2667 / E-mail: sci@lib.hokudai.ac.jp

利用できるサービスの詳細や最新情報等は，附属図書館ホームページをご覧ください。

https://www.lib.hokudai.ac.jp

Facebook でも情報を発信しています。

https://www.facebook.com/hokudailibrary/

＜ホームページ＞　　＜Facebook＞

(12) 学生相談総合センターについて

○学生相談室

学生生活を送るうえで，履修・勉学方法など修学上の問題，進学・就職などの進路上の問題，家庭や友人関係等様々な問題を抱えて悩むことがあると思います。学内には学生相談室があり，相談員がこのような様々な個人的な問題や悩みごとについての相談に応じ，その解決のため適切な助言・援助を行うことを目的に設置されています。

相談室では，面接の内容など個人にかかわる秘密は厳守し，本人の不利益になることは一切ありません。どんな小さなことについても相談に応じるので，気軽に相談室を利用してください。

○アクセシビリティ支援室

アクセシビリティ支援室では，障害のある学生が，修学や研究上，必要な支援や配慮を行っています。修学上困ったり悩んだりしている方に相談員による修学相談を行っています。教職員，図書館や研究施設等と協働し，障害のある学生の学びの環境を整えています。

障害のある学生とは，視覚障害，聴覚・言語障害，肢体不自由，病弱・虚弱，発達障害，精神障害等の障害のため，修学及び研究上に困難がある学生のことです。

支援室の利用にあたり，面談及び利用登録等の手続きがありますが，まずは修学や大学

生活において困っていることを聴かせてください。

・開室　月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）９：００～１８：００
・受付　月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）９：００～１７：００（予約優先）
・場所　学生交流ステーション２Ｆ（北区北１５条西８丁目）

【予約について】
[E-mail の場合]
・E-mail：yoyaku@sacc.hokudai.ac.jp（予約のみ：共通）
●メールで予約する場合は，必ず件名を「相談予約」と明記し，本文に①氏名・ふりがな，②所属・学年，③学生番号，④電話番号，⑤（相談したい室が決まっている場合のみ）「○○室」を記載してください。
●このメールでの相談はできません。
・E-mail：gakusou-yoyaku@sacc.hokudai.ac.jp（予約のみ：学生相談室専用）
●メールで予約する場合は，必ず件名を「相談予約」と明記し，本文に①氏名・ふりがな，②所属・学年，③学生番号，④電話番号を記載してください。折り返し電話にて相談日時を調整します。
●このメールでの相談はできません。
・E-mail：aso@sacc.hokudai.ac.jp（予約・相談可：アクセシビリティ支援室専用）

[電話の場合]
・電話：０１１-７０６-７４６３（共通）

(13) 理学研究院・学生生活相談室について

理学研究院では理学キャンパスで研究や学修に励んでいる学生・院生を対象とした「学生生活相談室」を開室しています。

北海道大学には学生の様々な問題に対応するため，高等教育推進機構には「学生相談室」，「特別修学支援室」，保健センターには「精神衛生相談」がありますが，場所が離れていることもあり，悩みやストレスを感じながらも利用をためらっている学生が多いのではないかと理学研究院では考えています。

そこで，時間が空いた時に友人や先輩に気軽に相談するような感覚で利用していただけるように理学キャンパスに臨床心理士をカウンセラーとして配置した「学生生活相談室」を開室しました。

利用については，基本的に予約制ですが，相談中の札がかかってないときは，ノックして自由に入室して下さい。

① 開室日時及び利用形態

毎週火曜日及び木曜日の 13:00～17:00（祝日，年始年末休業日を除く）
基本はメール，電話等による予約により利用。メールによる相談も可。
１回の相談時間は 50 分。
予約がない場合は来室自由。

② 連絡先

電話：011-706-3716（内線 3716）　　E-mail：nayami@sci.hokudai.ac.jp

③ 場所

理学部本館２階　N215 室

(14) ハラスメントについて

１）ハラスメントとは

ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」に該当する言葉です。北大では，ハラスメントをセクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントと定義しています。

なお，ハラスメントは，大学の内外，修学時間の内外を問いません。例えば，クラブ活動の歓送迎会，コンパでの言動等も含まれます。

① セクシュアル・ハラスメントとは？

セクシュアル・ハラスメントとは，修学する上での関係において相手の意に反する性的な言動により，相手に不快感や不利益を与えること等をいいます。なお，セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは，その言動を意図して行ったか否かではなく，基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかが，判断の基準になります。セクシュアル・ハラスメントは，「環境型」と「地位利用型・対価型」に分けることができます。

- 環境型セクシュアル・ハラスメントは，相手の意に反する性的な言動や要求を行うことにより，修学意欲を損なわせ，不快感や不利益を与えることをいいます。
- 地位利用型・対価型セクシュアル・ハラスメントは，教育・研究上の地位または先輩と後輩といった上下関係を利用して，性的な要求や誘いかけを行い，その対応によって利益または不利益を与えることをいいます。

② アカデミック・ハラスメントとは？

アカデミック・ハラスメントとは，大学の構成員が優越的地位を不当に利用して，相手の修学上の権利を侵害する言動や人格を辱める言動をいいます。

③ その他のハラスメントとは？

その他のハラスメントとは，セクシュアル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメント以外の人種を侵害する不適切な言動をいい，例えば，教員・先輩などの優先的地位に関係なく，大学内外で言葉や態度による長期的な「いじめ・嫌がらせ」によって精神的，肉体的苦痛を与えたり，本人の意思に反する行為の強要等により自由を阻害することなどをいいます。

２）学生生活とハラスメントの関係

ハラスメントは，大学という環境では，教員と学生の間で起きる場合が多いのですが，クラス，研究室やゼミ，サークル等，学生同士の共同生活の場でも，先輩と後輩の間でも起こります。セクシュアル・ハラスメントは男性から女性に対して行われる場合が多いのですが，女性から男性に，また同性に対して行われる場合もあります。アカデミック・ハラスメントは，学生間においても発生することがありますが，特に教員と学生，先輩と後輩といった権力関係の中で，多く発生します。

学生のみなさんには，大学の中で幅広い人間関係を築いて実りある学生生活を送っていただきたいと思っています。そのためにも相手を対等な人間として見ることなく差別したり，精神的打撃を与えたりするようなハラスメントは，絶対にあってはなりません。

大学キャンパスにおける人間関係は，平等な関係を前提とし，互いに相手の立場を重んじることを目的としています。みなさんは，ハラスメントの被害者にも加害者にもなることな

く，豊かな人間関係を培ってください。

3）ハラスメントとなりうる言動

① セクシュアル・ハラスメントとなり得る言動とは？

● 環境型セクシュアル・ハラスメント

- 実験室内やコンパの席で聞くに耐えない卑猥な話をしたり，スリーサイズを聞く等，身体的特徴を話題にする。
- 故意に異性の前で着替えたり，卑猥な画像等を他者が見える状態で放置する。
- コンパでお酌を強要したり，カラオケでデュエットを強要する。

● 地位利用型・対価型セクシュアル・ハラスメント

- 研究指導や課外活動指導を口実にして，誘いかけをする。
- 誘いかけに応じなかったことを理由に，指導上不利な扱いや制限をする。

② アカデミック・ハラスメントとなり得る言動とは？

- 研究発表活動や設備等の利用を不当に制限する。
- 修学に支障が出る程度に教育的指導を行わない。
- 常識的に不可能な課題達成を強要する。
- 成績の不当な評価を行う。

4）ハラスメントをしないために気をつけること

- 日頃から，相手の立場を尊重した言動を心がけ，相手の人格を尊重する。
- 社会においては，お互いが対等で大切なパートナーであるという意識を持つ。
- 相手との良好な人間関係ができていると，勝手な思いこみをしない。

特にセクシュアル・ハラスメントの受け止め方には個人差があり，受け手の判断が重要となります。例えば，親しさを表すつもりの言動であっても，そのことが相手を不快にさせてしまうことや，同じ言動であっても，ある人はセクシュアル・ハラスメントと受け取らなくても，別の人には地域・文化等の違いによって，セクシュアル・ハラスメントと受け取られることがあります。

5）ハラスメントの被害にあったら

不快と感じた時，不当な扱いを受けたと判断した時には，その言動の相手に，不快あるいは不当であるという意思表示をしましょう。それができない時には，友人等信頼できる人に相談しましょう。

ハラスメントの被害を受けたとしても，被害者に責任はありません。一人で悩まず，早めにハラスメント相談室に相談しましょう。また，友人等からハラスメントについて相談を受けた時には，ハラスメント相談室に相談することをすすめ，同行する等親身になって行動しましょう。

ハラスメント相談室では，専門相談員がいつでもみなさんの相談を受け付けています。相談内容のプライバシーは守られます。また，相談することがあなたの不利になることはありませんので，安心して利用してください。

北海道大学ハラスメント相談室

http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/soumubu/jinjika/sekuhara/

(15) 情報倫理ガイドラインについて

北大では，大学の保有する情報や情報システムの利用に関して，法的あるいは社会的通念から見て倫理上問題となる行為を防止し，情報及び情報システムの適正かつ円滑な利用を促

進することにより，教育や研究の充実を図ることを目的として，「情報倫理ガイドライン」を定めています。

学生のみなさんが学内のパソコンを利用する時には，以下の事項を遵守してください。

① 教育・研究目的並びにそれらに関する業務目的以外の利用は行わない。
② 名誉毀損，誹謗中傷，人権侵害またはハラスメントに当たる行為を行わない。
③ 公序良俗に反する情報の取得及び情報の発信を行わない。
④ 個人のプライバシー及び肖像権を侵害しない。
⑤ 著作権，特許権等の知的所有権を侵害しない。
⑥ 虚偽の情報を提供する行為，詐欺行為，他人を詐称する行為を行わない。
⑦ 政治活動，宗教活動及び営利を主たる目的とした行為を行わない。
⑧ 秘密の保全のある情報を漏洩しない。
⑨ 身分証及び利用識別番号(ID)を第三者に譲渡または貸与しない。
⑩ パスワードを第三者に開示しない。
⑪ 情報システムの円滑な利用及び運用の支障となる行為を行わない。
⑫ その他法令及び社会的通念に反する行為を行わない。

(16) 専門職倫理について

学生向けに監修した研究倫理教育に関する教材等を下記の本学URLに掲載しています。これらを活用して，研究者倫理に関する基礎的素養を修得するようにしてください。

「学生のみなさんへ」　https://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/student/
「研究活動に関するハンドブック」
https://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/handbook/

(17) 犯罪，不正行為（非違行為）と処分について

北海道大学には，学生の皆さんが犯罪や不正行為（非違行為）をしてしまった時，「懲戒処分」を行う規程があります。自分の行動が，法律や規則のみならず，大学のルールに違反していないか，十分に注意することが必要です。特に大学院生は，高い良識を持つことが社会的にも期待されていますので，規律を守って行動してください。

「懲戒処分」には，「譴責（文書による注意・指導)」，「停学」，「退学」があり，次のような処分がくだされることがあります。なお，懲戒の内容は事案によって変わることがあります。

① 教育・研究に関すること
- 定期試験で他人の解答を写す（試験不正行為）　…　停学

出欠を成績評価の基礎とする授業において，他人の出席を代理で行う行為，いわゆる「代返」も不正に成績を得ることと変わりません。決して行わないようにしましょう。

② 学生生活に関すること
- 他人の財物を窃取する（窃盗行為）　……　退学，停学または譴責
- わいせつな行為や痴漢行為を行う　……　退学，停学または譴責
- 学内ネットワークを不正に使用する，
  またはネットワーク上で他人を誹謗中傷する　……　退学または停学
- 無免許運転や飲酒運転など悪質な交通法規違反　…　停学または譴責
- 飲酒運転と知りながら車に同乗する　……　停学または譴責

悪質な交通法規違反による交通事故で他人を死傷させた場合は，更に処分の内容が重く

なることがあります。

③　その他に関すること

留学生の場合，一般的は「留学」のビザが与えられています。在留資格は更新が必要で更新を怠ると，「不法滞在」になります。

日本の場合，不法滞在は懲役刑や罰金刑が科せられることがあるほか，日本国内での犯罪行為により１年以上の懲役や禁錮を科せられた者は，日本への再上陸ができなくなります。

事件や事故は，引き起こした本人だけでなく，指導の先生や家族・友人にも大きな悲しみを与えてしまいます。少しの不注意で快適な学生生活を失ってしまわないよう，良識をもって毎日を過ごしてください。

（18）その他留意事項

①　書類の提出，必要な手続等は，**期日を厳守**してください。

②　自動車（オートバイを含む）による通学は，構内交通安全の確保，教育研究の場にふさわしい環境を維持するため禁止しています。

なお，やむを得ない理由により自動車を使用しなければならないときは，事前に大学院教育担当にお問い合わせください。

③　喫煙ができるのは指定された場所のみで，それ以外は禁煙です。

④　理学部校舎内での放歌・舞踏は禁止です。

教育職員免許

９．教育職員免許状の取得について

（１）教員免許を取得しようとする学生諸君へ

はじめに

諸君の中には北海道大学で教育職員免許状（教員免許）を取得できることを知って，自分も教員となるための免許状を取得したいと考えた人がいるかもしれない。その考えは，北海道大学で学んだ専門性を生かして教員となることで，教育界で果たす役割も大きいものとなりうる可能性を秘めている。

今，教員は国際化，高度な情報化など時代に適応できる資質が求められている。さらに，幅広い視野，深い知識及び豊かな人間性を備えなければならない。また，教員一人ですべての分野をカバーすることは難しく，それぞれの得意分野で活躍することが望まれる。

幸い諸君は基幹総合大学である北海道大学に学ぶことで，多様な資質を身につけて社会に巣立つことになるので，教員となってそれらを最大限に生かして社会に還元することもすばらしいことである。

ここでは，北海道大学で取得できる教育職員免許状とはどのようなもので，どのような仕組みになっているかを説明する。

１）教育職員免許状とは？

教育職員〔小・中・高等学校，特別支援学校及び幼稚園の教員〕となるためには，教育職員免許法で定められた一定の資格要件を満たした上で免許状を授与されることが必要である。この後，教育職員としての活動を行うことができる。教員養成は基本的に大学において行うことになっており，幅広い視野と高度の専門的知識を備えた人材を広く求めるため，教員養成大学・学部のみならず，一般大学・学部においても教員養成を行っている（開放制の教員養成という）。これは画一的な教員像を求めるのではなく，多様な資質を持つ個性豊かな人材を求めるためである。

北海道大学では，現在，９学部・11 大学院において免許状を取得できる教職課程を開設している（詳細は，後頁の**表５**及び**表６**を参照）。

教職課程で教員となるための必要単位数を修得し，本人からの申請で教育委員会から中学校教諭または高等学校教諭普通免許状（教科別に）あるいは特別支援学校教諭免許状が授与される（一種または専修免許状）。なお，北海道大学には小学校及び幼稚園の教員になるための教職課程はない。

２）普通免許状の種類と基礎資格

現行の教育職員免許法では，普通免許状に以下の３種類のものがあり，それぞれの基礎資格は次のように定められている。

（１）二種免許状　短期大学卒業程度を基礎資格とするもの
（２）一種免許状　学士の学位を有すること
（３）専修免許状　修士の学位を有すること

これらの免許状はすべての都道府県で有効である。

なお，普通免許状の外に，特別免許状及び臨時免許状があるが，それらは“大学における養成による免許状”ではないので説明は省略する。

３）免許状の有効期間について

平成 21 年４月から教員免許更新制が導入されている。更新制導入後に普通免許状及び特別免許状を授与される場合，有効期間は免許状の授与に必要な資格を得た日から 10 年後の年度末までとなる（平成 31 年３月 25 日に所要資格を得た免許状は平成 41 年３月 31 日まで有効）。有効期間を更新するためには，免許状更新講習を受講・修了し，有効期間の更新を受ける必要がある。決められた期間内に免許状更新講習を修了できなかった場合には，免許状は失効する。ただし，免許状が失効した場合でも，免許状を取得した際に授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはならない。よって，改めて大学で教職課程を受講する必要はなく，免許状更新講習を受講・修了すれば，有効な免許状を授与されること

ができる。なお，校長，教頭などの教員を指導する立場にある人や，優秀教員表彰を受けた人については，免許状更新講習を免除されることもある。

４）教育職員免許状取得に必要な科目の種類と単位数

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目等」等を履修することで教育職員免許状の取得に必要な単位を修得できる。これらの科目を履修することは，卒業に必要とされるよりも多くの単位を取ることになるので，十分考えて計画的に履修する必要がある。それぞれの免許状に必要な単位数は**表１**のとおりである。

表１　教育職員免許状取得に必要な科目の種類と単位数

<table>
<tr><th colspan="3">免許状の種類
教科及び教職に関する科目</th><th>中学校教諭一種免許状</th><th>中学校教諭専修免許状</th><th>高等学校教諭一種免許状</th><th>高等学校教諭専修免許状</th><th>特別支援学校教諭一種免許状＊3</th><th>特別支援学校教諭専修免許状＊4</th></tr>
<tr><td rowspan="6">最低修得単位数</td><td>A</td><td>第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目</td><td colspan="2">28</td><td colspan="2">24</td><td rowspan="5" colspan="2">中学校又は高等学校教諭の普通免許状授与資格を有すること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">B</td><td>第三欄 教育の基礎的理解に関する科目</td><td colspan="4">10</td></tr>
<tr><td>第四欄 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目</td><td colspan="2">10</td><td colspan="2">8</td></tr>
<tr><td>第五欄 教育実践に関する科目</td><td colspan="2">7</td><td colspan="2">5</td></tr>
<tr><td>C</td><td>第六欄 大学が独自に設定する科目</td><td>4＊1</td><td>28
(4＊1+24)</td><td>12</td><td>36
(12+24)</td></tr>
<tr><td>D</td><td>免許法施行規則第66条の6に定める科目</td><td colspan="4">8＊2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>E</td><td>特別支援教育に関する科目</td><td colspan="4">―</td><td>26</td><td>50</td></tr>
</table>

注＊１　中学校教員免許を取得しようとする場合は，「大学が独自に設定する科目」として「介護等体験実習」（１単位）は必修科目である〔小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）〕。

注＊２　日本国憲法（２単位），体育（２単位），外国語コミュニケーション（２単位），情報機器の操作（２単位）の８単位である。

注＊３　教育学部のみ

注＊４　教育学院のみ　専修免許状は，取得した一種免許状に定められている教育領域について取得できる。
例）一種免許状に知的障害者・肢体不自由者・病弱者の３領域を定めている場合
→専修免許状には知的障害者・肢体不自由者・病弱者の３領域が定められる。

５）「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修について（表１のＡ欄）

教科及び教科の指導法に関する科目は，**表２**のとおり「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」に区分される。

「教科に関する専門的事項」に対応する開設授業科目は，各学部の教職課程で異なり，それぞれの学部から配付される『学生便覧』に掲載されている。20 単位以上を修得する必要がある。

「各教科の指導法」は，中学校教諭免許状では８単位，高等学校教諭免許状では４単位を修得する必要がある。取得しようとする免許教科によって修得する科目が異なるので，各学部の学生便覧を参照すること。開講時期・教室などについては教職関連の掲示板に掲示される。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得することを必要とする最低単位数（中学校教諭免許状では 28 単位，高等学校教諭免許状では 24 単位）を超えて履修した単位数は，項目**７**）で説明する「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することができる。

表２　教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	必要単位数	左記に対応する本学での開設授業科目	単位数	履修可能年次	中学一種	高校一種
・教科に関する専門的事項	20	各学部の学生便覧参照			20 単位以上	
・各教科の指導法 （情報機器及び機材の活用を含む。）	中 8 高 4	教科教育法(各教科Ⅰ)	2	2～	○	○
		教科教育法(各教科Ⅱ)	2	2～	○	○
		教科教育法(各教科Ⅲ)	2	2～	○	
		教科教育法(各教科Ⅳ)	2	2～	○	
○印は，本学教職課程における必修科目を示す。		最低必要単位数合計			28	24

６）「教育の基礎的理解に関する科目等」の履修について（表１のＢ欄）

教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の総称）は，中学校教諭免許状では 27 単位以上，高等学校教諭免許状では 23 単位以上履修する必要がある。教育の基礎的理解に関する科目等として開講されている科目は**表３**のとおりである。開講時期・教室などについては教職関連の掲示板に掲示される。

高等学校の免許状を取得しようとする学生が「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得することを必要とする最低単位数 23 単位を超えて履修した単位数は，項目**７**）で説明する「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することができる。

表３　教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する本学での開設授業科目			中学一種	高校一種
教育の基礎的理解に関する科目等		各科目に含めることが必要な事項	必要単位数	教職に関する専門教育科目	単位数	履修可能年次		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学	2	2～	○	○
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）		教職入門	2	1～	○	○
		・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2	2～	○	○
		・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2～	○	○
		・特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解		特別な教育的ニーズへの理解と対応	1	2～	○	○
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	3～	○	○
第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育論	2	3～	○	
		・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	2～	○	○
		・特別活動の指導法		特別活動論	1	3～	○	○
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論	1	2～	○	○
				教育技術論	1	3～	○	○
		・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	1	2～	○	○
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	1	3～	○	○
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論Ⅰ	1	3～	○	○
				進路指導論Ⅱ	1	3～	○	○
第五欄	教育実践に関する科目		中5 高3	教育実習Ａ（高等学校）	2	4～	○	○
				教育実習Ｂ（中学校）	2	4～	○	
				教育実習Ｃ（事前･事後指導）	1	4～	○	○
			2	教職実践演習	2	4～	○	○
				最低必要単位数合計			27単位	23単位

○印は，本学教職課程における必修科目を示す。

i　教職入門は１年次に開講されるので，高等教育推進機構の履修掲示板の指示に従うこと。

ii　道徳教育論については，中学校の免許状を取得しようとする場合は必ず修得しなければならない。なお，高等学校の免許状を取得しようとする学生が，道徳教育論を修得した場合，その単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することができる。

iii　教育実習Ａ（高等学校）は，中・高等学校の免許状を取得しようとする場合に必要とする２単位である。
教育実習Ｂ（中学校）は，中学校の免許状を取得しようとする場合にのみ必要とする２単位である。なお，中学校または高等学校での３週間の教育実習をもって，教育実習Ａ及び教育実習Ｂの合計４単位が認定される。

iv　教育実習Ｃ（事前・事後指導）は，中・高等学校の免許状を取得しようとする場合に必要とする１単位である。

v　中学校の免許状を取得しようとする場合は教育実習Ａ，Ｂ，Ｃ（合わせて５単位）を，高等学校の免許状を取得しようとする場合は教育実習Ａ及びＣ（合わせて３単位）を修得しなければならない。

vi　教職実践演習の受講は，教育実習を終了した者に限る。

7）「大学が独自に設定する科目」の履修について（表１のＣ欄）

大学が独自に設定する科目として開講されている科目は次表のとおりである。

大学が独自に設定する科目

	授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目（最低修得単位数）中 学 校　4 単位 高等学校　12 単位	学校インターンシップ	2	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を越えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について，併せて中４，高 12 単位以上修得
	新聞づくりを生かしたシティズンシップ教育	2	
	特別支援教育概論	2	
	発達障害教育概論	2	
	介護等体験実習《中一種免必修》※	1	

（１）中学校一種免許状を取得しようとする場合：「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は４単位である。この単位の修得方法は，上表の「大学が独自に設定する科目」を履修し修得した単位数と「教科及び教科の指導法に関する科目」に指定されている科目（各学部で異なる）から 28 単位を超えて修得している単位数の合計が４単位に達している必要がある。なお，「大学が独自に設定する科目」のうち「介護等体験実習」１単位は必ず修得しなければならない（「介護等体験実習」の詳細は，項目 12）で説明する）。

（２）高等学校一種免許状を取得しようとする場合：「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は 12 単位である。この単位の修得方法は，上表の「大学が独自に設定する科目」を履修し修得した単位数と「教科及び教科の指導法に関する科目」に指定されている科目（各学部で異なる）から 24 単位あるいは「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち 23 単位を超えて修得している単位数の合計が 12 単位に達している必要がある。

（３）中学校又は高等学校専修免許状を取得しようとする場合：この単位の修得方法は，一種免許状を取得しようとする場合の修得要件（中学校では４単位，高等学校では 12 単位）に加えて，大学院の課程で開設される科目（大学院ごとに異なる）もしくは「大学が独自に設定する科目」（大学院に入学後，新たに履修する科目）から合わせて 24 単位を修得しなければならない。すなわち，中学校では 28（４＋24）単位，高等学校では 36（12＋24）単位である。

8）教育職員免許状取得に必要とする４科目の履修について（表１のＤ欄）

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の他に，**表１**のＤ欄に定める８単位に相当する４科目（教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目）を履修しなければならない。実際には，全学教育科目あるいは学部専門科目として開講されている科目のうち，**表４**に掲げる授業科目から修得する。日本国憲法は全学教育科目のなかで「社会の認識（日本国憲法)」として開講されている。

表４　教育職員免許状取得に必要とする４科目
（教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目）

教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目		左記に対応する 本学での開設授業科目		備　　考
科　　目	必要単位数	科　目　名	単位数	
日本国憲法	2	社会の認識（日本国憲法）	2	法学部を除く（全学教育科目）
		憲法Ⅰ	4	法学部のみ（学部専門科目）
体育	2	体育学Ａ 体育学Ｂ	1 2	2 単位以上選択必修 （いずれも全学教育科目）
外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ	1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 単位以上選択必修 （いずれも全学教育科目）
情報機器の操作	2	情報学Ⅰ	2	（全学教育科目）

９）「特別支援教育に関する科目」の履修について（表１のＥ欄）

中学校又は高等学校教諭の普通免許状授与資格を有する者で，特別支援学校教諭免許状の取得を希望する場合に必要となる科目である。なお，北海道大学では，特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域）を取得できる（「視覚障害者」，「聴覚障害者」，「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育の領域についての一種免許状は取得できない）。専修免許状は，取得した一種免許状に定められている教育領域について取得できる。詳細は，教育学部の『学生便覧』を参照すること。

10）教育実習について

「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を受講し，一定条件（各学部の教職担当で確認する）を満たした者が，教育実習事前指導を受けた後に教育実習を行うことができる。教職課程の最終コースに位置している教育実習の意義は，実習生としての実践を通して，教えることの充実感や生徒と分かち合える新しい発見の喜びを実感し，自らの成長の機会とすることである。

教育実習を希望する学生は多いが，実習態度によっては実習校の正常な教育活動に支障をきたすことも考えられる。したがって，ただ漫然と単位を取ればよいのではなく，誠意をもって実習に参加し，教育に対して情熱を有することが求められる。

教育実習の受講を希望する者は，実習を行う前年度の９月末までに（詳細は掲示等で確認すること）所属する学部の教職担当へ受講申込みを行う。受講申込みまでに，実習校から受入れの内諾を得ておく必要があるので，できるだけ早めに出身校などと交渉して内諾を得ておくこと。教育実習の受講申込み方法や各種手続き等については，各自の所属する学部の教職担当から指示がある。

特に，中学校の免許状を取得する場合には，３週間にわたる実習を行うことになるので，卒業に必要な専門教育科目の履修に支障が生じないように計画的な履修を心掛ける必要がある。

また，特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域）を取得する場合は，基礎となる免許状取得のための教育実習（高等学校は教育実習Ａ及びＣ，中学校は教育実習Ａ，Ｂ及びＣ）に加えて，教育実習Ｄ（特別支援学校）を履修する必要がある。履修計画を立てる際は，所属する学部の教職担当に相談すること。

11）取得免許状の種類と教育実習先について

中学校又は高等学校教諭の普通免許状の取得を希望する場合の教育実習先は，中学校又は高等学校である。特別支援学校教諭の場合は，特別支援学校で実習を受講する。

12）「介護等体験実習」について（表１の脚注＊１）

中学校の教育職員免許状を取得しようとする者は，「大学が独自に設定する科目」の必修科目として介護等体験実習（１単位）を修得する必要がある。

なお，高等学校の教員免許状を取得しようとする学生が，介護等体験実習を修得しても，その単位を「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することはできないので，注意されたい。

介護等体験実習の受講を希望する者は，所属する学部の教職担当へ受講申込みを行い，介護等体験実習事前指導を受ける必要がある。受講申込み方法や介護等体験実習事前指導の時期等については，掲示等によって指示するので注意されたい。

内　　容：介護等体験実習とは，特別支援学校，養護老人ホームなどの社会福祉施設等で，障害者・高齢者に対する介護・介助・交流などの体験を行うことである。

対 象 者：中学校の教育職員免許状を取得しようとする者が対象となる。ただし，介護等に関する専門的知識・技術を有すると認められる者，または身体上の障害により介護体験等を行うことが困難な者は，対象とならない。

期　　間：７日間以上の体験を行うことが必要である（現状では，特別支援学校で連続２日以上，社会福祉施設等で連続５日以上となっている）。

資　　格：18 歳に達した者が，介護等体験実習を履修出来る。

申し込み：所属する学部の教職担当に申し込む（毎年実習を行う年の４月初旬）。

そ の 他：介護等体験実習を履修するためには経費が必要となる。

13）教職課程における履修の実際

教職課程では４年間の学士課程（一種免許状）あるいは大学院の博士前期課程（２年間，専修免許状）を含めて履修することになる。教職課程の単位はどの学年でも履修可能であるが，基礎的な教職科目は低学年の時間割のなかで開講されているので，各自の全学教育科目と専門教育科目の履修計画を考慮しながら計画的に履修することが望まれる。すなわち，教育職員を理解するための「教職入門」が１年次で，教育の基礎理論に関する「教育学」，「教育心理学」，「教育制度論」，「生徒指導論」，「教育方法論」などが２年次で，それ以外の科目は３年次以降に順次履修できるように設計されている。

「教科教育法」は，各学部の教職課程で必要な教科に応じて２年次以降に履修できるようになっている。中学校教諭免許状では８単位，高等学校教諭免許状では４単位履修する必要がある。

教育実習については**表３**の欄外の注意事項及び項目 10）を参考にしながら，実習先の学校の学事予定及び各自の専門教育科目の履修を考えながら注意深い計画を心掛けなければならない。

「教職実践演習」については，教育実習終了後に履修する。詳細については，それぞれの学部の教職関連掲示板で指示がある。

14）免許状授与申請と教員採用試験など

免許状を授与されるためには，各学部の教職担当で必要単位数の確認等を受け，指示に従って申請手続きをしなければならない。

実際に公立学校の教員となるためには，別に各都道府県や市の教育委員会が実施している教員採用候補者検査（教養，教科，面接試験など）を受験して候補者名簿に登録される必要がある（普通免許状を持っていること又は取得見込みが条件)。また，私立学校の教員を目指す場合は，それぞれ希望の学校の募集要領に基づいて出願する必要がある。

上述の教員採用候補者検査実施要領や募集要領等は，教務関係の掲示板あるいは各自で資料を取り寄せて確認しなければならない。

15）教職課程の運営・事務の体制

教職課程の認定を受けている各学部がそれぞれ責任をもって必要なカリキュラムを組まなければならないが，過密化している全学教育科目及び専門科目のカリキュラムに支障をきたす恐れがある。そこで，北海道大学の教職課程の運営体制は，総合大学として責任ある教員養成を進めるため，北海道大学教務委員会の下に関連する学部・大学院からの委員で構成する教職課程専門委員会を設置し，全学的な支援で取組む方式を取っている。そこでは，教育職員免許状取得のために必要な科目開講を含めたカリキュラムの編成，課程認定を受けている学部間の調整，全学教育部との調整等を行っている。

教育実習の受講申込みは，教育学事務部教務担当が中心となって取りまとめ，関連学部と連絡をとりながら事務処理の円滑化を図り，教職課程専門委員会が責任をもって実習校へ正式な依頼を行っている。また，教育委員会への免許状授与申請は，各学部で受け付けた申請書を北海道大学学務部学務企画課で一括して取りまとめを行っている。

16）その他

教員免許に関連した疑問や質問の問合せ先は，すべて各学部の教職担当である。

教職課程に関連する掲示は，全学教育科目及び学部専門科目とは別に掲示されるので，見落としのないように日頃から特に注意する必要がある。

学部別及び大学院別の取得可能な免許状は**表５**及び**表６**に示す。

おわりに

以上のように教員免許の取得方法はたいへん複雑であるので，疑問を感じた時にはすぐに所属学部の教職担当に問い合わせることが大切である。特に，履修単位の不足や手続き期日に間違いが生じないように心掛けると同時に，全学教育科目及び学部専門科目の履修に支障が生じないように計画的な履修を心掛けなければならない。

表５　学部別取得可能な免許状の種類

学　　部	中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
文学部	国語 社会 英語	国語 地理歴史 公民 英語	
教育学部	社会 保健体育	地理歴史 公民 保健体育	特別支援学校教諭一種 （知的障害者に関する教育の領域）
法学部	社会	地理歴史 公民	
経済学部	社会	公民 商業	
理学部	数学 理科	数学 理科	
薬学部	理科	理科	
工学部	理科	数学 理科 情報 工業	
農学部	社会	公民 理科 農業	
水産学部		理科 水産	

表６　大学院別取得可能な免許状の種類

大　学　院	中学校教諭専修	高等学校教諭専修	その他
法学研究科	社会	公民	
水産科学院		水産	
環境科学院	理科	理科	
理学院	数学 理科	数学 理科	
農学院		農業	
生命科学院	理科	理科	
教育学院	社会 保健体育	地理歴史 公民 保健体育	特別支援学校教諭専修 （知的障害者に関する教育の領域）
工学院		工業 理科	
総合化学院	理科	理科	
経済学院		公民 商業	
文学院	国語 社会 英語	国語 地理歴史 公民 英語	

（２）理学院における教育職員免許状の取得について

《理学院において取得可能な教育職員免許状の種類》

数学専攻
中学校教諭専修免許状（数学）
高等学校教諭専修免許状（数学）

物性物理学専攻，宇宙理学専攻，自然史科学専攻
中学校教諭専修免許状（理科）
高等学校教諭専修免許状（理科）

理学院において，上記専修免許状の取得を希望する場合には，理学院「実行教育課程表」（前掲）を参照のうえ，下記①もしくは②に従い，単位を修得すること。

① 中学校・高等学校教諭専修免許状（数学）を取得する場合
理学院共通科目群及び所属専攻の実行教育課程表の「教職課程」欄に「数学」もしくは「教職」と記載されている授業科目の中から，専修免許状取得のための「大学が独自に設定する科目」として，合計２４単位以上を修得すること。

② 中学校・高等学校教諭専修免許状（理科）を取得する場合
理学院共通科目群及び所属専攻の実行教育課程表の「教職課程」欄に「理科」もしくは「教職」と記載されている授業科目の中から，専修免許状取得のための「大学が独自に設定する科目」として，合計２４単位以上を修得すること。

【単位修得にあたっての注意事項】

上記①及び②は，希望する中学校または高等学校の一種免許状（数学または理科）を取得している（もしくは免許状は取得していないが，取得の要件を満たしている）ことが前提となる。一種免許状の取得要件を満たしていない場合には，上記の単位修得と並行して，一種免許状取得の不足要件を満たす必要があるので注意すること。

なお，不足要件を満たすため，学部の授業科目を履修する必要がある場合には，履修方法や授業科目の開講曜日講時等を事前に理学部教務担当窓口へ問い合わせること。

また，他大学の学部を卒業し，本学理学院へ入学した者が，一種免許状取得の不足要件を満たすために学部の授業科目を履修する場合は，学部卒業段階での教職関係科目の単位修得状況を確認する必要があることから，窓口への問い合わせに際しては，あらかじめ，前の大学において該当する中学校または高等学校の一種免許状（数学または理科）にかかる「学力に関する証明書（※）」を発行してもらい，持参すること（教員免許取得のためのルールが書かれた学生便覧等も併せて持参することが望ましい）。

（※）学力に関する証明書：教員免許取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目等」，「大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」それぞれの単位修得状況が記載された証明書。「成績証明書」とは異なる。

実行教育課程表の「教職課程」欄に「数学」，「理科」及び「教職」と記載されている科目の中で，「大学院共通授業科目」欄に〇のついているものや「備考」欄に他の学院の開講科目である旨を記載したものがある場合，これらの科目を「大学院共通授業科目」もしくは「他の学院の科目」として履修手続き（登録）し，単位を修得した場合には，上記の２４単位に算入することができないので，十分に注意すること。

【その他】

- ◆ 教員免許取得について不明なことが生じた場合には，自身でそのままにせず，随時本冊子の内容を確認するとともに，理学部教務担当窓口へ問い合わせること。
- ◆ 教職科目の履修や免許状申請等にかかる諸手続きについては，全て掲示により連絡するので，こまめに理学部中央掲示板（２号館１Ｆロビー）を確認すること。

関係規程等

（１）北海道大学大学院通則

昭和29年３月17日

海大達第３号

第１章　総則

（目的）

第１条　北海道大学（以下「本学」という。）の大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科，学院，研究院，教育部，連携研究部及び専攻）

第２条　大学院に，研究科，学院，研究院，教育部及び連携研究部を置き，各研究科，学院及び教育部にそれぞれ専攻を置く。

２　前項に規定する研究科，学院及び教育部並びにそれぞれに置かれる専攻は，次のとおりとする。

法学研究科

法学政治学専攻

法律実務専攻

水産科学院

海洋生物資源科学専攻

海洋応用生命科学専攻

環境科学院

環境起学専攻

地球圏科学専攻

生物圏科学専攻

環境物質科学専攻

理学院

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

農学院

農学専攻

生命科学院

生命科学専攻

臨床薬学専攻

ソフトマター専攻

教育学院

教育学専攻

国際広報メディア・観光学院

国際広報メディア・観光学専攻

保健科学院

保健科学専攻

工学院

応用物理学専攻

材料科学専攻

機械宇宙工学専攻

人間機械システムデザイン専攻

エネルギー環境システム専攻

量子理工学専攻

環境フィールド工学専攻

北方圏環境政策工学専攻

建築都市空間デザイン専攻

空間性能システム専攻

環境創生工学専攻

環境循環システム専攻

共同資源工学専攻

総合化学院

総合化学専攻

経済学院

現代経済経営専攻

会計情報専攻

医学院

医科学専攻

医学専攻

歯学院

口腔医学専攻

獣医学院

獣医学専攻

医理工学院

医理工学専攻

国際感染症学院

感染症学専攻

国際食資源学院

国際食資源学専攻

文学院

人文学専攻

人間科学専攻

情報科学院

情報科学専攻

公共政策学教育部

公共政策学専攻

３　第１項に規定する研究院及び研究部は，次のとおりとする。

水産科学研究院

地球環境科学研究院

理学研究院

薬学研究院

農学研究院

先端生命科学研究院

教育学研究院

メディア・コミュニケーション研究院

保健科学研究院

工学研究院

経済学研究院

医学研究院

歯学研究院

獣医学研究院

文学研究院

情報科学研究院

公共政策学連携研究部

（課程）

第３条　各研究科及び学院の課程は，博士課程とする。ただし，法学研究科法律実務専攻及び経済学院会計情報専攻の課程は専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第２項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし，工学院共同資源工学専

攻及び医学院医科学専攻は修士課程とする。

2　前条第２項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は，専門職学位課程とする。

3　第１項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は，専門職大学院（学校教育法第99条第２項の専門職大学院をいう。以下同じ。）とする。

4　第１項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は，法科大学院の課程（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項の法科大学院の課程をいう。以下同じ。）とし，当該専攻は法科大学院とする。

5　前条第２項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は，共同教育課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第31条第１項に規定する共同教育課程をいう。）とし，当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。

第３条の２　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4　法科大学院の課程は，専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものをいう。

（標準修業年限等）

第４条　博士課程の標準修業年限は，５年とする。ただし，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の標準修業年限は，４年とする。

2　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

3　前項の規定にかかわらず，修士課程の標準修業年限は，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，研究科又は学院の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満とすることができる。

4　博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）は，これを前期２年の課程及び後期３年の課程に区分し，前期２年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

５　前項の前期２年の課程は修士課程といい，後期３年の課程は博士後期課程という。

６　専門職学位課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，法科大学院の課程の標準修業年限は，３年とする。

７　前項本文の規定にかかわらず，専門職学位課程の標準修業年限は，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，専門職学位課程の置かれる研究科，学院及び教育部（以下「研究科等」という。）の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，１年以上２年未満の期間とすることができる。

８　修士課程にあっては４年（第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限の２倍に相当する年数），博士後期課程にあっては６年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては８年，専門職学位課程にあっては４年（前項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限の２倍に相当する年数）を超えて在学することができない。ただし，法科大学院の課程にあっては，６年を超えて在学することができない。

（長期履修）

第４条の２　研究科（法科大学院を除く。），学院及び教育部において，学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限（前条第３項及び第７項に規定する標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は，次に掲げるとおりとする。

(1)　修士課程　４年以内

(2)　博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程　６年以内

(3)　専門職学位課程　４年以内

３　第１項の規定により長期履修を認められた者のうち，修士課程及び専門職学位課程の学生にあっては，前条第８項本文の規定にかかわらず，長期履修を認められた期間に２年を加えた期間を超えて在学することができない。

４　前３項に規定するもののほか，長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（学年）

第５条　学年は，４月１日に始まり翌年３月31日に終る。

（学期）

第６条　学年を分けて次の２学期とする。

第１学期　４月１日から９月30日まで

第２学期　10月１日から翌年３月31日まで

２　研究科等において必要と認めるときは，前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

３　研究科等において必要と認めるときは，第１項に定める各学期を分けて，授業を行う期間を定めることができる。

（休業日）

第７条　学年中の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

２　前項の春季休業日，夏季休業日及び冬季休業日は，研究科等において別に定める。

３　臨時の休業日は，その都度総長が定める。

４　研究科等において必要と認めるときは，休業日に授業を行うことができる。

（収容定員）

第８条　研究科等の収容定員は，別表のとおりとする。

第２章　入学，再入学，転学，転科，転専攻及び留学

（入学等の時期）

第９条　入学，再入学，転学，転科（学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同じ。）及び転専攻の時期は，４月とする。ただし，研究科等が必要と認めたときは，10月とすることができる。

（入学資格）

第10条　修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法第104条第７項の規定により，学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16

年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第５号において同じ。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者

(9)　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(10)　本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第３項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2)　外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該

課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，第22条第２項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　本学の大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

第11条　生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

(1)　大学における医学，歯学又は修業年限６年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

(2)　外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5)　外国の大学その他の外国の学校において，修業年限が５年以上である医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　大学（医学，歯学，獣医学又は修業年限６年の薬学を履修する課程に限る。）に４年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学

又は薬学を履修する課程を含むものに限る。），外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(8)　本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（入学出願手続）

第12条　入学，再入学，転学，転科及び転専攻を志願する者は，当該研究科等の定める願書その他指定する書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。

（再入学及び転学）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者については，選考の上，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が再入学又は転学を許可することがある。

(1)　本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

(2)　他の大学の大学院又は国際連合大学の課程に在学する者で所属の研究科等の長又は大学長の許可書を添え本学の大学院に転学を志願する者

（転科及び転専攻）

第13条の２　次の各号のいずれかに該当する者については，選考の上転科又は転専攻を許可することがある。

(1)　本学大学院に在学する者で課程の中途において当該研究科等の長の許可書を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者

(2)　本学大学院に在学する者で課程の中途において指導教員の許可書を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者

（再入学等における既修得単位等）

第13条の３　前２条の規定により，再入学，転学，転科又は転専攻を許可された者の本学，他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目，単位及び在学期間は，その一部又は全部を当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て通算することができる。

（留学）

第14条　学生が，第24条第１項の規定により外国の大学の大学院に，又は同条第４項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは，研究科等の長に願い出て，その許可を受けなければならない。

２　留学の期間は，修業年限に算入する。

第３章　休学，退学及び除籍

（休学）

第15条　学生が病気その他の事由により２月以上修学できないときは，休学願に，医師の診断書又は詳細な事由書を添えて，当該研究科等の長に提出し，その許可を得て，当該学年の終りまで休学することができる。

第16条　病気その他の事由により，修学が不適当と認められる者に対しては，休学を命ずることがある。

（復学）

第17条　休学している学生が，休学期間中にその事由が消滅したときは，復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し，その許可を得て復学することができる。

（休学期間）

第17条の２　修士課程にあっては２年（第４条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限と同一の期間），博士後期課程にあっては３年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては４年，専門職学位課程にあっては２年（第４条第７項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限と同一の期間）を超えて休学することができない。ただし，法科大学院の課程にあっては，３年を超えて休学することができない。

（休学期間の取扱い）

第18条　休学期間は，在学期間に算入しない。

（退学）

第19条　学生が病気その他の事由により退学しようとするときは，詳細な事由を記した退学願を当該研究科等の長に提出し，その許可を受けなければならない。

（除籍）

第20条　次の各号のいずれかに該当する者は，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が除籍する。

(1)　第４条第８項及び第４条の２第３項に規定する在学年限を超えたとき。

(2)　欠席が長期にわたるとき，又は成業の見込みがないとき。

(3)　第28条の２第５項，第７項又は第８項の規定により納付すべき入学料を納付しない

とき。

(4)　授業料の納付を怠り督促を受け，なお納付しないとき。

第４章　教育課程，授業科目，修了要件及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第21条　大学院（専門職大学院を除く。以下この条，第22条第５項，第39条及び第42条第１項において同じ。）は，当該大学院，研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては，大学院は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

３　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

（専門職大学院の教育課程の編成方針）

第21条の２　専門職大学院は，第３条の２第３項及び第４項に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　専門職大学院は，専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえ，必要な授業科目を開発し，当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに，当該状況の変化に対応し，授業科目の内容，教育課程の構成等について，不断の見直しを行うものとする。

３　前項の規定による授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しは，次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに，適切な体制を整えて行うものとする。

４　専門職大学院においては，その目的を達し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

５　専門職大学院においては，第21条の８第２項の規定により多様なメディアを高度に利用して，授業を行う教室等以外の場所で履修させることは，これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる授業について，行うことができるものとする。

（教育課程連携協議会）

第21条の３　専門職大学院に，産業界等との連携により，教育課程を編成し，及び円滑かつ効果的に実施するため，教育課程連携協議会を置く。

２　教育課程連携協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第21条の４　大学院に，文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された次の学位プログラム（次項において「リーディングプログラム」という。）を置く。

One　Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム

物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム

２　リーディングプログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（インテグレイテッドサイエンスプログラム）

第21条の５　大学院に，第47条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして，インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

２　インテグレイテッドサイエンスプログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第21条の６　大学院に，文部科学省が所管する卓越大学院プログラムにより採択された次の学位プログラム（次項において「卓越大学院プログラム」という。）を置く。

One　Healthフロンティア卓越大学院プログラム

２　卓越大学院プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（教育課程の編成方法）

第21条の７　研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は，各研究科等の定めるところによる。

２　前項の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とする。

３　前項の規定にかかわらず，修了論文，修了研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第21条の８　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

（大学院共通授業科目）

第21条の９　大学院に，第21条の７第１項に定める授業科目のほか，複数の研究科等の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。

２　共通授業科目のうち別に定める科目は，第21条の７第１項に定める授業科目とすることができる。

３　研究科等において，教育上有益と認めるときは，当該研究科等の授業科目に含まれない共通授業科目を指定して履修させ，修士課程，博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

４　前項に定めるもののほか，共通授業科目に関し必要な事項は，別に定めるところによる。

（単位の授与）

第21条の10　研究科等は，一の授業科目を履修した学生に対しては，試験の上単位を与えるものとする。ただし，第21条の７第３項の授業科目については，研究科（専門職大学院を除く。以下同じ。）又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（授業方法等の明示）

第21条の11　研究科及び学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　研究科及び学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第21条の12　研究科及び学院は，当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（修了要件）

第22条　修士課程の修了要件は，大学院に２年（２年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，30単位以上を修得

し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該修士課程の目的に応じ，当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　修士課程（工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。）の修了要件は，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて，研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該修士課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査

３　博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）の修了要件は，大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

４　第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については，前項中「５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と，「３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて，前項の規定を適用する。

５　前２項の規定にかかわらず，修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院に３年（法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間

に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（大学院設置基準第３条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第３条第１項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間とし，大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては，３年から当該課程における在学期間（２年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第23条　生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の修了要件は，大学院に４年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年以上在学すれば足りるものとする。

第23条の２　専門職学位課程の修了要件は，専門職大学院に２年以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得することとする。

２　専門職大学院を置く研究科等は，第24条の３第１項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲において，当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該専門職学位課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，法科大学院の課程の修了要件は，法科大学院に３年以上在学し，所定の授業科目を履修し，94単位以上を修得することとする。

（専門職大学院における授業方法等の明示等）

第23条の３　専門職大学院を置く研究科等は，専門職学位課程に在学する学生（以下この条において「専門職学位課程学生」という。）に対して，授業の方法及び内容，１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　専門職大学院を置く研究科等は，学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，専門職学位課程学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

３　専門職大学院を置く研究科等は，当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

４　専門職大学院を置く研究科等は，専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に授業

科目を履修するため，専門職学位課程学生が１年間又は１学期間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。

（他の研究科等における授業科目の履修）

第23条の４　研究科等において，教育上有益と認めるときは，他の専攻若しくは他の研究科等の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第　号）に定める専門横断科目を指定して履修させ，修士課程，博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

２　前項の規定により，他の研究科等の専攻又は学部の授業科目を履修させる場合において，その必要を認めた研究科等の長は，他の研究科等の長又は学部長にこの旨を依頼するものとする。

３　前２項の規定による手続その他の取扱いについては，各研究科等の定めるところによる。

（博士論文の試験）

第23条の５　第22条第３項及び第５項並びに第23条の試験は，論文を中心として，これに関連ある授業科目について行う。

（学位論文の提出期日）

第23条の６　学位論文の提出期日は，各研究科又は学院の定めるところによる。

（他の大学の大学院等における授業科目の履修等）

第24条　研究科等において，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

２　前項の規定の実施に当たっては，当該他の大学との間において，履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

３　第１項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程，第４条第４項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあってはそれぞれ10単位を，専門職学位課程にあっては第23条の２第１項に規定する単位数の２分の１（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えない範囲において，当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，第４条第４項の博士課程にあっては，修士課程及び博士後期課程を通算して10単位を超えないものとする。

４　研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上，学生が，当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認

める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

５　研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，学生が，他の専攻又は他の研究科若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における学修）

第24条の２　研究科等において教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について，本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，前条第３項本文の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程，第４条第４項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては10単位，専門職学位課程にあっては第23条の２第１項に規定する単位の２分の１（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条の３　研究科等において教育上有益と認めるときは，新たに本学大学院の第１年次に入学した学生が，本学大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を，本学大学院に入学した後の当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，本学の大学院において修得した単位以外のものについては，10単位を超えないものとする。ただし，専門職学位課程にあっては，第24条第３項本文及び前条第２項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて第23条の２第１項に規定する単位の２分の１（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えないものとする。

（法科大学院における在学期間等の取扱い）

第24条の４　法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては，第23条の２第３項に規定する在学期間については１年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し，同条に規定する単位については30単位を超えない範囲において，当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は，第24条第３項本文，第24条の２第２項及び前条第２項ただし書の規定により修得したも

のとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3　第１項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は，第４条第８項ただし書の規定にかかわらず，同条第６項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間の２倍に相当する期間を超えて在学することができない。

4　第１項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は，第17条の２ただし書の規定にかかわらず，第４条第６項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学することができない。

（外国の大学との共同研究指導プログラム）

第24条の５　研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，外国の大学との協議に基づき，本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し，当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第５章　学位授与

（学位）

第25条　研究科等において所定の課程を修了した者に対し，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　前項の規定にかかわらず，本学に論文を提出してその審査に合格し，かつ，前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについて，試験及び試問の方法により確認された者に対し，博士の学位を授与する。ただし，総長が別に定めるところにより，試問を免除し，又は試問以外の方法をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

3　修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は，北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第６章　懲戒

（懲戒）

第26条　総長は，学生が本学の規則に違反し，又はその本分に反する行為があったときは，当該研究科等の教授会の議を経て，懲戒する。ただし，同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは，当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て，懲戒する。

2　懲戒は，譴責，停学及び退学とする。

（停学期間の取扱い）

第26条の２　停学期間は，在学期間に算入しない。

第７章　検定料，入学料及び授業料

（検定料）

第27条　入学又は転入学を志望する者は，検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第28条　入学料は，入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし，次条第１項の規定により入学料の免除又は同条第２項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した場合は，この限りでない。

（入学料の免除及び徴収の猶予）

第28条の２　経済的理由により入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，その者からの申請に基づき，入学料の全額又は半額を免除することができる。

２　経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては，その者からの申請に基づき，入学料の徴収を猶予することができる。

３　第１項の規定により入学料の免除又は前項若しくは第６項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者に対しては，入学料の免除若しくは徴収の猶予が許可され，又は不許可とされるまでの間は，入学料の徴収を猶予する。

４　第１項の規定により入学料の免除又は第２項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは，納付すべき入学料を納付しなければならない。

５　第１項の規定により入学料の免除又は第２項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が，入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

６　前項の規定により入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は，所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。

７　前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が，徴収の猶予の許可又は不許可を告知されたときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

８　第３項の規定により入学料の徴収を猶予された者及び第５項又は前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請し，その許可を告知された者が，当該猶予の期間中に退学を願い出たときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

９　前各項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（授業料）

第29条　授業料は，各年度に係る授業料について，前期（毎年４月１日から９月30日まで

とする。以下同じ。）及び後期（毎年10月１日から翌年３月31日までとする。以下同じ。）の２期に区分して納付するものとし，前期にあっては５月，後期にあっては11月にそれぞれ年額の２分の１に相当する額を納付しなければならない。ただし，総長が特に必要と認めた場合には，この項本文の規定による納付の時期を延期することができる。

２　納付期限は，別にこれを定める。

３　前２項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

４　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項及び第２項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

（学年の中途で修了する者の授業料）

第29条の２　特別の事情により，学年の中途で課程を修了する者の授業料の額は，その者の授業料の年額の12分の１に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。以下同じ。）に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の５月に納付しなければならない。ただし，課程を修了する月が10月以後であるときは，後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

２　前項に定めるもののほか，学年の中途で課程を修了する者の授業料の取扱いについては，別に定める。

（長期履修者の授業料）

第29条の３　第４条の２の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，第33条第１項第３号の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。

２　前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で課程を修了する場合の授業料の額は，同項の規定により定められた授業料の年額の12分の１に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の５月に納付しなければならない。ただし，課程を修了する月が10月以後であるときは，後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

３　第１項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合には，当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期在学期間の短縮を認められたときに納付しなければならない。

４　前３項に定めるもののほか，長期履修を認められた者の授業料の取扱いについては，

別に定める。

（退学者等の授業料）

第30条　前期又は後期の中途において退学し，又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては，別に定める場合を除き，これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

２　停学を命ぜられた期間中であっても，当該期間分の授業料を納付しなければならない。

（休学者の授業料）

第31条　前期又は後期の全期間を通じて休学するときは，その期分の授業料を免除する。

２　前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

３　休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学した場合には，その者の授業料の年額の12分の１に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（１月未満の端数があるときは，これを１月とする。）を乗じて得た額を，復学した日の属する月に納付しなければならない。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第32条　経済的事由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

２　前項により，授業料の免除の許可を受けようとする者は，所定の期日までに，事由を具して当該研究科等の長を経て総長に許可を願い出なければならない。

３　授業料の免除を許可する者は，各期ごとに定める。

４　第２項の規定により授業料の免除の許可を願い出た者に対しては，授業料の全部若しくは一部の免除が許可され，又は不許可とされるまでの間は，授業料の徴収を猶予する。

５　授業料の免除を申請した者が，免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは，所定の期日までに，納付すべき授業料を納付しなければならない。

６　授業料の免除の許可若しくは第４項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは，当該許可等を取り消すものとし，当該学生は，所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

７　前各項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（検定料，入学料及び授業料の額）

第33条　本学大学院における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は，次のとおりとする。

(1)　検定料　30,000円

(2)　入学料　282,000円

(3)　授業料の年額　535,800円（法科大学院の課程にあっては804,000円）

2　法科大学院の課程に係る入学者選抜において，出願書類による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は，前項第１号の規定にかかわらず，第１段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第２段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

（検定料等の還付）

第34条　既納の検定料，入学料及び授業料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

(1)　法科大学院の課程に係る入学者選抜において，第１段階目の選抜を行い，第２段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が，第１段階目の選抜で不合格となった場合　前条第２項に定める第２段階目の選抜に係る額に相当する額

(2)　前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が，その年の９月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合　後期に係る授業料に相当する額

(3)　入学を許可されるときに授業料を納付した者が，その年の３月31日までに入学を辞退した場合　当該授業料相当額

第８章　聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生

（聴講生）

第35条　本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は，研究科等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，聴講生として許可することができる。

2　聴講生の受入れについては，北海道大学聴講生規程（平成７年海大達第21号）の定めるところによる。

（科目等履修生）

第36条　本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し，単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は，研究科等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，科目等履修生として許可することができる。

2　科目等履修生の受入れについては，北海道大学科目等履修生規程（平成５年海大達第32号）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第37条　本学の大学院において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大

学又は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，研究科等において，特別聴講学生として許可することができる。

２　前項の規定によるもののほか，Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，高等教育推進機構において，特別聴講学生として許可することができる。この場合において，外国の大学の大学院の学生に係る許可については，当該外国の大学との協議に基づかないことができるものとする。

（特別聴講学生の検定料等）

第38条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

２　特別聴講学生に係る授業料は，北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。

３　特別聴講学生に係る授業料は，１単位ごとにこれを納付しなければならない。ただし，特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号。第40条において「不徴収規程」という。）に基づく学生であるときは，授業料を徴収しない。

（特別研究学生）

第39条　本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，研究科，学院，研究院，連携研究部又は研究所等において，特別研究学生として許可することができる。

（特別研究学生の検定料等）

第40条　特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

２　特別研究学生に係る授業料は，検定料等規程の定めるところによる。ただし，特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは，授業料を徴収しない。

（特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の還付）

第41条　特別聴講学生及び特別研究学生に係る既納の授業料は，これを還付しない。

（研究生）

第42条　本学の大学院又は研究所等において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は，研究科，研究院，連携研究部又は研究所等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，研究生として許可することができる。

２　研究生の受入れについては，北海道大学研究生規程（平成３年海大達第３号）の定めるところによる。

第９章　外国人留学生

第43条　削除

第44条　削除

第45条　削除

第46条　削除

（外国人留学生）

第47条　外国人で第10条又は第11条の規定により，大学院に入学を志願する者があるときは，当該研究科等の教授会の議を経て，外国人留学生（以下「留学生」という。）として，総長が入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学を許可する留学生が，本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において，検定料，入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは，これらを徴収しない。

３　前項に規定する場合のほか，第１項の規定により入学を許可する留学生について，総長が特に必要と認めた場合には，検定料，入学料及び授業料を徴収しないことができる。

４　第１項の留学生は，定員外とすることができる。

第48条　留学生については，この章で定めるもののほか，この通則の定めるところによる。

第10章　特別の課程

（履修証明プログラム）

第49条　総長は，学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

２　前項に定めるもののほか，履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定めるところによる。

附　則

この通則は，昭和28年４月１日から施行する。

（略）

附　則

１　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

２　文学研究科，文学研究科の思想文化学専攻，歴史地域文化学専攻，言語文学専攻及び人間システム科学専攻，情報科学研究科，情報科学研究科の情報理工学専攻，情報エレクトロニクス専攻，生命人間情報科学専攻，メディアネットワーク専攻及びシステム情報科学専攻，農学院の共生基盤学専攻，生物資源科学専攻，応用生物科学専攻及び環境資源学専攻並びに国際広報メディア・観光学院の国際広報メディア専攻及び観光創造専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成31年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本

学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　前項の規定により存続するものとされた文学研究科の思想文化学専攻，歴史地域文化学専攻，言語文学専攻及び人間システム科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については文学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は文学院において定めるものとする。

4　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成26年海大達第62号）附則第２項の規定により存続するものとされた情報科学研究科の複合情報学専攻及びコンピュータサイエンス専攻並びに第２項の規定により存続するものとされた情報科学研究科の情報理工学専攻，情報エレクトロニクス専攻，生命人間情報科学専攻，メディアネットワーク専攻及びシステム情報科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については情報科学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は情報科学院において定めるものとする。

別表（第８条関係）

研究科等	専攻	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士後期課程又は博士課程	専門職学位課程	修士課程	博士後期課程又は博士課程	専門職学位課程
理学院	数学専攻	44	16		88	48	
	物性物理学専攻	24	10		48	30	
	宇宙理学専攻	20	9		40	27	
	自然史科学専攻	39	20		78	60	
	計	127	55		254	165	
生命科学院	生命科学専攻	116	38		232	114	
	臨床薬学専攻		6			24	
	ソフトマター専攻	16	6		32	18	
	計	132	50		264	156	

（２）北海道大学大学院理学院規程

平成18年４月１日

海大達第96号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第27条の３第４項の規定に基づき，理学院（以下「本学院」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条の２　本学院は，自然科学に関する教育研究を行うことにより，自然科学全般にわたり幅広い知見を有するとともに，自然科学に関する本質的な判断力及び課題を把握し，解決する能力を備え，独創的な研究を行うことができる人材を育成することを目的とする。

第１章の２　専攻及び課程

（専攻）

第１条の３　本学院に，次の専攻を置く。

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

（課程）

第２条　本学院の課程は，博士課程とする。

第２章　入学，再入学，転学，所属変更及び転専攻

（入学）

第３条　本学院に入学することのできる者は，北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「通則」という。）第４条第５項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては，通則第10条第１項各号のいずれかに，通則第４条第５項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては，通則第10条第２項各号のいずれかに該当する者とする。

２　前項に規定する者のうち，本学院の行う選考に合格した者については，教授会の議を経て，総長が入学を許可する。

（再入学及び転学）

第４条　通則第13条各号に該当する者が本学院に再入学又は転学を願い出た場合は，選考の上，教授会の議を経て，総長がこれを許可することがある。

（所属変更及び転専攻）

第４条の２　通則第13条の２第１号に該当する者が本学院に所属の変更を願い出た場合及び通則第

13条の２第２号に該当する者が転専攻を願い出た場合は，選考の上，教授会の議を経て，学院長がこれを許可することがある。

第３章　授業科目，修了要件，履修方法及び試験

（授業科目及び単位）

第５条　各専攻の授業科目及び単位は，別表のとおりとする。

（単位数の計算の基準）

第５条の２　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験及び実習については，30時間の授業をもって１単位とする。

（課程の修了要件）

第６条　修士課程の修了要件は，大学院に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程の目的に応じ，本学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　本学院において教育上有益と認めるときは，本学院の他の専攻，北海道大学（第10条において「本学」という。）の大学院の研究科若しくは他の学院の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第〇号）に定める専門横断科目を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。

３　本学院において教育上有益と認めるときは，北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条第５項及び別表において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。

第７条　博士課程の修了要件は，大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

２　前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については，前項中「５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と，「３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」

と読み替えて，前項の規定を適用する。

3　前２項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は，大学院に３年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4　研究指導を行う上で必要がある場合は，博士後期課程において，原則として10単位を超えない範囲で所定の授業科目の中から１科目又は数科目の履修を博士課程の修了要件とすることができる。

5　本学院において教育上有益と認めるときは，共通授業科目を指定して履修させ，第１項の規定により修得すべき単位とすることができる。

（長期履修）

第８条　本学院において，学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2　長期履修に関し通則第４条の２に定めるもののほか，本学院において必要な事項は，教授会の議を経て，学院長が別に定める。

（他の大学の大学院等における履修等）

第９条　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第10条第１項において「国際連合大学」という。）において学修することを認めることができる。

2　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲において第６条又は第７条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が，他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における学修）

第９条の２　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について，本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第２項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，新たに本学院に入学した学生が，本学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を，本学院に入学した後の本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，本学大学院において修得した単位以外のものについては，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲において，第６条又は第７条の規定により修得すべき単位の一部とすることができる。

（履修方法）

第11条　授業科目の履修方法の細目については，教授会の議を経て，学院長が定める。

（試験）

第12条　各授業科目の試験（以下「科目試験」という。）は，当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし，やむを得ない事由があるときは，教授会の議を経て臨時に実施することがある。

（成績の評価）

第13条　科目試験の成績は，秀，優，良，可及び不可の５種とし，秀，優，良及び可を合格とする。

２　前項の規定にかかわらず，授業科目によっては，秀，優，良，可及び不可の評価によらずに，合格及び不合格の判定により評価することがある。

（学位論文の提出期日）

第14条　修士課程及び博士課程の学位論文は，本学院の定める期日までに提出しなければならない。

第４章　課程修了の認定

（課程修了の認定）

第15条　修士課程及び博士課程の修了は，当該課程の修了要件を満たした者について，教授会の議を経て，総長がこれを認定する。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第16条　本学院において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　特別聴講学生は，学期又は学年ごとに許可する。

３　特別聴講学生に係る科目試験の実施及び成績の評価については，第12条及び第13条の規定を準用する。

（特別研究学生）

第17条　本学院において研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別研究学生としてこれを許可することができる。

第18条　削除

附　則

１　この規程は，平成18年４月１日から施行する。

２　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成18年海大達第24号）附則第２項に規定する理学研究科の数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物科学専攻又は地球惑星科学専攻に在学する者（以下「理学研究科在学者」という。）に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は，同附則第３項の規定に基づき本学院が行うものとし，当該理学研究科在学者に係る教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は，本学院において別に定める。

３　北海道大学大学院理学研究科規程（昭和30年海大達第10号）は，廃止する。

（略）

附　則

１　この規程は，平成31年４月１日から施行する。

２　平成31年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表（第５条関係）省略

（３）北海道大学大学院共通授業科目規程

平成 12 年４月１日
海大達第 24 号

（趣旨）

第１条　この規程は，北海道大学大学院通則（昭和 29 年海大達第３号）第 21 条の７第４項の規定に基づき，北海道大学大学院における共通授業科目に関し，必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び単位）

第２条　共通授業科目の授業科目及び単位は，別表のとおりとする。

（単位数の計算の基準）

第３条　各授業科目の単位を定めるに当たっては，１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15 時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験及び実習については，30 時間の授業をもって１単位とする。

(3)　講義，演習，実験又は実習の併用により行う場合については，前２号に規定する基準を考慮して総長が定める時間の授業をもって１単位とする。

（試験）

第４条　試験は，当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし，これによりがたい場合は，臨時に試験を行うことがある。

（成績）

第５条　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の５種とし，秀，優，良及び可を合格とする。

２　前項の規定にかかわらず，授業科目によっては，秀，優，良，可及び不可の評価によらずに，合格及び不合格の判定により評価することがある。

（開講の企画等）

第６条　共通授業科目の開講に係る企画及び実施は，国立大学法人北海道大学高等教育推進機構学務委員会（次条において「学務委員会」という。）が行う。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか，共通授業科目に関し必要な事項は，学務委員会が別に定める。

附　則

この規程は，平成 12 年４月１日から施行する。

（略）

附　則

この規程は，平成 30 年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）省略

（４）北海道大学学位規程

昭和33年９月10日

海大達第12号

（趣旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条の規定に基づき，北海道大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，北海道大学通則（平成７年海大達第２号）及び北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「大学院通則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（専攻分野の名称）

第２条　本学において授与する学士，修士及び博士の学位には，別表第１に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

（専門職学位課程を修了した者に授与する学位）

第２条の２　大学院通則第３条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は，別表第１に定めるとおりとする。

（大学院の課程による者の学位論文等の提出）

第３条　本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは，当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を，研究科又は学院（以下「研究科等」という。）の長に提出しなければならない。

２　本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは，当該学位論文，論文目録，論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

（論文提出による博士の学位授与の申請）

第４条　大学院通則第25条第２項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は，第18条の規定による学位申請書に，学位論文，論文目録，履歴書及び論文審査手数料を添え，総長に提出しなければならない。

２　本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得したのみで退学した者が，再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも，前項の規定による。ただし，退学してから１年以内に学位論文を提出するときは，論文審査手数料を納付することを要しない。

３　論文審査手数料の額は，北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号）の定めるところによる。

４　既納の論文審査手数料は還付しない。

（学位論文及び資料）

第５条　第３条又は前条第１項若しくは第２項の規定により提出する学位論文は，一篇に限る。ただし，参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは，学位論文の訳文，模型又は標本等の資料を提出させることができる。

３　第３条第１項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第２項又は前条第１項若しくは第２項の規定により提出された学位論文は，返還しない。

（学位の授与に係る審査等）

第６条　学位論文の提出があったときは，第３条第２項の場合にあっては研究科等の長が，第４条第１項又は第２項の場合にあっては，第２条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が，当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）に，学位論文の審査，試験及び試問（第３条第２項の場合にあっては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

２　試験は，学位論文を中心として，これに関連のある学術について行う。

３　試問は，第４条第１項又は第２項の規定により学位論文を提出した者に対し，口答試問及び筆答試問により行う。この場合，外国語を課すものとし，その種類は，研究科等の教授会の定めるところによる。

４　大学院通則第25条第２項ただし書の規定により，試問を免除することができるのは，第４条第２項の規定により学位の授与を申請する者が，退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。

５　大学院通則第25条第２項ただし書に規定する試問以外の方法とは，学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし，当該審査は，研究科等の教授会が特に認めたときに行うことができる。

６　第３条第１項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関する事項は，各研究科等の長が別に定める。

７　大学院通則第22条第２項に規定する試験及び審査に関する事項は，各研究科等の長が別に定める。

（審査委員）

第７条　研究科等の教授会は，当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから３名以上の審査委員を選定して，前条第１項の審査等を行う。

２　前項の研究科等の教授会は，審査等のため必要があると認めるときは，次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。

(1)　当該研究科等の研究指導を担当する准教授，講師又は助教（客員准教授並びに特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）

(2)　他の研究科等の研究指導を担当する教授，准教授，講師又は助教

(3)　他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

３　前２項の規定により審査委員に選定された者のほか，第１項の研究科等の教授会は，審査等のため必要があると認めるときは，同項に規定する教授又は前項第１号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第８条　削除

（審査期間）

第９条　審査委員は，第３条第２項又は第４条第１項若しくは第２項の規定により学位論文が提出された日から１年以内に，審査等を終了しなければならない。ただし，特別の事由があるときは，当該研究科等の教授会の議を経て，その期間を１年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第10条　審査委員は，審査等を終了したときは，ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

（教授会の審議）

第11条　研究科等の教授会は，前条の報告に基づき，第３条第２項の規定により学位論文を提出した者にあっては，課程の修了の可否について，第４条第１項又は第２項の規定により学位論文を提出した者にあっては，学位の授与の可否について審議する。

２　前項の教授会は，構成員の３分の２以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

３　海外出張中，休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は，前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

４　第１項に規定する事項に係る議事は，出席構成員の３分の２以上で決するものとする。

５　卒業の可否については学部の教授会（現代日本学プログラム課程にあっては，現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第２項及び第16条において同じ。）が，修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が，専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。

６　前項の教授会の定足数及び議決の方法は，各学部，各研究科等又は教育部の長（現代日本学プログラム課程にあっては，現代日本学プログラム課程長。次条第２項において同じ。）が別に定める。

（報告）

第12条　前条第１項の規定に基づき，学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が，同条第４項の議決をしたときは，当該研究科等の長は，学位論文とともに学位論文の内容の要旨，審査の要旨，試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなけれ

ばならない。

2　前条第１項又は第５項の規定に基づき，学部，研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程，博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは，当該学部，研究科等又は教育部の長は，可とした者を総長に報告しなければならない。

3　前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては，当該者の学位論文，学位論文の内容の要旨，審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。

（学位の授与）

第13条　総長は，前条第１項の報告に基づき，大学院通則第25条第２項の規定による博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，学位を授与できない者には，その旨を通知する。

2　総長は，前条第２項の報告に基づき，卒業を認定又は修士課程，博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し，学位記を授与する。

（学位論文要旨等の公表）

第14条　本学は，博士の学位を授与したときは，学位を授与した日から３月以内に，その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第15条　博士の学位を授与された者は，学位を授与された日から１年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由があるときは，当該研究科等の教授会の承認を受けて，当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は，当該やむを得ない事由がなくなったときは，学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

4　前３項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には，北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

（学位授与の取消）

第16条　学位を授与された者が，不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは，総長は，学部，研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

2　学部，研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには，第11条第２項から第４項までの規定を準用する。

（財産上の利益等の受領の禁止）

第16条の２　第７条に規定する審査委員は，審査等の対象となる者から供応接待又は金銭，物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあっては，通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（登録）

第17条　本学において博士の学位を授与したときは，総長は，文部科学大臣に報告し，学位簿に登録する。

（学位記及び書類の様式等）

第18条　学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は，別表第２のとおりとする。

附　則

１　この規程は，昭和33年３月20日から施行する。ただし，修士の学位に関する規定は，昭和30年１月１日から適用する。

２　北海道大学学位規程（大正10年３月22日北大達第６号）は，この規程の施行にかかわらず，昭和37年３月31日（医学博士については，昭和35年３月31日）まで効力を有する。

３　本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を修了した者に同種の学位を授与した後において取扱う。

（略）

附　則

１　この規程は，平成31年４月１日から施行する。

２　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成31年海大達第　号)附則第２項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し，所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は，改正後の別表第１の規定にかかわらず，文学研究科の修士及び博士の学位にあっては文学又は学術とし，情報科学研究科の修士の学位にあっては工学又は情報科学とする。

別表第１（第２条，第２条の２関係）

１　（略）

２　修士及び博士

研究科等	専攻分野の名称	
	修士	博士
理学院	理学	理学
生命科学院	生命科学 薬科学 ソフトマター科学	生命科学 薬科学 臨床薬学 ソフトマター科学

備考　一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合，当該名称を付記する対象者の範囲は，当該研究科等が別に定める

（５）北海道大学学位規程の運用に関する細則

平成４年３月18日

制定

（趣旨）

第１条　この細則は，北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号。以下「学位規程」という。）の運用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（学位の授与日）

第２条　学位を授与する日は，次のとおりとする。

(1)　３月25日

(2)　３月31日（学士の学位に限る。）

(3)　６月30日

(4)　９月25日

(5)　12月25日

２　前項第１号に掲げる日が金曜日，土曜日又は日曜日の場合は，直前の木曜日とする。

３　第１項第２号及び第３号に掲げる日が土曜日又は日曜日の場合は，直前の金曜日とする。

４　第１項第４号及び第５号に掲げる日が土曜日の場合は，直前の金曜日とし，日曜日の場合は，直後の月曜日とする。

５　前各項の規定にかかわらず，学士及び修士の学位を授与する日について特別な事情がある場合には，総長が別に定める日に学位を授与することができる。

（論文博士の学位授与申請に必要な研究歴）

第３条　北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「通則」という。）第25条第２項に規定する論文提出による博士（以下「論文博士」という。）の学位の授与を申請できる者は，次に掲げる研究歴を有するものとする。

(1)　通則第10条第１項各号及び第11条各号に定める者にあっては，通則第４条第１項の規定による標準修業年限以上で，研究科又は学院（以下「研究科等」という。）が必要と認める期間とする。ただし，専攻分野の名称が医学にあっては，「通則第４条第１項の規定による標準修業年限以上」とあるのは，「５年以上（臨床医学においては６年以上）」とする。

(2)　前号以外の者にあっては，研究科等が相当と認める期間とする。

２　前項の研究歴とは，次に掲げる経歴をいう。

(1)　大学の専攻科に学生として在学した期間

(2)　大学院に学生として在学した期間

(3)　大学又は大学院に研究生として在学した期間

(4)　大学に常勤の職員（常勤の職員に準ずる勤務形態の非常勤職員を含む。以下同じ。）として研究に従事した期間

(5)　研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）が適当と認める研究機関において常勤の職員として研究に従事した期間

(6)　研究科等の教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究に従事した期間

（論文博士の学位授与申請の手続）

第４条　論文博士の学位の授与申請は，専攻分野の名称に応じた当該研究科等の長を経由するものとする。

（論文博士の学位論文）

第５条　論文博士の学位論文は，単著とする。ただし，研究科等の教授会が認めるときは，共著とすることができる。

２　前項ただし書による学位論文は，学位の授与を申請する者が共著者と共同して行った研究において主要な役割を果たし，かつ，その成果が当該論文の核心をなしていることが明確なものであり，また，申請に当たっては，当該共著者の承諾書（当該論文を当該共著者が学位論文として使用しないことを含む。）を添付するものとする。

（学位論文の審査等）

第６条　学位規程第６条第１項の規定により，総長から審査等の付託があったときは，研究科等の教授会は学位の授与を申請した者に論文内容の要旨を提出させるものとする。

２　前項に定めるもののほか，審査等の実施に関する取扱いについては，研究科等の教授会の定めるところによる。

（審査委員の主査等）

第７条　研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）は，学位規程第７条第１項の規定により選定した審査委員のうちから１名を主査として選定する。ただし，研究科等の教授会において必要があると認めたときは，学位規程第７条第２項第１号に規定する准教授を主査として選定することができる。

２　研究科等の教授会は，試験及び試問（学位規程第３条第２項の場合にあっては試験）を行うに当たり，必要と認める場合には，同規程第７条の規定による審査委員のほか，関連科目担当の教授，准教授，講師又は助教（客員教授及び客員准教授並びに特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）を加えることができる。

（学位記に付記するリーディングプログラムの名称）

第８条　学位規程別表第２の３(2)備考の規定により学位記に付記するリーディングプログラムの名称は，次のとおりとする。

リーディングプログラムの名称	学院
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム	獣医学院 国際感染症学院
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム　人獣共通感染症対策専門家養成コース	
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム　ケミカルハザード対策専門家養成コース	
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム	環境科学院 理学院 生命科学院 工学院 総合化学院

（学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称）

第９条　学位規程別表第２の３(2)備考の規定により学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称は，次のとおりとする。

卓越大学院プログラムの名称	学院
One Health フロンティア卓越大学院プログラム　人獣共通感染症対策専門家養成コース	環境科学院 生命科学院 保健科学院 医学院 歯学院 獣医学院 国際感染症学院
One Health フロンティア卓越大学院プログラム　ケミカルハザード対策専門家養成コース	
One Health フロンティア卓越大学院プログラム　獣医科学/汎動物科学研究者養成コース	
One Health フロンティア卓越大学院プログラム　統合臨床専門家養成コース	

附　則

この細則は，平成４年４月１日から実施する。

（略）

附　則

この細則は，平成31年４月１日から実施する。

（６）北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規

平成17年４月１日
総長裁定

（趣旨）

第１条　この内規は，北海道大学通則（平成７年海大達第２号。以下「通則」という。）第30条第４号及び北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「大学院通則」という。）第20条第４号に規定する授業料の未納による除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料の未納による除籍の取扱い）

第２条　北海道大学（以下「本学」という。）の第１年次の学生，学部学生及び現代日本学プログラム課程の学生で通則第30条第４号の規定に該当するものにあっては同条本文の規定により，大学院学生で大学院通則第20条第４号の規定に該当するものにあっては同条本文の規定により，当該授業料の納付に係る学期（通則第５条第２項及び大学院通則第６条第１項に規定する学期をいう。）の末日をもって除籍する。

（除籍手続等）

第３条　授業料を納付しない者（以下「未納者」という。）に対する督促及び前条の規定による除籍等に関する手続は，次に掲げる順序により行うものとする。

(1)　総長は，授業料の納付期限を過ぎたときは，当該学期の未納者に対して掲示により督促する。

(2)　総長は，前号の規定による督促をしてもなお納付しないときは，未納者及び当該未納者の連帯保証人（以下「保証人」という。）に対して文書により督促する。

(3)　未納者の在学する学部若しくは現代日本学プログラム課程又は大学院の研究科，学院若しくは教育部（以下「学部等」という。）の長（第１年次の学生に係るものにあっては，高等教育推進機構長。次条において同じ。）及び当該学部等の事務部（第１年次の学生に係るもの及び現代日本学プログラム課程の学生に係るものにあっては学務部。）は，当該未納者及び保証人に対して面談その他の方法により除籍の取扱いについて説明し，授業料の納付について指導する。

(4)　総長は，前３号の手続を行ってもなお納付しないときは，当該未納者の在学する学部等の教授会（第１年次の学生に係るものにあっては高等教育推進機構学務委員会，現代日本学プログラム課程の学生に係るものにあっては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条において同じ。）の議を経て，当該未納者を除籍する。

(5)　総長は，除籍を決定したときは，除籍の通知を当該未納者に送付するとともに，当該通知の写しを保証人に送付する。

（雑則）

第４条　この内規に定めるもののほか，授業料の未納による除籍の取扱いに関し必要な事項は，各学部等の教授会の議を経て，各学部等の長が定める。

附　則

１　この内規は，平成17年４月１日から施行する。ただし，この内規の施行前に除籍した者については，適用しない。

２　平成17年３月31日に本学に在学し，この内規の施行後引き続き本学に在学する者については，第２条及び第３条中「２期」とあるのは，この内規の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。

３　前項の規定によりこの内規の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が，第２条の規定により除籍された後に第４条第１項の規定により復籍を願い出るときは，前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料を含めた額を納付しなければならない。

附　則（平成19年５月９日）

１　この内規は，平成19年５月９日から施行し，平成19年４月１日から適用する。

附　則（平成23年４月１日）

この内規は，平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日）

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年10月１日）

この内規は，平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成30年７月１日）

この内規は，平成30年７月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日）

１　この内規は，平成31年４月１日から施行する。ただし，平成31年３月31日までに除籍した者に係る復籍については，改正後の北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規の規定にかかわらず，なお従前の例による。

２　平成31年３月31日に本学に在学し，この内規の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降引き続き本学に在学する者であって，施行日前における授業料を納付しないものが，施行日以降においてもなお納付しないときは，改正後の第２条及び第３条の規定の例により，平成31年９月30日をもって除籍する。

（７）北海道大学における休学，退学，卒業及び修了並びに単位認定の取扱いに関する要項

平成30年10月１日
総長裁定

（趣旨）

第１条　北海道大学（以下「本学」という。）の第１年次の学生，学部若しくは現代日本学プログラム課程又は大学院の研究科，学院若しくは教育部（以下「学部等」という。）の学生の休学，退学，卒業及び修了並びに単位認定の取扱いについては，北海道大学通則（平成７年海大達第２号。以下「通則」という。），北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「大学院通則」という。），北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規（平成17年４月１日総長裁定）及び北海道大学授業料等免除内規（昭和36年３月30日学長裁定）に定めるもののほか，この要項に定めるところによる。

（休学）

第２条　学部等の長（第１年次の学生に係るものにあっては，高等教育推進機構長。次条及び第５条において同じ。）は，休学願の提出があったときは，第１年次の学生，学部学生及び現代日本学プログラム課程の学生（以下「学部学生等」という。）にあっては通則第22条の規定により，大学院学生にあっては大学院通則第15条の規定により，授業料の納付の有無にかかわらず休学を許可することができる。

（退学）

第３条　学部等の長は，退学願の提出があったときは，学部学生等にあっては通則第29条の規定により，大学院学生にあっては大学院通則第19条の規定により，授業料の納付の有無にかかわらず退学を許可することができる。

２　前項の規定にかかわらず，本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得したのみで退学を希望する者（いわゆる単位修得退学を希望する者）については，授業料の納付が確認されるまでは，退学を許可しない。

（卒業及び修了の認定）

第４条　総長は，通則第33条又は第33条の２に規定する卒業要件を満たした場合であっても，授業料の納付が確認されるまでは，卒業を認定しない。

２　総長は，大学院通則第22条，第23条又は第23条の２に規定する修了要件を満たした場合であっても，授業料の納付が確認されるまでは，修了を認定しない。

（単位の認定）

第５条　学部等の長は，授業料が納付されていない学期に履修した単位を認定しない。

附　則

この要項は，平成31年４月１日から実施する。

（8）北海道大学大学院における長期履修の取扱いに関する内規

平成15年12月17日
総長裁定

（趣旨）

第１条　北海道大学大学院（以下「本学大学院」という。）における北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「大学院通則」という。）第４条の２に規定する長期履修の取扱いに関しては，大学院通則に定めるもののほか，この内規の定めるところによる。

（長期履修の対象者）

第２条　本学大学院において，長期履修を認めることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　官公庁，企業等に在職している者（給与の支給を受け，職務を免除されている者を除く。）又は自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者

⑵　アルバイト，パートタイム等の職業に就いている者で，研究科，学院及び教育部（以下「研究科等」という。）において，その負担により修学に重大な影響があると認めたもの

⑶　研究科等において，育児，親族の介護等前２号に準ずる負担により，修学に重大な影響があると認めた者

⑷　視覚障害，聴覚障害，肢体不自由その他の障害を有している者で，研究科等において，その障害により長期にわたり修学に重大な影響があると認めたもの

（長期履修期間）

第３条　大学院通則第４条の２第２項に定める期間（以下「長期履修期間」という。）は，年を単位として認めるものとする。

（長期履修の手続等）

第４条　本学大学院に入学を志願する者で長期履修を希望する者は，原則として，入学願書提出時に長期履修を申し出なければならない。

２　本学大学院に在学する者（最終年次に在学する者を除く。）で長期履修を希望する者は，研究科等において定める期日に長期履修を申し出なければならない。

３　前２項の申し出は，別に定める長期履修の申請書及び履修計画書に長期履修が必要であることを証明する書類等を添えて提出しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定により長期履修の申し出があったときは，研究科等において，教授会等の議を経るなど，個別の審査を行うものとする。

（長期履修期間の短縮又は延長）

第５条　研究科等において必要と認めるときは，長期履修期間の短縮又は延長を，在学する課程において１回に限り認めることができる。

２　前項の規定により長期履修期間の短縮又は延長を認める場合の期間については，第３条の規定を準用する。この場合において，長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は，大学院通則第４条に定める標準修業年限に１年を加えた期間までとする。

３　第１項の規定により長期履修期間の１年短縮を希望する者は，長期履修期間の終了する日の２年前（博士後期課程において長期履修期間の２年短縮を希望する者は，３年前）までに，当該長期履修期間の短縮に係る理由書に短縮が必要であることを証明する書類等を添えて申し出なければならない。

４　第１項の規定により長期履修期間の延長を希望する者は，長期履修期間の終了する日の１年前までに，当該長期履修期間の延長に係る理由書に延長が必要であることを証明する書類等を添えて申し出なければならない。

（長期履修学生の修了の時期）

第６条　長期履修期間の最終年次に在学する学生の修了の時期は，第３条及び第５条第２項の規定にかかわらず，４月に入学した者については，北海道大学学位規程の運用に関する細則（平成４年３月 18 日総長制定）第２条第１項第３号から第５号まで，10 月に入学した者については，同項第１号，第３号及び第５号に定める学位記を授与する日とすることができる。

（授業料）

第７条　長期履修に係る授業料の額については，別に定める。

（雑則）

第８条　この内規に定めるもののほか，長期履修の取扱いに関し必要な事項は，教務委員会の議を経て，総長が別に定める。

附　則

この内規は，平成 15 年 12 月 17 日から施行する。

（略）

附　則

この内規は，平成 29 年４月１日から施行する。

北海道大学大学院理学院における長期履修に関する取扱要領

（平成２７年１１月２６日代議員会議決定）

（趣旨）

１．北海道大学大学院理学院（以下「本学院」という。）における北海道大学大学院通則（昭和 29 年海大達第３号。以下「大学院通則」という。）第４条の２に規定する長期履修の取扱いに関しては，大学院通則及び北海道大学大学院における長期履修の取扱いに関する内規（平成 15 年 12 月 17 日総長裁定。以下「長期履修取扱内規」という。）並びに北海道大学大学院理学院規程（平成 18 年海大達第 96 号）に定めるもののほか，この取扱要領の定めるところによる。

（長期履修の申請手続き等）

２．長期履修取扱内規第４条第２項に規定する在学者に係る長期履修の申し出は，長期履修の開始を希望する学年の２ヶ月前（休業日を除く）までに所定の長期履修申請書（様式１）及び長期履修計画書（様式２）に長期履修が必要であることを証明する書類等を添えて，北海道大学大学院理学院長（以下「学院長」という。）あてに提出しなければならない。

（個別の審査等）

３．長期履修取扱内規第４条及び第５条に規定する申請を受理したとき，学院長は，当該在籍（予定）専攻（分野）の専攻長（専攻委員）あてに所見の提出を求めるものとする。

４．所見の提出を求められた専攻長（専攻委員）は，履修計画書（様式２）の所定欄に専攻（分野）の所見を記入して，学院長が指定する期日までに提出するものとする。

５．学院長は，長期履修申請書（様式１）に専攻（分野）の所見が記入された履修計画書（様式２）を添えて，本学院教務委員会あてに個別の審査を付託する。

６．本学院教務委員会は，長期履修申請書（様式１）及び長期履修計画書（様式２）並びに専攻（分野）の所見に基づき，長期履修の可否を審議決定し，学院長あてに報告する。

７．学院長は，本学院教務委員会の報告に基づき，申請者あてに審議結果を通知する。

（代議員会議への報告）

８．学院長は，長期履修の可否に関する本学院教務委員会の審議結果を本学院代議員会議に報告する。

長期履修について（案内）

【理学院在学者用】

１．長期履修の趣旨（大学院通則第４条の２第１項関係）

学生が職業を有している等（介護・育児等を含む。）の事情により，標準修業年限（＊）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了したい旨を申し出たときは，個別に審査のうえ，その計画的な履修（以下「長期履修」といいます。）を認めることができる制度です。

＊標準修業年限・・・　修士課程　　２年
　　博士後期課程　３年

２．長期履修の対象者（長期履修内規第２条関係）

次の各号のいずれかの事由に該当する者で，かつ，当該事由により，学業に専念できないため，課程修了に要する学修（研究）計画年数を予め長期に設定することを希望する者

(1) 官公庁，企業等に在職している者（給与の支給を受け，職務を免除されている者を除く。）又は自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
(2) アルバイト，パートタイム等の職業に就いている者で，その負担により修学に重大な影響があるもの
(3) 育児，親族の介護等前２号に準ずる負担により，修学に重大な影響がある者
(4) 視覚障害，聴覚障害，肢体不自由その他の障害を有している者で，その障害により長期にわたり修学に重大な影響があると認めたもの

３．長期履修期間（大学院通則第４条の２第２～３項及び長期履修内規第３条関係）

長期履修を認めることのできる期間，在学年限，休学可能期間は次のとおりです。

課　程	長期履修を認めることができる期間（年を単位とする）	在学年限	休学可能期間
修 士 課 程	４年間まで	認められた長期履修期間に２年を加えた期間まで	２年間まで
博士後期課程	６年間まで	６年間まで	３年間まで

４．長期履修の手続き等（長期履修内規第４条関係）

(1) 申請期限

本学院に在学する者で長期履修を希望する者は，長期履修の開始を希望する学年の１ヶ月前（休業日を除く）までに長期履修を申し出なければなりません。**最終年次に在学する者は長期履修の申請資格がありません。**

(2) 提出書類等

前号の長期履修の申し出は，次の書類等を，理学・生命科学事務部大学院教育担当（以下「担当」という。）あて提出しなければなりませんので，長期履修を希望する者は，早めに申し出てください。

① 長期履修申請書（様式１）　② 長期履修計画書（様式２）
③ 長期履修が必要であることを証明する書類等

(3) 個別の審査

長期履修の申請があった場合は，在籍している専攻における審査を経て，本学院教務委員会が個別に審査し，その結果を，学院長から申請者あてに通知します。

５．長期履修期間の短縮又は延長（長期履修内規第５条関係）

⑴ 本学院において必要と認めるときは，長期履修期間の短縮又は延長を，在学する課程において１回に限り認めることができます。ただし，長期履修期間の短縮を申請することのできる期間は，標準修業年限に１年を加えた期間までです。

⑵ 長期履修期間の短縮を希望する者は，既に認められている長期履修期間の終了する日の２年前（博士後期課程において２年短縮を希望する者は３年前）までに，当該短縮に係る「理由書」（様式任意）に短縮が必要であることを証明する書類等を添えて担当あて申し出なければなりません。

⑶ 長期履修期間の延長を希望する者は，既に認められている長期履修期間の終了する日の１年前までに，当該延長に係る「理由書」（様式任意）に延長が必要であることを証明する書類等を添えて担当あて申し出なければなりません。

６．授業料の取扱い

在学中に長期履修を申請し，認められた者の授業料の総額は，標準修業年限で納付すべき授業料の総額（年額×標準修業年数）とは異なるので，担当あてお問い合わせください。なお，授業料の改定又は長期履修期間の変更が許可された場合等は，その都度再計算します。ただし，納入済みの授業料を遡って調整することはありません。

【長期履修申請期間に係る授業料は，決定通知があるまで絶対に納入しないでください。】

なお，休学，留年その他の場合等に関する取扱いの詳細については，担当あてお問い合わせください。

（9）理学院代議員会議申合せ事項

（平成 19 年３月１日理学院代議員会議決定）

Ⅰ　大学院入学試験の実施について

（略）

Ⅱ　博士後期課程修了に係る学位論文の審査等について

（趣旨）

1　本学院における博士後期課程の修了に係る学位論文の審査等については，本学通則，本学大学院通則，北海道大学学位規程（昭和 33 年海大達第 12 号。以下「本学学位規程」という。）北海道大学学位規程の運用に関する細則（平成４年３月 18 日総長裁定。以下「本学学位規程運用細則」という。）及び本学院規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

（学位論文の提出期限）

2　学位論文は，原則として博士後期課程在学中に提出しなければならない。

3　学位申請者が本学大学院通則第４条第７項に規定する在学年限以内に学位を授与されないときは，論文提出による学位申請として取扱う。

（学位論文の提出要件）

4　学位論文は，単著とする。ただし，既に印刷公表された論文については，共著を認めるものとする。

5　学位論文は，本学院の在学中に行った研究に基づくものでなければならない。

6　学位論文は，指導教員が責任をもって推薦できるものでなければならない。

（参考論文の取扱い）

7　本学学位規程第５条第１項ただし書の規定「参考として他の論文を添付することができる」に基づき論文目録に掲載する参考論文は，学位論文に対する補助的論文として一体的に審査を受ける場合のものをいい，その他の論文等は，研究業績として取扱う。

（研究業績等の取扱い）

8　申請者は，審査等の参考として，学位論文に添えて研究業績一覧を提出することができる。

9　前項の研究業績は，原則として権威ある学会誌等（学術雑誌を含む。以下同じ。）に印刷公表された論文等をいう。ただし，権威ある学会誌等に掲載が決定している論文及び権威ある学会等における講演発表を加えることができる。

10　申請者が本学院規程第７条第１項及び第３項ただし書の規定による在学期間をもって修了しようとする者であるときは，第８項の申合せにかかわらず，学位論文に添えて研究業績一覧を提出しなければならない。

10-2　当該専攻の代議員は，前項の研究業績一覧に基づき，申請者が「優れた研究業績を上げた者」と認め得るか否かを審査し，「優れた研究業績を上げた者」と認める場合に限り学位申請を許可するものとする。

10-3　当該専攻の代議員は，前項により学位申請を許可したときは，「優れた研究業績を上げた者」と認めた根拠を明記した推薦書を学院長あて提出しなければならない。

11　当該専攻の代議員は，審査等のため必要があると認めるときは，第８項又は第 10 項の研究業績一覧に掲載された論文等を提出させることができる。

（学位申請の受理及び審査委員の選定）

12　当該専攻の代議員が学位授与の申請を許可したときは，代議員会議は，学位申請者の資格について審議し，学位申請を受理すべきか否かを議決する。

13　前項の議決により学位申請を受理したときは，代議員会議は，当該専攻の代議員の推薦に基づき，審査委員を選定する。

14　前項の審査委員の主査は，当該申請者の研究を指導した教授又は准教授とする。ただし，特別な事情があると代議員会議が認めたときは，当該専攻担当の教授又は准教授若しくは関連専攻担当の教授とすることができる。

（学位申請論文の閲覧等）

15　学院長は，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議開催予定日の１週間前までに，学位申請論文一覧を，代議員会議の資料として各代議員あて配付するものとする。

16　学院長は，前項の学位申請論文一覧に掲載された論文について，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議の開催予定日前１週間は自由な閲覧を保障するものとする。

（公開論文発表会等）

17　当該専攻の代議員は，学位申請論文に関する公開論文発表会等の開催予定について，事前に掲示するものとする。

（最終試験）

18　学位論文の審査等に関する最終試験は，主査，副査及び当該専攻担当の教員が出席して行うものとする。

（審査の報告等）

19　審査委員は，学位論文の審査等に関する最終試験を終了したときは，直ちにその結果を学位論文審査の要旨により学院長あて報告するものとする。

20　学院長は，前項の学位論文審査の要旨を，博士後期課程修了者の認定について審議する代議員会議開催予定日の２週間前までに，各代議員あて配付するものとする。

（代議員会議の審議）

21　審査委員が学位論文の審査等に関する最終試験を終了したときは，代議員会議は，第 19 項の審査委員の報告に基づいて審議し，博士後期課程の修了者として認定すべきか否かを議決する。

22　博士後期課程修了者の認定は，原則として６月，９月，12 月及び３月の初旬に開催される代議員会議において行う。

（手続き等）

23　学位授与の申請手続き等この申合せの運用に関し必要な事項は，学院長が別に定める。

Ⅲ　論文博士に係る学位論文の審査等について

（趣旨）

１　本学院における論文提出による博士の学位論文の審査等については，本学通則，本学大学院通則，本学学位規程及び本学学位規程運用細則並びに本学院規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

（学位授与申請に必要な研究歴等）

２　本学学位規程運用細則第３条第１項第１号の「研究科等が必要と認める期間」及び同項第２号の「研究科等が相当と認める期間」は，本学院においては５年以上とする。

３　本学学位規程運用細則第３条第２項第５号の「教授会が適当と認める研究機関」及び同項第６号の「教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究」については，「本学院の当該専攻の議により認めるもの」として取扱う。

４　学位論文は，単著とする。ただし，本学学位規程第 15 条各項の規定による印刷公表論文については，共著を認めるものとする。

（参考論文の取扱い）

5　本学学位規程第５条第１項ただし書の規定「参考として他の論文を添付することができる」に基づき論文目録に掲載する参考論文は，学位論文に対する補助的論文として一体的に審査を受ける場合のものをいい，その他の論文等は，研究業績として取扱う。

（研究業績等の取扱い）

6　申請者は，審査等の参考として，学位論文に添えて研究業績一覧を提出することができる。

6－2　前項の研究業績は，原則として権威ある学会誌等に印刷公表された論文等をいう。ただし，権威ある学会誌等に掲載が決定している論文及び権威ある学会等における講演発表を加えることができる。

7　当該専攻の代議員は，審査等のため必要があると認めるときは，第６項の研究業績一覧に掲載された論文等を提出させることができる。

（学位申請論文の閲覧等）

8　学院長は，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議開催予定日の１週間前までに，学位申請論文一覧を，代議員会議の資料として各代議員あて配付するものとする。

9　学院長は，前項の学位申請論文一覧に掲載された論文について，学位申請の受理及び審査委員の選定について審議する代議員会議の開催予定日前１週間は自由な閲覧を保障するものとする。

（公開論文発表会等）

10　当該専攻の代議員は，学位申請論文に関する公開論文発表会等の開催予定について，事前に掲示するものとする。

（試験及び試問）

11　本学学位規程第６条第２項及び第３項に規定する試験及び試問は，論文審査報告の前に各専攻で行い，その期日等については申請者にあらかじめ通知する。

12　外国語の試問は，１ヵ国語について行う。その種類は代議員会議が定める。

（単位修得退学者に係る試問免除の年限）

13　本学学位規程第６条第４項に規定する「退学してから研究科等の教授会が定める年限内」は，本学院においては３年以内とする。

（審査等の報告）

14　審査委員は，学位論文の審査等に関する最終試験を終了したときは，ただちにその結果を学位論文審査の要旨及び学位論文審査の概要により学院長あて報告するものとする。

15　学院長は，前項の学位論文審査の概要を，学位授与の可否について議決する代議員会議開催予定日の２週間前までに各専攻の代議員あて配付するものとする。

（代議員会議の審議）

16　学位授与の可否に関する議決は，原則として６月，９月，12 月及び３月の初旬に開催される代議員会議において行う。

（手続き等）

17　学位授与の申請手続き等この申合せの運用に関し必要な事項は，学院長が別に定める。

Ⅳ　修士課程修了に係る修士論文の審査等について

（趣旨）

1　本学院における修士課程の修了に係る修士論文（本学院規程第６条第１項に規定する「特定の課題についての研究の成果」を含む。以下同じ。）の審査等については，本学通則，本学大学院通則及び本学院規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

（修士申請論文の提出期限）
2　修士の学位申請論文（以下「修士申請論文」という。）は，専攻の定める期限までに提出しなければならない。
（修士申請論文の提出要件）
3　修士申請論文は，単著とする。
4　修士申請論文は，指導教員が責任をもって推薦できるものでなければならない。
（業績等の取扱い）
5　修士論文審査の申請者（以下「申請者」という。）は，審査等の参考として，修士申請論文に添えて業績一覧を提出することができる。
5－2　前項の業績は，原則として学会誌等（学術雑誌を含む。以下同じ。）に印刷公表された論文等をいう。ただし，学会誌等に掲載が決定している論文及び学会等における講演発表を加えることができる。
6　申請者が本学院規程第6条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修了しようとする者であるときは，第5項の申合せにかかわらず，修士申請論文に添えて業績一覧を提出しなければならない。
6－2　当該専攻の代議員は，前項の業績一覧に基づき，申請者が「優れた業績を上げた者」と認め得るか否かを審査し，「優れた業績を上げた者」と認める場合に限り当該修士申請論文を受理するものとする。
6－3　当該専攻の代議員は，前項により修士申請論文を受理したときは，「優れた業績を上げた者」と認めた根拠を明記した推薦書を「修士論文題目一覧」に添えて，学院長あて提出しなければならない。
7　当該専攻の代議員は，審査等のため必要があると認めるときは，第5項又は第6項の業績一覧に掲載された論文等を提出させることができる。
（審査委員）
8　当該専攻の代議員が修士論文の申請を受理したときは，当該専攻において審査委員を選定する。
8－2　前項の審査委員は，当該専攻及び関連専攻担当の教員（連携分野教員を含む。以下同じ。）のうちから3名以上を選定するものとする。
8－3　当該専攻の代議員が審査等のため必要があると認めるときは，本学学位規程第7条第2項及び本学学位規程運用細則第7条第2項の規定を準用することができる。
9　第8項の審査委員の主査は，当該申請者の研究を指導した教員とする。ただし，特別な事情があると当該専攻の代議員が認めるときは，当該専攻及び関連専攻担当の教員とすることができる。
（審査結果の報告）
10　審査委員の主査は，修士論文の審査結果について，当該専攻の代議員が指定する期限までに，当該専攻の代議員あて報告しなければならない。
11　当該専攻の代議員は，前項の報告についてとりまとめ，学院長あて報告するものとする。
（代議員会議の審議）
12　代議員会議は，前項の報告において合格した者を対象として，本学院規程第6条の規定に基づき，修士課程の修了者について審議する。
13　修士課程の修了者に関する審議は，原則として9月及び3月の初旬に開催される代議員会議において行う。
（手続き等）
14　修士論文の審査に関する手続き等この申合せの運用に関し必要な事項は，学院長が別に定める。

Ⅴ　他部局等の教員に大学院の授業担当を依頼する場合の選考方法について

（略）

Ⅵ　博士後期課程の学生が，他大学の大学院または研究所において研究指導を受けられる期間について

１　原則として１年以内とする。

２　当該学生が研究期間の延長を願い出たとき，学院において必要があると認めた場合は，延長を認めることができる。

Ⅶ　複数指導体制について

１　修士課程及び博士後期課程学生には，指導教員の他に所属専攻に応じて副指導教員又はアドバイザーを選出する。

２　副指導教員又はアドバイザーは指導教員が入学後すみやかに決定し，各専攻の教務委員が調整のうえ，学院長に毎年，報告する。

（以下略）

(10) 理学院学位論文に係る評価基準

北海道大学大学院 理学院　博士論文に係る評価基準

１．基本要件

(1) 博士論文は，博士の学位を申請する者が北海道大学大学院ディプロマ・ポリシー及び理学院ディプロマ・ポリシーが求める学力，能力，資質を修得したことを示す十分な学術的価値を有するものでなければならない。

(2) 博士論文は，申請者の単著であることを原則とし，申請者以外の論文ないし研究発表の独自性やアイディアを盗用してはならない。

(3) 博士論文は，著作権，肖像権等の法律で認められている他者の権利を侵害してはならない。

(4) 博士論文は，「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

２．論文の構成

博士論文は，次の要件を満たす構成とする。ただし，専攻分野における研究および修学内容の特性を反映した項目の追加および変更は，各専攻に一任される。

(1) 題目が適切であること。

(2) 研究の背景と目的，また必要に応じて方法が明確に記述されていること。

(3) 数式，図表等の使用が適切になされていること。

(4) 考察が適切になされていること。

(5) 結論が論理的に正しく導出されていること。

(6) 文献の引用が適切に行われていること。

(7) 章立てが適切に行われていること。

３．内容

博士論文の審査にあたっては，以下の点を考慮し評価する。ただし，専攻分野における研究内容の特性を反映した項目の追加および変更は，各専攻に一任される。

(1) 当該分野の学術研究の発展に資する研究結果を含み，その新規性が明示されている。

(2) 研究課題が先行研究を踏まえて適切に設定されている。

(3) 論文構成が上記２に従って適切である。

北海道大学大学院 理学院 修士論文に係る評価基準

１．基本要件

(1) 修士論文は，修士の学位を申請する者が北海道大学大学院ディプロマ・ポリシー及び理学院ディプロマ・ポリシーが求める学識並びに科学的洞察力及び論理的思考力を修得したことを示すものでなければならない。

(2) 修士論文は，申請者の単著であることを原則とし，申請者以外の論文ないし研究発表の独自性やアイディアを盗用してはならない。

(3) 修士論文は，著作権，肖像権等の法律で認められている他者の権利を侵害してはならない。

(4) 修士論文は,「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づき作成された学位論文,もしくは学修に基づき作成された総合報告でなければならない。

２．論文の構成

修士論文は，次の要件を満たす構成とする。ただし，専攻分野における研究および修学内容の特性を反映した項目の追加および変更は，各専攻に一任される。

(1) 題目が適切であること。

(2) 研究あるいは総合報告の背景と目的，また必要に応じて方法が明確に記述されていること。

(3) 数式，図表等の使用が適切になされていること。

(4) 考察が適切になされていること。

(5) 結論が論理的に正しく導出されていること。

(6) 文献の引用が適切に行われていること。

(7) 章立てが適切に行われていること。

３．内容

修士論文の審査にあたっては，以下の点を考慮し評価する。ただし，専攻分野における研究および修学内容の特性を反映した項目の追加および変更は，各専攻に一任される。

(1) 当該分野における新たな研究成果もしくは十分な修学成果を含んでいる。

(2) 研究課題が先行研究を踏まえて適切に設定されている。

(3) 論文構成が上記２に従って適切である。

校舎等配置図・平面図

11. 校舎等配置図・平面図

理学院・理学部・理学研究院

（１）配置図

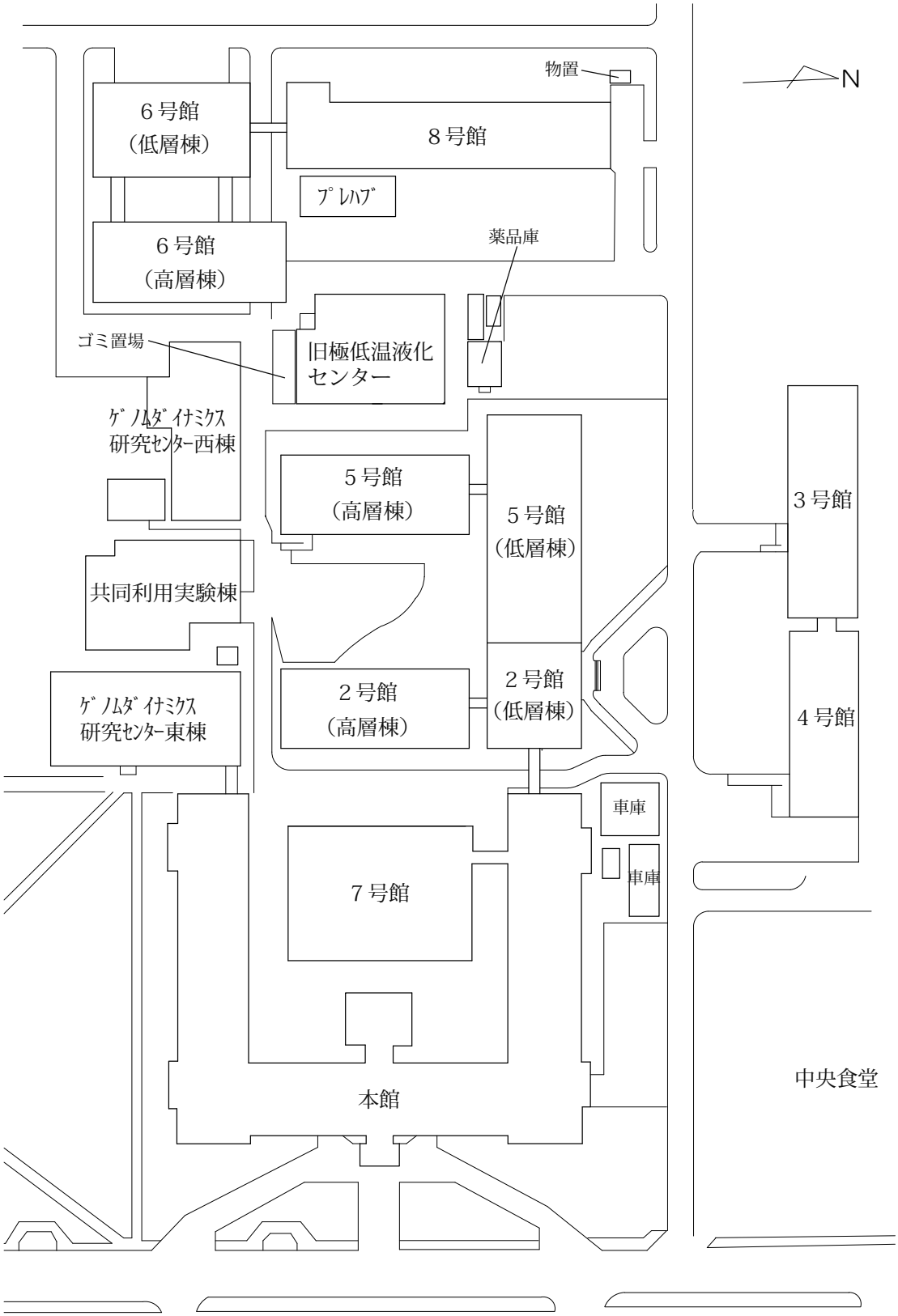

（２）各校舎平面図

本　館
（1階～2階）

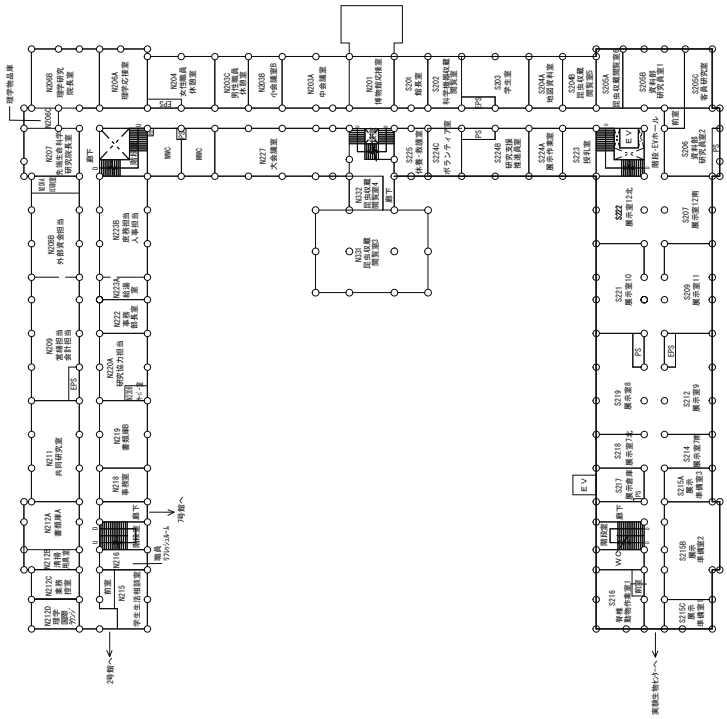

本館　2階平面図

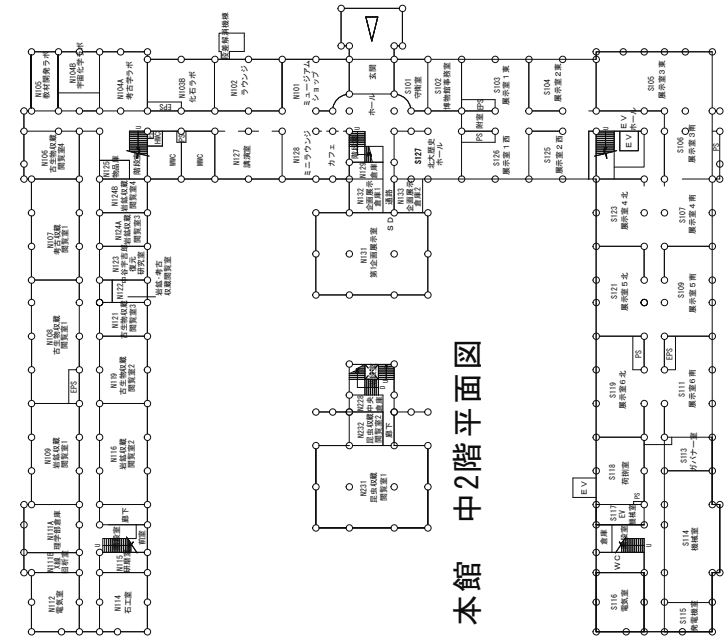

本館　中2階平面図

本館　1階平面図

N

本　館
（3階）

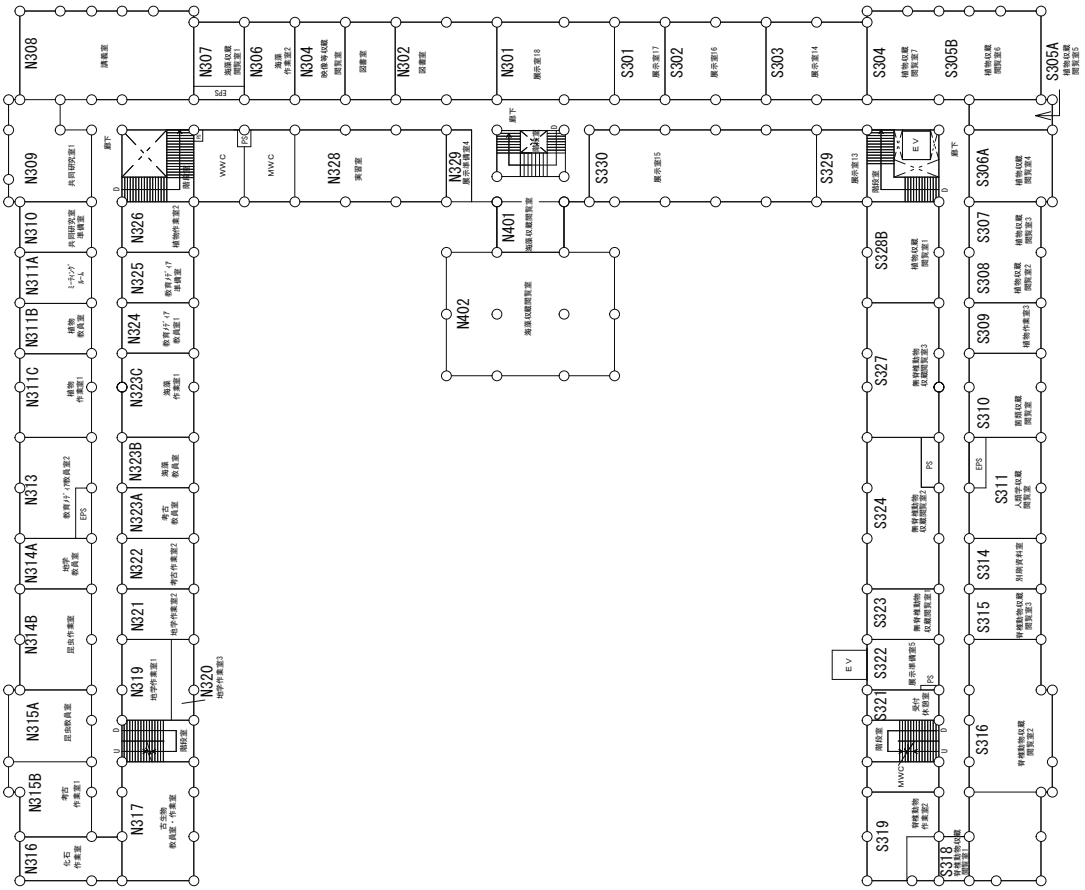

本館　3階平面図

N

２ 号 館
（地階～2階）

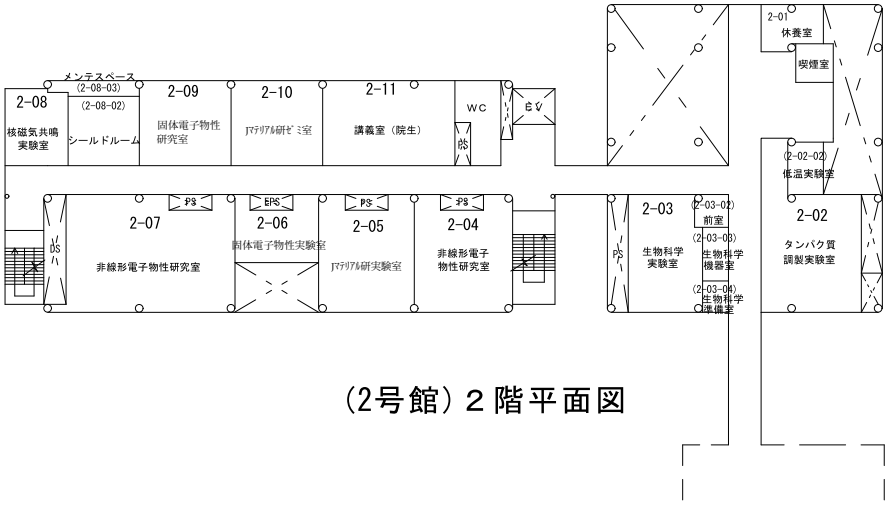

（2号館）２階平面図

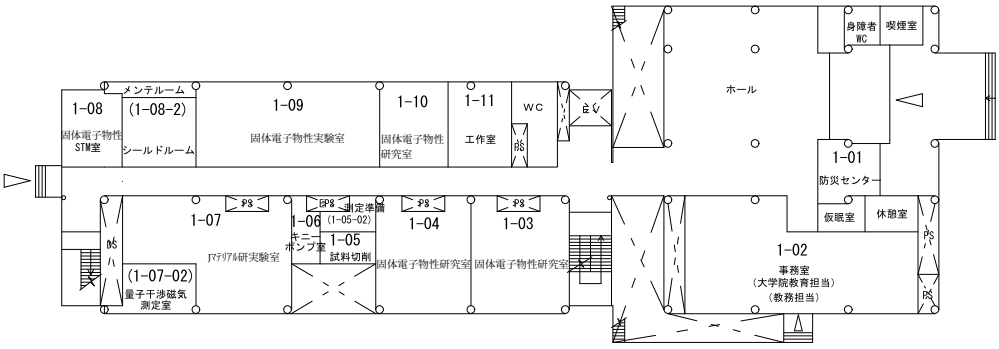

（2号館）１階平面図

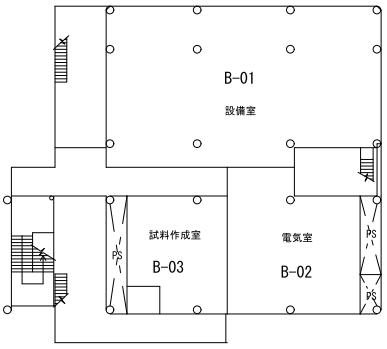

（2号館）地階平面図

２ 号 館
（3階～7階）

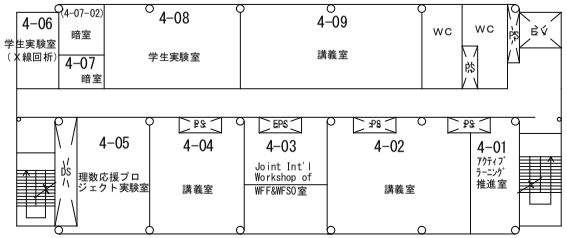

（2号館）４階平面図

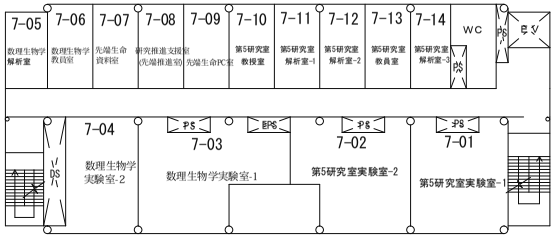

（2号館）７階平面図

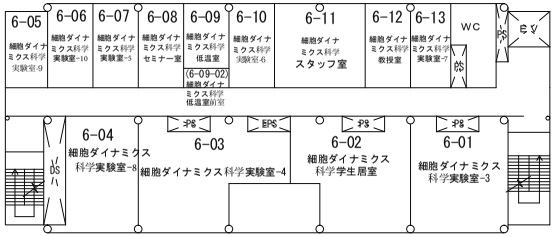

（2号館）６階平面図

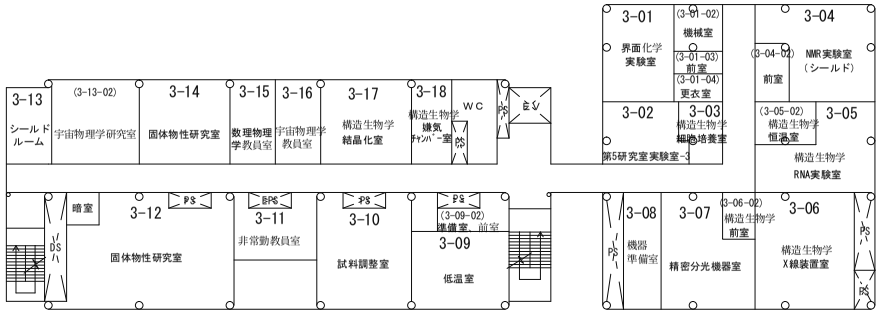

（2号館）３階平面図

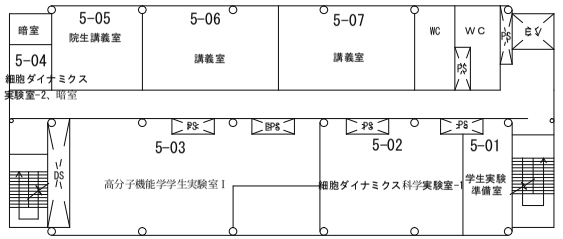

（2号館）５階平面図

N

２ 号 館
（8階～11階）

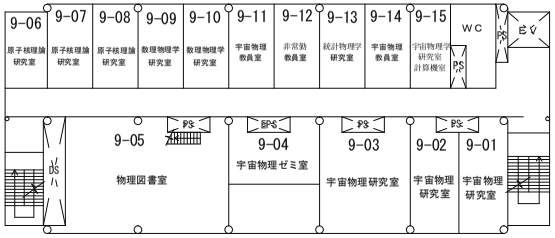

（2号館）９階平面図

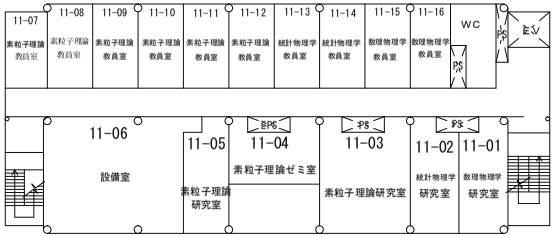

（2号館）１１階平面図

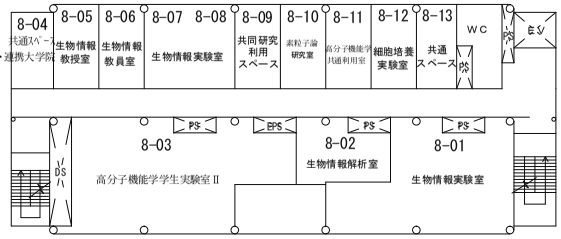

（2号館）８階平面図

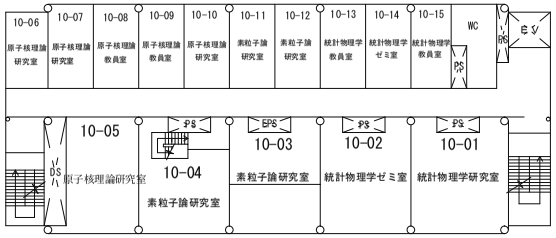

（2号館）１０階平面図

３号館・４号館
（1階～3階）

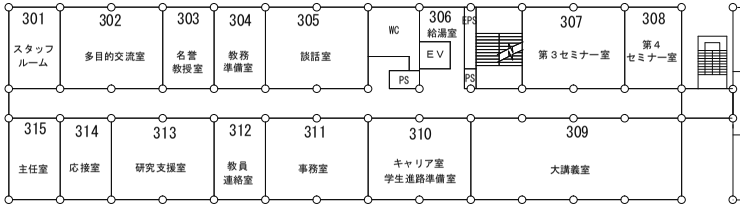

（3号館）3階平面図

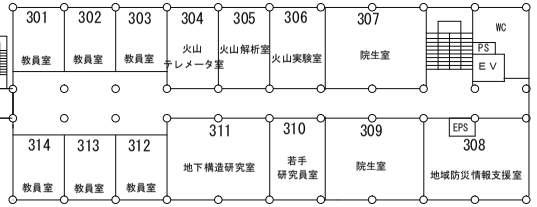

（4号館）3階平面図

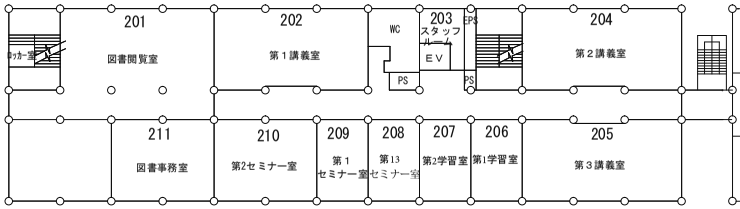

（3号館）2階平面図

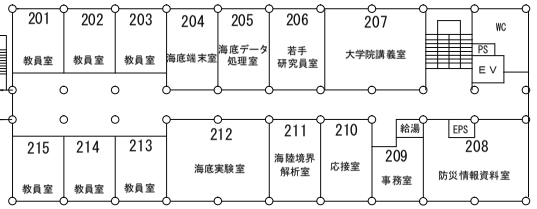

（4号館）2階平面図

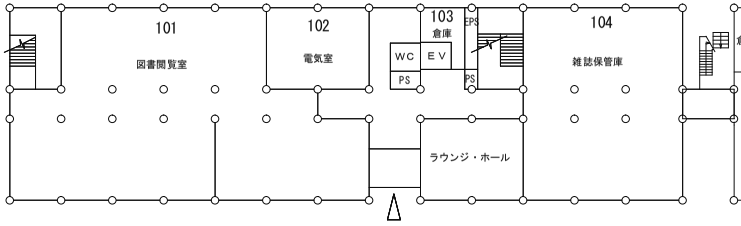

（3号館）1階平面図

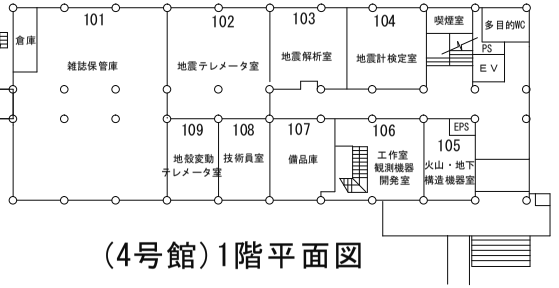

（4号館）1階平面図

３号館・４号館

（4階～6階）

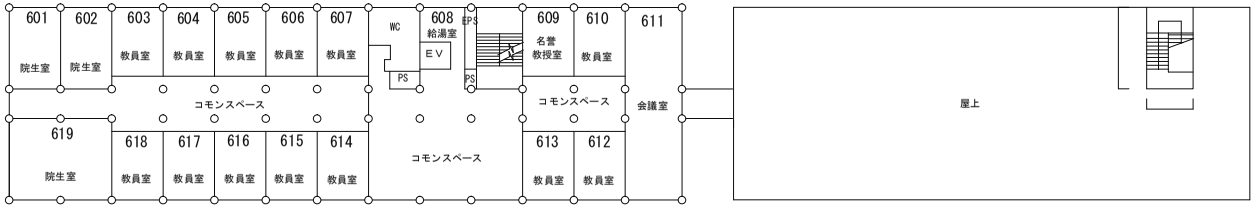

（3号館）6階平面図　　（4号館）6階平面図

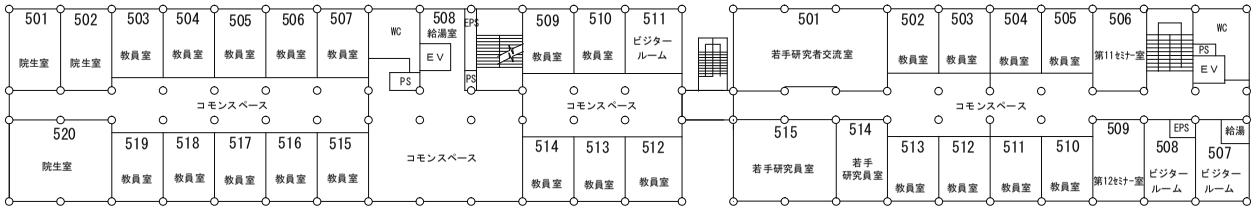

（3号館）5階平面図　　（4号館）5階平面図

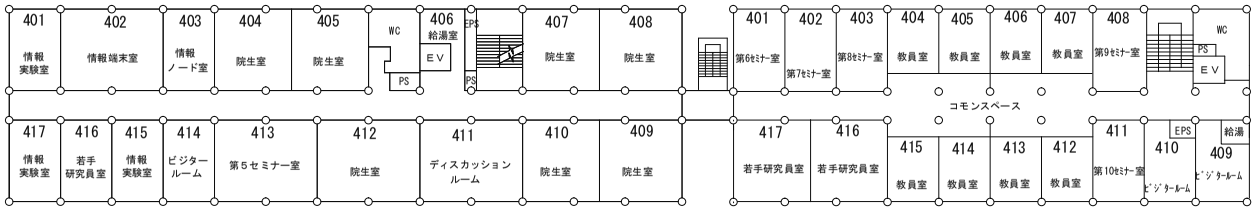

（3号館）4階平面図　　（4号館）4階平面図

５ 号 館
（地階～１階）

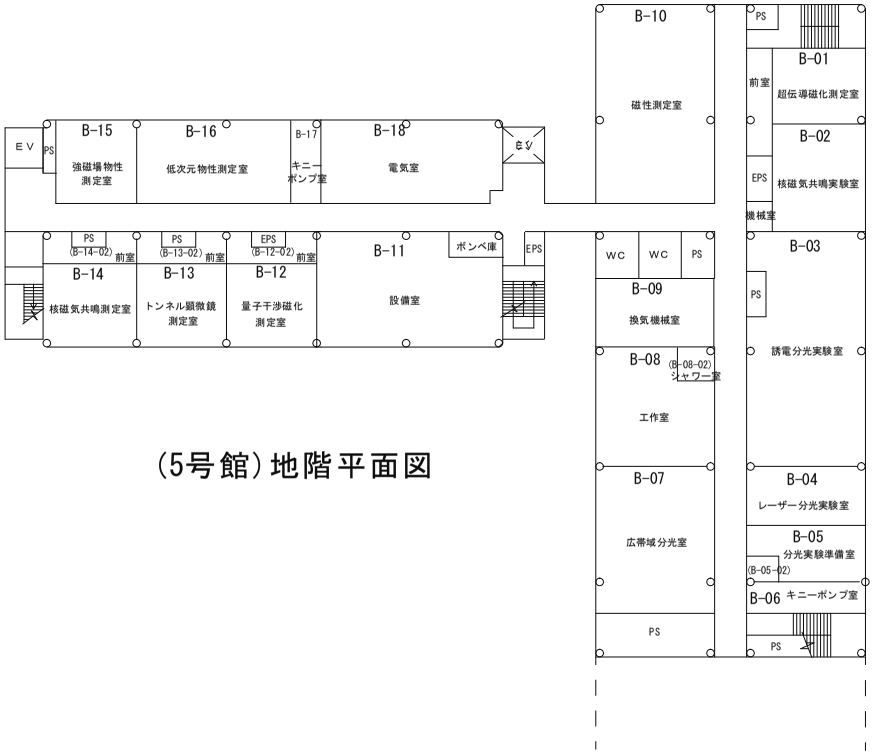

(5号館)地階平面図

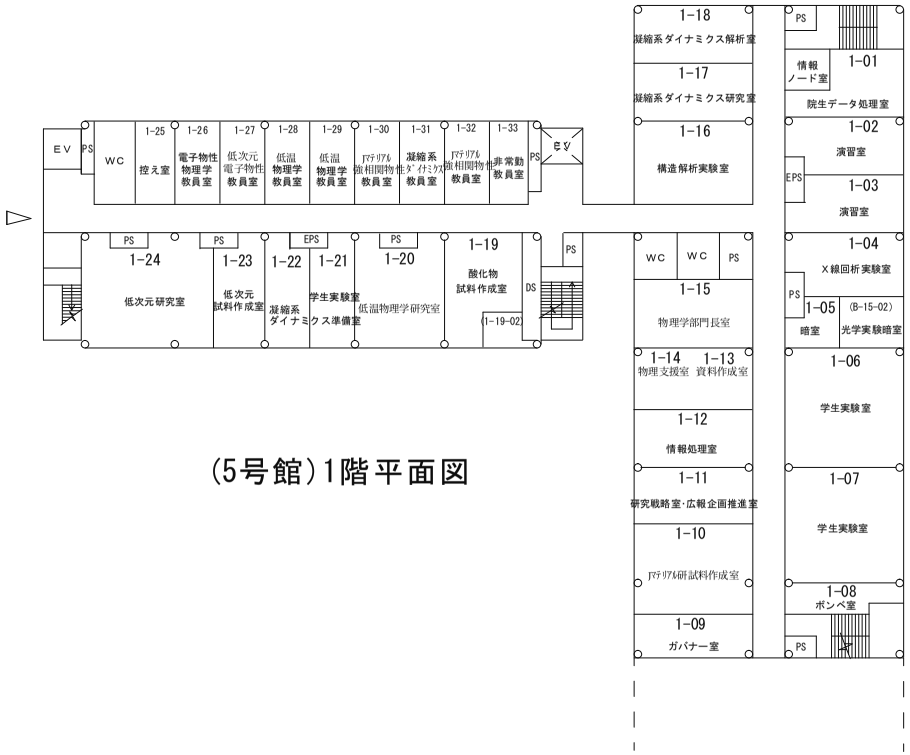

(5号館)1階平面図

5 号 館
（2階～3階）

N

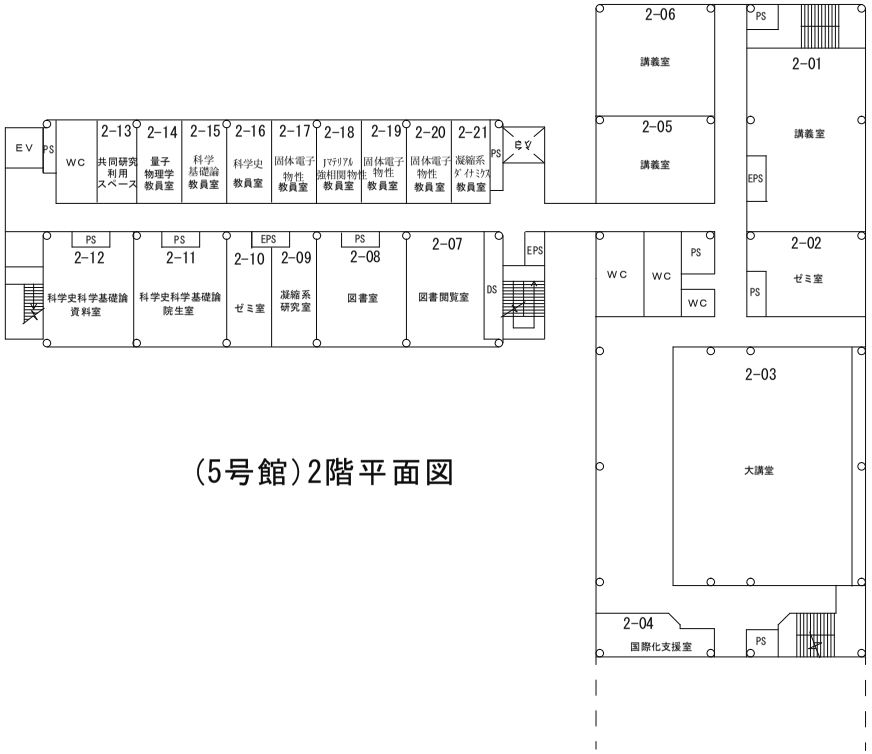

(5号館)2階平面図

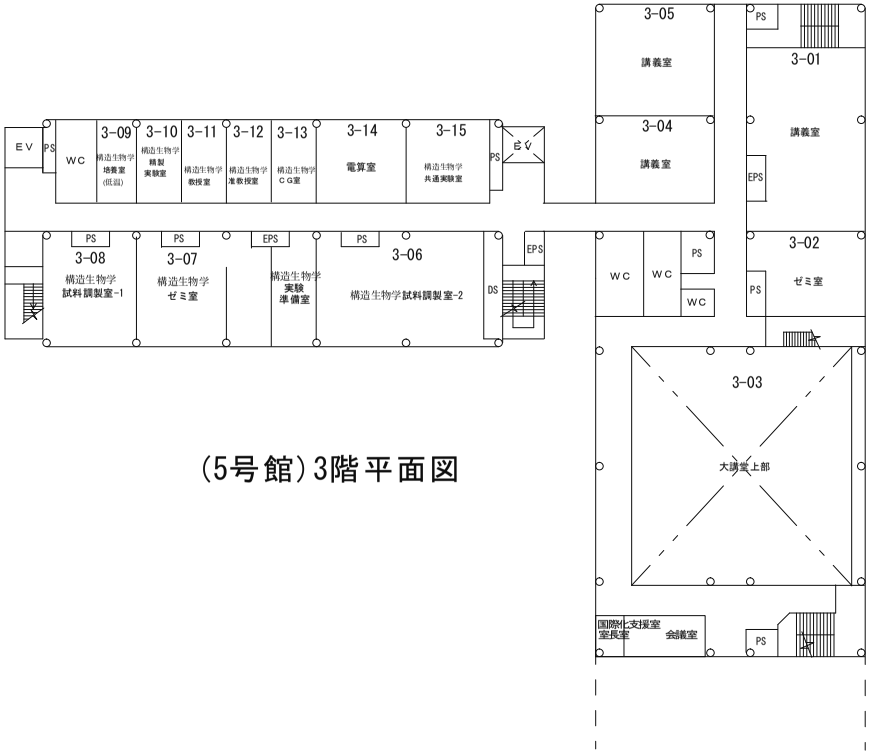

(5号館)3階平面図

５ 号 館
（4階～8階）

N

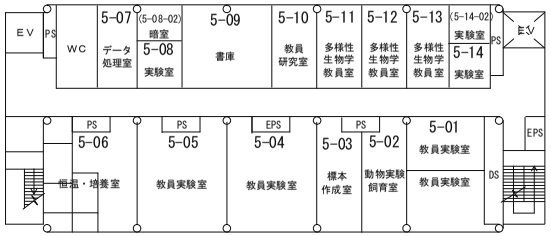

(5号館)5階平面図

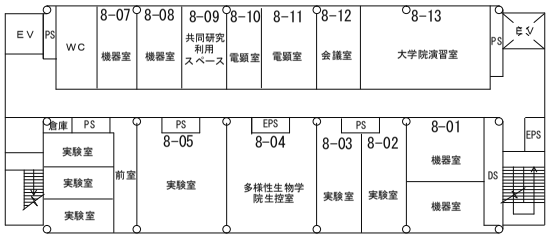

(5号館)8階平面図

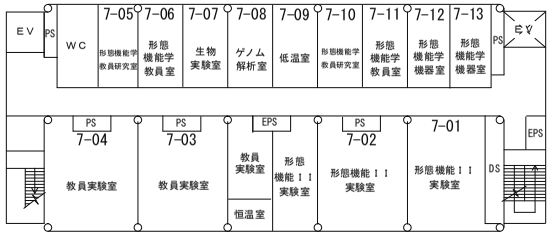

(5号館)7階平面図

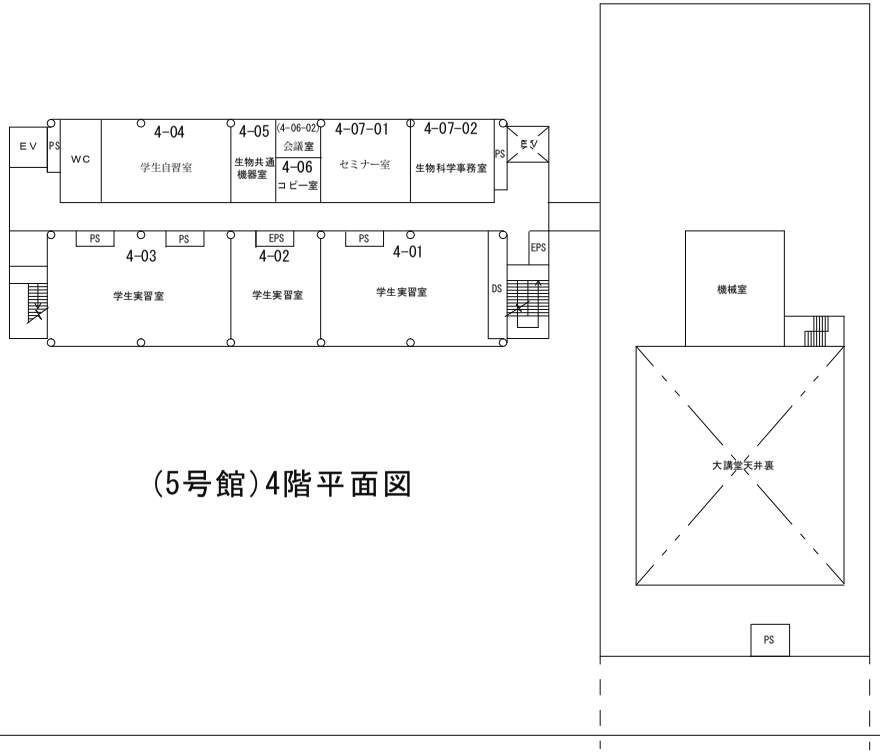

(5号館)4階平面図

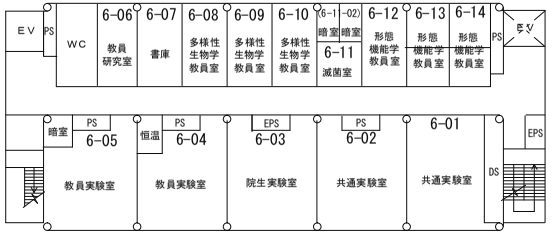

(5号館)6階平面図

５ 号 館
（9階～11階）

N

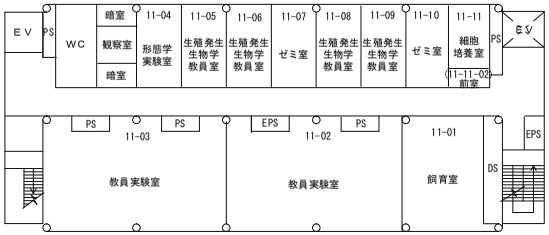

(5号館)11階平面図

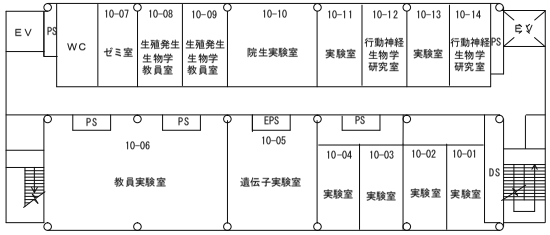

(5号館)10階平面図

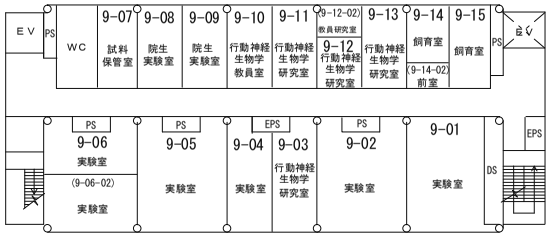

(5号館)9階平面図

６ 号 館
（地階～3階）

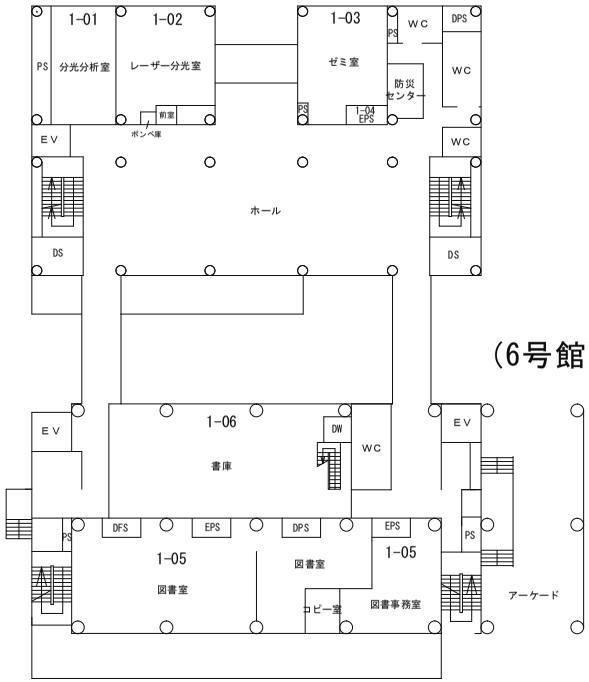

（6号館）1階平面図

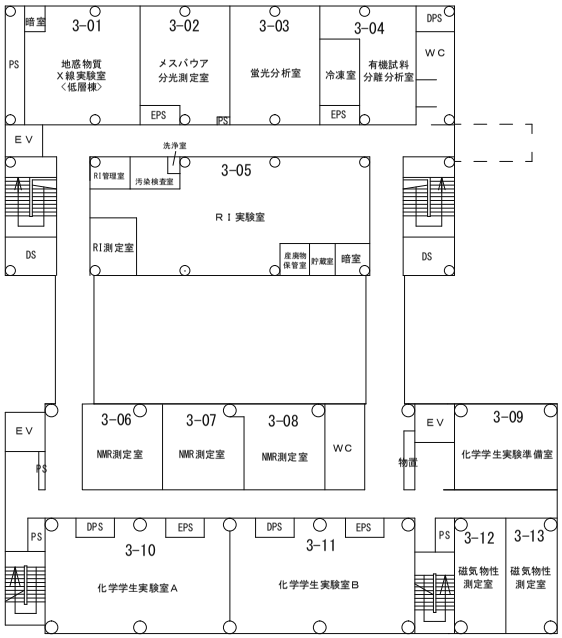

（6号館）3階平面図

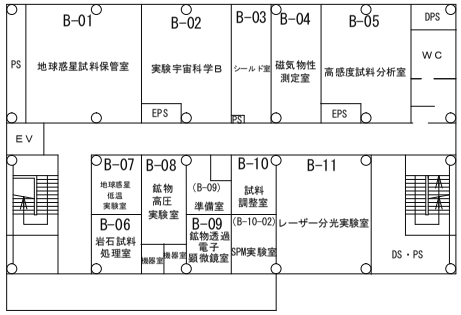

（6号館）地階平面図

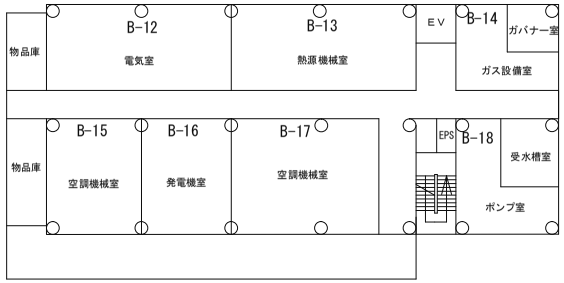

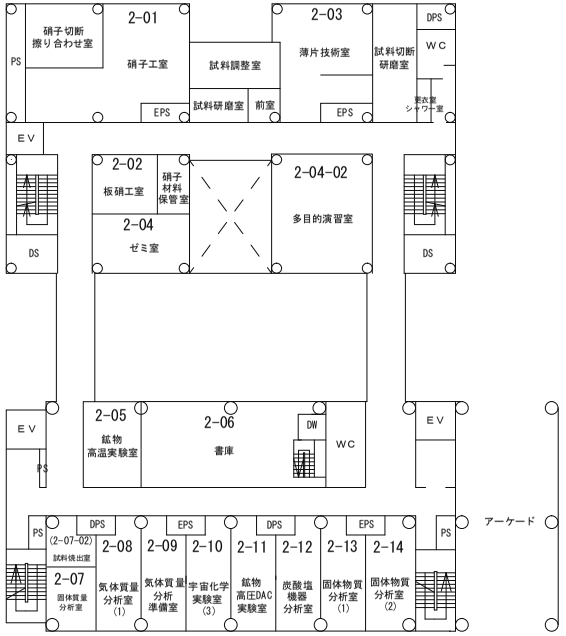

（6号館）2階平面図

６ 号 館
（4階～11階）

N

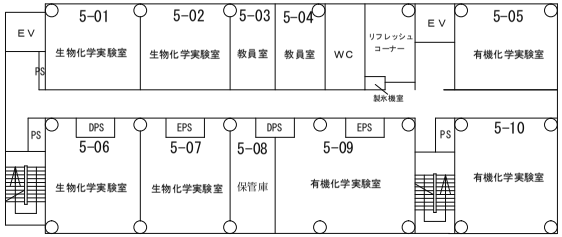

（6号館）5階平面図

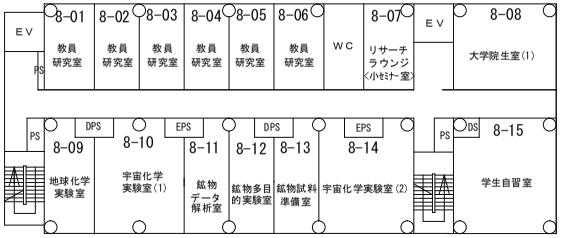

（6号館）8階平面図

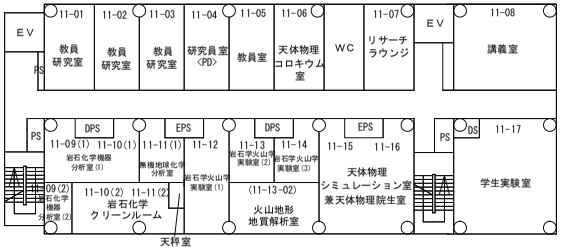

（6号館）11階平面図

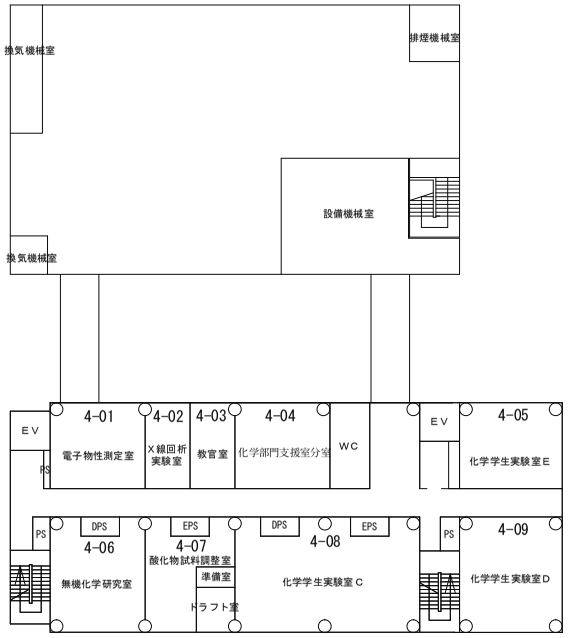

（6号館）4階平面図

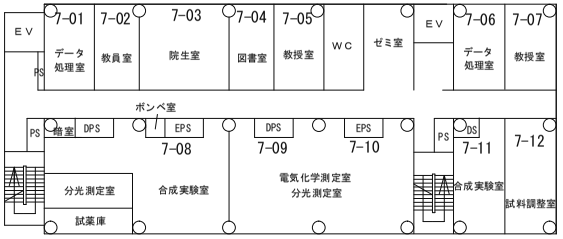

（6号館）7階平面図

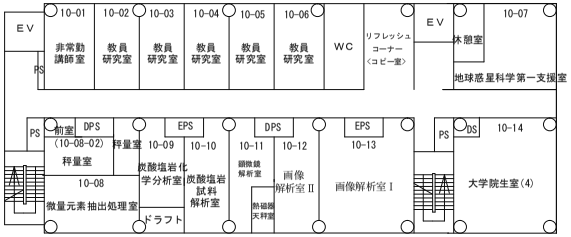

（6号館）10階平面図

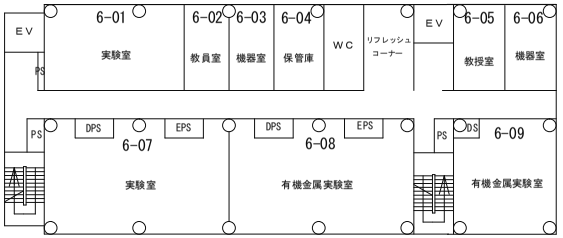

（6号館）6階平面図

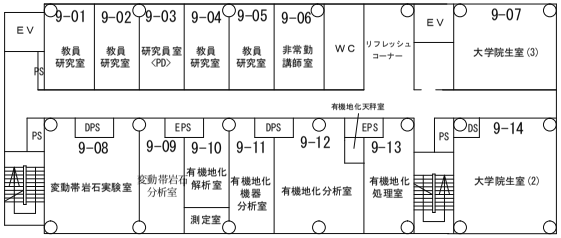

（6号館）9階平面図

7 号 館
（1階～2階）

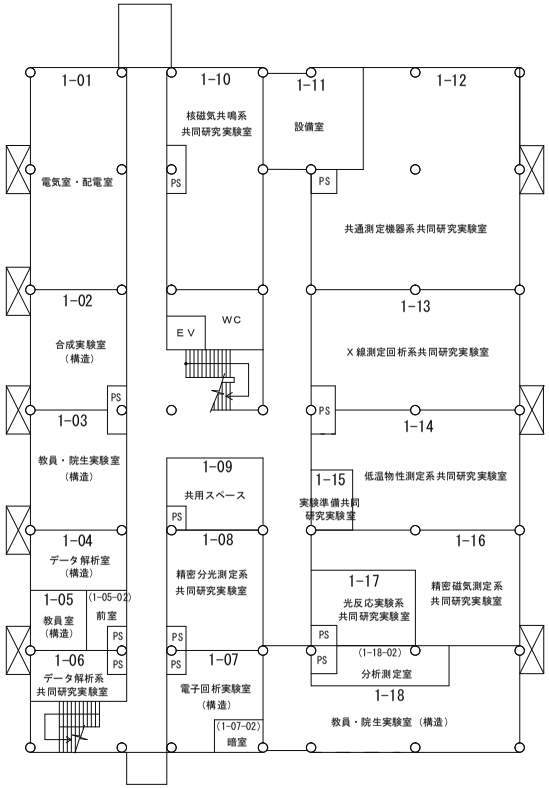

(7号館)1階平面図

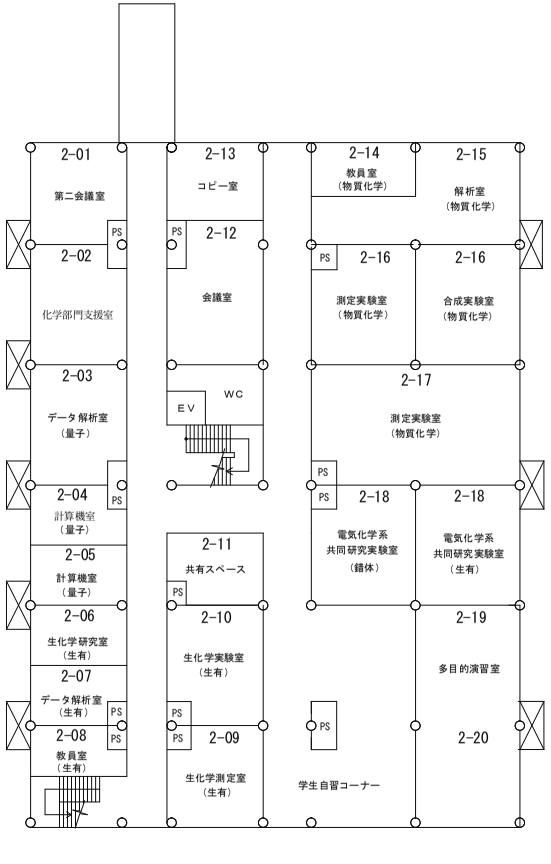

(7号館)2階平面図

7 号 館
（3階～5階）

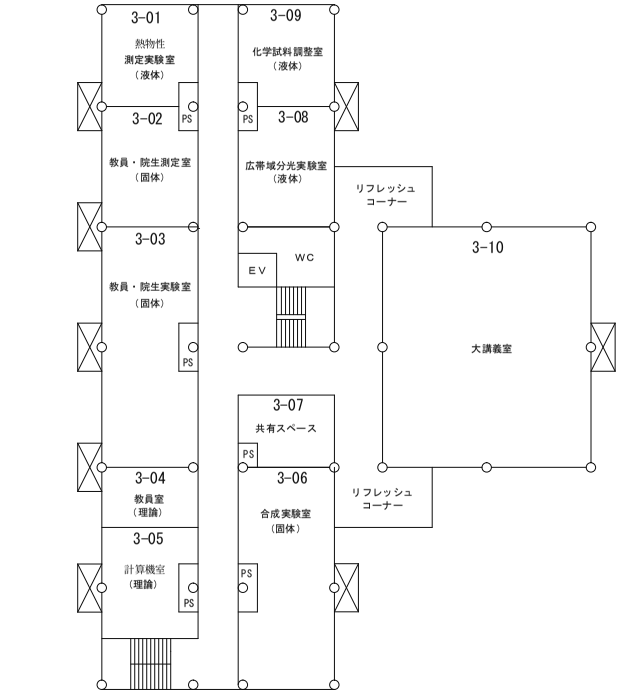

（7号館）3階平面図

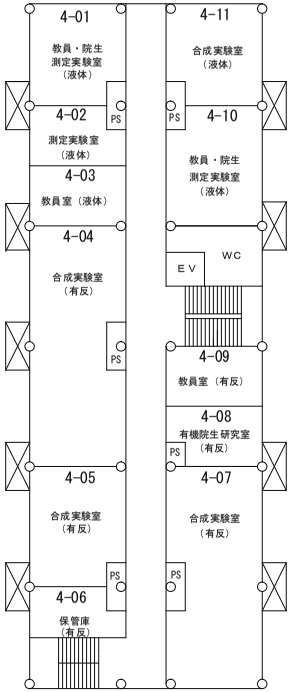

（7号館）4階平面図

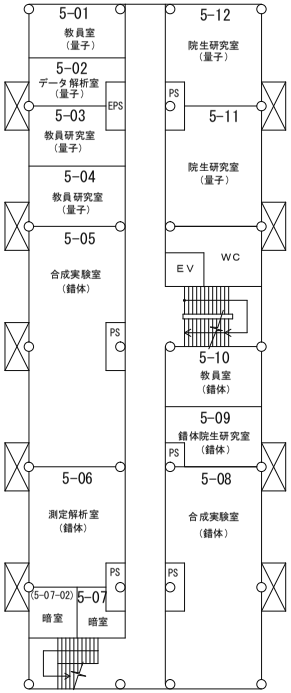

（7号館）5階平面図

８ 号 館
（1階～3階）

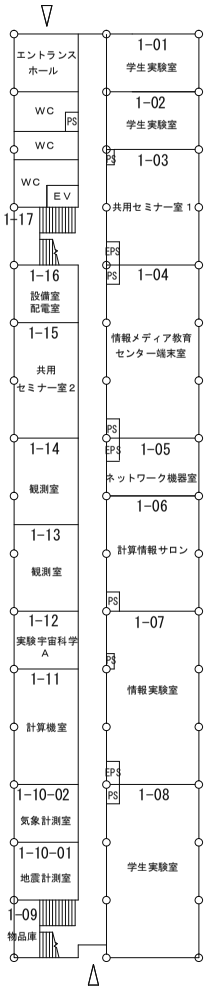

(8号館)1階平面図

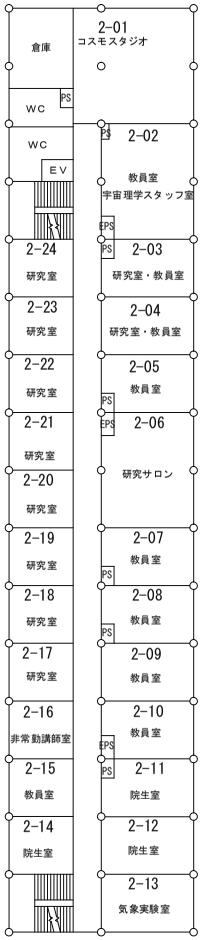

(8号館)2階平面図

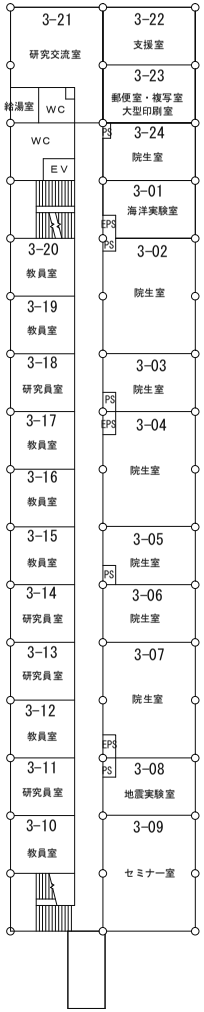

(8号館)3階平面図

出典：理学院学生便覧

令和元年度　大学院理学院国際学会等研究発表奨励金要項
Incentive Pay for Research Presentation at International Academic Conferences
Guidelines in Graduate School of Science FY 2019

１．目的 ／ Purpose

大学院理学院に在籍する学生の国際学会等（国内・海外で開催される国際学会・研究会・シンポジウム等）での研究発表を奨励することを目的とする。
The purpose of this program is to encourage students in the Graduate School of Science to make research presentations at international academic conferences (including research meetings and symposiums) held in Japan and abroad.

２．給付対象者の資格・給付条件 ／ Eligibility Requirements

（１）奨励金は，平成 31 年４月から令和２年３月までの間に開催された国際学会等を対象に，以下に掲げる給付条件を全て満たした申請者に対して選考の結果給付するものとする。なお，同一人に対する給付は原則として年度毎に１回限りとする。
Incentive pay is provided to applicants who have attended international academic conferences held between April 2019 and March 2020, and who meet the following conditions and pass the selection process. In principle, a student is eligible to receive this incentive pay once every fiscal year.

① 国際学会等参加時及び申請時において，理学院に在籍している学生
Students enrolled in the Graduate School of Science at the time of attending international academic conferences and applying this incentive pay

② 国際学会等に参加し，発表等を行った者
Students who attended international academic conferences and presented research results

③ 海外開催の国際学会等の場合には，海外研究インターンシップⅠあるいはⅡに履修登録する者もしくは過去に履修した者
In case of international conferences held abroad, students who will take and/or have taken Science Globe - Outbound I or II

（２）上記に関わらず，以下に該当する者に対しては給付しないものとする。
Regardless of the above-mentioned, students with following conditions are not qualified to apply this incentive pay.

① 日本学術振興会特別研究員（DC2,DC1）の資格を有する者
Students with Research Fellowship for Young Scientists of Japan Society for the Promotion of Science (DC2, DC1)

② 申請期限を超過して申請した者
Students who fail to meet application deadline

③ 虚偽の申請を行った者
Students who submitted application containing false statements

３．奨励金給付額・給付時期等 ／ Amount of Incentive Pay and Timing of Payment

給付額：原則として，当該学会等参加登録費相当額とする。
これによらない場合は，別途，各専攻もしくは講座で定めた額。

なお、学会等参加登録費相当額を奨励金として支援する趣旨であるため、学会等参加登録費を本人が負担していない場合であっても給付の対象とする。

Amount: Registration fee of overseas conference in principle, or expenses defined by each Division or Group

給付時期 ： 申請書受領後，おおむね１ヶ月以内に給付する。

Timing of Payment: Incentive pay will be provided within about one month, after accepting application.

給付方法 ： 給付対象者に対する口座振込により支払う。申請者は，申請書に「旅費・謝金等の口座振込申出書」を添付して提出すること。

Payment method: It will be paid through bank transfer. Applicants should attach “Application for account transfer of travel expenses and honorarium” along with applications.

４．奨励金給付の終了 ／ Completion of Incentive Pay

奨励金の給付額の総額が各専攻もしくは講座で定めた予算額に達した時点で奨励金の給付を終了する。

This program ends once the amount of grant reaches the budget made by each Division or Group.–

５．申請書類等 ／ Applications

申請者は，国際学会等に参加してから原則として２週間以内に申請書（様式１）を各専攻の支援室等に提出するものとする。

Applicants should submit the application (Form No.1) to the support office for each department within two weeks right after attending international conferences.

６．選考方法・選考結果 ／ Selection Method/Selection Results

給付条件を満たした者に給付する。給付条件に満たない者が申請した場合には，本人宛に通知する。

The incentive pay will be provided to applicants who satisfy above mentioned conditions. In case applicants who do not satisfy conditions, they will be notified.

７．その他 ／ Others

本奨励金継続の可否は予算状況等を考慮の上，学院長が決定する。

The Dean will decide the possibility of continuing this program based on the budget status.

【本件に関する問い合わせ先 ／ Contact Address】
理学・生命科学事務部事務課大学院教育担当　内線 3677
Graduate School Educational Affairs Section,
Science and Life Science Administration Department
Extension Number: 3677
E-mail：r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

英文シラバス作成にあたっての留意事項
Course Syllabus - Sample Format

科目名　Subject Title	○○○○　[Xxxx]		
講義題目 Subtitle			
責任教員　Instructor	○○　○○　[Xx YYY]（大学院○○研究院）		
担当教員 Other Instructors	○○○教員 [Faculty of ○○○]		
科目種別 Subject Type	○○○○科目 [Yyyy Zzzzz　Subjects]		
開講年度 Year	2014	**時間割番号 Subject Number**	000000
開講学期 Semester	○学期○半	**単位数　Number of Credits**	2
授業形態 Type of Class	講義 [Lecture]	**対象年次 Year of Eligible Students**	1～1
対象学科・クラス Eligible Department/Class	○○専攻 [Department of XX]		
言語コード・言語 Language Code, Language Type	**記入（選択）お願いいたします。(Indicate the language to be used in the lecture.)**		
補足事項 Other Information			

シラバス日英併記における注意事項（Notes on entering information.）

1. 英単語統一のため，以下をご使用ください。
   Use the following vocabulary.

日本語	英語	日本語	英語
担当教員	instructor	研究指導	research guidance
科目	subject	講義	lecture
必修科目	compulsory subject	演習	seminar
選択必修科目	elective compulsory subject	実験	lab. experiment
選択科目	elective subject	実習	practical training
集中講義	intensive course		

2. 全体を通して日本語版と英語版は同じ内容及び形式（箇条書き、段落番号等）で作成ください。以下それぞれの項目に記入例を記しておりますので、ご参照ください。
   Use the same format for both Japanese and English, as in the following examples for each section.

キーワード Key Words

サイトカイン、免疫制御、ヘルパーT 細胞、抑制性 T 細胞、免疫疾患
cytokine, immune-regulation, helper T cell, regulatory T cell, immune disease

※大文字として書くべきと思われるものを除き、全て小文字（文頭も含む）でご記入ください。(Keywords should be written in lowercase except for letters that must be written in uppercase.)

授業の目標 Subject Objectives

例①

生命科学論文講読Ⅰで培った論文講読能力を磨き，様々な理論や方法論，知識や考え方，当該分野及び関連分野における最新の研究動向等をさらに深く理解する。また，英語で科学論文を作成する能力を養うとともに，英語によるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力も高める。

The objectives of this subject are to brush up reading skills learned in Seminar in Life Science I and deepen students' understanding of various theories, methodologies, knowledge, and logicality, and recent trends in their field and relevant research fields. Students will develop scientific writing, communication, and presentation skills in English.

例②

授業の目標は以下の通りである。

1. グローバルな視野を持ちイノベーションを興す、将来のリーダーとなる人財を育成する。
2. 社会の様々な仕事環境において共通して必要となる考え方と実践的なスキル（Transferable Skills）を学ぶ。

The objectives of this subject are:

1. To educate future leaders with innovative and global views.
2. To enable students to learn transferable skills that are essential in a professional environment.
   その他項目表記例{"To introduce you…（紹介する）"、 "To help you establish…（構築する）"、 "To educate you…（訓練する）" 等}

到達目標 Subject Goals

例①

個々の専門知識を国際的な場で実践的に生かせる能力と専門性深化の過程で培った課題解決力等を社会の多様な活動に創造的に 結びつける能力を寛容することを目的として、海外の研究機関等で研究プロジェクトに一定期間参加するなどの実務体験を行い、 個々が深化させている知識の意義と社会との繋がりをより明確に自覚し、目的意識を一層高める国際力と実践力を修得することを目標とする。なお、この授業を履修するためには、事前に英語能力審査を必要とするので別途履修案内を確認すること。またインターンシップ参加に関して、指導教員の同意を取ること。

This subject aims to further develop participants' capability in connecting practical ability in applying specialized knowledge at the international level, and "problem-solving" ability gained during academic specialization, to social activities. Students are expected to join a research project in a research institute abroad so that they can gain the skills required to be internationally successful.

Students are required to pass an English language proficiency examination and obtain permission from their supervisor before being admitted to this subject.

例②

到達目標は以下の通りである。

1）企業での研究・開発を実際に聴き、その特徴を理解し面白さに気づく
2）大学の研究と企業の研究開発の違いについて理解する
3）自らの視野を広げ、キャリアを設計するにあたり何をすべきか考える

On completion of this subject, students should be able:

1）To understand the characteristics of research and development activities in industry.
2）To understand differences in research and development activities between academia and industry.
3）To consider what is needed for their future careers.

その他項目表記例{"Demonstrate an understanding of …"、"Critically evaluate…（厳密に評価する）"、"Explain …(説明する)"、"Analyze …（分析する）"、"Apply …（当てはめる、生かす）"、"Appreciate …（認識する）"等}

授業計画 Subject Schedule

第１回 生殖発生生物学序論（山下）
第２回 幹細胞研究の基礎（木村）
第３回 幹細胞研究の新展開（木村）
第４回 生殖細胞形成の分子細胞機構（山下）
第５回 生殖発生生物学の応用研究（山下）

Lecture 1. Introduction to reproductive and developmental sciences （Yamashita）
Lecture 2. Basic concepts in stem cell research (Kimura)
Lecture 3. New perspectives in stem cell research (Kimura)
Lecture 4. Molecular and cellular mechanisms of gametogenesis (Yamashita)
Lecture 5. Applied reproductive and developmental sciences (Yamashita)

準備学習（予習・復習）等の内容と分量 Homework

- 予習として，（○○時間程度）。
  復習として，（○○時間程度）。
  1. Prior to each lecture, students are expected to … (xx Hours).
  2. After each lecture, students are expected to …… (yy Hours).

- 準備学習は必要ないが、復習をしておくこと。
  While preparation is not required, students are expected to comprehend the lecture.

成績評価の基準と方法 Grading System

- 以下の基準に従い評価を行う
  出席（20%）
  準備学習（40%）
  最終試験（40%）
  Grades will be based on the following criteria:
  Class Participation (20%)
  Homework (40%)
  Final exam (40%)

- 以下の基準に従い評価を行う

(1)取り組みの姿勢 (○○%)
(2)論文内容の理解度(△△%)
(3)プレゼンテーション能力(□□%)
Grades will be based on the following criteria:
(1) Effort (XX%)
(2) Level of understanding of papers (YY%)
(3) Presentation skills (ZZ%)

- 出席状況とレポートの内容に基づいて成績の判定を行う。
  Evaluation as pass/fail will be based on the level of attendance and submitted reports.

- 成績評価は秀20%、優30%、良30%、可10%、不可10%を目安とする。
  The distribution of grades will be approximately 20% Excellent, 30% Very good, 30% Good, 10% Satisfactory, and 10 % Fail.

- 出席は必須とする。
  Attendance of every lecture is mandatory.

- 授業中の発表内容やディスカッションへの貢献度によって評価する。
  Students will be evaluated on their presentations and level of contribution to discussions.

テキスト・教科書 Textbooks

- Galactic Dynamics (Second Edition)/ James Binney & Scott Tremaine/ Princeton University Press, 2008 (DOI: xxxxxxxx)

- なし。
  No textbook required.

- 適宜資料を配付する。
  Handout material will be distributed in each lecture.

講義指定図書 Reading List

参照ホームページ Websites

研究室のホームページ Website of Laboratory

備考 Additional Information

- 履修条件(科目等): YYYY
  Prerequisite subjects: YYYYY

- 併用条件(科目等): XXXX
  Corequisite subjects: XXXX

- 関連する授業科目
  Related subjects

- 講義の中で適宜、学生参加型支援機器(クリッカー)を使用する。
  The audience response card ("Clicker") system will be used in each lecture.

出典:国際化支援室作成資料

理学院が提供する講義科目等及び研究指導における外国人留学生への対応に関する申し合わせ

平成 25 年 11 月 21 日
理学院教務委員会決定

（講義科目等）

１．理学院修士（博士前期）及び博士後期課程で提供する講義科目等において，受講者に講義内容を日本語で理解することが困難な外国人留学生がいる場合には，英語等を用いて内容を理解出来るよう配慮してこれを行う。

（研究指導）

２．理学院修士（博士前期）及び博士後期課程における外国人留学生の研究指導において，外国人留学生が指導内容を日本語で理解することが困難な場合は，英語等を用いて内容を理解出来るよう配慮してこれを行う。

出典：理学院規程集

・　履修指導の実施状況が確認できる資料

取組	実施組織	実施状況
ガイダンス	理学院・各専攻・講座	入学時　理学院（1回），各専攻・講座（1回）
担任制	各専攻・講座	複指導教員体制
能力別クラス分け	数学専攻	修士1年の入学後に一斉テストを行い，成績に応じて少人数クラス授業を実施

出典：理学院教務関係資料

・ キャリア講演会の実施が確認できる資料

実施年度	実施月日	講師出身学科・専攻	所属企業	講演タイトル
2017年	12月11日	化学	(株)ソニー	ソニーR&Dの縁の下の力持ち
		生物	北大生命科学研究院	関節治療に材料からアプローチ
	12月20日	数学	(株)アビームコンサルティング	数学者が肌男のコピーも担当
		物理	(株)三菱電機	社会インフラを支えるシステムの開発
2018年	10月26日	(起業家)	合同会社TOKZUM	マスの終焉、そしてワークスタイル選択の時代へ　～生業を複数持つことの重要性～
	11月15日	物理	(株)ニュートンプレス	科学を伝えるプロフェッショナル
		文学	小樽市総合博物館	小樽の芸人？学者？いえいえ○○
	11月21日	生物	花王安全科学研究所	生命科学とレギュラトリーサイエンス　～リスクアセッサーの国際的役割
		地球惑星	(株)マスワークス	技術計算ソフトによって学生たちの多角的に考える力を育てる
2019年	6月27日	数学	札幌北高校教員	資格を持って働く　教員
		文学	九州歴史資料館	資格をもって働く　学芸員
	9月25日	数学	(株)アウトブレイン ジャパン	Society5.0時代の人生設計、キャリア・プラン
		生物	花王安全科学研究所	学部の学びのソノサキ
		化学	(株)ライオン	学部の学びのソノサキ

出典:理学院担当教員への照会データ

大学院理学院優秀研究奨励賞要項

1. 目的
理学に関する優れた研究を推進する学生を表彰し，研究のステージアップを支援する。

2. 対象者
次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者

(1) 日本学術振興会特別研究員制度（以下,「特別研究員制度」という。）DC1 もしくは DC2 に大学院理学院（以下,「理学院」という。）の担当教員を受入研究者として申請した者

(2) 特別研究員制度の採択予定年度に理学院博士後期課程に在籍を予定する者

3. 審査
特別研究員制度最終選考結果開示日（通例 2 月末）から翌月（通例 3 月）末日までに学院選考委員会によって選考する。

4. 選定結果の開示
学院長から受賞者及び研究指導教員宛に通知するとともに，受賞者名を理学院ホームページ等で公表する。

5. 授賞
授賞式を行い，受賞者に賞状を授与する。
次項に定める要領で研究奨励助成を行う。

6. 研究奨励助成

(1) 対象者
支援により研究のステージアップが十分に期待できると認められた研究課題の申請者及び研究指導教員（ただし，特別研究員制度に採択された申請者は次項奨励金の対象外とする。）

(2) 助成内容
受賞者への奨励金：20 万円
研究指導教員への研究助成：金額は別途通知

(3) 助成方法
奨励金は口座振込により支払う。
研究指導教員への研究助成は予算振替により行う。

(4) 助成期間
第 2 項で申請した特別研究員制度の採択予定年度

7．面接者支援
第 6 項とは別に，以下の支援を行う。
(1) 特別研究員制度に申請した者のうち，第二次選考（面接選考）の対象となり，面接を受けた者については，５万円を支給する。

(2) 支援金は口座振込により支払う。

8．その他

この要項に定めるものの他，大学院理学院優秀研究奨励賞に必要な事項は，学院長が別に定める。

附　則

この要項は，平成 30 年 4 月 5 日から実施する。

附　則（令和元年 12 月 9 日）

この要項は，令和元年 12 月 9 日から実施する。

出典:理学院規程集

平成 31 年度前期 大学院理学研究院私費外国人留学生支援金募集要領

Guidelines for Support Grant for Self-Supported International Graduate Students Faculty of Science 1st Semester, FY2019

１．目的 / Purpose

私費外国人留学生で，学業，人物ともに優れ，かつ，留学生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者に支援金を給付し，留学環境を整備する事を目的とする。

/ In order to enhance the study/research conditions, support grant will be provided to self-supported international students who possess excellent character, an outstanding academic record and need financial aid.

２．給付対象者の資格 / Eligibility

留学生支援金の給付を申請できる者は，次の各号のいずれかに該当する私費外国人留学生であり，原則として当該期の授業料免除申請を行った者とする。

/ Applicants should be self-supported international students who principally applied for tuition fee exemption for the applicable semester (those who are not eligible to apply for the exemption are eligible for this grant. Please see Article 11 below) and meet one of the following conditions.

(1) 大学院理学研究院の教員が主任指導教員（主任として研究指導を担当する教員をいう。）である大学院理学院及び大学院総合化学院に正規生として在籍している私費外国人留学生

/ Self-supported international students who should be enrolled in the Graduate School of Science or Graduate School of Chemical Sciences and Engineering as regular students. **Also, applicants' primary supervisors should be affiliated with Faculty of Science.**

(2) 大学院生命科学院生命融合科学コース，生命システム科学コース，ソフトマター専攻に正規生として在籍している私費外国人留学生

/ Self-supported international students who should be enrolled in the Transdisciplinary Life Science Course, Biosystems Science Course or Division of Soft Matter in the Graduate School of Life Science as regular students

(3) その他大学院理学研究院長（以下「研究院長」という。）が特に給付が必要と認めた者

/ Students whom the Dean of Faculty of Science (hereinafter referred to as "Dean") admit to be provided

３．支援金給付額・給付時期 / Amount of Support Grant・Time of Payment

給 付 額：原則として当該期の納付すべき授業料相当額

/ Amount: In principal, amount of tuition fee for the applicable semester

給付時期：第 1 学期は 8 月頃，第 2 学期は 1 月頃を予定

/ Time of Payment: August in the first semester, January in the second semester

４．支援金給付者の数 / Number of Successful Grantees

本支援金の予算と給付申請者の授業料免除の状況により変動する。

（参考：授業料免除額が不許可の場合 7 名～15 名程度）

/ Depending on the budget of this support grant and the number of applicants who can get tuition fee exemption, the number of successful grantees will be changed.
(Note: In the case where applicants cannot obtain tuition fee waiver, the number will be around 7-15.)

５．申請書類 / Application Documents

（1） 申請書（様式 1） / Application Form (Form 1)

（2） 旅費・謝金等の口座振込申出書 / Account Registration Form (Form3)

（3） 銀行口座等の写し（表紙と 1 ページ目見開き） / Photocopy of Passbook(cover and first page)

６．申請期間等 / Application Period

第1学期：平成31年3月29日（金）まで。ただし，新入生は来日後10日以内とする。

/ First semester: Until March 29, 2019. For newly enrolled students, they are requested to submit them within 10 days after their arrival.

第2学期：8月頃に改めて通知予定

/ Second Semester: Scheduled to be announced again around August

※上記期間内に提出書類を理学・生命科学事務部大学院教育担当へ提出すること。

/ Submit the above printed application documents to the Graduate School Educational Affairs Section, Science and Life Science Administration Department during the application period. (Building #2 Room102)

７．選考方法 / Selection Method

書類審査により理学研究院長，国際化支援室長が選考を行う。なお留学生支援策（英語プログラム支援事業，国費留学生制度（スーパーグローバル枠）等）の支援期間が終了した者，現在他の奨学金を受給してない者，研究成果が著しい者，扶養家族と同居の者，博士課程後期２－３年生，修士課程２年生が優先される。

/ The Dean and the Director of the Office for International Academic Support will assess applicants on the basis of their application documents. Applicants, who was previously support by grant such as Hokkaido University English Program Support Grant, MEXT scholarship (Super Global Slot), do not have any scholarship, has significant research outputs, residing together with dependent(s) and is in the 2-3rd year of the doctoral course and 2nd year of the master course have priority on the selection.

８．選考結果 / Selection Results

研究院長より本人宛に通知する。ただし，北海道大学授業料免除申請の選考結果が「全額免除」であった者については，通知を省略する。

選考結果の通知時期は，第１学期は７月下旬，第２学期は 12 月下旬を予定。

/ Successful applicants will be announced by the Dean.
Time of Result notification: Late July in the first semester, late December in the second semester
For those who receive "full exemption" on the result of application for tuition fee exemption, the announcement will be omitted.

９．報告書の提出　/ Submission of Study Report

本支援金を受給した者は，当該期末に報告書（様式２）を提出すること。

/ The grantees must submit Study Report (Form 2) at the applicable term end.

10. 個人情報の取扱い　/ Use of Personal Information

提出書類に記入された個人情報はこの支援金の選考にのみ利用し，その他の目的には使用しない。

/ Personal information will be used only for assessment of applicants and will not be used for other purposes.

11. その他 / Others

支援金の給付を希望する者で，６月，12 月修了予定等の事情により授業料免除を申請できない者は，その旨様式の「３．現在の経済状況について」にその旨を記載して応募すること。

/ Applicants who cannot apply for tuition fee exemption due to the expected completion of June or December should write about the matter in the Form 1 “ 3. Your financial circumstances up to the present”.

［本件に関する問い合わせ先 **Contact**］
理学・生命科学事務部事務課大学院教育担当
Graduate School Educational Affairs Section,
Science and Life Science Administration Department
内線 3677　Extension Number: 3677
E-mail：r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

第二報

令和元年度　DC・PD 向け

数学専攻コミュニケーション講座

受講日：10月24日（木） D1・D2 向け
10月25日（金） D3・PD 向け

※受講日は原則です。都合の悪い方は変更可能ですのでご連絡ください。

時　間：　3限（13:00～14:30）・4限（14:45～16:15）

場　所：　4階ディスカッションルーム（3-411）

講　師：　山﨑　美佳　さん（株式会社ビーグライド）

主　催：　人材育成本部、数学専攻

【3限】
1. コミュニケーションの重要性：足りないと・・・
2. コミュニケーション手段の変化
3. 会話のコツ：会話が続く聴き方、表情、非言語

【4限】
1. 会話のコツ：傾聴だけではつまらない、質問力も大事！
2. 考え方の癖、思考をみなおす：ポジティブ・ネガティブ
3. 日常でコミュニケーション力を磨く方法

ロールプレイを交えながら体験的に学びます。

受付：出席される方は【job@math.sci.hokudai.ac.jp】
数学専攻就職担当宛にご連絡ください。

出典：数学専攻コミュニケーション講座チラシ

・　履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料

対象	実施組織	実施状況
障害のある学生及び性別違和の学生（留学生も含む）	学生相談総合センターアクセシビリティ支援室	ノートテーカーの配置，期末テストなどの別室受験の調整，レポートの提出期限延長の調整，支援機器の貸し出し，性別違和への対応，発達障害の学生の配慮願い等
留学生	理学研究院 国際化支援室	留学生受入れに係る手続き支援 留学生に対する生活上の指導助言等
学生	理学研究院 学生生活相談室	学生の各種相談に対する助言，指導等
障害のある学生	理学院	対象学生の状況を指導教員や授業担当教員に伝え，学生の希望を踏まえて個別対応している。

出典：理学院教務関係資料

理学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

修士（博士前期）課程

理学院修士（博士前期）課程では，幅広い素養と理学各分野の高度な知識を習得し，科学的洞察力，論理的思考力及びコミュニケーション能力を備え，社会の様々な分野において国際的視野のもとで主導的役割を担いうる人材を育成することを教育目標とします。この目標とする人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を専攻毎に定め，当該能力を身につけ，かつ，所定の基準を満たした学生に修士の学位を授与します。

博士後期課程

理学院博士後期課程では，幅広い素養と理学各分野の高度な研究能力と学識を身につけ，理学に関する本質的な判断力及び課題を把握し，解決する能力を備え，国際的視野のもとで独創的な研究を行うことができる人材を育成することを教育目標とします。この目標とする人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を専攻毎に定め，当該能力を身につけ，かつ，所定の基準を満たした学生に博士の学位を授与します。

数学専攻

数学は人類が長い年月をかけて築き上げた学問であり，真理の探究を通して文化を豊かなものとし，文明の進歩を支えてきました。高度に進化し，範囲を広げながら発展する現代数学は，その普遍性から諸科学の礎としての役割も果たしています。

修士（博士前期）課程

世界共通の理論体系を備えた現代数学を学修・研究し，培った数学的能力や論理的思考力をもとに，多様な分野において創造的・主導的な役割を担いうる人材を養成することを目標とします。下記の能力を有すると認めた学生に対し，修士の学位を授与します。

【知識・理解】

・必要とする現代数学の基礎理論を正しく理解している。

・専門分野において，正確な知識を有している。

【論理的思考力】

・数学の知識に基づく論理的な分析や考察・研究を行うことができる。

・抽象的な概念の具体化や具体例の抽象化を適切に扱うことができる。

【汎用的技能】

・学修・研究の成果を論文にまとめあげることができる。

・学修・研究に関する情報交換を適切に行うことができる。

【態度・志向性】

・必要とする文献・資料を収集し，主体的に学習ができる。

博士後期課程

世界共通の理論体系を備えた現代数学の研究を通して，数学の研究・教育者および多様な分野における創造性豊かな主導者の養成を目指します。下記の能力を有すると認めた学生に対し，博士の学位を授与します。

【知識・理解】

・現代数学の多くの分野における基礎知識を有している。

・専門分野において，深い学識を有している。

【論理的思考力及び研究能力】

・論理的な分析や考察により，研究を推進できる。

・数学的な概念の具体化・抽象化・一般化への対応ができる。

・自律的に課題研究を遂行することができる。

【汎用的技能】

・研究成果を学術論文として公表することができる。

・専門知識を他者へ的確に提供することができる。

・他者との研究上の交流を適切に行うことができる。

物性物理学専攻

物理学は自然現象についてその普遍性を探究する学問である。森羅万象の普遍的な真理の追究を通して諸科学の礎となり，最先端の科学技術を牽引している。特に身のまわりの自然現象を対象とする凝縮系の物理学（物性物理学）は，基礎物理学の学術的発展への寄与のみに留まらず，我々の豊かな生活に欠くことの出来ない産業技術に貢献している。さらに物性物理学という枠を越えた学際分野や新規のパラダイムを創成し，国際的視野に立って新しい文化と豊かな文明社会を支えている。

修士（博士前期）課程

物理現象の基本法則を量子力学や統計力学を柱として学ぶとともに，凝縮系物質や量子機能物質を主な対象とした基礎研究，実践的研究活動を通じて現代物理学の基本概念を習得し，独創的発想力や論理的思考力により社会の様々な分野で主導的な役割を担う人材を養成する。下記の能力を有する学生に対し修士の学位を授与する。

【知識・理解】

・科学技術の礎である現代物理学の基礎理論を体系的に理解している。

・専門分野のみならず理学全般において基本的な知識と幅広い素養を有している。

【論理的思考力】

・物理法則の数理的構造を基礎とし物理現象の本質を分析，展開し考察する能力を有し，問題を解決することができる。

【汎用的能力】

・実践的教育研究活動を通じて得た知識，体験を基に新たな課題を論理的思考に基づいて科学的に分析し，課題設定・問題解決にあたることができる。

・科学的事項を論理的思考に基づいてプレゼンテーションやコミュニケーションを行うことができる。

【生涯学習力】

・国際的視点から文化や社会において物理学の果たす役割と責任を理解し，科学倫理観を基に社会に貢献することができる。

博士後期課程

現代物理学の各専門分野において研究指導のもと実践的教育研究活動を通じて次世代を担う世界水準の研究者や教育者をはじめ，国際的な視野に立った広く社会に貢献できる創造的な主導者を養成する。下記の能力を有する学生に対し，博士の学位を授与する。

【知識・理解】

・現代物理学の広範囲かつ高度な学問的素養や理論を体系的に正確に理解している。

・専門分野のみならず幅広い多様な文化を理解する学識と科学者としての高い倫理観を有している。

【論理的思考力】

・深い学識に基づき論理的な分析と考察から自律的に研究を遂行することができる。

【課題設定・問題解決力】

・批判的思考能力を兼ね備えた論理的思考により物理学的問題を見出し，それらを実証に基づいて的確に判断，解き明かす方法を設計し，解決する能力を身に付けている。

【汎用的能力】

・研究の成果をまとめ，国内外の学会で発表するプレゼンテーション力を習得し，さらに国際的評価が確立された学術論文として公表することができる。

宇宙理学専攻

宇宙理学専攻では，物理学・天文学・惑星科学・地球科学にわたる教育を有機的に結合し，観測・実験・理論を総合した理学教育を行う。これにより，21 世紀における人類の知的活動の発展に貢献するとともに，高度な基礎知識をもち社会の広範な分野で活躍できる人材の育成を目指す。

修士（博士前期）課程

修士（博士前期）課程では，物理学・天文学・惑星科学・地球科学の各分野に関連する諸現象についての知識とそれらを支配する基本法則を学習する。あわせて，観測・実験・シミュレーションなどの研究技法，問題を解決するために必要となる論理的思考法，及び研究成果を文章および口頭発表で伝達できるコミュニケーション能力を修得する。カリキュラムに定めた授業を通じて，これらの能力を身につけた学生に対して修士の学位を授与する。

博士後期課程

博士後期課程では，該当分野に関するより高度な学識・研究技法を身につけ，これにより独自で研究を推進し，その研究成果をわかりやすく伝達できる能力を修得する。これらの能力を身につけた学生に対して博士の学位を授与する。

自然史科学専攻

修士（博士前期）課程

自然史科学専攻では，細分化され，高度化してきた自然探求の個々の分野を統合し，包括的に自然を理解することをめざします。本専攻修士課程では，自然史科学に関する幅広い知識，ならびに地球や惑星の構造や進化を探求する地球惑星科学，現在と過去のさまざまな生物群の記載や進化の研究をおこなう多様性生物学，科学を社会に正確に伝える科学コミュニケーションの専門的知識を学び，専門的研究を進めます。

本専攻では，理学院の教育目標に基づき，自然を探求する科学に関する幅広い教養，ならびに高い専門性を備え，科学的洞察力，思考力，コミュニケーション力をもち，様々な分野で主導的役割を担える人材の養成を目標とし，次の能力をもつと認められる学生に対し，修士の学位を授与します。

自然史科学の知識・理解

・自然の探求には包括的な視点が必要であることを理解し，自然史科学に関する幅広い基礎知識をもっている。

・自然を探索するための高度な知識をもち，また，背景となる原理や法則を理解し，活用できる。

科学的洞察力・問題解決力

・研究に用いるデータを取得する手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど），およびそれらの原理を理解し，データを取得できる。

・専門知識，数量的スキル，実験・調査技術，および情報リテラシーなどを総合的に用いて，データを解析し，科学的に評価することができる。

・自然史科学における様々な問題に対し，論理的思考に基づく解を提示し，さらに新たな課題を見出すことができる。

論理的思考力

・データや情報を論理的に整理し，自然現象を多面的に分析することができる。

コミュニケーション能力

・科学の成果をわかりやすく表現し，論理的に伝達することができ，科学リテラシーの向上に寄与できる。

・社会が科学に求める要求を理解し，必要な情報を的確に伝えることができる。

様々な分野での主導的役割を担う能力

・自然史科学が地球規模で人間社会が抱える諸問題の理解や解決に貢献しうる学問分野であることを理解し，培った洞察力，解決力，思考力，および伝達力を様々な分野に応用することができる。

博士後期課程

自然史科学専攻では，細分化され，高度化してきた自然探求の個々の分野を統合し，包括的に自然を理解することをめざします．本専攻博士後期課程では，自然史科学に関する幅広い素養，高度な専門知識を身につけ，自然史科学における最先端の問題の解決に取り組みます。

本専攻では，理学院の教育目標に基づき，自然を探求する科学に関する問題を把握し，解決まで導く能力ならびに国際的視野をもち，独創的な研究を遂行することができる人材の養成を目標とし，次の能力をもつと認められる学生に対し，博士の学位を授与します。

自然史科学の素養・学識

・自然の探求に必要な包括的な視点をもち，幅広い素養・学識をもっている。

・自然を深く探索するために充分な専門知識をもち，また，背景となる原理や法則を理解し，活用することができる。

・自然史科学に関する知識や研究の意義を論理的に正しく伝えることができる．また，社会に対して，わかりやすく表現することができる。

研究遂行能力

・国内外の研究動向を把握，整理した上で，取り組むべき研究課題およびその意義を判断し，解決への手段を論理的に提示することができる。

・問題解決に必要なデータを適切な手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど）で取得し，それらを多面的に解析・評価することができる。

・最先端の科学的知識とデータに基づき，課題を解決することができる。

・研究成果を学術誌や学会発表などを通じ，世界に発信することができる。

・自然史科学研究を通じて培う総合的判断力，独創性，問題発見・解決力を学界，社会などの様々な環境で発揮し，自立した研究者として，学問の発展や人間社会が直面する諸問題の解決に貢献することができる。

出典：理学院学生便覧

北海道大学大学院理学院 アセスメント・ポリシー

平成３１年１月１０日
理学院代議員会議了承

（目的）

（１）理学院では「北海道大学アセスメント・ポリシー」に基づき，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示された教育目標への到達度を高めるために教学アセスメントを実施する。

（実施体制）

（２）理学院の教学アセスメント実施責任者は，学院長とする。

（３）理学院の教学アセスメントは，理学院点検評価委員会において実施する。

（実施及び分析）

（４）理学院の教学アセスメントは，別に定めるアセスメント・チェックリストにより実施する。

（５）評価結果を参考とした教育改革の内容は，積極的に公表する。

（６）教学データの取り扱いについては，本学の関係規程等を遵守し，個人情報等の保護につとめる。

出典：理学院 HP

様式2

理学院 数学専攻（修士課程） アセスメント・チェックリスト

理学院数学専攻（修士課程）の学位授与水準（DP）

DP1	【知識・理解】 ・必要とする現代数学の基礎理論を正しく理解している。
DP2	【知識・理解】 ・専門分野において，正確な知識を有している。
DP3	【論理的思考力】 ・数学の知識に基づく論理的な分析や考察・研究を行うことができる。
DP4	【論理的思考力】 ・抽象的な概念の具体化や具体例の抽象化を適切に扱うことができる。
DP5	【汎用的技能】 ・学修・研究の成果を論文にまとめあげることができる。
DP6	【汎用的技能】 ・学修・研究に関する情報交換を適切に行うことができる。
DP7	【態度・志向性】 ・必要とする文献・資料を収集し，主体的に学習ができる。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	授業アンケート	各授業期間終了時	毎年	（修士）1～2年生	・授業の満足度 ・授業の理解度 ・学習状況	質問紙	学生	結果を各科目担当者にフィードバックし，教員に教育方法改善の指針を与える。	理学院
2	成績評価	4月，10月	毎年	（修士）1～2年生	・成績の点検	履修の状況を点検する	数学専攻教員	成績をもとに必要に応じて履修指導を行う。	理学院 数学専攻
3	大学院生調査	随時	1年に1回	（修士）1～2年生	・学修状況	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
4	修了時調査	2～3月	毎年	（修士）2年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改革の参考とする。	理学院
5	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
6	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
7	DPとカリキュラムの点検	適宜	適宜	DPとカリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	DPとカリキュラムの相互参照	数学専攻教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 数学専攻

様式2

理学院 物性物理学専攻（修士課程） アセスメント・チェックリスト

理学院物性物理学専攻（修士課程）の学位授与水準（DP）

DP1	【知識・理解】 ・科学技術の礎である現代物理学の基礎理論を体系的に理解している。
DP2	【知識・理解】 ・専門分野のみならず理学全般において基本的な知識と幅広い素養を有している。
DP3	【論理的思考力】 ・物理法則の数理的構造を基礎とし物理現象の本質を分析，展開し考察する能力を有し，問題を解決することができる。
DP4	【汎用的能力】 ・実践的教育研究活動を通じて得た知識，体験を基に新たな課題を論理的思考に基づいて科学的に分析し，課題設定・問題解決にあたることができる。
DP5	【汎用的能力】 ・科学的事項を論理的思考に基づいてプレゼンテーションやコミュニケーションを行うことができる。
DP6	【生涯学習力】 ・国際的視点から文化や社会において物理学の果たす役割と責任を理解し，科学倫理観を基に社会に貢献することができる。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	授業アンケート	各セメスター終了時	毎年	（修士）1～2年生	・授業の満足度 ・授業の理解度 ・学習状況	質問紙	学生	結果を学内に公表し，教員に教育方法改善の指針を与える。	理学院
2	成績評価	4月，10月	毎年	（修士）1～2年生	・成績の点検	履修指導時に点検する	物性物理学専攻学生指導関係教員	成績をもとに履修指導を行う。	理学院 物性物理学専攻
3	大学院生調査	随時	1年に1回	（修士）1～2年生	・学習状況 ・コンピテンシーの習熟度	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
4	修了時調査	2～3月	毎年	（修士）2年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改善を行う。	理学院
5	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
6	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
7	DPによるカリキュラム点検	随時	適宜	カリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	ナンバリング，カリキュラムマップなどによるDPとカリキュラムの相互参照	物性物理学専攻学生指導関係教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 物性物理学専攻

様式2

理学院 宇宙理学専攻（修士課程） アセスメント・チェックリスト

理学院宇宙理学専攻（修士課程）の学位授与水準（DP）

DP1	物理学・天文学・惑星科学・地球科学の各分野に関連する諸現象についての知識とそれらを支配する基本法則を理解している。
DP2	観測・実験・シミュレーションなどの研究技法を修得している。
DP3	問題を解決するために必要となる論理的思考法を修得している。
DP4	研究成果を文章および口頭発表で伝達できるコミュニケーション能力を修得している。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	授業アンケート	各セメスター終了時	毎年	（修士）1～2年生	・授業の満足度 ・授業の理解度 ・学習状況	質問紙	学生	結果を学内に公表し，教員に教育方法改善の指針を与える。	理学院
2	成績評価	4月，10月	毎年	（修士）1～2年生	・成績の点検	履修指導時に点検する	宇宙理学専攻学生指導関係教員	成績をもとに履修指導を行う。	理学院 宇宙理学専攻
3	大学院生調査	随時	1年に1回	（修士）1～2年生	・学習状況 ・コンピテンシーの習熟度	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
4	修了時調査	2～3月	毎年	（修士）2年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改善を行う。	理学院
5	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
6	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
7	DPによるカリキュラム点検	随時	適宜	カリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	ナンバリング，カリキュラムマップなどによるDPとカリキュラムの相互参照	宇宙理学専攻学生指導関係教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 宇宙理学専攻

様式2

理学院 自然史科学専攻（修士課程） アセスメント・チェックリスト

理学院自然史科学専攻（修士課程）の学位授与水準（DP）

DP1	自然史科学に関する幅広い基礎知識を持ち、背景となる原理や法則を理解・活用できる。
DP2	自然史科学に関する問題解決のための手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど）を理解・実践し、データや情報の本質を見抜く洞察力を持つ。
DP3	データや情報を論理的に整理し，自然現象を多面的に分析することができる。
DP4	成果をわかりやすく表現し，論理的に伝達することができる。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	授業アンケート	各セメスター終了時	毎年	（修士）1～2年生	・授業の満足度 ・授業の理解度 ・学習状況	質問紙	学生	結果を学内に公表し，教員に教育方法改善の指針を与える。	理学院
2	成績評価	4月，10月	毎年	（修士）1～2年生	・成績の点検	履修指導時に点検する	自然史科学専攻学生指導関係教員	成績をもとに履修指導を行う。	理学院 自然史科学専攻
3	大学院生調査	随時	1年に1回	（修士）1～2年生	・学習状況 ・コンピテンシーの習熟度	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
4	修了時調査	2～3月	毎年	（修士）2年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改善を行う。	理学院
5	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
6	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
7	DPによるカリキュラム点検	随時	適宜	カリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	ナンバリング，カリキュラムマップなどによるDPとカリキュラムの相互参照	自然史科学専攻学生指導関係教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 自然史科学専攻

様式2

理学院 数学専攻（博士後期課程） アセスメント・チェックリスト

理学院数学専攻（博士後期課程）の学位授与水準（DP）

DP1	【知識・理解】 ・現代数学の多くの分野における基礎知識を有している。
DP2	【知識・理解】 ・専門分野において，深い学識を有している。
DP3	【論理的思考力及び研究能力】 ・論理的な分析や考察により，研究を推進できる。
DP4	【論理的思考力及び研究能力】 ・数学的な概念の具体化・抽象化・一般化への対応ができる。
DP5	【論理的思考力及び研究能力】 ・自律的に課題研究を遂行することができる。
DP6	【汎用的技能】 ・研究成果を学術論文として公表することができる。
DP7	【汎用的技能】 ・専門知識を他者へ的確に提供することができる。
DP8	【汎用的技能】 ・他者との研究上の交流を適切に行うことができる。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	大学院生調査	随時	1年に1回	（博士）1～3年生	・研究の状況	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
2	修了時調査	2～3月	毎年	（博士）3年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改革の参考とする。	理学院
3	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
4	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
5	DPとカリキュラムの点検	適宜	適宜	DPとカリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	DPとカリキュラムと「学位論文審査の要旨」の相互参照	数学専攻教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 数学専攻

様式2

理学院 物性物理学専攻（博士後期課程） アセスメント・チェックリスト

理学院物性物理学専攻（博士後期課程）の学位授与水準（DP）

DP1	【知識・理解】 ・現代物理学の広範囲かつ高度な学問的素養や理論を体系的に正確に理解している。
DP2	【知識・理解】 ・専門分野のみならず幅広い多様な文化を理解する学識と科学者としての高い倫理観を有している。
DP3	【論理的思考力】 ・深い学識に基づき論理的な分析と考察から自律的に研究を遂行することができる。
DP4	【課題設定・問題解決力】 ・批判的思考能力を兼ね備えた論理的思考により物理学的問題を見出し，それらを実証に基づいて的確に判断，解き明かす方法を設計し，解決する能力を身に付けている。
DP5	【汎用的能力】 ・研究の成果をまとめ，国内外の学会で発表するプレゼンテーション力を習得し，さらに国際的評価が確立された学術論文として公表することができる。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	成績評価	4月，10月	毎年	（博士）1～3年生	・成績の点検	履修指導時に点検する	物性物理学専攻学生指導関係教員	成績をもとに履修指導を行う。	理学院 物性物理学専攻
2	大学院生調査	随時	1年に1回	（博士）1～3年生	・学習状況 ・コンピテンシーの習熟度	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
3	修了時調査	2～3月	毎年	（博士）3年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改善を行う。	理学院
4	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
5	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
6	DPによるカリキュラム点検	随時	適宜	カリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	ナンバリング，カリキュラムマップなどによるDPとカリキュラムの相互参照	物性物理学専攻学生指導関係教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 物性物理学専攻

様式2

理学院 宇宙理学専攻（博士後期課程） アセスメント・チェックリスト

理学院宇宙理学専攻（博士後期課程）の学位授与水準（DP）

DP1	物理学・天文学・惑星科学・地球科学の各分野に関連する諸現象についてより高度な学識・研究技法を身につけている。
DP2	独自で研究を推進することができる能力を習得している。
DP3	研究成果をわかりやすく伝達できる能力を修得している。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	成績評価	4月，10月	毎年	（博士）1～3年生	・成績の点検	履修指導時に点検する	宇宙理学専攻 学生指導関係教員	成績をもとに履修指導を行う。	理学院 宇宙理学専攻
2	大学院生調査	随時	1年に1回	（博士）1～3年生	・学習状況 ・コンピテンシーの習熟度	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
3	修了時調査	2～3月	毎年	（博士）3年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改善を行う。	理学院
4	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
5	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
6	DPによるカリキュラム点検	随時	適宜	カリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	ナンバリング，カリキュラムマップなどによるDPとカリキュラムの相互参照	宇宙理学専攻 学生指導関係教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 宇宙理学専攻

様式2

理学院 自然史科学専攻（博士後期課程） アセスメント・チェックリスト

理学院自然史科学専攻（博士後期課程）の学位授与水準（DP）

DP1	自然史科学に関する幅広い基礎知識と十分な専門知識を持つ。
DP2	国内外の研究動向を把握，整理した上で，取り組むべき研究課題およびその意義を判断し，解決への手段を論理的に提示することができる。
DP3	問題解決に必要なデータを適切な手法（調査，分析，実験，シミュレーションなど）で取得し，最先端の科学的知識とデータに基づき，課題を解決することができる。
DP4	研究成果を学術誌や学会発表などを通じ，世界に発信することができる。

番号	名称	実施時期	周期	対象	内容，質問項目等	手法	評価者	結果の活用方法	実施者
1	成績評価	4月，10月	毎年	（博士）1～3年生	・成績の点検	履修指導時に点検する	自然史科学専攻学生指導関係教員	成績をもとに履修指導を行う。	理学院 自然史科学専攻
2	大学院生調査	随時	1年に1回	（博士）1～3年生	・学習状況 ・コンピテンシーの習熟度	Webアンケートシステム	学生	教職員に開示して今後の教育制度改革参考とする。	総合IR室
3	修了時調査	2～3月	毎年	（博士）3年生	・カリキュラム，研究指導の満足度等	質問紙	学生	専門科目のカリキュラム改善を行う。	理学院
4	修了生調査	適宜	適宜	修了生全般	・大学院教育の有用性と現在の状況	質問紙	修了生	教職員に開示してカリキュラム改革の参考とする。	理学院
5	企業等調査 （就職先調査）	1～3月	3年に1回	修了生の就職先	・企業等からのアドバイス	質問紙	企業等の職員	評価に基づき、カリキュラム改革を検討する。	総合IR室
6	DPによるカリキュラム点検	随時	適宜	カリキュラム	・DPを実現できるカリキュラムになっているかの点検	ナンバリング，カリキュラムマップなどによるDPとカリキュラムの相互参照	自然史科学専攻学生指導関係教員	DPとカリキュラムのバランスが悪い場合はいずれかを調節する。	理学院 自然史科学専攻

出典：理学院HP

平成３１年１月１１日

平成３１年度理学院授業科目担当教員　各位
平成３１年度理学院授業科目担当非常勤講師世話教員　各位

理学院教務委員会
委員長　永　井　隆　哉

「SYLLABUS（平成３１年度大学院入学者のための授業内容）」の登録について（依頼）

平成３１年度開講予定の理学院授業科目について，シラバス登録期間が下記の通りになりますので，担当予定授業科目の内容を登録願います。

記

登録期間：平成３１年１月１１日（金）～平成３１年２月８日（金）【期限厳守】

登録画面：「シラバス・成績入力システムＷｅｂ画面」
https://clotho.academic.hokudai.ac.jp/websys/

※　・シラバス登録の方法は，システム入力マニュアル（上記シラバス・成績入力システム Web 画面のトップページに掲載）を参照してください。
・各登録項目には文字数制限がありますので，簡潔にご記入願います。詳細はマニュアルを参照願います。
・上記期限までに「本登録」してください。（「仮登録」の状態では公開の対象となりません）
・「データ参照」の「２０１８年度参照」ボタンをクリックし，「コピー」ボタンを利用して必要事項を修正すると比較的容易に作成できます。

留意事項：

１．中期目標・中期計画に掲げられている“英語による授業の増加”へ向けた取り組みの一環として，理学院では平成２６年度よりシラバスを**「日本語／英語併記」**することとしております（平成２５年２月１５日理学院教務委員会議了承）。また，**平成３１年度からは，国内外からの様々な国際化のニーズに対応するため，本学で開講されるすべての授業科目についてシラバスを英語化することが義務付けられております**（平成３０年１１月１５日理事・副学長通知）。このため，必ず和文・英文両方のシラバスを作成いただきますよう，ご協力よろしくお願いいたします。（英語のみで行う授業の場合は，英文のみのシラバスでも差し支えありませんが，和文欄にも英文シラバスをコピー＆ペーストしてください。）

なお，英文シラバスの作成にあたっては，**「英文シラバス作成にあたっての留意事項」（理学研究院国際化支援室作成）および「英語でシラバスを書く際の注意事項」（高等教育推進機構高等教育研修センター作成）を添付しますので，参照願います。**

また，３１年度のシラバスは，開講計画照会時に英文体裁確認の希望があった科目についてのみ，国際化支援室で英文の確認作業を行い，適宜体裁を整えさせていただきます。英文体裁確認が完了しましたら，該当教員にメールでお知らせしますので，内容の確認をお願いいたします。質問がある場合は直接国際化支援室にお問い合わせください。

２．複数の教員で講義を担当する科目は代表教員が，非常勤講師が担当する科目は世話教員がシラバス

登録の担当教員になります。複数の教員で講義を担当する場合で，担当教員欄に名前がない場合は大学院教育担当で追加登録しますので，お申し出ください。（各種評価等に使用しますので，授業を一部でも担当される場合は必ず名前を担当教員欄に表示されるようにしてください。）非常勤講師が担当する科目については，非常勤講師および世話教員が確定した段階で世話教員宛に個別に依頼いたします。

3．シラバス登録をする教員は，シラバス・成績入力システムＷｅｂ画面から科目権限設定を行うことで，分担教員を入力担当者に指定できます。

4．「他学部履修等の可否」欄は初期値で「可」が設定されていますが，支障がある場合は「不可」に変更してください。（ただし，論文関係科目及び数学専攻の第１選択科目群は初期値で「不可」が設定されています。）

5．シラバスの作成にあたっての一般的な留意事項は別添「シラバスの作成にあたっての留意事項」（平成２９年１０月３１日教育改革室作成）を参照してください。

6．「成績評価の基準と方法」欄の記入にあたっては，別添の理学院成績評価基準ガイドライン（平成２８年１２月２７日理学院教務委員会決定）に沿った表現となっているか確認してください。

7．授業時間割が未確定の講義は「曜日・時限」欄が「集中」となっていますが，こちらはシステム処理の都合によるものなので，問題ありません。

8．大学院共通授業科目を担当している場合は，学務部学務企画課からの依頼に基づいて入力してください。

9．理学院が提供する講義科目等につきましては，「受講者に講義内容を日本語で理解することが困難な外国人留学生がいる場合には、英語等を用いて内容を理解出来るよう配慮してこれを行う」ことが平成２５年１１月２１日の理学院教務委員会で決定，平成２６年３月４日の代議員会議で報告されております。これに基づき，全科目とも言語コードを２に統一させていただきますので，ご了承願います。また，留学生から申し出があった場合は，上記に基づいた配慮をお願いいたします。なお，英語のみで行う授業の場合は言語コードを１に変更してください。

（参考）言語コードの詳細

０：日本語で行う授業
１：英語で行う授業
２：日本語及び英語のバイリンガル授業，受講者決定後に
　　使用言語（日本語又は英語）を決定する授業
３：英語以外の外国語で行う授業
４：その他（たとえば日本語とドイツ語のバイリンガル授業など）

担当：理学・生命科学院事務部事務課
大学院教育担当　掛端(内線 3676)
r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp

出典:理学院教務委員会通知

理学院　成績評価基準ガイドライン

平成 28 年 12 月 27 日理学院教務委員会決定

【数学専攻】

Ⅰ　成績評価の基準

1．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。

2．本専攻における授業科目では成績分布の目安は示さない。

3．授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていること，それに基づく成績評価の結果を，数学教務委員会で検証し，必要に応じて担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

Ⅱ　成績評価の方法

1．成績評価は，試験結果，レポート評価，得られた成果，成果発表，学修態度等により行う。

2．授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。

3．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ　シラバスへの記載方法

授業担当教員は，下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

1．（試験のみによる評価の場合）
　試験によって評価する。

2．（試験，レポート，授業での発表等による評価の場合）
　授業での発表（x%），レポート（y%），試験（z%）によって評価する。

3．（レポートによる評価の場合）
　提出されたレポートの内容によって評価する。

4．（授業での発表による評価の場合）
　授業での発表および質疑応答によって評価する。

5．（研究指導科目の場合）
　課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

【物性物理学専攻】

Ⅰ　成績評価の基準

1．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準)」を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。

2．本専攻における授業科目では成績分布の目安は示さない。

3．授業を実習で行う科目に限り，「合・否」で成績評価を行うことができることとする。

4．授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと，それに基づく成績評価の結果を，本専攻内で検証し，必要に応じて担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

Ⅱ 成績評価の方法

1．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表（プレゼンテーション)，学修態度等により行う。

2．授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。

3．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ シラバスへの記載方法

授業担当教員は，下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

1．(試験のみによる評価の場合)

学期末試験によって評価する。

2．(試験及び授業への参加度等による評価の場合)

授業回数の〇割以上の出席を成績評価の条件とする。授業への参加態度(20%)，レポート(30%)，学期末試験(50%)によって評価する。

レポートでは授業のテーマについての理解の深まりを，学期末試験では基礎的な学力を評価する。

3．(レポートによる評価の場合)

(1)毎回の授業における質問票，(2)授業への参加態度，(3)学期末レポートの内容によって評価する。それぞれの評価の比率は，(1)＝10%，(2)＝30%，(3)＝60%とする。

4．(合否科目の場合)

「合・否」による評価とする。10 回以上レポートを提出した者について，成果発表（プレゼンテーション）を行い，到達目標に達した者を「合」とする。

5．(アクティブ・ラーニング科目の場合)

(1)事前課題に対する取組状況（情報収集状況と理解度)，(2)毎回のグループディスカッション及びグループワークにおける貢献度（積極性・発言内容など)，(3)発表及び質疑応答の内容（プレゼンテーション技術・論理性・独創性など)，(4)レポートなど提出物の内容によって評価する。それぞれの評価の比率は(1)＝20%，(2)＝30%，(3)=30%，(4)=20%とする。

6．(研究指導科目の場合)

課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

【宇宙理学専攻】

Ⅰ　成績評価の基準

１．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力(学位授与水準)」を踏まえ,授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。

２．授業形態に応じて，多段階評価とするか「合・否」のみの成績評価とするか授業担当教員が定める。

Ⅱ　成績評価の方法

１．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表(プレゼンテーション),学修態度等により行う。

２．具体的な評価方法は，授業内容・授業形態に応じて授業担当教員が定める。

Ⅲ　シラバスへの記載方法

授業担当教員は以下の点に留意し「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

１．授業回数の〇割以上の出席を成績評価の条件とする場合にはシラバスに明記する。

２．試験結果，レポート評価，成果発表(プレゼンテーション)，学修態度等複数の項目で評価を行なう場合，評価対象となるものをシラバスに明記する。

３．「合・否」による評価を行なう場合，「合」となる基準をシラバスに明記する。

【自然史科学専攻（地球惑星ダイナミクス講座)】

Ⅰ　成績評価の基準

1．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準)」を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。
2．本専攻における授業科目では成績分布の目安は示さない。
3．授業を実習で行う科目に限り，「合・否」で成績評価を行うことができることとする。
4．成績評価の結果を，定期的に地球惑星ダイナミクス講座において検証し，必要に応じて担当教員に成績評価の基準に関して再検討を依頼する。

Ⅱ 成績評価の方法

1．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表（プレゼンテーション)，学修態度等により行う。
2．授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ シラバスへの記載方法

授業担当教員は，下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

1．(試験のみによる評価の場合)
　学期末試験によって評価する。
2．(試験及び授業への参加度等による評価の場合)
　授業回数の〇割以上の出席を成績評価の条件とする。授業への参加態度(20%)，レポート(30%)，学期末試験(50%)によって評価する。レポートでは授業のテーマについての理解の深まりを，学期末試験では基礎的な学力を評価する。
3．(レポートによる評価の場合)
　(1)毎回の授業における質問票，(2)授業への参加態度，(3)学期末レポートの内容によって評価する。それぞれの評価の比率は，(1)＝10%，(2)＝30%，(3)＝60%とする。
4．(合否科目の場合)
　「合・否」による評価とする。10 回以上レポートを提出した者について，成果発表（プレゼンテーション）を行い，到達目標に達した者を「合」とする。
5．(アクティブ・ラーニング科目の場合)
　(1)事前課題に対する取組状況（情報収集状況と理解度)，(2)毎回のグループディスカッション及びグループワークにおける貢献度（積極性・発言内容など)，(3)発表及び質疑応答の内容（プレゼンテーション技術・論理性・独創性など)，(4)レポートなど提出物の内容によって評価する。それぞれの評価の比率は(1)＝20%，(2)＝30%，(3)=30%，(4)=20%とする。
6．(研究指導科目の場合)
　課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

【自然史科学専攻（地球惑星システム科学講座)】

Ⅰ　成績評価の基準

1．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準)」を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。
2．本専攻における授業科目では成績分布の目安は示さない。
3．授業を実習で行う科目に限り，「合・否」で成績評価を行うことができることとする。
4．授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと，それに基づく成績評価の結果を，学期ごとに地球惑星システム分野会議で検証し，必要に応じて担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

Ⅱ 成績評価の方法

1．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表（プレゼンテーション)，学修態度等により行う。
2．授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ シラバスへの記載方法

授業担当教員は，下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

1．(試験のみによる評価の場合)
　学期末試験によって評価する。
2．(試験及び授業への参加度等による評価の場合)
　授業回数の７割以上の出席を成績評価の条件とする。授業への参加態度(20%)，レポート(30%)，学期末試験(50%)によって評価する。レポートでは授業のテーマについての理解の深まりを，学期末試験では基礎的な学力を評価する。
3．(レポートによる評価の場合)
　(1)毎回の授業における質問票，(2)授業への参加態度，(3)学期末レポートの内容によって評価する。それぞれの評価の比率は，(1)＝10%，(2)＝30%，(3)＝60%とする。
4．(合否科目の場合)
　「合・否」による評価とする。10 回以上レポートを提出した者について，成果発表（プレゼンテーション）を行い，到達目標に達した者を「合」とする。
5．(アクティブ・ラーニング科目の場合)
　(1)事前課題に対する取組状況（情報収集状況と理解度)，(2)毎回のグループディスカッション及びグループワークにおける貢献度（積極性・発言内容など)，(3)発表及び質疑応答の内容（プレゼンテーション技術・論理性・独創性など)，(4)レポートなど提出物の内容によって評価する。 それぞれの評価の比率は(1)＝20%，(2)＝30%，(3)=30%，(4)=20%とする。
6．(研究指導科目の場合)
　課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

【自然史科学専攻（多様性生物学講座）】

Ⅰ　成績評価の基準

１．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。

２．本講座における授業科目では成績分布の目安は示さない。

３．授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと，それに基づく成績評価の結果を，本講座代議員および本講座教務委員が検証し，必要に応じて担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

Ⅱ 成績評価の方法

１．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表（プレゼンテーション），学修態度等により行う。

２．授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。

３．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ シラバスへの記載方法

授業担当教員は，下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

１．（学期末試験のみによる評価の場合）

学期末試験によって評価する。

２．（試験及び授業への参加度等による評価の場合）

授業への参加態度，レポート，及び試験によって評価する。それぞれの評価の比率は，担当教員が定める。レポートでは授業のテーマについての理解の深まりを，試験では基礎的な学力を評価する。

３．（レポートによる評価の場合）

授業への参加態度，レポートの内容によって評価する。それぞれの評価の比率は，担当教員が定める。

４．（アクティブ・ラーニング科目の場合）

(1)事前課題に対する取組状況（情報収集状況と理解度），(2)毎回のグループディスカッション及びグループワークにおける貢献度（積極性・発言内容など），(3)発表及び質疑応答の内容（プレゼンテーション技術・論理性・独創性など），(4)レポートなど提出物の内容によって評価する。それぞれの評価の比率は，担当教員が定める。

５．（研究指導科目の場合）

課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

【自然史科学専攻（科学コミュニケーション講座）】

Ⅰ　成績評価の基準

1．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。
2．本講座における授業科目では成績分布の目安は示さない。
3．授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと，それに基づく成績評価の結果を学期ごとに講座の教員会議で検証し，必要に応じて担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

Ⅱ　成績評価の方法

1．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表（プレゼンテーション），学修態度等により行う。
2．授業への出席状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ　シラバスの記載方法

1．（試験及び授業への参加度等による評価の場合）
　授業回数の７割以上の出席を成績評価の条件とする。ただし，学会発表，病欠等の欠席届が提出されている場合はこれを考慮する。(1)授業への参加態度（30%），(2)学期末試験（70%）によって評価する。[※評価割合についてはこれを目安として各担当教員が設定する。レポートを併せて課す場合は，その評価割合も含めて明示する]。
2．（レポート及び授業への参加度等による評価の場合）
　授業回数の７割以上の出席を成績評価の条件とする。ただし，学会発表，病欠等の欠席届が提出されている場合はこれを考慮する。(1)授業への参加態度（30%），(2)学期末レポート（70%）によって評価する。[※評価割合については各担当教員が設定する。質問票を併せて課したり，レポートを複数課したりする場合は，その評価割合についても明示する]。
3．（アクティブ・ラーニング科目の場合）
　(1)事前課題に対する取組状況（情報収集状況と理解度），(2)毎回のグループディスカッション及びグループワークにおける貢献度（積極性・発言内容など），(3)発表及び質疑応答の内容（プレゼンテーション技術・論理性・独創性など），(4)レポートなど提出物の内容によって評価する。それぞれの評価の比率は(1)=20%，(2)=30%，(3)=30%，(4)=20%とする。[※評価割合については各担当教員が設定する。]
4．（研究指導科目の場合）
　課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

【自然史科学専攻（地震学火山学講座）】

Ⅰ　成績評価の基準

1．成績評価にあたっては，本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準)」を踏まえ，授業科目ごとに「到達目標」を設定し，履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。
2．本専攻における授業科目では成績分布の目安は示さない。
3．授業を実習で行う科目に限り，「合・否」で成績評価を行うことができることとする。
4．成績評価の結果を，定期的に地震学火山学講座において検証し，必要に応じて担当教員に成績評価の基準に関して再検討を依頼する。

Ⅱ　成績評価の方法

1．成績評価は，試験結果，レポート評価，成果発表（プレゼンテーション)，学修態度等により行う。
2．授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3．具体的な評価方法は，授業担当教員が定める。

Ⅲ シラバスへの記載方法

授業担当教員は，下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

1．(試験のみによる評価の場合)
　学期末試験によって評価する。
2．(試験及び授業への参加度等による評価の場合)
　授業回数の〇割以上の出席を成績評価の条件とする。授業への参加態度(20%)，レポート(30%)，学期末試験(50%)によって評価する。レポートでは授業のテーマについての理解の深まりを，学期末試験では基礎的な学力を評価する。
3．(レポートによる評価の場合)
　(1)毎回の授業における質問票，(2)授業への参加態度，(3)学期末レポートの内容によって評価する。それぞれの評価の比率は，(1)＝10%，(2)＝30%，(3)＝60%とする。
4．(合否科目の場合)
　「合・否」による評価とする。10 回以上レポートを提出した者について，成果発表（プレゼンテーション）を行い，到達目標に達した者を「合」とする。
5．(アクティブ・ラーニング科目の場合)
　(1)事前課題に対する取組状況（情報収集状況と理解度)，(2)毎回のグループディスカッション及びグループワークにおける貢献度（積極性・発言内容など)，(3)発表及び質疑応答の内容（プレゼンテーション技術・論理性・独創性など)，(4)レポートなど提出物の内容によって評価する。それぞれの評価の比率は(1)＝20%，(2)＝30%，(3)=30%，(4)=20%とする。
6．(研究指導科目の場合)
　課題への取り組み状況，得られた成果，成果発表によって評価する。

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

理学院授業科目における学生からの成績評価に対する申立て制度の取扱いについて

理 学 院 代 議 員 会 議
平成２１年　３月　５日
改正　平成２９年１０月　５日

（趣旨）
１．理学院授業科目について，学生が成績評価に関する質問や異議申立てを必要とする場合に，学生からの申立てを受け付ける制度を実施する。

（申立てを受け付ける場合）
２．学生からの申立てを受け付ける場合は，次のとおりとする。
１）シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と，異なる成績評価方法により評価されたことを，学生が具体的事実をもって示すことができる場合
２）明らかに誤記入（採点ミス，登録ミス）によるものと思われる場合で，学生が具体的事実をもって示すことができる場合

（申立ての受付）
３．学生からの申立ては，理学院大学院教育担当窓口に質問票を用意し，当該学期の所定の期間に受け付ける。受付の期間については，学期ごとに定める。

（申立てに関する検討を担当する部会）
４．学生からの申立てに関する検討を担当する部会として，理学院教務委員会の中に「成績評価審査部会」を置く。

（部会の構成員）
５．成績評価審査部会の構成員は，次のとおりとする。
１）理学院教務委員長（座長）
２）当該専攻教務委員
３）理学院教務委員長指名による他専攻教務委員２名

（部会の検討結果を確認する委員会）
６．成績評価審査部会の検討結果を最終確認する上部委員会として「成績評価審査委員会」を置く。

（成績評価審査委員会の構成員）
７．成績評価審査委員会の構成員は，次のとおりとする。
１）理学院長（委員長）
２）理学院学生委員長
３）理学院教務委員長

（申立てに関する検討の流れ）
８．学生からの申立てに関する検討の流れは，次のとおりとする。
１）学生から成績評価審査委員会あての申立てを，理学院大学院教育担当において受け付ける。
２）成績評価審査委員会から，理学院教務委員長に，調査を依頼する。
３）理学院教務委員長は成績評価審査部会を招集し，部会は必要に応じて，学生及び担当教員から事情聴取を行ったうえで，その結果をまとめ，成績評価審査委員会に報告する。
４）成績評価審査委員会は調査結果に関する回答を作成し，学生に伝える。

平成　　年度　第１学期　・　第２学期　※該当する学期に○をつけてください。

理学院授業科目にかかる成績評価に関する質問票

専　攻　名	専攻		
学生番号		学年	年
氏　名			
連絡先 （電話番号）			
E-mail アドレス			
科目・講義題目	科目名： 講義題目：		
担当教員氏名			
担当教員への問合せ有無・月日	有　（　　月　　日）　・　無 ※　「無」と回答した場合は理由を記載願います。 （　　）		

（質問内容）※担当教員から説明を受けている場合は，その内容についても記載すること。

本科目・講義へのおおよその出席率 （自己チェック）	ほぼ１００％　８０％以上　５０％程度　それ以下
本科目・講義で課せられたレポート等の課題の提出状況	ほぼ全て提出済み　　未提出のものがある
※事務担当者確認欄	受領月日（　　月　　日）

（５）シラバスについて

シラバスは以下の URL から検索することができます。

また，窓口にはプリントした冊子を閲覧用として配置していますので，ご利用ください。

http://syllabus01.academic.hokudai.ac.jp/Syllabi/Public/Syllabus/SylSearch.aspx

（６）履修登録結果の確認と訂正について

授業科目が正確に登録されているかを確認するため，登録締切り後の指定された期間中に，登録された科目が，自分の履修計画と一致しているかを確認し，確認の結果，訂正が必要な場合は，期限までに理学・生命科学事務部事務課大学院教育担当（理学部２号館１階ホール左側）（以下，「大学院教育担当」という。）に申し出てください。

履修登録がエラーとなっている科目は履修ができないことから，たとえ授業に出席しても単位の認定はされないので，注意してください。

（７）成績評価の方法と種類

① 成績評価は，授業の履修状況，試験及びレポート等を総合して判定します。

② 成績の評価は，秀・優・良・可及び不可で判定され，秀・優・良・可を合格としています。なお，授業科目によっては，合格及び不合格の判定により評価することがあります。

（８）成績の確認について

履修登録した授業科目の成績評価については，各学期末に確認できます。確認期間及び確認方法については，別途掲示によりお知らせします。

（９）成績評価に対する申立て制度について

成績評価に異議がある者は，以下の場合にその旨を申し立てることができます。

① シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と，異なる成績評価方法により評価されたことを，学生が具体的事実をもって示すことができる場合

② 明らかに誤記入（採点ミス，登録ミス）によるものと思われる場合で，学生が具体的事実をもって示すことができる場合

申立てがあった場合は，必要に応じて学生及び授業担当教員から事情確認を行った上で，調査結果を回答します。

（10）複数指導体制について

修士課程及び博士後期課程学生には，指導教員の他に所属する専攻に応じて，副指導教員又はアドバイザーが割り当てられます。どの教員が自分の担当になるのか等の詳細は各専攻又は講座の教務担当教員にお尋ねください。

（11）修了要件について

【修士課程】

修士課程の修了要件は，理学院規程により「大学院に２年以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程の目的に応じ，本学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること」となっています。

令和元年９月大学院理学院修了予定者のみなさんへ

修了に関する事項を，下記のとおりお知らせします。
以下の期間内に，必ず各自で成績を確認してください。
※この期間以降の成績に関する申し立ては受け付けられません。

《令和元年度春・夏タームの成績確認期間》

【修士課程】Web で確認

【博士後期課程】Web で確認または大学院教育担当窓口で学修簿を配布

令和元年８月２０日（火），２１日（水）

《成績の異議申し立て期間》

令和元年８月２０日（火），２１日（水）

※ 異議申し立ての対象となるのは理学院専門科目です。

《令和元年９月２５日の修了予定者発表》

令和元年９月３日（火）　１１：００（予定）

５号館３階掲示板または２号館１階卒業修了関係掲示板

なお，学位記授与式や学位記交付などに関する今後の手続きについては，別途お知らせします。

令和元年８月１４日

大学院教育担当

To Students completing a course at the Graduate School of Science in September 2019:

Here is the information about completion of a graduate course.

Please make sure to confirm your grades by yourself during the period stated below.

Note: No claims on grades will be accepted after the period.

《Grade confirmation period for the spring and summer term FY2019》

[Master's course] Online

[Doctoral course] Online or Grade reports will be provided at the Graduate School Educational Affairs section.

August 20 (Tue) & 21 (Wed), 2019

《Period for claims on grades》

August 20 (Tue) & 21 (Wed), 2019

Note: Claims can be made only on specialized subjects of the Graduate School of Science.

《Announcement of the results on completion on September 25, 2019》

September 3 (Tue), 2019　11:00 (expected)

Information regarding procedure for the commencement ceremony and receiving diploma will be announced later.

August 14, 2019
Graduate School Education Affairs Section

大学院理学院在学生のみなさんへ

令和元年度春・夏タームの成績に関する事項を，下記のとおりお知らせします。
以下の期間内に，必ず各自で成績を確認し，必要に応じて諸手続を行ってください。
※この期間以降の成績に関する申し立ては受け付けられません。

《令和元年度春・夏タームの成績確認期間》

修士課程→Web で確認

令和元年９月２４日（火），２５（水）

博士後期課程→Web で確認または大学院教育担当窓口で学修簿を配付

令和元年９月２４日（火），２５（水）

《成績の異議申し立て期間》

令和元年９月２４日（火），２５（水）

※ 異議申し立ての対象となるのは理学院専門科目です。

※ 異議申し立ては、大学院教育担当窓口に申し出てください。

令和元年８月１４日

大学院教育担当

To Students in the Graduate School of Science:

Here is the information about grades in the spring and summer term, FY2019. Please confirm your grades, and follow the procedure during the period stated below if necessary.

Note: No claims on grades will be accepted after the period.

《Grade confirmation period for the spring and summer term FY2019》

Master's course: Online

September 24 (Tue) & 25(Wed), 2019

Doctoral course: Online or Grade reports will be provided at the Graduate School Education Affairs Section.

September 24 (Tue) & 25(Wed), 2019

《Period for claims on grades》

September 24 (Tue) & 25(Wed), 2019

Notes:

- Claims can be made only on specialized subjects of the Graduate School of Science.

August 14, 2019

Graduate School Education Affairs Section

出典:理学院規程集

理学院共通科目「海外研究インターンシップⅠ」及び「海外研究インターンシップⅡ」の単位認定に係る申し合わせ

平成 29 年 3 月 27 日
改正　平成 29 年 12 月 27 日
理学院教務委員会

１．単位認定の基本方針

海外の研究・教育機関に滞在する，あるいは海外で行われる一定の権威を持つ国際会議等（ポスター発表を含む）に参加し，研究・研修活動あるいは研究発表（必ずしも第１著者である必要はないがプレゼンターであること。）を行うことにより，英語もしくは日本語以外の言語を用いて国際交流を深め，履修者の国際的素養が向上したと認められる場合に単位を認定する。

海外研究インターンシップⅠは２ヶ月未満の派遣を対象に１単位，海外研究インターンシップⅡは２ヶ月以上の派遣に対して２単位を認定する。

ただし，認定する単位は，それぞれ４単位を上限とする。

なお，海外渡航にあたり，渡航する学生が学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）及び海外旅行保険へ加入している，または，海外での活動における事故等を補償する保険に加入していることを必須とする。

２．単位認定基準

各専攻等の成績評価基準に基づき，指導教員及び専攻教務委員等による協議のもと各専攻等の責任において成績評価を行う。ただし，理学院共通の指針として，成績評価の判断においては，①派遣先からの報告（30%），②本人からの報告書（30%），③成果報告企画書への参加度（10%），④成果報告発表（20%），⑤アンケートへの参加（10%）の内容を総合的に評価する（各割合は概ねの数値とする）。なお，①については，国際会議等の発表に際しては帯同教員（指導教員でも良い）の報告に代えることができるものとする。

３．履修から単位認定までの流れ

(1) 履修者：指導教員の承認を経て，理学・生命科学事務部大学院教育担当（以下，大学院教育担当という。）へ「研究計画書（様式１）」及びプログラム等の関係書類を提出
(2) 履修者：大学院教育担当にて履修登録手続き
(3) 履修者：海外研究，研修の実施
(4) 履修者：帰国後，大学院教育担当に「報告書（様式２）」を提出，及び国際化支援室の「意識調査に関するアンケート」に回答
(5) 履修者：専攻または講座にて公開発表会を企画・参加・発表
(6) 指導教員・専攻教務委員：成績を評価し，「評価書（様式３）」を大学院教育担当に提出
(7) 科目責任教員：単位認定

４．科目責任者

本科目の科目責任者は国際化支援室長が担当する。

５．講義題目

(1) 「海外研究インターンシップⅠ」には，次の３つの講義題目を設定する。
① 国際学会等への出席
② 海外研究機関等における研究
③ フィールドワーク

(2) 「海外研究インターンシップⅡ」には，次の２つの講義題目を設定する。
① 海外研究機関等における研究
② フィールドワーク

附　則

１　この申し合わせは，平成 29 年４月から適用する。

２　この申し合わせの運用に伴い，平成 26 年８月 26 日付け「海外研究インターンシップⅠ，Ⅱの単位認定に関する覚書」は廃止する。

附　則

この申し合わせは，平成 30 年４月から適用する。

出典：理学院規程集

北海道大学大学院理学院とピサ大学との
数学分野におけるダブルディグリープログラムに関する協定書

（和訳草案）

イントロダクション

調印機関

ピサ大学は，イタリア国ピサ Lungarno Pacinotti 43 に本拠を置き，Prof. Paolo Maria Mancarella を学長とする。

北海道大学大学院理学院は，北海道札幌市北区北 10 条西 8 丁目に本拠を置き，網塚浩教授を大学院理学院長とする。

両機関は

イタリア通信省令 270/04 第 3 条および具体的な合意に基づき，イタリア国内の大学は，イタリア国内外の大学と連携して学位を授与できること，また，ピサ大学学則第 3 条では，国外を含む他大学と連携して学位を授与する可能性を示唆していることを考慮し，

北海道大学大学院理学院とピサ大学との数学分野におけるダブルディグリー取得のための学生交流プログラムに同意をする。

両機関は本契約により以下の通り同意する。

１　目的

両機関の数学専攻に所属する学生は，修士課程におけるダブルディグリープログラムに参加することが可能である。

本プログラムは，北海道大学大学院理学院の修士課程学生およびピサ大学数学専攻修士課程学生が，本交流プログラムの修了要件を満たした場合に，両機関から修士号の取得を可能にするものである。

２　協定の範囲

本協定は両機関の修士課程学生を対象とする。ダブルディグリープログラム（以下，DD プログラム）完遂後，自機関学位に加え，北海道大学学生には「Laurea Magistrale in Matematica」が，ピサ大学学生には北海道大学大学院理学院数学専攻の修士号がさらに授与される。

３　学生の選考および入学許可

プログラム参加学生の選考は，その都度先ず派遣機関が行い，その最終選考は受入れ機関が行い，入学許可する。申請は，原則として，各機関の定める出願期限までになされなければならない。

４　学生数

毎年、5 名以内の学生を相手機関に派遣できるものとするが，状況に応じてこれを超えて派遣することも可能である。次年度の学生数に関しては，受入れ機関側が設定した次年度における参加希望学生の申込期日前であれば，両機関の担当当局によって協議が可能である。

５　学生（北海道大学大学院理学院）

北海道大学学生の入学許可は，該当学生の学業成績を基にピサ大学が行う。学生は，ピサ大学数学専攻修士課程コースへの入学が許可された場合，後述の学習契約書に従い，2 学期 21CFU 単位分のコースの受講および試験を受けるものとし，ピサ大学と北海道大学において修士論文を完成させるものとする（詳細は下記を参照)。ピサ大学への派遣機関は 1 年以内とする。論文の発表および認可をもって，学生はピサ大学より「Laurea Magistrale in Matematica」を，北海道大学大学院理学院より数学専攻の修士号をそれぞれ授与される。

両調印機関は該当学生が参加する学習プログラム（学習契約書）に同意しなければならず，また学生自身も本プログラムへの同意を証するために署名をしなければならない。

派遣された北海道大学学生はピサ大学学生と同等の権利および責任を負い，ピサ大学の基準および規則に従うものとする。ピサ大学は，該当学生の渡航前および滞在期間中，個人面・学術面において学生をサポートするものとする。

６　学生（ピサ大学）

ピサ大学学生の入学許可は，該当学生の学業成績を基に北海道大学大学院理学院が行う。学生は，北海道大学大学院理学院修士課程コースへの入学が許可された場合，後述の学習契約書に従い，正規学生として 1 学期１０単位分のコースの受講および試験を受けるものとし，北海道大学およびピサ大学において修士論文を完成させるものとする（詳細は下記を参照)。論文の発表および認可をもって，学生はピサ大学より「Laurea Magistrale in Matematica」を，北海道大学大学院理学院より数学専攻の修士号をそれぞれ授与される。

両調印機関は，該当学生が参加する学習プログラム（学習契約書）に同意しなければならず，また学生自身も本プログラムへの同意を証するために署名をしなければならない。

派遣されたピサ大学学生は北海道大学学生と同等の権利および責任を負い，北海道大学の基準および規則に従うものとする。北海道大学大学院理学院は，該当学生の渡航前および滞在期間中，個人面・学術面において学生をサポートするものとする。

７　修士論文

修士論文のテーマは，派遣・受入両機関の教職員によって，書面での事前承認を受けなければならない。テーマは挑戦的であり、かつ学生の格段の努力が要求されるものであるように，細心の注意が払われるものとする。これは，無事に完了することを前提とすれば，ただ一つの修士論文によって両機関より単位が与えられるためである。

修士論文は，そのテーマや研究領域において責任のある機関の教員の指導の下で行われなければならない。加えて，修士論文の担当者として相手大学の教員が選出されていなければならない。各機関は，該当学生の為に代表指導教員および副指導教員を選出する。

修士論文は英語で執筆するものとし，両機関の慣行やルールに準じて精査し，評価される。通常，修士論文は最終学期中にまとめられる。修士論文が無事に完了し認められた場合は、学生はピサ大学より

30CFU 単位，北海道大学大学院理学院から 10 単位と等量の単位が与えられる。

８　修士論文発表

論文審査は、両機関にて別々に行われるか（8.1 を参照），または共同発表として受入機関にて行われる（8.2 参照）。

8.1 論文発表が別々に行う場合

論文発表は両機関にて行われる。各機関は，相手機関の教員を論文発表の際の審査員として受け入れることを積極的に推進する。原則として，審査員の旅費およびその他費用は派遣機関が請け負うものとする。必要に応じ，TV 会議システムやその他類似システムが論文発表に使用される場合もある。

8.2 共同発表を行う場合

共同発表を行う場合は，両機関は，各機関より少なくとも 2 名の審査員を選出するものとする。原則として，審査員の旅費およびその他費用は派遣機関が請け負うものとする。共同発表の際の審査員長は，DD プログラム参加学生の所属する機関側の教員が務めなければならない。必要に応じ，TV 会議システムやその他類似システムが論文発表に使用される場合もある。

上記どちらの場合でも，イタリア人学生にかかる経費はピサ大学数学専攻が負担をし，日本人学生にかかる経費は北海道大学大学院理学院が負担をする。

９　学業成績と単位授与

各機関は，学生が履修したコースに関する書類および適切な学業成績情報を，相手機関に提供することに同意する。それぞれの機関で取得した単位は，コースの修了に必要な単位数の範囲内であれば，相互にカウントすることが可能であるが，ピサ大学から北海道大学に変換される単位数は 10 単位を上限とする。

１０　授業料，費用

受入れ機関は，学生の到着までの支援業務を行い、学生が自由に利用できる全てのサービスおよび学習奨励金を受け入れる。旅費や宿泊費に掛かる全ての費用は学生が負担するものとする。学生は，出発までに必要とされる保険に必ず加入していなければならない。検定料，入学料および授業料が，学生によって正式に自機関へ支払われている場合は，受入れ機関におけるこれらの費用は不徴収とする。

１１　学生の条件

11.1　プログラム期間中の条件

参加学生は，受入れ機関のルールおよび規則に従うものとする。また，学生は受入れ機関の学生と同等の権利および特権を有するものとする。

11.2　学位の授与

各機関は，学生がコースを修了し，各機関にて必要な条件を満たした後に，各々の基準に準じて，学生が学位を取得するに値するかを決定する。各機関は，適切なルール，法および規則に準じて，該当学生の他機関での取得単位の互換を許可する。

11.3　健康保険，宿舎

DD 学生は，受入れ機関が要求する健康保険に加入するものとする。その保険料およびこれらの保険では保証されない医療費については，該当学生の自己の責任において負担するものとする。

受入れ機関は，学生のために大学周辺の宿舎の確保に努めるものとする。

11.4　安全管理

学生が受入れ機関へ滞在中，両機関は学生の安全の確保に努めるものとする。

１２　学術代表者

各機関はそれぞれ学術代表者を選出し，選ばれた代表者は本協定に準じて措置を講ずる責任を負う。代表者は参加学生に対し，助言やその他学術面でのサービス提供をする。

各機関の本プログラムにおける署名代表人は，以下の目的のために，定期的な連絡を取るものとする。

- 両機関における教育プログラムの効率を実証するため
- 学生の連携および学業成績を報告するため
- 新たな取り組みを提案するため

１３　修正，変更

本協定の修正もしくは変更は，書面で，かつ両機関の正式な権限を持つ代表者による署名をもって行われるものとする。

１４　意見の相違への対処

両機関は，現行の協定書に対する解釈で起こりうる意見の相違に対して，友好的な解決法を模索することに同意する。合意に達しない場合は，各機関から一名ずつ，そして双方の合意のもと一名を選出し，仲裁委員会を設立する。

１５　財政的責任

本協定への署名は，両機関のいかなる財政的責任を暗示するものでもない。

１６　協定期間

本協定書は，調印の日から効力を生じるものとする。期間は５年とし，両機関の合意があれば，さらに５年間の延長が可能である。どちらかの機関が，有効期間満了の６ヵ月前までに書面により特段の申し出をした場合は，本協定は終了となるが，進行中の誓約については完遂されるものとする。

本協定書は各２部作成され，両文書は等しく正文である。

ピサ大学	北海道大学大学院理学院
Prof. Paolo Maria Mancarella	網塚　浩　教授
(署名・捺印)	(署名・捺印)

_____	_____
学長	大学院理学院長

出典：理学院とピサ大学とのダブルディグリープログラムに関する協定書

（２）北海道大学大学院理学院規程

平成18年４月１日

海大達第96号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第27条の３第４項の規定に基づき，理学院（以下「本学院」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条の２　本学院は，自然科学に関する教育研究を行うことにより，自然科学全般にわたり幅広い知見を有するとともに，自然科学に関する本質的な判断力及び課題を把握し，解決する能力を備え，独創的な研究を行うことができる人材を育成することを目的とする。

第１章の２　専攻及び課程

（専攻）

第１条の３　本学院に，次の専攻を置く。

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

（課程）

第２条　本学院の課程は，博士課程とする。

第２章　入学，再入学，転学，所属変更及び転専攻

（入学）

第３条　本学院に入学することのできる者は，北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「通則」という。）第４条第５項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては，通則第10条第１項各号のいずれかに，通則第４条第５項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては，通則第10条第２項各号のいずれかに該当する者とする。

２　前項に規定する者のうち，本学院の行う選考に合格した者については，教授会の議を経て，総長が入学を許可する。

（再入学及び転学）

第４条　通則第13条各号に該当する者が本学院に再入学又は転学を願い出た場合は，選考の上，教授会の議を経て，総長がこれを許可することがある。

（所属変更及び転専攻）

第４条の２　通則第13条の２第１号に該当する者が本学院に所属の変更を願い出た場合及び通則第

13条の２第２号に該当する者が転専攻を願い出た場合は，選考の上，教授会の議を経て，学院長がこれを許可することがある。

第３章　授業科目，修了要件，履修方法及び試験

（授業科目及び単位）

第５条　各専攻の授業科目及び単位は，別表のとおりとする。

（単位数の計算の基準）

第５条の２　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験及び実習については，30時間の授業をもって１単位とする。

（課程の修了要件）

第６条　修士課程の修了要件は，大学院に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程の目的に応じ，本学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　本学院において教育上有益と認めるときは，本学院の他の専攻，北海道大学（第10条において「本学」という。）の大学院の研究科若しくは他の学院の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。

３　本学院において教育上有益と認めるときは，北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条第５項及び別表において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。

第７条　博士課程の修了要件は，大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

２　前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については，前項中「５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と，「３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」

と読み替えて，前項の規定を適用する。

3　前２項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は，大学院に３年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4　研究指導を行う上で必要がある場合は，博士後期課程において，原則として10単位を超えない範囲で所定の授業科目の中から１科目又は数科目の履修を博士課程の修了要件とすることができる。

5　本学院において教育上有益と認めるときは，共通授業科目を指定して履修させ，第１項の規定により修得すべき単位とすることができる。

（長期履修）

第８条　本学院において，学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　長期履修に関し通則第４条の２に定めるもののほか，本学院において必要な事項は，教授会の議を経て，学院長が別に定める。

（他の大学の大学院等における履修等）

第９条　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第10条第１項において「国際連合大学」という。）において学修することを認めることができる。

２　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲において第６条又は第７条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

３　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が，他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における学修）

第９条の２　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について，本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第２項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，新たに本学院に入学した学生が，本学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を，本学院に入学した後の本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，本学大学院において修得した単位以外のものについては，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲において，第６条又は第７条の規定により修得すべき単位の一部とすることができる。

（履修方法）

第11条　授業科目の履修方法の細目については，教授会の議を経て，学院長が定める。

（試験）

第12条　各授業科目の試験（以下「科目試験」という。）は，当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし，やむを得ない事由があるときは，教授会の議を経て臨時に実施することがある。

（成績の評価）

第13条　科目試験の成績は，秀，優，良，可及び不可の５種とし，秀，優，良及び可を合格とする。

２　前項の規定にかかわらず，授業科目によっては，秀，優，良，可及び不可の評価によらずに，合格及び不合格の判定により評価することがある。

（学位論文の提出期日）

第14条　修士課程及び博士課程の学位論文は，本学院の定める期日までに提出しなければならない。

第４章　課程修了の認定

（課程修了の認定）

第15条　修士課程及び博士課程の修了は，当該課程の修了要件を満たした者について，教授会の議を経て，総長がこれを認定する。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第16条　本学院において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　特別聴講学生は，学期又は学年ごとに許可する。

３　特別聴講学生に係る科目試験の実施及び成績の評価については，第12条及び第13条の規定を準用する。

（特別研究学生）

第17条　本学院において研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別研究学生としてこれを許可することができる。

第18条　削除

附　則

１　この規程は，平成18年４月１日から施行する。

２　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成18年海大達第24号）附則第２項に規定する理学研究科の数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物科学専攻又は地球惑星科学専攻に在学する者（以下「理学研究科在学者」という。）に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は，同附則第３項の規定に基づき本学院が行うものとし，当該理学研究科在学者に係る教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は，本学院において別に定める。

３　北海道大学大学院理学研究科規程（昭和30年海大達第10号）は，廃止する。

（略）

附　則

１　この規程は，平成31年４月１日から施行する。

２　平成31年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

出典：理学院規程集

実行教育課程表（平成31年度入学者用）

理学院共通科目群

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）・後期課程										
（選択科目）										
国際理学イニシアチブ特論	1	第１学期	2			MC1～2	教職	○		
特別講義Ⅰ	1	(不　定)	1			MC・DC	－			
特別講義Ⅱ	2	(不　定)	2			MC・DC	－			
特別演習Ⅰ	1	(不　定)		1		MC・DC	－			
特別演習Ⅱ	2	(不　定)		2		MC・DC	－			
特別実習Ⅰ	1	(不　定)			2	MC・DC	－			
特別実習Ⅱ	2	(不　定)			4	MC・DC	－			
海外研究インターンシップⅠ	1	通年			2	MC・DC	－			
海外研究インターンシップⅡ	2	通年			4	MC・DC	－			

備考

1. 教職課程欄の「数学」・「理科」は「数学・理科の教科に関する科目」，「教職」は「教職に関する科目」を示す。専修免許状（中学・高校）を申請しようとする者は，「教科又は教職に関する科目」について，合計24単位以上を修得すること。
   ただし，免許教科及び学校種ごとに１種免許状の基礎資格を充足していなければならない。

2. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。

3. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。

4. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。

5. 学期の名称と時期は以下のとおり。
   ※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

数学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数			主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
			講義	演習	実験実習					
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目）										
数学研究	１０	通　年		5		MC1～2	数学			
（第１選択科目群）										必修科目10単位，第１選択科目群及び第２選択科目群から20単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。 第２選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
現代数学概説	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数理科学概説	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数学基礎研究Ⅰ	2	第１学期		2		MC1	数学			
数学基礎研究Ⅱ	2	第２学期		2		MC1	数学			
数学基礎研究Ⅲ	2	第１学期		2		MC2	数学			
数学基礎研究Ⅳ	2	第２学期		2		MC2	数学			
数学基礎探究	1	第１学期		1		MC1	数学			
数学交流探究	1	第２学期		1		MC1～2	数学			
数学独立探究Ⅰ	2	第１学期		2		MC1～2	数学			
数学独立探究Ⅱ	2	第２学期		2		MC1～2	数学			
（第２選択科目群）										
代数学講義	2	第1・2学期	2			MC1～2	数学			
代数学特論Ａ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
代数学特論Ｂ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
幾何学講義	2	第1・2学期	2			MC1～2	数学			
幾何学特論Ａ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
幾何学特論Ｂ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数理解析学講義	2	第1・2学期	2			MC1～2	数学			
数理解析学特論Ａ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
数理解析学特論Ｂ	1	第1・2学期	2			MC1～2	数学	○		
代数学特別講義	1	（集　中）	1			MC1～2	数学			
幾何学特別講義	1	（集　中）	1			MC1～2	数学			
数理解析学特別講義	1	（集　中）	1			MC1～2	数学			
博士後期課程										**博士後期課程の修了要件**
（第３選択科目）										博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
数学特別研究	１２	通　年		6		DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。

※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

物性物理学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目群）										
物理学論文輪講	4	通年		2		MC1～2	理科			
物理学特別研究１	8	通年			8	MC1～2	理科			必修科目群から12単位，選択科目群から18単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。 選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
（選択科目群）										
現代物理学入門	1	第１学期前半	2			MC1～2	理科	○		
統計物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
計算物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
場の統計力学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
誘電体物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
量子光物性	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
半導体物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
電子物性物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
超伝導物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
極低温物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
磁性物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
薄膜表面磁性物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
量子デバイス物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
複雑系物理学	2	第1または2学期	2			MC1～2	理科			
物理学特別講義１	1	（不定）	1			MC1～2	理科			
物理学特別講義２	1	（不定）	1			MC1～2	理科			
博士後期課程										**博士後期課程の修了要件**
（選択科目）										
物理学特別研究２	12	通年			12	DC1～3	－－			
物理学特別研究セミナーA	3	第１学期前半			12	DC1～3	－－			博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
物理学特別研究セミナーB	3	第１学期後半			12	DC1～3	－－			
物理学特別研究セミナーC	3	第２学期前半			12	DC1～3	－－			
物理学特別研究セミナーD	3	第２学期後半			12	DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。
   ※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

宇宙理学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数			主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
			講義	演習	実験実習					
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目群）										
宇宙理学論文輪講	2	通　年		1		MC1～2	理科			必修科目群から12単位，選択科目群から18単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。 選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
宇宙理学論文講読	2	通　年		1		MC1～2	理科			
宇宙理学特別研究１	8	通　年			8	MC1～2	理科			
（選択科目群）										
宇宙理学入門	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
場の理論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
場の理論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
素粒子物理学	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
原子核物理学１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
原子核物理学２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
宇宙物理学１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
宇宙物理学２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
物質進化学特論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
物質進化学特論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
惑星システム学特論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
惑星システム学特論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
惑星気象学特論１	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
惑星気象学特論２	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
宇宙物質相転移科学特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
宇宙低温物質科学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
宇宙理学特別講義１	1	（集　中）	1			MC1～2	理科			
宇宙理学特別講義２	1	（集　中）	1			MC1～2	理科			
博士後期課程										**博士後期課程の修了要件**
（選択科目）										博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
宇宙理学特別研究２	１２	通　年			１２	DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。

※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月
・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月
・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月
・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

自然史科学専攻

授業科目	単位	開講期等	週当配当時間数 講義	演習	実験実習	主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
博士前期（修士）課程										**博士前期（修士）課程の修了要件**
（必修科目群）										
自然史科学論文講読１	4	通　年		2		MC1～2	理科			
自然史科学特別研究１	8	通　年			8	MC1～2	理科			必修科目群から12単位，第１選択科目群から18単位以上を含み，合計30単位以上を修得すること。
（第１選択科目群）										第１選択科目群の単位には，理学院共通科目群，大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目を含むことができる。
地球惑星システム科学概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		なお，第1選択科目群のうち，4単位以上は大学院共通授業科目から修得すること。
マグマ科学概論	1	第１学期前半	2			MC1～2	理科			
マグマ科学特論	1	第１学期後半	2			MC1～2	理科			
地球化学特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
地球惑星物質学概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科			
地球惑星物質学特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
有機地球化学概論	1	第１学期前半	2			MC1～2	理科			
有機地球化学特論	1	（集　中）	2			MC1～2	理科			
変動帯テクトニクス概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
変動帯テクトニクス特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
地震学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
地球環境史概論	1	（集　中）	2			MC1～2	理科	○		
地球環境史特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
地球内部構造特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
地殻ダイナミクス特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
衛星測地学概論	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
衛星測地学特論	1	第２学期後半	2			MC1～2	理科			
地震火山計測特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
構造探査学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
大気科学特論	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
海洋気候物理学特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
地震・火山噴火予知特論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
多様性生物学入門	1	第２学期前半	2			MC1～2	理科	○		
多様性生物学特論Ⅰ	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
多様性生物学特論Ⅱ	2	第２学期	2			MC1～2	理科			
多様性生物学概論	2	第２学期後半	4			MC1～2	理科			
多様性生物学研究法	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
分類学概論	2	第１学期	2			MC1～2	理科			
進化学概論	2	第２学期	2			MC1～2	理科	○	一部の科目のみ	
科学技術と社会システム特論Ⅰ	1	第１学期前半	2			MC1～2	教職			
科学技術と社会システム特論Ⅱ	1	第１学期後半	2			MC1～2	教職			
科学技術コミュニケーション特論Ⅰ	1	第１学期前半	2			MC1～2	教職	○		
科学技術コミュニケーション特論Ⅱ	1	第１学期後半	2			MC1～2	教職	○		
科学技術コミュニケーション特論Ⅲ	2	第２学期	2			MC1～2	教職			
博物館コミュニケーション特論	2	第１・２学期		2		MC1～2	教職	○		
科学技術史特論	2	第１学期	2			MC1～2	教職			
科学技術基礎論	2	第２学期	2			MC1～2	教職			
科学教育授業設計特論	2	第１学期	2			MC1～2	教職			
科学技術社会構成論Ⅰ	1	第１学期前半	2			MC1～2	教職			
科学技術社会構成論Ⅱ	1	第１学期後半	2			MC1～2	教職	○		
理科教育課程マネジメント特論	2	第２学期	2			MC1～2	教職			
自然史科学特別講義Ⅰ	1	（集　中）	1			MC1～2	理科			
自然史科学特別講義Ⅱ	1	（集　中）	1			MC1～2	理科			
自然史科学特別講義Ⅲ	1	（集　中）	1			MC1～2	理科			
自然史科学特別講義Ⅳ	1	（集　中）	1			MC1～2	理科			
博士後期課程										
（第２選択科目群）										**博士後期課程の修了要件**
自然史科学論文講読２	6	通　年		3		DC1～3	－－			博士前期（修士）課程から通算して30単位以上を修得すること。※例外規定あり（学院規程第7条参照）
自然史科学特別研究２	１２	通　年			１２	DC1～3	－－			

備考

1. 同一授業科目で内容の異なる授業が開講される場合は，当該授業科目を複数履修することができる。
2. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。
3. 開講期が「不定」「集中」の科目は時期が決まり次第，理学情報システム掲示及び掲示板でお知らせします。
4. 学期の名称と時期は以下のとおり。

※年度によっては，曜日の都合により学期開始終了月が変わることがあるので，年間行事予定等で確認すること。

・第1学期前半 ： 春ターム　4月～ 5月　　・第2学期前半 ： 秋ターム　10月～11月

・第1学期後半 ： 夏ターム　6月～ 7月　　・第2学期後半 ： 冬ターム　12月以降

自然史科学専攻推奨科目群（大学院共通授業科目）

授業科目（講義題目）	単位	開講期等	週当配当時間数			主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
			講義	演習	実験実習					
大学院共通授業科目：自然科学・応用科学（新自然史科学特別講義（地球と生命の自然史））	2	第1学期	2			MC1～2	－－	○		

自然史科学専攻推奨科目群（環境科学院開講科目）

授業科目（講義題目）	単位	開講期等	週当配当時間数			主な対象学年	教職課程	大学院共通授業科目	備考	修了要件
			講義	演習	実験実習					
多様性生物学基礎論	2	第2学期前半	4			MC1～2	－－	○		

備考
1. 開講期等は，都合により変更することがあるので，シラバスや掲示で確認すること。

出典：理学院規程集

○北海道大学大学院通則

昭和29年３月17日

海大達第３号

第１章　総則

（目的）

第１条　北海道大学（以下「本学」という。）の大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科，学院，研究院，教育部，連携研究部及び専攻）

第２条　大学院に，研究科，学院，研究院，教育部及び連携研究部を置き，各研究科，学院及び教育部にそれぞれ専攻を置く。

２　前項に規定する研究科，学院及び教育部並びにそれぞれに置かれる専攻は，次のとおりとする。

法学研究科

法学政治学専攻

法律実務専攻

水産科学院

海洋生物資源科学専攻

海洋応用生命科学専攻

環境科学院

環境起学専攻

地球圏科学専攻

生物圏科学専攻

環境物質科学専攻

理学院

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

農学院

農学専攻

生命科学院

生命科学専攻

臨床薬学専攻

ソフトマター専攻

教育学院

教育学専攻

国際広報メディア・観光学院

国際広報メディア・観光学専攻

保健科学院

保健科学専攻

工学院

応用物理学専攻

材料科学専攻

機械宇宙工学専攻

人間機械システムデザイン専攻

エネルギー環境システム専攻

量子理工学専攻

環境フィールド工学専攻

北方圏環境政策工学専攻

建築都市空間デザイン専攻

空間性能システム専攻

環境創生工学専攻

環境循環システム専攻

共同資源工学専攻

総合化学院

総合化学専攻

経済学院

現代経済経営専攻

会計情報専攻

医学院

医科学専攻

医学専攻

歯学院

口腔医学専攻

獣医学院

獣医学専攻

医理工学院

医理工学専攻

国際感染症学院

感染症学専攻

国際食資源学院

国際食資源学専攻

文学院

人文学専攻

人間科学専攻

情報科学院

情報科学専攻

公共政策学教育部

公共政策学専攻

3　第１項に規定する研究院及び研究部は，次のとおりとする。

水産科学研究院

地球環境科学研究院

理学研究院

薬学研究院

農学研究院

先端生命科学研究院

教育学研究院

メディア・コミュニケーション研究院

保健科学研究院

工学研究院

経済学研究院

医学研究院

歯学研究院

獣医学研究院

文学研究院

情報科学研究院

公共政策学連携研究部

（課程）

第３条　各研究科及び学院の課程は，博士課程とする。ただし，法学研究科法律実務専攻及び経済学院

会計情報専攻の課程は専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第２項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし，工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻は修士課程とする。

２　前条第２項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は，専門職学位課程とする。

３　第１項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は，専門職大学院（学校教育法第99条第２項の専門職大学院をいう。以下同じ。）とする。

４　第１項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は，法科大学院の課程（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項の法科大学院の課程をいう。以下同じ。）とし，当該専攻は法科大学院とする。

５　前条第２項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は，共同教育課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第31条第１項に規定する共同教育課程をいう。）とし，当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。

第３条の２　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

２　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

３　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

４　法科大学院の課程は，専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものをいう。

（標準修業年限等）

第４条　博士課程の標準修業年限は，５年とする。ただし，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の標準修業年限は，４年とする。

２　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

３　前項の規定にかかわらず，修士課程の標準修業年限は，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，研究科又は学院の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満とすることができる。

４　博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）は，これを前期２年の課程及び後期３年の課程に区分し，前期２年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

５　前項の前期２年の課程は修士課程といい，後期３年の課程は博士後期課程という。

６　専門職学位課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，法科大学院の課程の標準修業年限は，３年とする。

７　前項本文の規定にかかわらず，専門職学位課程の標準修業年限は，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，専門職学位課程の置かれる研究科，学院及び教育部（以下「研究科等」という。）の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，１年以上２年未満の期間とすることができる。

８　修士課程にあっては４年（第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限の２倍に相当する年数），博士後期課程にあっては６年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては８年，専門職学位課程にあっては４年（前項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限の２倍に相当する年数）を超えて在学することができない。ただし，法科大学院の課程にあっては，６年を超えて在学することができない。

（長期履修）

第４条の２　研究科（法科大学院を除く。），学院及び教育部において，学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限（前条第３項及び第７項に規定する標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は，次に掲げるとおりとする。

(1)　修士課程　４年以内

(2)　博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程　６年以内

(3)　専門職学位課程　４年以内

３　第１項の規定により長期履修を認められた者のうち，修士課程及び専門職学位課程の学生にあっては，前条第８項本文の規定にかかわらず，長期履修を認められた期間に２年を加えた期間を超えて在学することができない。

４　前３項に規定するもののほか，長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（学年）

第５条　学年は，４月１日に始まり翌年３月31日に終る。

（学期）

第６条　学年を分けて次の２学期とする。

第１学期　４月１日から９月30日まで

第２学期　10月１日から翌年３月31日まで

２　研究科等において必要と認めるときは，前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

３　研究科等において必要と認めるときは，第１項に定める各学期を分けて，授業を行う期間を定めることができる。

（休業日）

第７条　学年中の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

２　前項の春季休業日，夏季休業日及び冬季休業日は，研究科等において別に定める。

３　臨時の休業日は，その都度総長が定める。

４　研究科等において必要と認めるときは，休業日に授業を行うことができる。

（収容定員）

第８条　研究科等の収容定員は，別表のとおりとする。

第２章　入学，再入学，転学，転科，転専攻及び留学

（入学等の時期）

第９条　入学，再入学，転学，転科（学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同じ。）及び転専攻の時期は，４月とする。ただし，研究科等が必要と認めたときは，10月とすることができる。

（入学資格）

第10条　修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法第104条第７項の規定により，学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府

又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第５号において同じ。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者

(9)　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(10)　本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第３項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2)　外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，第22条第２項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があ

ると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　本学の大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

第11条　生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

(1)　大学における医学，歯学又は修業年限６年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

(2)　外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5)　外国の大学その他の外国の学校において，修業年限が５年以上である医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　大学（医学，歯学，獣医学又は修業年限６年の薬学を履修する課程に限る。）に４年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。），外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(8)　本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（入学出願手続）

第12条　入学，再入学，転学，転科及び転専攻を志願する者は，当該研究科等の定める願書その他指定する書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。

（再入学及び転学）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者については，選考の上，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が再入学又は転学を許可することがある。

(1)　本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

(2)　他の大学の大学院又は国際連合大学の課程に在学する者で所属の研究科等の長又は大学長の許可書を添え本学の大学院に転学を志願する者

（転科及び転専攻）

第13条の２　次の各号のいずれかに該当する者については，選考の上転科又は転専攻を許可することがある。

(1)　本学大学院に在学する者で課程の中途において当該研究科等の長の許可書を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者

(2)　本学大学院に在学する者で課程の中途において指導教員の許可書を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者

（再入学等における既修得単位等）

第13条の３　前２条の規定により，再入学，転学，転科又は転専攻を許可された者の本学，他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目，単位及び在学期間は，その一部又は全部を当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て通算することができる。

（留学）

第14条　学生が，第24条第１項の規定により外国の大学の大学院に，又は同条第４項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは，研究科等の長に願い出て，その許可を受けなければならない。

２　留学の期間は，修業年限に算入する。

第３章　休学，退学及び除籍

（休学）

第15条　学生が病気その他の事由により２月以上修学できないときは，休学願に，医師の診断書又は詳細な事由書を添えて，当該研究科等の長に提出し，その許可を得て，当該学年の終りまで休学することができる。

第16条　病気その他の事由により，修学が不適当と認められる者に対しては，休学を命ずることがある。

（復学）

第17条　休学している学生が，休学期間中にその事由が消滅したときは，復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し，その許可を得て復学することができる。

（休学期間）

第17条の２　修士課程にあっては２年（第４条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限と同一の期間），博士後期課程にあっては３年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては４年，専門職学位課程にあっては２年（第４条第７項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限と同一の期間）を超えて休学することができない。ただし，法科大学院の課程にあっては，３年を超えて休学することができない。

（休学期間の取扱い）

第18条　休学期間は，在学期間に算入しない。

（退学）

第19条　学生が病気その他の事由により退学しようとするときは，詳細な事由を記した退学願を当該研究科等の長に提出し，その許可を受けなければならない。

（除籍）

第20条　次の各号のいずれかに該当する者は，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が除籍する。

(1)　第４条第８項及び第４条の２第３項に規定する在学年限を超えたとき。

(2)　欠席が長期にわたるとき，又は成業の見込みがないとき。

(3)　第28条の２第５項，第７項又は第８項の規定により納付すべき入学料を納付しないとき。

(4)　授業料の納付を怠り督促を受け，なお納付しないとき。

第４章　教育課程，授業科目，修了要件及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第21条　大学院（専門職大学院を除く。以下この条，第22条第５項，第39条及び第42条第１項において同じ。）は，当該大学院，研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては，大学院は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

３　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

（専門職大学院の教育課程の編成方針）

第21条の２　専門職大学院は，第３条の２第３項及び第４項に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものと

する。

２　専門職大学院は，専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえ，必要な授業科目を開発し，当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに，当該状況の変化に対応し，授業科目の内容，教育課程の構成等について，不断の見直しを行うものとする。

３　前項の規定による授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しは，次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに，適切な体制を整えて行うものとする。

４　専門職大学院においては，その目的を達し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

５　専門職大学院においては，第21条の８第２項の規定により多様なメディアを高度に利用して，授業を行う教室等以外の場所で履修させることは，これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる授業について，行うことができるものとする。

（教育課程連携協議会）

第21条の３　専門職大学院に，産業界等との連携により，教育課程を編成し，及び円滑かつ効果的に実施するため，教育課程連携協議会を置く。

２　教育課程連携協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第21条の４　大学院に，文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された次の学位プログラム（次項において「リーディングプログラム」という。）を置く。

One　Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム

物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム

２　リーディングプログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（インテグレイテッドサイエンスプログラム）

第21条の５　大学院に，第47条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして，インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

２　インテグレイテッドサイエンスプログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第21条の６　大学院に，文部科学省が所管する卓越大学院プログラムにより採択された次の学位プログラム（次項において「卓越大学院プログラム」という。）を置く。

One　Healthフロンティア卓越大学院プログラム

２　卓越大学院プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（教育課程の編成方法）

第21条の７　研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は，各研究科等の定めるところ

による。

2　前項の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもって１単位とする。

3　前項の規定にかかわらず，修了論文，修了研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第21条の８　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第１項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

（大学院共通授業科目）

第21条の９　大学院に，第21条の７第１項に定める授業科目のほか，複数の研究科等の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。

2　共通授業科目のうち別に定める科目は，第21条の７第１項に定める授業科目とすることができる。

3　研究科等において，教育上有益と認めるときは，当該研究科等の授業科目に含まれない共通授業科目を指定して履修させ，修士課程，博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

4　前項に定めるもののほか，共通授業科目に関し必要な事項は，別に定めるところによる。

（単位の授与）

第21条の10　研究科等は，一の授業科目を履修した学生に対しては，試験の上単位を与えるものとする。ただし，第21条の７第３項の授業科目については，研究科（専門職大学院を除く。以下同じ。）又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（授業方法等の明示）

第21条の11　研究科及び学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　研究科及び学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第21条の12　研究科及び学院は，当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（修了要件）

第22条　修士課程の修了要件は，大学院に２年（２年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該修士課程の目的に応じ，当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　修士課程（工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。）の修了要件は，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて，研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該修士課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査

３　博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）の修了要件は，大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

４　第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については，前項中「５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と，

「３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて，前項の規定を適用する。

５　前２項の規定にかかわらず，修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院に３年（法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（大学院設置基準第３条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第３条第１項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間とし，大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては，３年から当該課程における在学期間（２年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第23条　生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の修了要件は，大学院に４年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年以上在学すれば足りるものとする。

第23条の２　専門職学位課程の修了要件は，専門職大学院に２年以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得することとする。

２　専門職大学院を置く研究科等は，第24条の３第１項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲において，当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該専門職学位課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，法科大学院の課程の修了要件は，法科大学院に３年以上在学し，所定の授業科目を履修し，94単位以上を修得することとする。

（専門職大学院における授業方法等の明示等）

第23条の３　専門職大学院を置く研究科等は，専門職学位課程に在学する学生（以下この条において「専門職学位課程学生」という。）に対して，授業の方法及び内容，１年間の授業の計画をあらかじめ明

示するものとする。

２　専門職大学院を置く研究科等は，学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，専門職学位課程学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

３　専門職大学院を置く研究科等は，当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

４　専門職大学院を置く研究科等は，専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，専門職学位課程学生が１年間又は１学期間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。

（他の研究科等における授業科目の履修）

第23条の４　研究科等において，教育上有益と認めるときは，他の専攻若しくは他の研究科等の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目を指定して履修させ，修士課程，博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

２　前項の規定により，他の研究科等の専攻又は学部の授業科目を履修させる場合において，その必要を認めた研究科等の長は，他の研究科等の長又は学部長にこの旨を依頼するものとする。

３　前２項の規定による手続その他の取扱いについては，各研究科等の定めるところによる。

（博士論文の試験）

第23条の５　第22条第３項及び第５項並びに第23条の試験は，論文を中心として，これに関連ある授業科目について行う。

（学位論文の提出期日）

第23条の６　学位論文の提出期日は，各研究科又は学院の定めるところによる。

（他の大学の大学院等における授業科目の履修等）

第24条　研究科等において，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

２　前項の規定の実施に当たっては，当該他の大学との間において，履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

３　第１項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程，第４条第４項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあってはそれぞれ10単位を，専門職学位課程にあっては第23条の２第１項に規定する単位数の２分の１（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えない範囲において，当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，第４条第４項の博士課程にあっては，修士課程及び博士後期課程を通算して10単位を超えないものとする。

４　研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上，学生が，当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

５　研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，学生が，他の専攻又は他の研究科若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における学修）

第24条の２　研究科等において教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について，本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，前条第３項本文の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程，第４条第４項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては10単位，専門職学位課程にあっては第23条の２第１項に規定する単位の２分の１（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条の３　研究科等において教育上有益と認めるときは，新たに本学大学院の第１年次に入学した学生が，本学大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を，本学大学院に入学した後の当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，本学の大学院において修得した単位以外のものについては，10単位を超えないものとする。ただし，専門職学位課程にあっては，第24条第３項本文及び前条第２項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて第23条の２第１項に規定する単位の２分の１（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えないものとする。

（法科大学院における在学期間等の取扱い）

第24条の４　法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては，第23条の２第３項に規定する在学期間については１年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し，同条に規定する単位については30単位を超えない範囲において，当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は，第24条第３項

本文，第24条の２第２項及び前条第２項ただし書の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

３　第１項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は，第４条第８項ただし書の規定にかかわらず，同条第６項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間の２倍に相当する期間を超えて在学することができない。

４　第１項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は，第17条の２ただし書の規定にかかわらず，第４条第６項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学することができない。

（外国の大学との共同研究指導プログラム）

第24条の５　研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，外国の大学との協議に基づき，本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し，当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第５章　学位授与

（学位）

第25条　研究科等において所定の課程を修了した者に対し，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

２　前項の規定にかかわらず，本学に論文を提出してその審査に合格し，かつ，前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについて，試験及び試問の方法により確認された者に対し，博士の学位を授与する。ただし，総長が別に定めるところにより，試問を免除し，又は試問以外の方法をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

３　修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は，北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第６章　懲戒

（懲戒）

第26条　総長は，学生が本学の規則に違反し，又はその本分に反する行為があったときは，当該研究科等の教授会の議を経て，懲戒する。ただし，同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは，当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て，懲戒する。

２　懲戒は，譴責，停学及び退学とする。

（停学期間の取扱い）

第26条の２　停学期間は，在学期間に算入しない。

第７章　検定料，入学料及び授業料

（検定料）

第27条　入学又は転入学を志望する者は，検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第28条　入学料は，入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし，次条第１項の規定により入学料の免除又は同条第２項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した場合は，この限りでない。

（入学料の免除及び徴収の猶予）

第28条の２　経済的理由により入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，その者からの申請に基づき，入学料の全額又は半額を免除することができる。

２　経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては，その者からの申請に基づき，入学料の徴収を猶予することができる。

３　第１項の規定により入学料の免除又は前項若しくは第６項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者に対しては，入学料の免除若しくは徴収の猶予が許可され，又は不許可とされるまでの間は，入学料の徴収を猶予する。

４　第１項の規定により入学料の免除又は第２項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは，納付すべき入学料を納付しなければならない。

５　第１項の規定により入学料の免除又は第２項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が，入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

６　前項の規定により入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は，所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。

７　前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が，徴収の猶予の許可又は不許可を告知されたときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

８　第３項の規定により入学料の徴収を猶予された者及び第５項又は前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請し，その許可を告知された者が，当該猶予の期間中に退学を願い出たときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

９　前各項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（授業料）

第29条　授業料は，各年度に係る授業料について，前期（毎年４月１日から９月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月１日から翌年３月31日までとする。以下同じ。）の２期に区分して納付するものとし，前期にあっては５月，後期にあっては11月にそれぞれ年額の２分の１に相当する額を納付しなければならない。ただし，総長が特に必要と認めた場合には，この項本文の規定による納付

の時期を延期することができる。

２　納付期限は，別にこれを定める。

３　前２項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

４　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項及び第２項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

（学年の中途で修了する者の授業料）

第29条の２　特別の事情により，学年の中途で課程を修了する者の授業料の額は，その者の授業料の年額の12分の１に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。以下同じ。）に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の５月に納付しなければならない。ただし，課程を修了する月が10月以後であるときは，後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

２　前項に定めるもののほか，学年の中途で課程を修了する者の授業料の取扱いについては，別に定める。

（長期履修者の授業料）

第29条の３　第４条の２の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，第33条第１項第３号の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。

２　前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で課程を修了する場合の授業料の額は，同項の規定により定められた授業料の年額の12分の１に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の５月に納付しなければならない。ただし，課程を修了する月が10月以後であるときは，後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

３　第１項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合には，当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期在学期間の短縮を認められたときに納付しなければならない。

４　前３項に定めるもののほか，長期履修を認められた者の授業料の取扱いについては，別に定める。

（退学者等の授業料）

第30条　前期又は後期の中途において退学し，又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては，別に定める場合を除き，これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

２　停学を命ぜられた期間中であっても，当該期間分の授業料を納付しなければならない。

（休学者の授業料）

第31条　前期又は後期の全期間を通じて休学するときは，その期分の授業料を免除する。

２　前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

３　休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学した場合には，その者の授業料の年額の12分の１に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（１月未満の端数があるときは，これを１月とする。）を乗じて得た額を，復学した日の属する月に納付しなければならない。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第32条　経済的事由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

２　前項により，授業料の免除の許可を受けようとする者は，所定の期日までに，事由を具して当該研究科等の長を経て総長に許可を願い出なければならない。

３　授業料の免除を許可する者は，各期ごとに定める。

４　第２項の規定により授業料の免除の許可を願い出た者に対しては，授業料の全部若しくは一部の免除が許可され，又は不許可とされるまでの間は，授業料の徴収を猶予する。

５　授業料の免除を申請した者が，免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは，所定の期日までに，納付すべき授業料を納付しなければならない。

６　授業料の免除の許可若しくは第４項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは，当該許可等を取り消すものとし，当該学生は，所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

７　前各項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（検定料，入学料及び授業料の額）

第33条　本学大学院における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は，次のとおりとする。

(1)　検定料　30,000円

(2)　入学料　282,000円

(3)　授業料の年額　535,800円（法科大学院の課程にあっては804,000円）

２　法科大学院の課程に係る入学者選抜において，出願書類による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は，前項第１号の規定にかかわらず，第１段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第２段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

（検定料等の還付）

第34条　既納の検定料，入学料及び授業料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

(1)　法科大学院の課程に係る入学者選抜において，第１段階目の選抜を行い，第２段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が，第１段階目の選抜で不合格となった場合　前条第２項に定める第２段階目の選抜に係る額に相当する額

(2)　前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が，その年の９月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合　後期に係る授業料に相当する額

(3)　入学を許可されるときに授業料を納付した者が，その年の３月31日までに入学を辞退した場合　当該授業料相当額

第８章　聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生

（聴講生）

第35条　本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は，研究科等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，聴講生として許可することができる。

２　聴講生の受入れについては，北海道大学聴講生規程（平成７年海大達第21号）の定めるところによる。

（科目等履修生）

第36条　本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し，単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は，研究科等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，科目等履修生として許可することができる。

２　科目等履修生の受入れについては，北海道大学科目等履修生規程（平成５年海大達第32号）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第37条　本学の大学院において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，研究科等において，特別聴講学生として許可することができる。

２　前項の規定によるもののほか，Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，高等教育推進機構において，特別聴講学生として許可することができる。この場合において，外国の大学の大学院の学生に係る許可については，当該外国の大学との協議に基づかないことができるものとする。

（特別聴講学生の検定料等）

第38条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

２　特別聴講学生に係る授業料は，北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。

３　特別聴講学生に係る授業料は，１単位ごとにこれを納付しなければならない。ただし，特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号。第40条において「不徴収規程」という。）に基づく学生であるときは，授業料を徴収しない。

（特別研究学生）

第39条　本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，研究科，学院，研究院，連携研究部又は研究所等において，特別研究学生として許可することができる。

（特別研究学生の検定料等）

第40条　特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

２　特別研究学生に係る授業料は，検定料等規程の定めるところによる。ただし，特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは，授業料を徴収しない。

（特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の還付）

第41条　特別聴講学生及び特別研究学生に係る既納の授業料は，これを還付しない。

（研究生）

第42条　本学の大学院又は研究所等において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は，研究科，研究院，連携研究部又は研究所等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，研究生として許可することができる。

２　研究生の受入れについては，北海道大学研究生規程（平成３年海大達第３号）の定めるところによる。

第９章　外国人留学生

第43条　削除

第44条　削除

第45条　削除

第46条　削除

（外国人留学生）

第47条　外国人で第10条又は第11条の規定により，大学院に入学を志願する者があるときは，当該研究科等の教授会の議を経て，外国人留学生（以下「留学生」という。）として，総長が入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学を許可する留学生が，本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において，検定料，入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは，これらを徴収しない。

３　前項に規定する場合のほか，第１項の規定により入学を許可する留学生について，総長が特に必要と認めた場合には，検定料，入学料及び授業料を徴収しないことができる。

４　第１項の留学生は，定員外とすることができる。

第48条　留学生については，この章で定めるもののほか，この通則の定めるところによる。

第10章　特別の課程

（履修証明プログラム）

第49条　総長は，学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

２　前項に定めるもののほか，履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定めるところによる。

附　則

この通則は，昭和28年４月１日から施行する。

附　則（昭和30年２月16日海大達第５号）

この通則は，昭和30年１月19日から施行する。

附　則（昭和30年６月22日海大達第23号）

この通則は，昭和30年４月１日から施行する。

附　則（昭和31年３月20日海大達第２号）

この通則は，昭和30年８月３日から施行し，昭和30年４月１日から適用する。

附　則（昭和31年５月16日海大達第９号）

この通則は，昭和31年４月１日から施行する。但し，昭和31年３月31日以前の入学にかかる学生の授業料は従前の額による。

附　則（昭和32年７月24日海大達第19号）

この通則は，昭和32年４月１日から施行する。但し，昭和32年３月31日以前の入学にかかる聴講生の聴講料は従前の額による。

附　則（昭和33年３月20日海大達第１号）

この通則は，昭和33年３月20日から施行する。

附　則（昭和33年９月17日海大達第14号）

この通則は，昭和33年４月１日から施行する。

附　則（昭和38年１月16日海大達第１号）

この規程は，昭和38年４月１日から施行する。

附　則（昭和38年12月21日海大達第27号）

1　この規程は，昭和38年12月21日から施行し，昭和38年４月１日から適用する。

2　昭和38年３月31日以前の入学に係る者の授業料及び聴講料の額は，なお，従前の例による。

3　昭和38年４月１日以後に，転学又は再入学した者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附　則（昭和41年４月19日海大達第４号）

この通則は，昭和41年４月19日から施行し，昭和41年４月１日から適用する。

附　則（昭和41年７月20日海大達第21号）抄

1　この規程は，昭和41年７月20日から施行し，昭和41年４月１日から適用する。

2　昭和41年度の入学，転学又は再入学に係る検定料の額は，この規程による改正後の（中略）北海道大学大学院通則第27条及び第36条第１項（中略）の規定にかかわらず，なお，従前の例による。

附　則（昭和42年６月14日海大達第23号）

この規程は，昭和42年６月14日から施行し，昭和42年４月１日から適用する。

附　則（昭和43年１月17日海大達第１号）

この規程は，昭和43年１月17日から施行する。

附　則（昭和43年７月17日海大達第16号）

この規程は，昭和43年７月17日から施行する。

附　則（昭和44年８月４日海大達第13号）

この規程は，昭和44年８月４日から施行する。

附　則（昭和45年４月15日海大達第18号）

この規程は，昭和45年４月15日から施行する。

附　則（昭和47年７月19日海大達第26号）

1　この規程は，昭和47年７月19日から施行し，昭和47年４月１日から適用する。

2　この規程施行の際現に在学する者（昭和47年度に入学した者を除く。）に係る授業料又は聴講料の額は，この規程による改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第29条又は第36条第４項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　この規程の適用の日以後において，転学，編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，新規程第29条の規定にかかわらず，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4　昭和47年度に入学した者が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は，新規程第29条の規定にかかわらず，前期9,000円，後期１万8,000円の額を合わせた額とし，新規程第30条第１項の規定にかかわらず，当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付しなければならないものとする。

5　昭和47年度に聴講生として入学した者が納付しなければならない同年度に係る聴講料の額は，新規程第36条第４項の規定にかかわらず，１単位につき前期（４月１日から９月30日までをいう。以下こ

の項において同じ。）600円，後期（10月１日から翌年３月31日までをいう。以下この項において同じ。）1,200円とする。ただし，単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る１単位の聴講料の額は，前期の１単位の聴講料の額の２分の１に相当する額と，後期の１単位の聴講料の額の２分の１に相当する額とを合わせた額とする。

6　昭和47年度に入学を許可される者に係る入学料の額は，新規程第28条第１項又は第36条第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

7　昭和47年度の入学，転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，新規程第27条又は第36条第１項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（昭和47年12月20日海大達第39号）

1　この規程は，昭和47年12月20日から施行し，昭和47年４月１日から適用する。

2　昭和47年４月１日前から休学の許可を得て外国の大学の大学院において学修している者については，同日以降，その学修の実態に応じて，この規程による改正後の北海道大学大学院通則第14条の２第１項の規定により留学したものとして取り扱うことができる。

附　則（昭和49年５月15日海大達第12号）

この規程は，昭和49年５月15日から施行し，昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年３月19日海大達第５号）

この規程は，昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年４月16日海大達第12号）

1　この規程は，昭和50年４月16日から施行し，昭和50年４月１日から適用する。

2　昭和50年度の入学，転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，この規程による改正後の北海道大学大学院通則第27条及び第36条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（昭和51年４月21日海大達第11号）

1　この規程は，昭和51年４月21日から施行し，昭和51年４月１日から適用する。

2　北海道大学大学院経済学研究科経済政策専攻は，改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第２条の規定にかかわらず，昭和51年３月31日に当該専攻の修士課程又は博士後期課程に在学する者が，当該専攻の修士課程又は博士後期課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　昭和51年３月31日に在学する者に係る授業料の額は，新規程第29条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　昭和51年４月１日以後において，転学，編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，新規程第29条の規定にかかわらず，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

5　昭和51年度において入学した者が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は，新規程第29条の規定にかかわらず，６万6,000円とし，新規程第30条第１項の規定にかかわらず，前期にあつては

１万8,000円を，後期にあつては４万8,000円をそれぞれの期に納付しなければならない。

6　昭和51年３月31日以後引き続き在学している聴講生，特別聴講学生又は特別研究学生に係る授業料の額は，定められた在学期間（在学期間が延長された場合で，当該延長期間の始期が昭和51年４月１日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は，新規程第36条第４項（第37条の３第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第37条の５第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

7　昭和51年度において入学した聴講生又は特別聴講学生（昭和51年３月31日以後引き続き在学している者であつて，定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年９月１日以後であるものを含む。）が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は，新規程第36条第４項の規定にかかわらず，１単位につき，前期（４月１日から９月30日までをいう。以下同じ。）1,200円，後期（10月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）3,000円とする。ただし，単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る１単位の授業料の額は，前期の１単位の授業料の額の２分の１に相当する額と，後期の１単位の授業料の額の２分の１に相当する額とを合わせた額とする。

8　昭和51年度において入学した特別研究学生（昭和51年３月31日以後引き続き在学している者であつて，定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年４月１日以後であるものを含む。）が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は，新規程第37条の５第２項の規定にかかわらず，前期にあつては月額2,400円，後期にあつては月額6,000円とする。

附　則（昭和51年５月19日海大達第18号）

この規程は，昭和51年５月19日から施行し，昭和51年４月１日から適用する。

附　則（昭和52年５月18日海大達第11号）

（施行期日）

1　この規程は，昭和52年５月18日から施行し，昭和52年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　昭和52年３月31日に，北海道大学大学院理学研究科環境構造学専攻又は北海道大学大学院工学研究科環境計画学専攻（以下「従前の研究科の各専攻」という。）に在学する者で，昭和52年４月１日に，北海道大学大学院環境科学研究科環境構造学専攻又は環境計画学専攻（修士課程）（以下「新研究科の各専攻」という。）に在学することとなつた者の従前の研究科の各専攻における在学期間は，それぞれ新研究科の各専攻における在学期間とみなし，従前の研究科の各専攻において履修した授業科目及び修得した単位は，それぞれ新研究科の各専攻において履修し修得したものとみなす。

3　昭和52年度の入学又は転入学に係る検定料の額は，この規程による改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第27条又は第36条第１項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　昭和52年度における入学又は転入学を許可される者に係る入学料の額は，新規程第28条第１項又は

第36条第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

５～７　略

附　則（昭和53年３月22日海大達第12号）

この規程は，昭和53年３月22日から施行する。ただし，第１条中北海道大学大学院通則第25条第１項の改正規定及び第２条中北海道大学学位規程第２条第２項の改正規定は，昭和53年３月１日から適用する。

附　則（昭和53年４月19日海大達第25号）

この規程は，昭和53年４月19日から施行し，昭和53年４月１日から適用する。

附　則（昭和54年４月25日海大達第９号）

この規程は，昭和54年４月25日から施行し，昭和54年４月１日から適用する。

附　則（昭和54年９月19日海大達第37号）

この規程は，昭和54年９月19日から施行する。

附　則（昭和55年４月16日海大達第13号）

この規程は，昭和55年４月16日から施行し，昭和55年４月１日から適用する。

附　則（昭和56年４月15日海大達第16号）

この規程は，昭和56年４月15日から施行し，昭和56年４月１日から適用する。

附　則（昭和56年７月15日海大達第36号）

この規程は，昭和56年７月15日から施行する。

附　則（昭和57年４月28日海大達第13号）

１　この規程は，昭和57年４月28日から施行し，昭和57年４月１日から適用する。

２　北海道大学大学院文学研究科心理学専攻及び社会学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，昭和57年３月31日に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（昭和59年４月18日海大達第20号）

この規程は，昭和59年４月18日から施行し，昭和59年４月１日から適用する。

附　則（昭和62年１月21日海大達第１号）

この規程は，昭和62年１月21日から施行する。

附　則（平成２年２月21日海大達第１号）

１　この規程は，平成２年２月21日から施行する。ただし，第２条の改正規定，第４条第１項ただし書，第３項及び第５項の改正規定並びに第11条，第17条の２，第22条第６項，第23条，第24条第３項及び第25条の改正規定は，平成２年４月１日から施行する。

２　平成２年３月31日に北海道大学大学院獣医学研究科の博士課程に在学し，引き続き当該課程に在学する者については，改正後の北海道大学大学院通則第４条第１項及び第５項並びに第17条の２及び第

23条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成３年２月20日海大達第１号）

この規程は，平成３年２月20日から施行する。

附　則（平成３年３月20日海大達第４号）

この規程は，平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年５月22日海大達第25号）

この規程は，平成３年５月22日から施行し，平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成３年９月18日海大達第35号）

この規程は，平成３年９月18日から施行し，平成３年７月１日から適用する。

附　則（平成４年１月22日海大達第１号）

この規程は，平成４年４月１日から施行し，改正後の第33条の規定は，平成３年７月１日から適用する。

附　則（平成４年３月18日海大達第４号）

この規程は，平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年６月24日海大達第31号）

この規程は，平成４年７月１日から施行する。

附　則（平成４年７月15日海大達第34号）

この規程は，平成４年７月15日から施行し，平成４年５月１日から適用する。

附　則（平成５年４月１日海大達第11号）

１　この規程は，平成５年４月１日から施行する。

２　理学研究科の植物学専攻，動物学専攻及び高分子学専攻並びに環境科学研究科は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成５年３月31日に当該専攻又は環境科学研究科に在学する者が当該専攻又は環境科学研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　前項に規定する環境科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は，地球環境科学研究科において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は，別に定める。

附　則（平成６年１月19日海大達第２号）

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年４月１日海大達第17号）

１　この規程は，平成６年４月１日から施行する。

２　理学研究科の物理学専攻，地質学鉱物学専攻及び地球物理学専攻並びに工学研究科の金属工学専攻，応用化学専攻及び合成化学工学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成６年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものと

する。

附　則（平成６年10月19日海大達第47号）

この規程は，平成６年10月19日から施行する。

附　則（平成７年４月１日海大達第20号）

１　この規程は，平成７年４月１日から施行する。

２　理学研究科化学第２専攻，工学研究科の精密工学専攻，電気工学専攻，情報工学専攻，電子工学専攻及び生体工学専攻並びに獣医学研究科の形態機能学専攻及び予防治療学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成７年３月31日に当該専攻に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成７年４月１日以降在学者の属する年次に入学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成８年４月１日海大達第16号）

１　この規程は，平成８年４月１日から施行する。

２　工学研究科の機械工学専攻，機械工学第２専攻，応用物理学専攻及び原子工学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成８年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成８年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成９年４月１日海大達第16号）

１　この規程は，平成９年４月１日から施行する。

２　工学研究科の土木工学専攻，建築工学専攻，衛生工学専攻及び資源開発工学専攻並びに農学研究科の農業経済学専攻及び畜産学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成９年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成９年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成10年４月１日海大達第29号）

１　この規程は，平成10年４月１日から施行する。

２　医学研究科生理系専攻，薬学研究科の薬学専攻及び製薬化学専攻並びに農学研究科の林学専攻及び農業工学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成10年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成10年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成11年４月１日海大達第21号）

１　この規程は，平成11年４月１日から施行する。

２　医学研究科社会医学系専攻並びに農学研究科の農学専攻，農業生物学専攻，農芸化学専攻及び林産学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第２条の規定にかかわらず，平成11年３月31日に本学大学

院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成11年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成11年11月24日海大達第51号）

この規程は，平成11年11月24日から施行する。

附　則（平成12年４月１日海大達第22号）

1　この規程は，平成12年４月１日から施行する。

2　文学研究科の哲学専攻，東洋哲学専攻，行動科学専攻，日本史学専攻，東洋史学専攻，西洋史学専攻，英米文学専攻，国文学専攻，独文学専攻，中国文学専攻及び言語学専攻，教育学研究科教育制度専攻，法学研究科の民事法専攻及び公法専攻，経済学研究科の経済学専攻及び経営学専攻，医学研究科の病理系専攻，内科系専攻及び外科系専攻並びに歯学研究科の歯学基礎系専攻及び歯学臨床系専攻は，改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第２条の規定にかかわらず，平成12年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成12年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　水産学研究科の水産増殖学専攻，水産食品学専攻，水産化学専攻及び漁業学専攻は，新規程第２条の規定にかかわらず，本学在学者及び平成12年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，当該研究科の名称は水産科学研究科とする。

附　則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は，平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年７月25日海大達第81号）

この規程は，平成13年７月25日から施行する。

附　則（平成14年４月１日海大達第29号）

この規程は，平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年７月24日海大達第58号）

この規程は，平成14年７月24日から施行する。

附　則（平成15年３月19日海大達第９号）

この規程は，平成15年３月19日から施行し，平成15年３月７日から適用する。

附　則（平成15年４月１日海大達第16号）

この規程は，平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年12月17日海大達第123号）

この規程は，平成15年12月17日から施行する。

附　則（平成16年４月１日海大達第74号）

1　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

2　平成11年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「平成10年度以前在学者」という。）に係る授業料の額及び同年４月１日以降に平成10年度以前在学者の属する年次に入学した者に係る授業料の額は，改正後の第33条第１項第３号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　工学研究科のシステム情報工学専攻及び電子情報工学専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成16年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成16年12月22日海大達第269号）

この規則は，平成16年12月22日から施行する。ただし，改正後の第38条第３項及び第40条第２項の規定は，平成16年４月１日から適用する。

附　則（平成17年４月１日海大達第45号）

1　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

2　経済学研究科の経済システム専攻及び経営情報専攻，工学研究科の物質工学専攻，分子化学専攻，量子物理工学専攻，量子エネルギー工学専攻，機械科学専攻，社会基盤工学専攻，都市環境工学専攻及び環境資源工学専攻，水産科学研究科，水産科学研究科の環境生物資源科学専攻及び生命資源科学専攻，地球環境科学研究科並びに地球環境科学研究科の地圏環境科学専攻，生態環境科学専攻，物質環境科学専攻及び大気海洋圏環境科学専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成17年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　前項の規定により存続するものとされた水産科学研究科の環境生物資源科学専攻及び生命資源科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については水産科学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は水産科学院において定めるものとする。

4　第２項の規定により存続するものとされた地球環境科学研究科の地圏環境科学専攻，生態環境科学専攻，物質環境科学専攻及び大気海洋圏環境科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については環境科学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は環境科学院において定めるものとする。

附　則（平成18年１月23日海大達第２号）

1　この規則は，平成18年１月23日から施行する。ただし，第47条第３項の改正規定は，平成18年４月１日から施行する。

2　平成18年３月31日に本学大学院に在学する外国人留学生（以下この項において「本学在学者」という。）に係る定員及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学した外国人留学生に係る定員は，改正後の第47条第３項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成18年４月１日海大達第24号）

１　この規則は，平成18年４月１日から施行する。

２　理学研究科，理学研究科の数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物科学専攻及び地球惑星科学専攻，薬学研究科，薬学研究科の生体分子薬学専攻，創薬化学専攻及び医療薬学専攻，農学研究科並びに農学研究科の生物資源生産学専攻，環境資源学専攻及び応用生命科学専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成18年３月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　前項の規定により存続するものとされた理学研究科の数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物科学専攻及び地球惑星科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については理学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は理学院において定めるものとする。

４　第２項の規定により存続するものとされた薬学研究科（以下この項において「薬学研究科」という。）の生体分子薬学専攻，創薬化学専攻及び医療薬学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については薬学研究科において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は薬学研究科において定めるものとする。

５　第２項の規定により存続するものとされた農学研究科の生物資源生産学専攻，環境資源学専攻及び応用生命科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については農学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は農学院において定めるものとする。

附　則（平成19年１月22日海大達第２号）

１　この規則は，平成19年１月22日から施行する。ただし，第４章の改正規定は，平成19年４月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日から引き続き在学する者及びこの規則の施行日の前日までに入学手続を終了した者の除籍については，改正後の第20条第３号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成19年４月１日海大達第38号）

１　この規則は，平成19年４月１日から施行する。

２　教育学研究科，教育学研究科の教育学専攻，医学研究科の生体機能学専攻，病態制御学専攻，高次診断治療学専攻，癌医学専攻，脳科学専攻及び社会医学専攻，国際広報メディア研究科並びに国際広報メディア研究科の国際広報メディア専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成19年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　前項の規定により存続するものとされた教育学研究科の教育学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については教育学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は教育学院において定めるものとする。

4　第２項の規定により存続するものとされた国際広報メディア研究科の国際広報メディア専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については国際広報メディア・観光学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は国際広報メディア・観光学院において定めるものとする。

附　則（平成19年12月26日海大達第268号）

この規則は，平成19年12月26日から施行する。ただし，第21条第１項及び第21条の２第１項の改正規定，第21条の３第１項を削り，同条第２項を同条第１項とし，同条第３項を同条第２項とし，同条第４項を同条第３項とする改正規定並びに第21条の６第１項及び第21条の７第１項の改正規定は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日海大達第28号）

この規則は，平成20年４月１日から施行する。ただし，改正後の第23条の５の規定は平成19年４月１日から適用する。

附　則（平成20年12月22日海大達第158号）

この規則は，平成20年12月22日から施行し，改正後の第29条第１項，第29条の２第１項及び第29条の３第２項の規定は，平成21年度に係る授業料から適用する。

附　則（平成21年４月１日海大達第32号）

この規則は，平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日海大達第57号）

1　この規則は，平成22年４月１日から施行する。

2　工学研究科，工学研究科の応用物理学専攻，有機プロセス工学専攻，生物機能高分子専攻，物質化学専攻，材料科学専攻，機械宇宙工学専攻，人間機械システムデザイン専攻，エネルギー環境システム専攻，量子理工学専攻，環境フィールド工学専攻，北方圏環境政策工学専攻，建築都市空間デザイン専攻，空間性能システム専攻，環境創生工学専攻及び環境循環システム専攻並びに理学院の化学専攻，量子理学専攻及び生命理学専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成22年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成16年海大達第74号）附則第３項の規定により存続するものとされた工学研究科のシステム情報工学専攻及び電子情報工学専攻，北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成17年海大達第45号）附則第２項の規定により存続するものとされた工

学研究科の量子エネルギー工学専攻，都市環境工学専攻及び環境資源工学専攻並びに前項の規定により存続するものとされた工学研究科の応用物理学専攻，有機プロセス工学専攻，生物機能高分子専攻，物質化学専攻，材料科学専攻，機械宇宙工学専攻，人間機械システムデザイン専攻，エネルギー環境システム専攻，量子理工学専攻，環境フィールド工学専攻，北方圏環境政策工学専攻，建築都市空間デザイン専攻，空間性能システム専攻，環境創生工学専攻及び環境循環システム専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については工学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は工学院において定めるものとする。

附　則（平成23年２月２日海大達第９号）

この規則は，平成23年２月２日から施行する。

附　則（平成23年３月23日海大達第34号）

この規則は，平成23年３月23日から施行する。

附　則（平成23年４月１日海大達第56号）

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年７月１日海大達第157号）

この規則は，平成23年７月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日海大達第20号）

この規則は，平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日海大達第25号）

この規則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日海大達第62号）

１　この規則は，平成26年４月１日から施行する。

２　情報科学研究科の複合情報学専攻及びコンピュータサイエンス専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成26年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成27年４月１日海大達第45号）

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年１月１日海大達第２号）

この規則は，平成28年１月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日海大達第40号）

この規則は，平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年７月１日海大達第116号）

この規則は，平成28年７月１日から施行する。

附　則（平成28年10月１日海大達第136号）

この規程は，平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日海大達第48号）

１　この規則は，平成29年４月１日から施行する。

２　経済学研究科，経済学研究科の現代経済経営専攻及び会計情報専攻，医学研究科，医学研究科の医科学専攻及び医学専攻，歯学研究科，歯学研究科の口腔医学専攻，獣医学研究科並びに獣医学研究科の獣医学専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成29年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　前項の規定により存続するものとされた経済学研究科の現代経済経営専攻及び会計情報専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については経済学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は経済学院において定めるものとする。

４　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成19年海大達第38号）附則第２項の規定により存続するものとされた医学研究科の高次診断治療学専攻及び癌医学専攻並びに第２項の規定により存続するものとされた医学研究科の医科学専攻及び医学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については医学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は医学院において定めるものとする。

５　第２項の規定により存続するものとされた歯学研究科の口腔医学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については歯学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は歯学院において定めるものとする。

６　第２項の規定により存続するものとされた獣医学研究科の獣医学専攻に在学する者（この項において「研究科在学生」という。）に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については獣医学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は獣医学院において定めるものとする。ただし，研究科在学生のOne　Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラムの実施及び修了の認定に係るものについては，北海道大学大学院One　Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム運営委員会規程（平成29年海大達第　号）に定める運営委員会において行うものとし，教育課程，修了の要件その他教育に関し必要な事項は，同委員会において定めるものとする。

附　則（平成29年10月１日海大達第202号）

この規則は，平成29年10月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日海大達第33号）

この規則は，平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年８月１日海大達第118号）

この規則は，平成30年８月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日海大達第139号）

１　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日までに第20条第４号の規定に該当し除籍となった者に係る復籍については，改正後の北海道大学大学院通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成31年４月１日海大達第42号）

１　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

２　文学研究科，文学研究科の思想文化学専攻，歴史地域文化学専攻，言語文学専攻及び人間システム科学専攻，情報科学研究科，情報科学研究科の情報理工学専攻，情報エレクトロニクス専攻，生命人間情報科学専攻，メディアネットワーク専攻及びシステム情報科学専攻，農学院の共生基盤学専攻，生物資源科学専攻，応用生物科学専攻及び環境資源学専攻並びに国際広報メディア・観光学院の国際広報メディア専攻及び観光創造専攻は，改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず，平成31年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　前項の規定により存続するものとされた文学研究科の思想文化学専攻，歴史地域文化学専攻，言語文学専攻及び人間システム科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については文学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は文学院において定めるものとする。

４　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成26年海大達第62号）附則第２項の規定により存続するものとされた情報科学研究科の複合情報学専攻及びコンピュータサイエンス専攻並びに第２項の規定により存続するものとされた情報科学研究科の情報理工学専攻，情報エレクトロニクス専攻，生命人間情報科学専攻，メディアネットワーク専攻及びシステム情報科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については情報科学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は情報科学院において定めるものとする。

別表（第８条関係）

研究科等	専攻	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士後期課程又は博士課程	専門職学位課程	修士課程	博士後期課程又は博士課程	専門職学位課程
法学研究科	法学政治学専攻	20	15		40	45	
	法律実務専攻			50			150

	計	20	15	50	40	45	150
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	43	17		86	51	
	海洋応用生命科学専攻	47	18		94	54	
	計	90	35		180	105	
環境科学院	環境起学専攻	44	15		88	45	
	地球圏科学専攻	35	14		70	42	
	生物圏科学専攻	52	23		104	69	
	環境物質科学専攻	28	11		56	33	
	計	159	63		318	189	
理学院	数学専攻	44	16		88	48	
	物性物理学専攻	24	10		48	30	
	宇宙理学専攻	20	9		40	27	
	自然史科学専攻	39	20		78	60	
	計	127	55		254	165	
農学院	農学専攻	142	36		284	108	
生命科学院	生命科学専攻	116	38		232	114	
	臨床薬学専攻		6			24	
	ソフトマター専攻	16	6		32	18	
	計	132	50		264	156	
教育学院	教育学専攻	45	21		90	63	
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア・観光学専攻	47	12		94	36	
保健科学院	保健科学専攻	40	10		80	30	
工学院	応用物理学専攻	33	9		66	27	
	材料科学専攻	39	7		78	21	
	機械宇宙工学専攻	27	5		54	15	
	人間機械システムデザイン専攻	26	5		52	15	
	エネルギー環境システム専攻	26	5		52	15	
	量子理工学専攻	20	5		40	15	
	環境フィールド工学専攻	24	6		48	18	
	北方圏環境政策工学専攻	26	7		52	21	
	建築都市空間デザイン専攻	22	5		44	15	

	空間性能システム専攻	27	5		54	15	
	環境創生工学専攻	28	5		56	15	
	環境循環システム専攻	18	5		36	15	
	共同資源工学専攻	(20)			(40)		
		10			20		
	計	(336)	69		(672)	207	
		326			652		
総合化学院	総合化学専攻	129	38		258	114	
経済学院	現代経済経営専攻	35	8		70	24	
	会計情報専攻			20			40
	計	35	8	20	70	24	40
医学院	医科学専攻	20			40		
	医学専攻		90			360	
	計	20	90		40	360	
歯学院	口腔医学専攻		40			160	
獣医学院	獣医学専攻		16			64	
医理工学院	医理工学専攻	12	5		24	15	
国際感染症学院	感染症学専攻		12			48	
国際食資源学院	国際食資源学専攻	15	6		30	18	
文学院	人文学専攻	71	28		142	84	
	人間科学専攻	19	7		38	21	
	計	90	35		180	105	
情報科学院	情報科学専攻	179	43		358	129	
公共政策学教育部	公共政策学専攻			30			60
総計		(1,618)	659	100	(3,236)	2,141	250
		1,608			3,216		

備考

（　）書きの数字は，工学院共同資源工学専攻における九州大学の定員を含んだ数である。

出典:国立大学法人北海道大学規則集

○国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程

平成27年４月１日

海大達第42号

（目的）

第１条　この規程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。次条及び第３条において「学教法」という。）第93条の規定に基づき，総長が決定を行うに当たり教授会（これに相当する機関及び教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）の意見を聴取する事項等を定めることを目的とする。

（教授会への意見聴取事項）

第２条　学教法第93条第２項の規定に基づき，総長は，次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり，教授会の意見を聴取するものとする。

(1)　教育研究組織の長（病院長を除く。）候補者の選考に関すること。

(2)　学生の入学に関すること。

(3)　学生の除籍及び復籍に関すること。

(4)　学生の懲戒に関すること。

(5)　学生の卒業及び修了並びに学位の授与に関すること。

(6)　教員候補者の教育研究業績の審査に関すること。

(7)　教員の教育研究組織を異にする配置換に関すること（教育研究評議会の審議事項となるものを除く。第９号において同じ。）。

(8)　教員の申出に基づく出向又は職種を異にする配置換に関すること。

(9)　教員の降任に関すること。

(10)　客員教員候補者の教育研究業績の審査に関すること。

(11)　教育課程の編成に関すること（総長が別に定める先導的又は全学的な教育プログラムを除く。）。

（その他の教育研究に関する事項）

第３条　学教法第93条第３項の規定に基づき，教授会は，前条各号に掲げる事項のほか，総長及び当該教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び意見を述べることができるものとする。

（雑則）

第４条　この規程に定めるもののほか，総長が決定を行うに当たっての教授会への意見聴取について必要な事項は，総長が別に定める。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日海大達第137号）

この規程は，平成30年10月１日から施行する。

出典：国立大学法人北海道大学規則集

○北海道大学大学院理学院規程

平成18年４月１日

海大達第96号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第27条の３第４項の規定に基づき，理学院（以下「本学院」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条の２　本学院は，自然科学に関する教育研究を行うことにより，自然科学全般にわたり幅広い知見を有するとともに，自然科学に関する本質的な判断力及び課題を把握し，解決する能力を備え，独創的な研究を行うことができる人材を育成することを目的とする。

第１章の２　専攻及び課程

（専攻）

第１条の３　本学院に，次の専攻を置く。

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

（課程）

第２条　本学院の課程は，博士課程とする。

第２章　入学，再入学，転学，所属変更及び転専攻

（入学）

第３条　本学院に入学することのできる者は，北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第３号。以下「通則」という。）第４条第５項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては，通則第10条第１項各号のいずれかに，通則第４条第５項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては，通則第10条第２項各号のいずれかに該当する者とする。

２　前項に規定する者のうち，本学院の行う選考に合格した者については，教授会の議を経て，総長が入学を許可する。

（再入学及び転学）

第４条　通則第13条各号に該当する者が本学院に再入学又は転学を願い出た場合は，選考の上，教授会の議を経て，総長がこれを許可することがある。

（所属変更及び転専攻）

第４条の２　通則第13条の２第１号に該当する者が本学院に所属の変更を願い出た場合及び通則第13条の２第２号に該当する者が転専攻を願い出た場合は，選考の上，教授会の議を経て，学院長がこれを許可することがある。

第３章　授業科目，修了要件，履修方法及び試験

（授業科目及び単位）

第５条　各専攻の授業科目及び単位は，別表のとおりとする。

（単位数の計算の基準）

第５条の２　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験及び実習については，30時間の授業をもって１単位とする。

（課程の修了要件）

第６条　修士課程の修了要件は，大学院に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程の目的に応じ，本学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　本学院において教育上有益と認めるときは，本学院の他の専攻，北海道大学（第10条において「本学」という。）の大学院の研究科若しくは他の学院の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。

３　本学院において教育上有益と認めるときは，北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条第５項及び別表において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。

第７条　博士課程の修了要件は，大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に

合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

２　前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については，前項中「５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と，「３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて，前項の規定を適用する。

３　前２項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は，大学院に３年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

４　研究指導を行う上で必要がある場合は，博士後期課程において，原則として10単位を超えない範囲で所定の授業科目の中から１科目又は数科目の履修を博士課程の修了要件とすることができる。

５　本学院において教育上有益と認めるときは，共通授業科目を指定して履修させ，第１項の規定により修得すべき単位とすることができる。

（長期履修）

第８条　本学院において，学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　長期履修に関し通則第４条の２に定めるもののほか，本学院において必要な事項は，教授会の議を経て，学院長が別に定める。

（他の大学の大学院等における履修等）

第９条　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第10条第１項において「国際連合大学」という。）において学修することを認めることができる。

２　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲において第６条又は第７条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

３　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が，他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における学修）

第９条の２　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について，本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第２項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条　本学院において教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，新たに本学院に入学した学生が，本学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を，本学院に入学した後の本学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，本学大学院において修得した単位以外のものについては，修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲において，第６条又は第７条の規定により修得すべき単位の一部とすることができる。

（履修方法）

第11条　授業科目の履修方法の細目については，教授会の議を経て，学院長が定める。

（試験）

第12条　各授業科目の試験（以下「科目試験」という。）は，当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし，やむを得ない事由があるときは，教授会の議を経て臨時に実施することがある。

（成績の評価）

第13条　科目試験の成績は，秀，優，良，可及び不可の５種とし，秀，優，良及び可を合格とする。

２　前項の規定にかかわらず，授業科目によっては，秀，優，良，可及び不可の評価によらずに，合格及び不合格の判定により評価することがある。

（学位論文の提出期日）

第14条　修士課程及び博士課程の学位論文は，本学院の定める期日までに提出しなければならない。

第４章　課程修了の認定

（課程修了の認定）

第15条　修士課程及び博士課程の修了は，当該課程の修了要件を満たした者について，教授会の議を経て，総長がこれを認定する。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第16条　本学院において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　特別聴講学生は，学期又は学年ごとに許可する。

３　特別聴講学生に係る科目試験の実施及び成績の評価については，第12条及び第13条の規定を準用する。

（特別研究学生）

第17条　本学院において研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別研究学生としてこれを許可することができる。

第18条　削除

附　則

1　この規程は，平成18年４月１日から施行する。

2　北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成18年海大達第24号）附則第２項に規定する理学研究科の数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物科学専攻又は地球惑星科学専攻に在学する者（以下「理学研究科在学者」という。）に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は，同附則第３項の規定に基づき本学院が行うものとし，当該理学研究科在学者に係る教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は，本学院において別に定める。

3　北海道大学大学院理学研究科規程（昭和30年海大達第10号）は，廃止する。

附　則（平成19年４月１日海大達第142号）

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年12月26日海大達第286号）

この規程は，平成19年12月26日から施行する。

附　則（平成22年４月１日海大達第96号）

1　この規程は，平成22年４月１日から施行する。

2　平成22年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の第１条の３及び別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成23年４月１日海大達第123号）

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日海大達第66号）

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日海大達第128号）

1　この規程は，平成26年４月１日から施行する。

2　平成26年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成27年４月１日海大達第129号）

1　この規程は，平成27年４月１日から施行する。

2　平成27年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規

定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成28年４月１日海大達第93号）

１　この規程は，平成28年４月１日から施行する。

２　平成28年３月31日に本学大学院に在学する者及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の北海道大学大学院理学院規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成29年４月１日海大達第116号）

１　この規程は，平成29年４月１日から施行する。

２　平成29年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成30年４月１日海大達第71号）

１　この規程は，平成30年４月１日から施行する。

２　平成30年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成31年４月１日海大達第102号）

１　この規程は，平成31年４月１日から施行する。

２　平成31年３月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表（第５条関係）

理学院共通科目群

授業科目	単位
国際理学イニシアチブ特論	1
特別講義Ⅰ	1
特別講義Ⅱ	2
特別演習Ⅰ	1
特別演習Ⅱ	2
特別実習Ⅰ	1
特別実習Ⅱ	2

海外研究インターンシップⅠ	1
海外研究インターンシップⅡ	2

数学専攻

授業科目	単位	備考
博士前期（修士）課程		博士前期（修士）課程の修了要件
（必修科目）		30単位以上を修得すること。
数学研究	10	なお，理学院共通科目群，他の専
（第1選択科目群）		攻及び他の研究科の授業科目並び
現代数学概説	1	に共通授業科目を第2選択科目群の
数理科学概説	1	授業科目として履修し，修了に必要
数学基礎研究Ⅰ	2	な単位数に算入することができる。
数学基礎研究Ⅱ	2	
数学基礎研究Ⅲ	2	
数学基礎研究Ⅳ	2	
数学基礎探究	1	
数学交流探究	1	
数学独立探究Ⅰ	2	
数学独立探究Ⅱ	2	
（第2選択科目群）		
代数学講義	2	
代数学特論A	1	
代数学特論B	1	
幾何学講義	2	
幾何学特論A	1	
幾何学特論B	1	
数理解析学講義	2	
数理解析学特論A	1	
数理解析学特論B	1	
代数学特別講義	1	
幾何学特別講義	1	

数理解析学特別講義	1	
博士後期課程		
（第3選択科目）		
数学特別研究	12	

物性物理学専攻

授業科目	単位	備考
博士前期（修士）課程		博士前期（修士）課程の修了要件 30単位以上を修得すること。 なお，理学院共通科目群，他の専攻及び他の研究科の授業科目並びに共通授業科目の単位は，修了に必要な単位数に算入することができる。
（必修科目群）		
物理学論文輪講	4	
物理学特別研究1	8	
（選択科目群）		
現代物理学入門	1	
統計物理学	2	
計算物理学	2	
場の統計力学	2	
誘電体物理学	2	
量子光物性	2	
半導体物理学	2	
電子物性物理学	2	
超伝導物理学	2	
極低温物理学	2	
磁性物理学	2	
薄膜表面磁性物理学	2	
量子デバイス物理学	2	
複雑系物理学	2	
物理学特別講義1	1	
物理学特別講義2	1	
博士後期課程		
（選択科目）		
物理学特別研究2	12	

物理学特別研究セミナーA	3	
物理学特別研究セミナーB	3	
物理学特別研究セミナーC	3	
物理学特別研究セミナーD	3	

宇宙理学専攻

授業科目	単位	備考
博士前期（修士）課程		博士前期（修士）課程の修了要件
（必修科目群）		30単位以上を修得すること。
宇宙理学論文輪講	2	なお，理学院共通科目群，他の専
宇宙理学論文講読	2	攻及び他の研究科の授業科目並び
宇宙理学特別研究1	8	に共通授業科目の単位は，修了に必
（選択科目群）		要な単位数に算入することができ
宇宙理学入門	1	る。
場の理論1	2	
場の理論2	2	
素粒子物理学	2	
原子核物理学1	2	
原子核物理学2	2	
宇宙物理学1	2	
宇宙物理学2	2	
物質進化学特論1	2	
物質進化学特論2	2	
惑星システム学特論1	2	
惑星システム学特論2	2	
惑星気象学特論1	2	
惑星気象学特論2	2	
宇宙物質相転移科学特論	2	
宇宙低温物質科学特論	2	
宇宙理学特別講義1	1	
宇宙理学特別講義2	1	

博士後期課程		
（選択科目）		
宇宙理学特別研究2	12	

自然史科学専攻

授業科目	単位	備考
博士前期（修士）課程		博士前期（修士）課程の修了要件 30単位以上を修得すること。 なお，理学院共通科目群，他の専攻及び他の研究科の授業科目並びに共通授業科目の単位は，修了に必要な単位数に算入することができる。
（必修科目群）		
自然史科学論文講読1	4	
自然史科学特別研究1	8	
（第1選択科目群）		
地球惑星システム科学概論	1	
マグマ科学概論	1	
マグマ科学特論	1	
地球化学特論	2	
地球惑星物質学概論	1	
地球惑星物質学特論	1	
有機地球化学概論	1	
有機地球化学特論	1	
変動帯テクトニクス概論	1	
変動帯テクトニクス特論	1	
地震学特論	2	
地球環境史概論	1	
地球環境史特論	1	
地球内部構造特論	2	
地殻ダイナミクス特論	2	
衛星測地学概論	1	
衛星測地学特論	1	
地震火山計測特論	2	
構造探査学特論	2	
大気科学特論	2	

海洋気候物理学特論	2	
地震・火山噴火予知特論	2	
多様性生物学入門	1	
多様性生物学特論Ⅰ	2	
多様性生物学特論Ⅱ	2	
多様性生物学概論	2	
多様性生物学研究法	2	
分類学概論	2	
進化学概論	2	
科学技術と社会システム特論Ⅰ	1	
科学技術と社会システム特論Ⅱ	1	
科学技術コミュニケーション特論Ⅰ	1	
科学技術コミュニケーション特論Ⅱ	1	
科学技術コミュニケーション特論Ⅲ	2	
博物館コミュニケーション特論	2	
科学技術史特論	2	
科学技術基礎論	2	
科学教育授業設計特論	2	
科学技術社会構成論Ⅰ	1	
科学技術社会構成論Ⅱ	1	
理科教育課程マネジメント特論	2	
自然史科学特別講義Ⅰ	1	
自然史科学特別講義Ⅱ	1	
自然史科学特別講義Ⅲ	1	
自然史科学特別講義Ⅳ	1	
博士後期課程		
（第2選択科目群）		
自然史科学論文講読2	6	
自然史科学特別研究2	12	

出典：理学院規程集

理学院代議員会議　議事録

日　時　平成３１年２月２８日（木）午後２時５８分～午後３時５６分
場　所　理学部大会議室
出席者　網塚学院長，永井副学院長，洞教授，本多教授，根本教授（河本教授代理），吉田准教授，鈴木教授，石渡准教授（倉本教授代理），古屋教授，増田教授，山田准教授，高橋教授（１２名）
欠席者　竹下教授（１名）

○代議員会議

学院長から，２月１４日開催の理学院代議員会議議事録（案）について確認を行った。

議　題

１．論文博士に係る学位論文審査報告について

学院長から，論文博士に係る学位論文審査報告について諮られ，資料１に基づき主査の蓬田教授から審査報告の後審議が行われ，投票の結果，了承された。

２．理学院担当教員の資格審査について

１）附属地震火山研究観測センター火山活動研究分野助教の研究指導担当資格審査について

学院長から，附属地震火山研究観測センター火山活動研究分野助教の研究指導担当資格審査について諮られ，高橋教授から資料２に基づき説明の後，審議の結果，了承された。

３．修士（博士前期）課程修了者の認定について

学院長から，修士（博士前期）課程修了者の認定について諮られ，資料３に基づき各専攻から説明の後，審議の結果，了承され，総代については，物性物理学専攻から選出することが確認された。

数学専攻２７名，物性物理学専攻２２名，宇宙理学専攻１７名（うち短縮修了１名），
自然史科学専攻４１名　　計１０７名

４．博士後期課程修了者の認定について

学院長から，博士後期課程修了者の認定について諮られ，資料４に基づき各専攻から説明の後，審議の結果，了承され，総代については，宇宙理学専攻から選出することが確認された。

数学専攻５名，物性物理学専攻５名，宇宙理学専攻６名，自然史科学専攻１４名
計３０名

また，学院長から，インターネット公表保留申請７件について確認があり，併せて了承された。

５．研究指導の委託について

学院長から，資料５に基づき，研究指導の委託（継続１件）について諮られ，審議の結果，了承された。

報　告

１．学生の異動について

学院長から，資料６に基づき，学生の異動（退学２名）について報告があった。

２．平成３１年度日本学術振興会特別研究員の採用状況について

学院長から，資料７に基づき，平成３１年度日本学術振興会特別研究員の採用状況について報告があった。次いで，関連する理学院優秀研究奨励賞について意見交換が行われた。

３．外国人留学生向け保険について

学務担当課長補佐から，資料８に基づき，外国人留学生向け保険について報告があった。

４．その他

１）次回開催日程について

・理学院代議員会議　　４月９日（火）１３：３０～

以　上

出典:理学院代議員会議資料

理学院　代議員会議　　進行メモ

日　時：平成３１年２月２８日（木）１５：００～
場　所：本館２階　大会議室

◎代議員会議

＊前回議事録（２月１４日）の確認		・構成員には，既にメールで送付済み
議　　題	**資料**	**内　　容**
１．論文博士に係る学位論文審査報告について	有 No.１	・自然史科学専攻１件 ・主査（蓬田教員）から審査報告願う。 ・可否投票あり。
２．理学院担当教員の資格審査について １）附属地震火山研究観測センター火山活動研究分野助教の研究指導担当資格審査について （高橋教授から，審査の経緯等について説明し，承認を得る。）	有 No.２	・担当教員：附属地震火山研究観測センター 火山活動研究分野 助教　田中　良（たなか　りょう） ・担当する専攻等：自然史科学専攻地震学火山学講座 ・担当開始日：平成３１年４月１日
３．修士（博士前期）課程修了者の認定について	有 No.３	・修士課程１０７名 （内訳：数学専攻２７名，物性物理学専攻２２名，宇宙理学専攻１７名，自然史科学専攻４１名） ・各専攻から説明願う。 ・総代の選出：物性物理学専攻（昨年度：数学専攻）
４．博士後期課程修了者の認定について	有 No.４	・博士後期課程３０名 （内訳：数学専攻５名，物性物理学専攻５名，宇宙理学専攻６名，自然史科学専攻１４名） ・ベグズスレンさん（宇宙理学専攻）の審査員に関しては，主査から，副査の栗原特任准教授を審査員の任務から解く旨の申し出（雇用財源が変わり，教育活動が不可）があったことを補足する。 ・各専攻等で論文題目を読み上げ，審査について説明願う。 ・インターネット公表保留申請についても，公表できない事由等を確認願い，併せて承認を得る。 ・総代の選出：宇宙理学専攻から選出願う。（前回（９月末修了）の総代は，宇宙理学専攻に修了者がいなかったことから，順をとばして自然史科学専攻から選出していたことから，総代の専攻の順をもとに戻す。）
５．研究指導の委託について	有 No.５	・１件（数学専攻１件）
報　　告	**資料**	**内　　容**
１．学生の異動について	有 No.６	・退学　２件（自然史科学専攻　２件）
２．平成３１年度日本学術振興会特別研究員の採用状況について	有 No.７	
３．外国人留学生向け保険について	有 No.８	
４．その他 １）次回開催日程について		・理学院代議員会議：平成３１年４月９日（火）13:30～

出典:理学院代議員会議資料

学位論文の各専攻内の審査員の選考方法が確認できる資料【理学院】

数学専攻	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査が二人以上に副査を依頼。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査が二人以上に副査を依頼。教授が半数以上になるようにしている。
物性物理学専攻	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 修士論文，修士論文発表会でのプレゼンテーション，質疑応答によって合否判定を行う。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査，副査により予備審査を事前に行い，その結果をもって学位申請の可否を教員会議に諮る。その後，公開論文発表会を開催し，発表内容，質疑応答，学位論文の内容を総合的に判断し，合否判定を行う。
宇宙理学専攻	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） １件あたり主査１名と副査２名以上の原案を指導教員が専攻会議に諮る。客観性と専門性が担保できるか専攻会議において審議し，必要に応じ修正を加え最終決定する。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） １件当たり主査１名と副査２名以上の原案を，主査候補者ないし指導教員が専攻会議に諮る。客観性と専門性が担保できるか専攻会議において審議し，必要に応じ修正を加え最終決定する。
自然史科学専攻 （地球惑星ダイナミクス）	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） ・修士論文の副査には，講座の教員全員が参加する体制としている。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） ・博士論文審査会では，専攻外から審査委員を招聘している．また可能な限り，学外からも審査委員を招聘している。

自然史科学専攻 （地球惑星システム）	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査1名，副査2名以上。いずれも，修士課程を指導するための資格を理学院で認められている者（修士〇合）。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査1名，副査2名以上。主査は，博士課程を指導するための資格を理学院で認められている者（博士〇合）。副査は，博士論文の副査を理学院で認められている者（博士合）
自然史科学専攻 （地震学火山学）	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 指導教員と副指導教員で協議。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 指導教員と副指導教員で協議。
自然史科学専攻 （多様性生物学）	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査1名，副査2名以上。いずれも，修士課程を指導するための資格を理学院で認められている者（修士〇合）。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査1名，副査2名以上。主査は，博士課程を指導するための資格を理学院で認められている者（博士〇合）。副査は，博士論文の副査を理学院で認められている者（博士合）
自然史科学専攻 （科学コミュニケーション）	【修士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査1名，副査2名以上。いずれも，修士課程を指導するための資格を理学院で認められている者（修士〇合）。 【博士課程】 （各専攻内の審査員の選考方法） 主査1名，副査2名以上。主査は，博士課程を指導するための資格を理学院で認められている者（博士〇合）。副査は，博士論文の副査を理学院で認められている者（博士合）。副査は，理学院内に当該専門性を有するものが少ない場合，同等の資格を持つ者を専攻外理学院外から依頼する場合がある。

出典：理学院担当教員への照会データ

理学院 アドミッション・ポリシー

修士（博士前期）課程

数学，物理学，化学，生物学，地球科学などの基礎科目と関連する専門科目を履修し，自然の摂理解明に意欲を持って自主的に学習・研究する能力・素質，適正等を有すること。

博士後期課程

数学，物理学，化学，生物学，地球科学などの基礎科目と関連する専門科目を履修し，自然の摂理解明に意欲を持って自主的に研究する能力・素質，適正等を有すること。

出典：理学院学生募集要項

資料Ⅰ（理学院）-37 東京入試説明会参加者追跡調査（2015～2019年度）

参加者実人数（名簿から抽出）に対し，合格→実際に入学した者を計上している。

（予定）

実施年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
参加者	33	43	32	36	31
入学者	10	5	8	14	9
非入学者	23	38	24	22	22
入学率	30%	12%	25%	39%	29%

＊翌年度4月or同年度10月入学者

＊10月に1名入学した

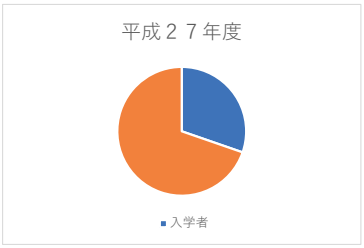

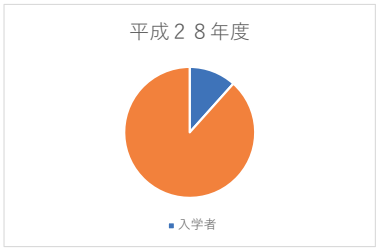

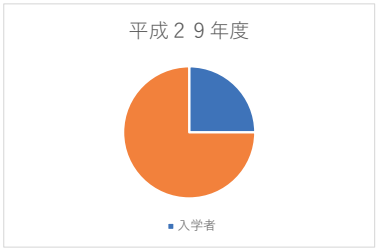

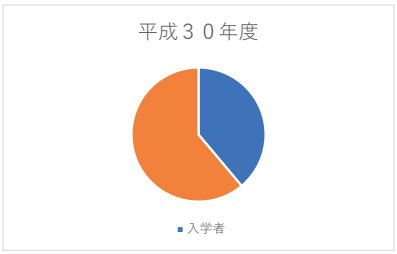

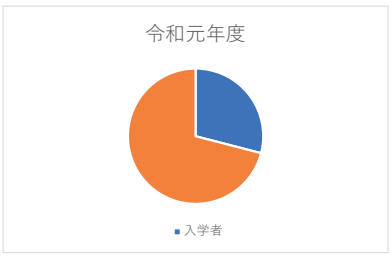

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式２（2016~2019年度）

学部名	学科名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	入学定員に対する平均比率	備考
博士前期課程 理学院	数学専攻	志願者数	65	43	53	55		
		合格者数	54	36	44	50		
		入学者数	49	29	40	45	90%	
		入学定員	46	46	46	44		
		入学定員充足率	107%	63%	87%	102%		
		在籍学生数	90	86	81	93		
		収容定員	92	92	92	90		
		収容定員充足率	98%	93%	88%	103%		
	物性物理学専攻	志願者数	27	29	28	29		
		合格者数	25	27	26	24		
		入学者数	22	24	19	22	91%	
		入学定員	24	24	24	24		
		入学定員充足率	92%	100%	79%	92%		
		在籍学生数	46	47	43	44		
		収容定員	48	48	48	48		
		収容定員充足率	96%	98%	90%	92%		
	宇宙理学専攻	志願者数	28	32	26	41		
		合格者数	22	26	22	32		
		入学者数	15	19	17	24	94%	
		入学定員	20	20	20	20		
		入学定員充足率	75%	95%	85%	120%		
		在籍学生数	40	39	36	38		
		収容定員	40	40	40	40		
		収容定員充足率	100%	98%	90%	95%		
	自然史科学専攻	志願者数	73	73	75	65		
		合格者数	53	58	60	53		
		入学者数	51	52	56	51	135%	
		入学定員	39	39	39	39		
		入学定員充足率	131%	133%	144%	131%		
		在籍学生数	104	109	109	119		
		収容定員	78	78	78	78		
		収容定員充足率	133%	140%	140%	153%		
学部合計		志願者数	193	177	182	190		
		合格者数	154	147	152	159		
		入学者数	137	124	132	142	104%	
		入学定員	129	129	129	127		
		入学定員充足率	106%	96%	102%	112%		
		在籍学生数	280	281	269	294		
		収容定員	258	258	258	256		
		収容定員充足率	109%	109%	104%	115%		

＜編入学＞

学部名	学科名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	備考
		入学者数（２年次）					
		入学定員（２年次）					
		入学者数（３年次）					
		入学定員（３年次）					
		入学者数（４年次）					
		入学定員（４年次）					
学部合計		入学者数（２年次）	0	0	0	0	
		入学定員（２年次）	0	0	0	0	
		入学者数（３年次）	0	0	0	0	
		入学定員（３年次）	0	0	0	0	
		入学者数（４年次）	0	0	0	0	
		入学定員（４年次）	0	0	0	0	

［注］
1　学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
　なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
2　昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
3　学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
4　学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
5　募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
6　入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
7　入学定員に対する平均比率は、過去４年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
8　編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

出典：評価室資料

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式２（2016~2019年度）

学部名	学科名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	入学定員に対する平均比率	備　考
博士後期課程 理学院	数学専攻	志願者数	8	13	11	12		
		合格者数	8	11	9	10		
		入学者数	8	11	9	10	57%	
		入学定員	17	17	17	16		
		入学定員充足率	47%	65%	53%	63%		
		在籍学生数	17	27	31	35		
		収容定員	51	51	51	50		
		収容定員充足率	33%	53%	61%	70%		
	物性物理学専攻	志願者数	7	11	5	11		
		合格者数	7	11	5	11		
		入学者数	7	9	5	11	80%	
		入学定員	10	10	10	10		
		入学定員充足率	70%	90%	50%	110%		
		在籍学生数	19	23	23	29		
		収容定員	30	30	30	30		
		収容定員充足率	63%	77%	77%	97%		
	宇宙理学専攻	志願者数	12	13	7	15		
		合格者数	11	13	7	12		
		入学者数	11	10	7	12	111%	
		入学定員	9	9	9	9		
		入学定員充足率	122%	111%	78%	133%		
		在籍学生数	28	26	31	31		
		収容定員	27	27	27	27		
		収容定員充足率	104%	96%	115%	115%		
	自然史科学専攻	志願者数	25	13	22	15		
		合格者数	24	12	21	14		
		入学者数	22	11	18	13	80%	
		入学定員	20	20	20	20		
		入学定員充足率	110%	55%	90%	65%		
		在籍学生数	90	74	72	65		
		収容定員	60	60	60	60		
		収容定員充足率	150%	123%	120%	108%		
学部合計		志願者数	52	50	45	53		
		合格者数	50	47	42	47		
		入学者数	48	41	39	46	78%	
		入学定員	56	56	56	55		
		入学定員充足率	86%	73%	70%	84%		
		在籍学生数	154	150	157	160		
		収容定員	168	168	168	167		
		収容定員充足率	92%	89%	93%	96%		

＜編入学＞

学部名	学科名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	備　考
		入学者数（２年次）					
		入学定員（２年次）					
		入学者数（３年次）					
		入学定員（３年次）					
		入学者数（４年次）					
		入学定員（４年次）					
学部合計		入学者数（２年次）	0	0	0	0	
		入学定員（２年次）	0	0	0	0	
		入学者数（３年次）	0	0	0	0	
		入学定員（３年次）	0	0	0	0	
		入学者数（４年次）	0	0	0	0	
		入学定員（４年次）	0	0	0	0	

［注］
1　学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
　なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
2　昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
3　学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
4　学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
5　募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
6　入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
7　入学定員に対する平均比率は、過去４年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
8　編入学の定員を設定している場合、上の表（〈編入学〉の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

出典：評価室資料

1. 学生入学・在籍状況ー学生構成（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　修士あるいは博士課程（前期）

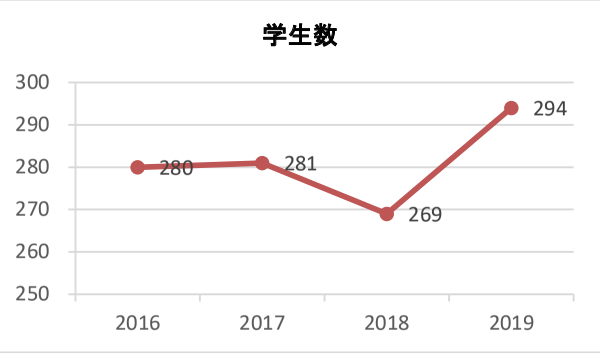

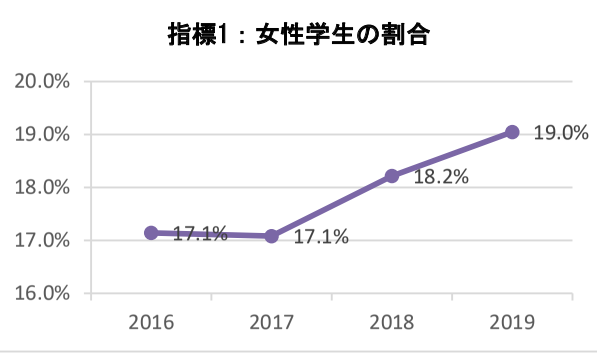

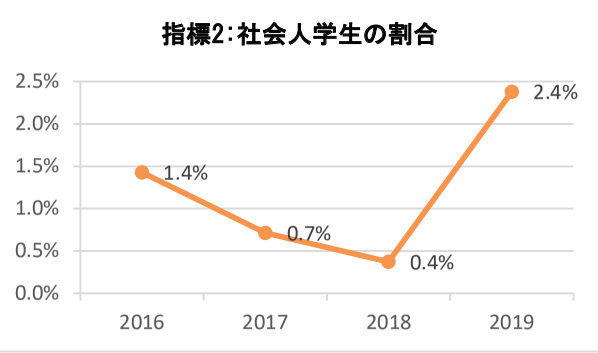

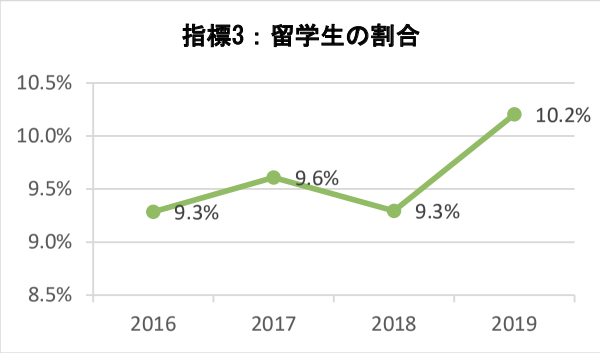

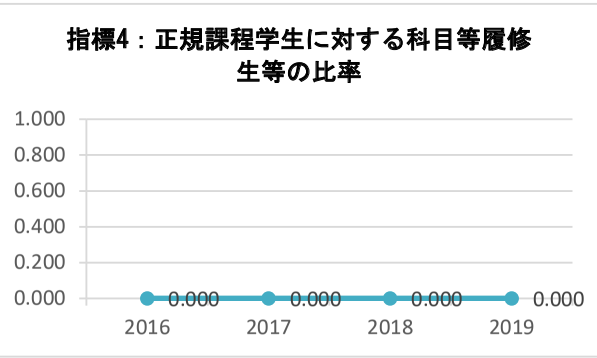

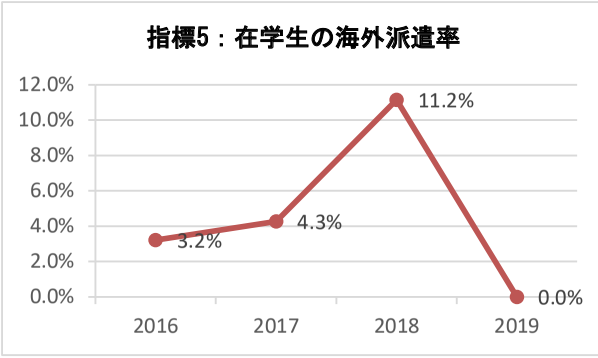

			指標1		指標2		指標3		指標4		指標5
年度	学生数	女性学生数	女性学生の割合	社会人学生数	社会人学生の割合	留学生数	留学生の割合	科目等履修生等数	科目等履修生等の比率	海外派遣学生数	在学生の海外派遣率
	①	②	②÷①	③	③÷①	④	④÷①	⑤	⑤÷①	⑥	⑥÷①
2016	280	48	17.1%	4	1.4%	26	9.3%		0.000	9	3.2%
2017	281	48	17.1%	2	0.7%	27	9.6%		0.000	12	4.3%
2018	269	49	18.2%	1	0.4%	25	9.3%		0.000	30	11.2%
2019	294	56	19.0%	7	2.4%	30	10.2%		0.000		0.0%

1. 学生入学・在籍状況ー学生構成（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　博士課程(後期)

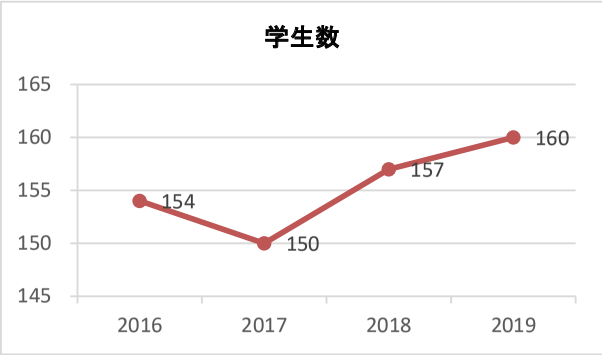

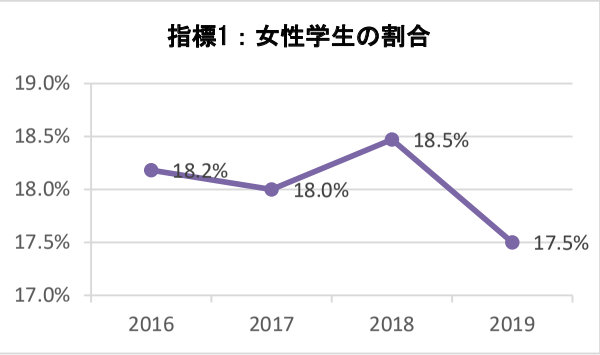

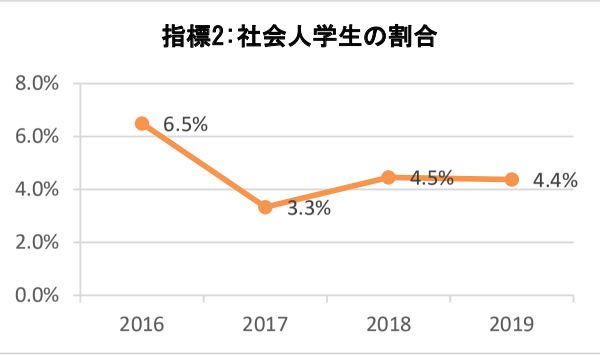

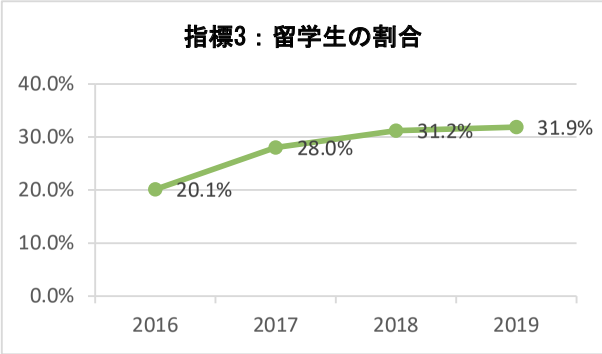

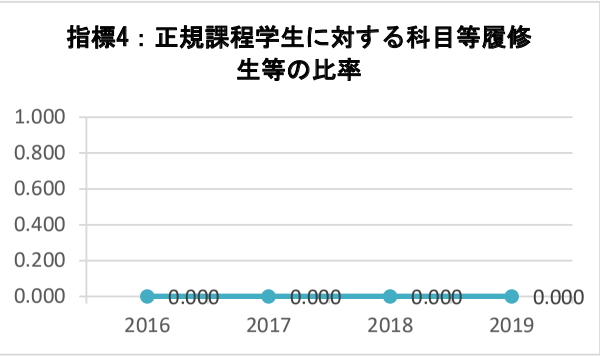

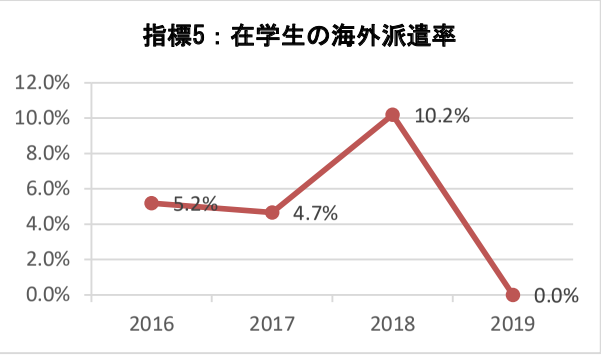

			指標1		指標2		指標3		指標4		指標5
年度	学生数	女性学生数	女性学生の割合	社会人学生数	社会人学生の割合	留学生数	留学生の割合	科目等履修生等数	科目等履修生等の比率	海外派遣学生数	在学生の海外派遣率
	①	②	②÷①	③	③÷①	④	④÷①	⑤	⑤÷①	⑥	⑥÷①
2016	154	28	18.2%	10	6.5%	31	20.1%		0.000	8	5.2%
2017	150	27	18.0%	5	3.3%	42	28.0%		0.000	7	4.7%
2018	157	29	18.5%	7	4.5%	49	31.2%		0.000	16	10.2%
2019	160	28	17.5%	7	4.4%	51	31.9%		0.000		0.0%

1. 学生入学・在籍状況－学生構成（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　その他

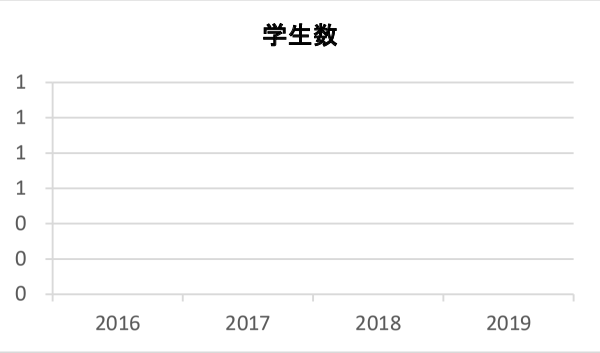

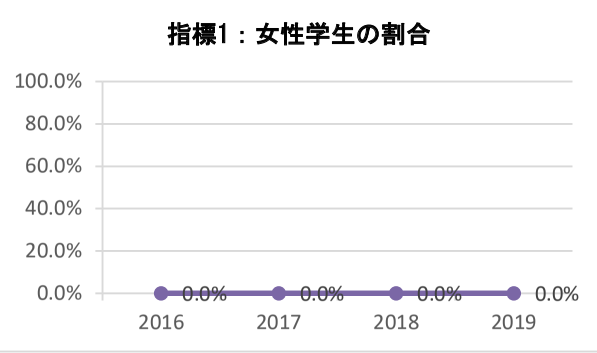

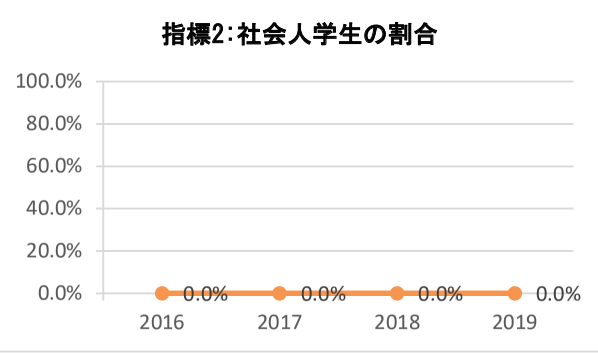

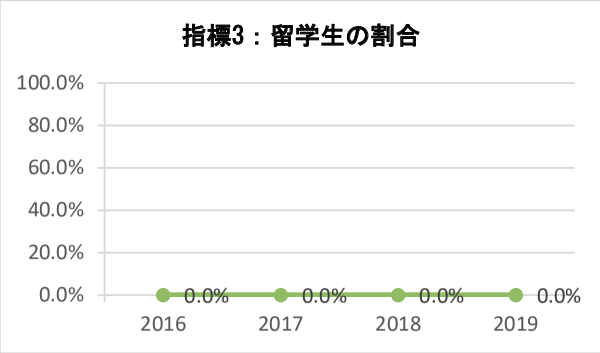

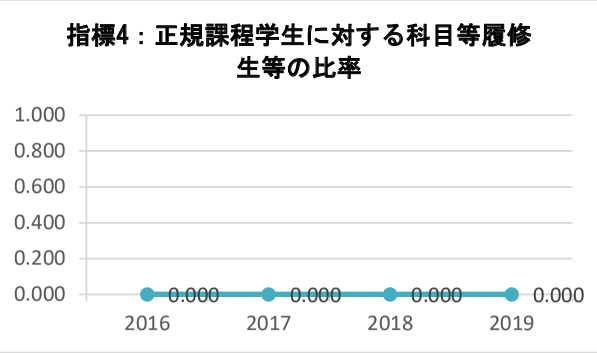

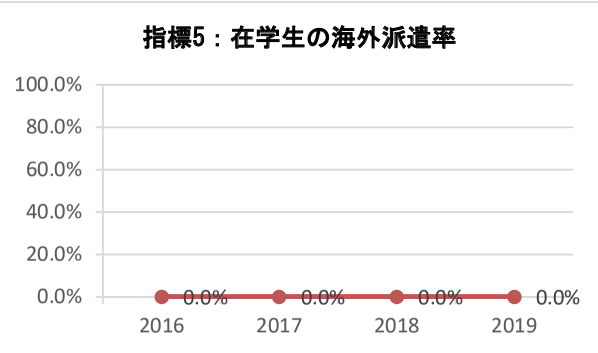

			指標1		指標2		指標3		指標4		指標5
年度	学生数	女性学生数	女性学生の割合	社会人学生数	社会人学生の割合	留学生数	留学生の割合	科目等履修生等数	科目等履修生等の比率	海外派遣学生数	在学生の海外派遣率
	①	②	②÷①	③	③÷①	④	④÷①	⑤	⑤÷①	⑥	⑥÷①
2016			0.0%		0.0%		0.0%	9	0.000		0.0%
2017			0.0%		0.0%		0.0%	2	0.000		0.0%
2018			0.0%		0.0%		0.0%	2	0.000		0.0%
2019			0.0%		0.0%		0.0%	0	0.000		0.0%

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

1. 学生入学・在籍状況－入学（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　修士あるいは博士課程（前期）

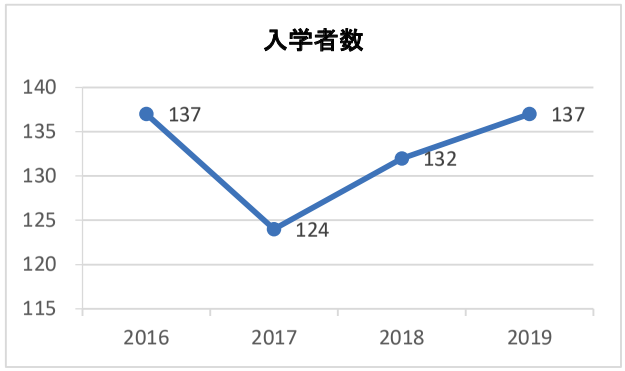

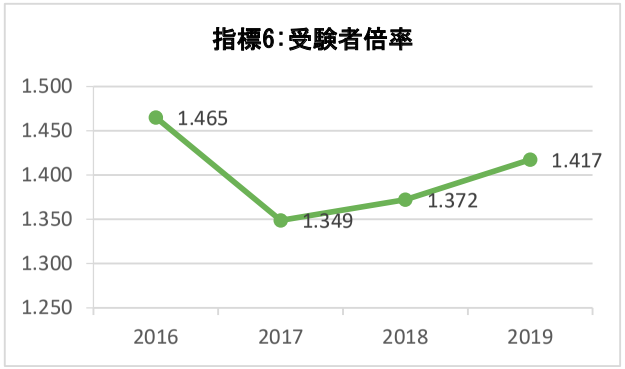

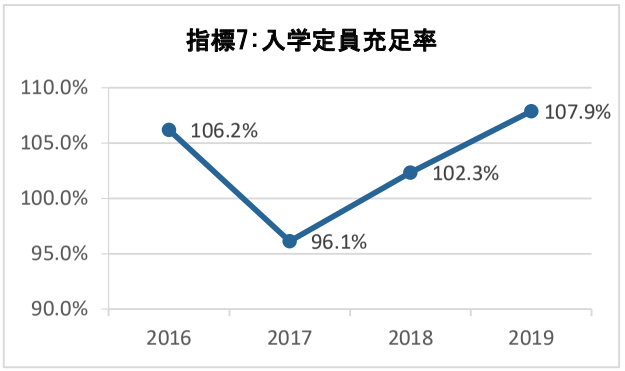

					指標6	指標7
年度	入学定員	募集人数	受験者数	入学者数	受験者倍率	入学定員充足率
	①	②	③	④	③÷②	④÷①
2016	129	129	189	137	1.465	106.2%
2017	129	129	174	124	1.349	96.1%
2018	129	129	177	132	1.372	102.3%
2019	127	127	180	137	1.417	107.9%

1. 学生入学・在籍状況－入学（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　博士課程(後期)

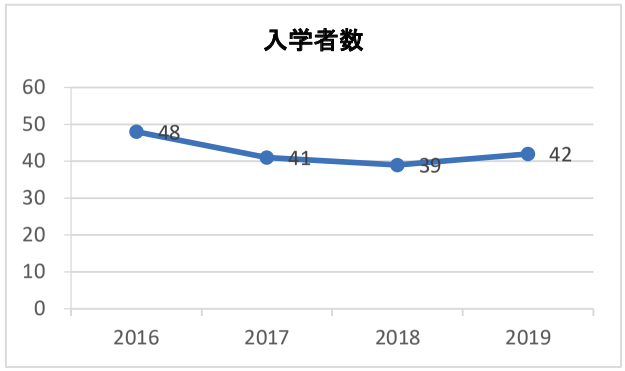

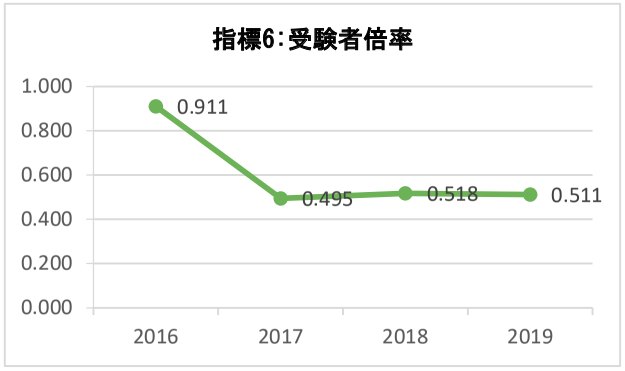

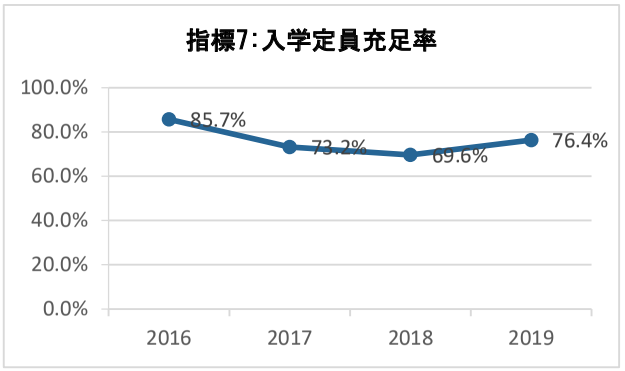

					指標6	指標7
年度	入学定員	募集人数	受験者数	入学者数	受験者倍率	入学定員充足率
	①	②	③	④	③÷②	④÷①
2016	56	56	51	48	0.911	85.7%
2017	56	95	47	41	0.495	73.2%
2018	56	85	44	39	0.518	69.6%
2019	55	88	45	42	0.511	76.4%

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

2015 年

１．国際化関連　（４）　語学力関係

①外国語による授業科目数・割合【２ページ以内】

【実績及び目標設定】　　各年度通年の数値を記入

	平成２１年度	平成２７年度		
外国語による授業科目数（A）	回答不要　科目	科目		
うち学部（B）	回答不要　科目	科目		
うち大学院（C）	回答不要　科目	14　科目		
英語による授業科目数（D）	回答不要　科目	科目		
うち学部	回答不要　科目	科目		
うち大学院	回答不要　科目	14　科目		
全授業科目数（E）	科目	科目		
うち学部（F）	科目	科目		
うち大学院（G）	217　科目	227　科目		
割　　合（A／E）	回答不要　％	回答不要　％		
割　　合（B／F）	回答不要　％	回答不要　％		
割　　合（C／G）	回答不要　％	回答不要　％		
割　　合（D／E）	回答不要　％	回答不要　％		

2016 年

１．国際化関連　（４）　語学力関係

①外国語による授業科目数・割合【２ページ以内】

【実績及び目標設定】　　年度通年の数値を記入

	平成２８年度			
外国語による授業科目数（A）	科目			
うち学部（B）	科目			
うち大学院（C）	83　科目			
英語による授業科目数（D）	科目			
うち学部	科目			
うち大学院	83　科目			
全授業科目数（E）	科目			
うち学部（F）	科目			
うち大学院（G）	206　科目			
割　　合（A／E）	回答不要　％			
割　　合（B／F）	回答不要　％			
割　　合（C／G）	回答不要　％			
割　　合（D／E）	回答不要　％			

SGU及び第3期中期目標・中期計画に係る「外国語による授業科目数・割合」の調査
（2017年度）

研究科等名：　理学院

	科目数	【国際】（内数）	【共通】（内数）	Ⅰに対する割合
Ⅰ　全授業科目数	199	1	30	
Ⅱ　Ⅰの内，外国語による授業科目数	82	1	18	41.2%
Ⅲ　Ⅱの内，英語による授業科目数	82	1	18	41.2%

※Ⅰ～Ⅲのうち，【国際】には【国際交流科目】と合同で開講する授業の科目数（内数）を，【共通】には【大学院共通授業科目】と合同で開講する授業の科目数（内数）を記載願います。

SGU及び第3期中期目標・中期計画に係る「外国語による授業科目数・割合」の調査
（2018年度）

	科目数	【国際】（内数）	【共通】（内数）	Ⅰに対する割合
Ⅰ　全授業科目数	221	3	38	
Ⅱ　Ⅰの内，外国語による授業科目数	90	3	25	40.7%
Ⅲ　Ⅱの内，英語による授業科目数	90	3	25	40.7%

SGU及び第3期中期目標・中期計画に係る「外国語による授業科目数・割合」の調査
（2019年度）

	科目数	【国際】（内数）	【共通】（内数）	Ⅰに対する割合
Ⅰ　全授業科目数	208	2	34	
Ⅱ　Ⅰの内，外国語による授業科目数	67	2	16	32.2%
Ⅲ　Ⅱの内，英語による授業科目数	67	2	16	32.2%

出典：理学・生命科学事務部大学院教育担当データ

・ ダブルディグリープログラム協定校を示す資料

課程	先方大学名	国名	締結日	専攻
博士	アルファラビ・カザフ国立大学理工学研究科	カザフスタン	2012 年 2 月 29 日	宇宙理学専攻
博士	東南大学数学系	中国	2011 年 3 月 9 日	数学専攻
博士	東北師範大学数学与統計学院	中国	2011 年 2 月 20 日	数学専攻
博士	ベトナム科学技術院数学研究所	ベトナム	2016 年 9 月 26 日	数学専攻
博士	国立成功大学理学部	台湾	2017 年 7 月 24 日	数学専攻
博士	浙江大学数学科学部	中国	2018 年 1 月 24 日	数学専攻
博士	ポーランド科学アカデミー数学研究所	ポーランド	2018 年 5 月 17 日	数学専攻
博士	インドネシア大学数学・自然科学部	インドネシア	2018 年 11 月 6 日	物性物理学専攻
博士	ピサ大学	イタリア	2018 年 12 月 5 日	数学専攻
博士	ローマ・トルヴェルガータ大学数学科	イタリア	2018 年 5 月 28 日	数学専攻

出典：理学院担当教員への照会データ

・ SSH 指定校からの受け入れ実績を示す資料

取組組織	受け入れ件数（各 3～10 人／件）			
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
数学科・数学専攻	2	3	3	1
物理学科・物性物理学専攻	1	1	1	3

出典：理学院担当教員への照会データ

北大-大垣東高校間双方向遠隔授業プロジェクト 2019
アンケート集計結果

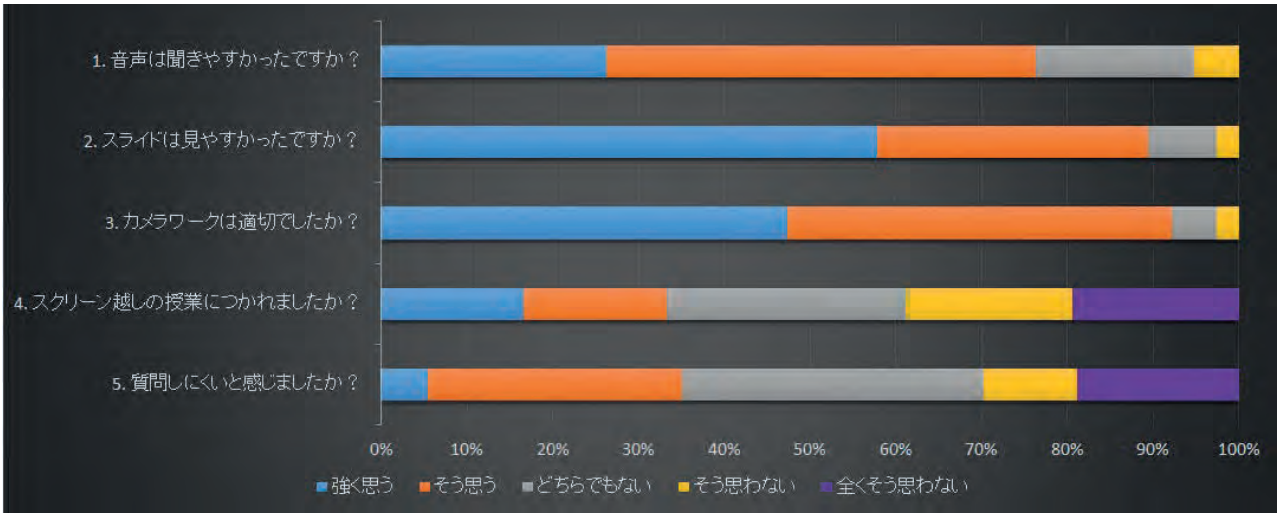

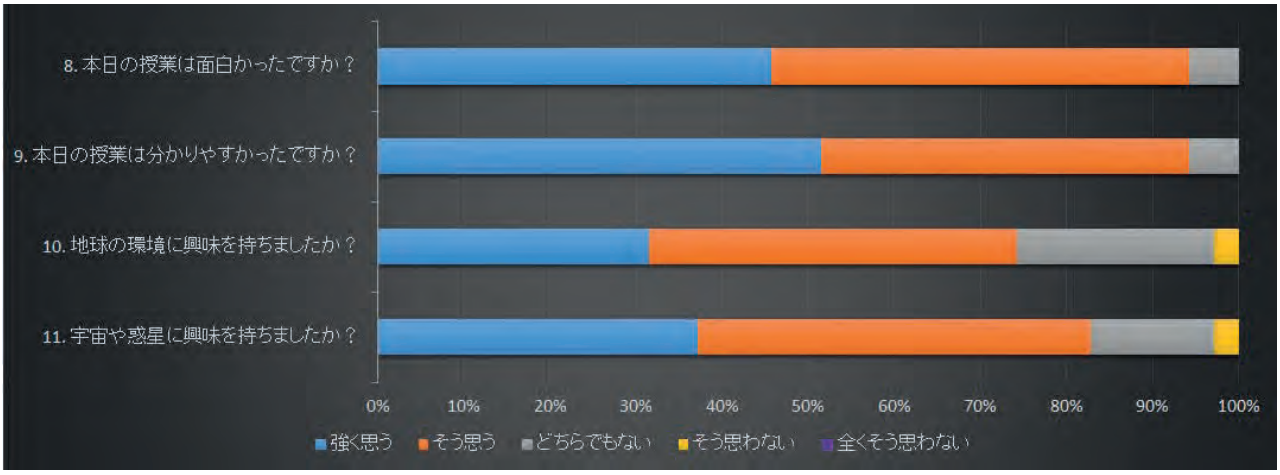

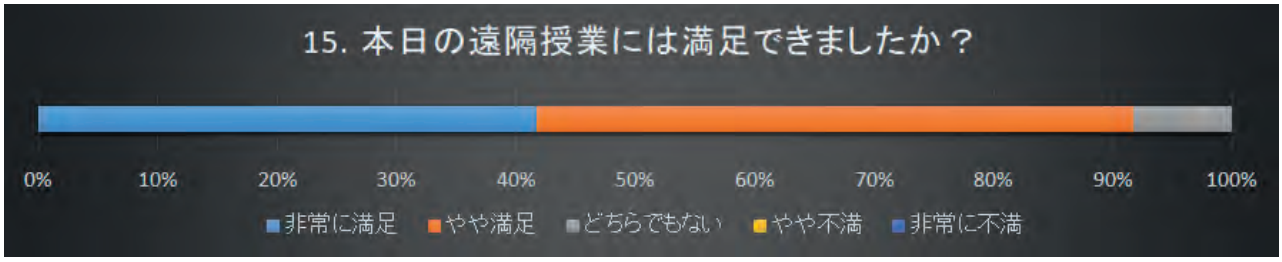

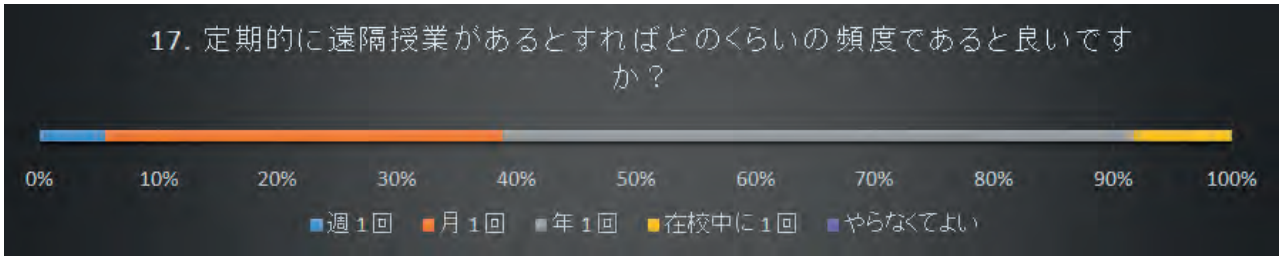

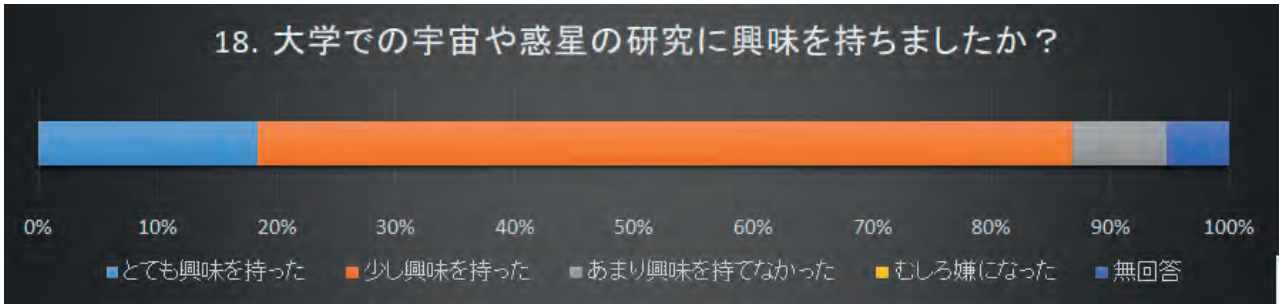

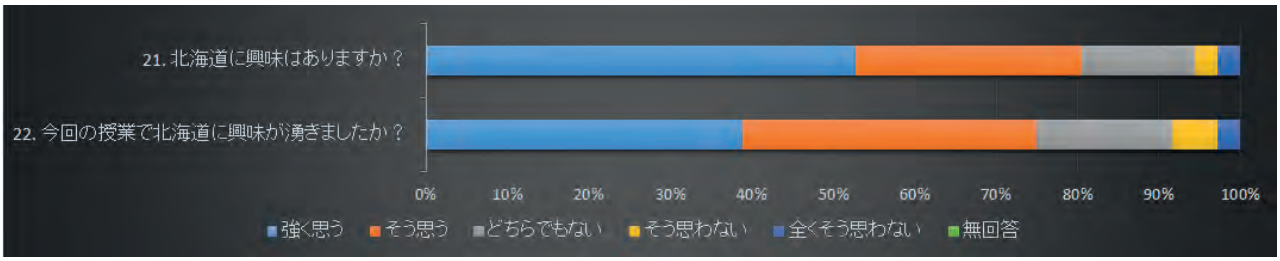

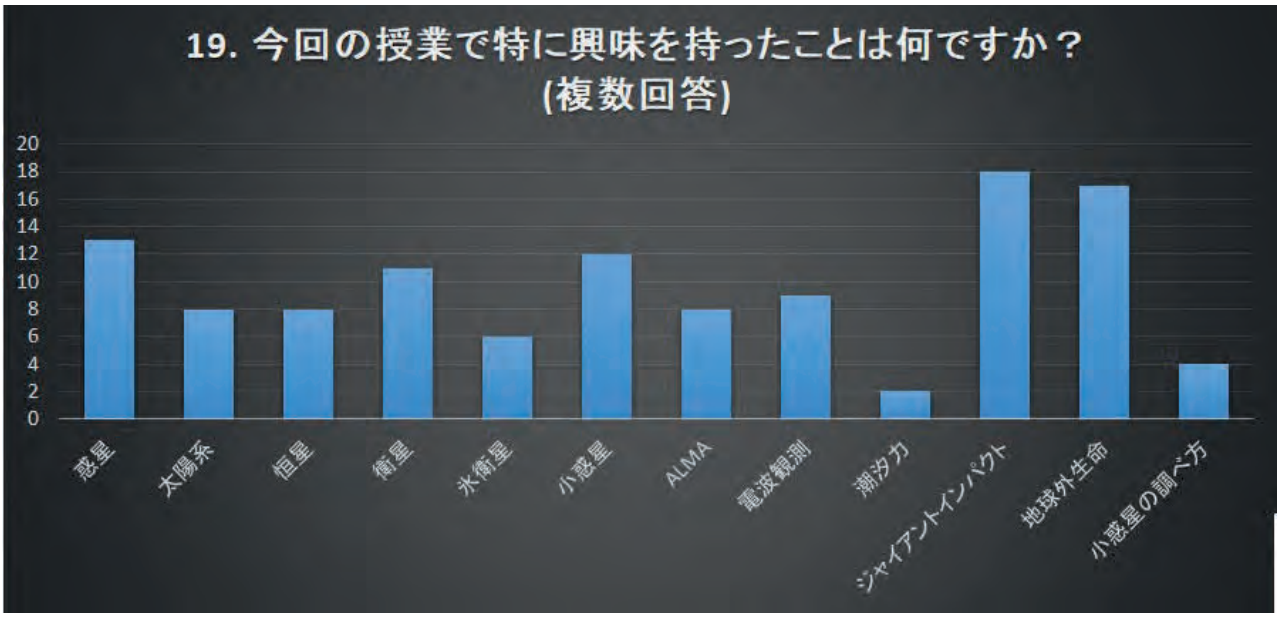

自由意見・感想

- 中学校で学んだことよりもくわしく惑星や小惑星などについて知ることができたので、恒星など他の天体などについても学びたいと思った。
- 天体などのでき方や観測の仕方を詳しくしることができて面白かった。
- 衛星や惑星を調べることによって、星や生命の起源がわかることを初めて知った。
- 星のことはまだ授業で習っていないし、詳しく知ることができていい機会だった。
- とても分かり易く、面白く話しをしていただけて、すごく興味が深まったし、普段と少し違ってたのしかった。
- この遠隔授業で僕は天体について日常的に考えないけど、今回の授業でたくさん考えてとても不思議に思えたし、新しく知って興味をもてるような授業でした。
- 惑星や宇宙について知らないことが多かったので、いろいろなことを学べたので良かったです。

- とても分かり易く解説してくださったり、質問にもたくさん答えてもらえてうれしかったです。
- 新しく知ることばかりで面白かったです。
- 小惑星について、中学で習ったことよりも詳しく知れてよかったと思います。
- 図をよく使われていて、分かり易いものになっていて良かったと思う。
- とても面白かったです。自分のある知識がさらに深堀して分かりやすかったです。
- ありがとうございました！大学生って、こんな細かいところまでやるんだ〜って驚きました。
- そのでき方としてジャイアントインパクトが物と物のぶつかりで地球や月の材質が違うことを説明できているのが興味深かった。
- 地球外生命があると信じている人がいることがおどろき、理想みたいなものがもっていた。もっと倫輪的かと思った。
- 月のでき方は知れてうれしかった。普段は星を見ていないけど、空気がきれいな所では写真のようなものが見れるので一回見てみたいと思った。
- スライドが見易くて分かり易かったです。
- 生徒の意見を聞いてくれたり分かりやすい語句にして説明してくれた点がとても分かりやすかった.
- とても分かりやすかったと思いました. プレゼンテーションの資料がとても見やすかったです.
- 大学生とは思えないほど授業を詰まらずに進めていたり, 内容もちゃんと頭に入っていたのですごいと思いました.
- とても分かりやすく質問にも答えていただいてありがとうございました.
- いつもは実際に来ていただいた人の授業を受けるところを, ビデオで中継して授業をしてとても新鮮だった. 大学生の話を聞く機会はこれからあまりないと思うので今回学んだことを生かして大学を決めたいと思った.
- 分かりやすかったです. 北大にも興味を持ちました.
- 授業が分かりやすくて受けていて楽しかったです.
- 宇宙はとてもつまらないものだと思っていたけど壮大で興味深いものだと思いました.
- 天体により興味を持たせるような授業をしてくださってありがとうございました。自分の中でも天体についてなぞをみつけることができました。
- スライドなどを分かりやすく使っていてすごいと思った。聞いたことのない言葉も分かりやすく説明していた.
- 僕はこの授業を受けて、もしこの授業を受けていなかったら知らなかっただろうと思うので良いものだと思いました
- スクリーンを映して授業をするときに目印をつけながら行うことで授業が分かりやすかった。今回の授業で惑星や衛星のことを復習するような火事で行ったおかげで内容についていけた
- ジャイアントインパクトは中学生の時に倣ったが今回は佐多に詳しく教えてもらってとても面白かった。惑星や小惑星の数がすごいと思ったし大きさの比較は分かりやすくて面白かった。
- 私は宇宙が好きなので今日の授業は楽しみだったし実際に受けて楽しかった。自分の知らないことも知れたしためになったと思った。ALMA がいくつもの望遠鏡を組み合わせて一つのものにしているというのがとてもびっくりした。貴重な経験をさせていただいてありがとうございます
- 北大は行ったことがあったけど宇宙の研究もしているのは初めて知った。とても面白かった。

出典:理学院実施アンケート

・ 出前授業の実績を示す資料

取組組織	実施件数			
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
数学専攻	2	1	2	2
物性物理学専攻	12	6	15	5
宇宙理学専攻	4	5	3	2

出典：理学院担当教員への照会データ

物性物理専攻出前授業アンケート集計結果

(対象:札幌南高校 2018 年 11 月, 札幌光星高校 2018 年 12 月, 市立函館高校 2019 年 1 月, 札幌西高校 2019 年 2 月, 岩見沢東高校 2019 年 9 月, 札幌北高校 2019 年 11 月)

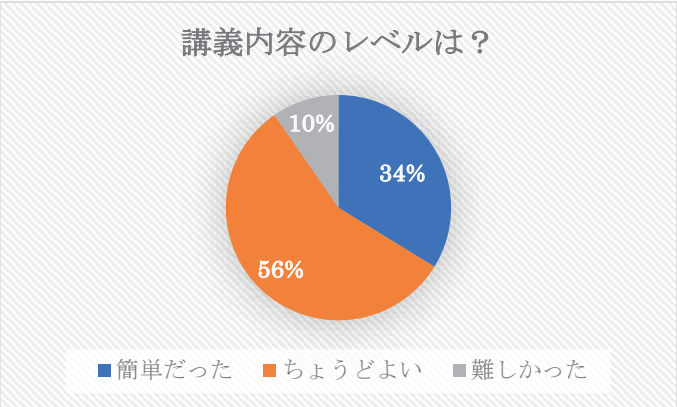

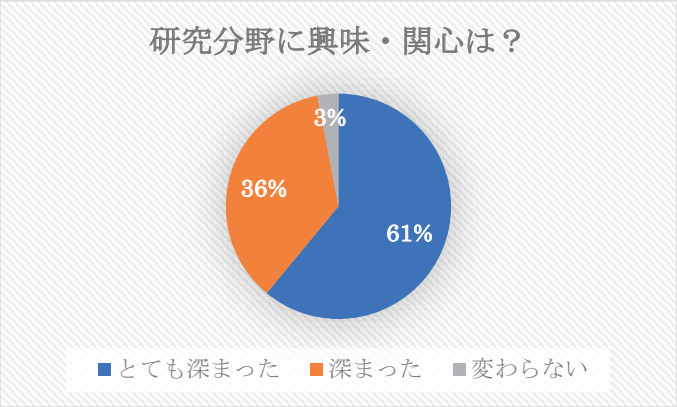

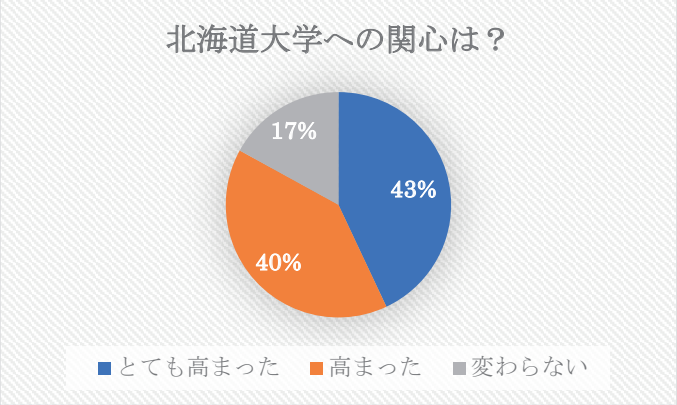

自由コメント

・進学へのモチベーション向上にもつながった。理学部もすばらしいなと思った。

・超伝導を実際に実験で見ることができて，楽しかった。

・これからの時代に役立つ技術を知ることができて，とても興味深かった。

・もっと長い時間聞きたかったと思った。科学者の研究がどのようにして私たちの生活につ

ながっているのか分かったし，楽しそうだったので勉強を頑張ろうと思えました。
・物理の講義ではあったが，色々な化学物質がでてきて，物理と化学は密接に関わっていることを改めて感じた。
・話しだけてなく，実際に，実験をみることが出来，とてもわかりやすく，とてもおもしろかったです。
・超伝導自体は知っていたが，実際に浮いている状態のものを見たことがなかったので，面白かった。
・実際金属が浮いているのを見たら感動しました。思ったよりも固定されたように浮いていて凄かった。
・自分の知らない物理の大発見が身近なものに役だっていることを知り，物理に興味がわいた。
・熱に関することを再確認できました。北大生でも間違えることがあるのに驚きました。
・物体で温度の感じ方に違いがあるのは，熱を吸収するスピードが違うからなどを知って単純な疑問の答えがわかって面白かったです。
・熱について，日常と結びつけて説明してくれたので理解しやすかったです。
・北大に行って勉強したいです！
・今までの復習ができました。熱のクイズで，自分以外のものはすべて同じ温度だと知り，驚きました。
・まだ学習していないところを学べたのはとてもためになったし，今まで学習してきたことと結びつくことがいくつかあって，とても面白いなと思いました。
・普段，学校の授業で勉強する物理の発展した内容がとても興味深かった。
・今まで学習したことではあったけれど，新たな視点で考えることができたような気がしてとても楽しかったです。
・いつもの授業とは違う観点から熱力学について学べたので，より理解を深めることができました。
・公式など，文字で書いてあることのひとつひとつの意味を考えていくことでより理解が深まった。自分は温度って何？と思っていたが，人間のつくった抽象的な概念であるとわかってすっきりした。
・授業でも扱った内容をより深く知ることができて，楽しかったです。もっと聞きたいと思いました。

出典：理学院実施アンケート

宮古島のニュースを世界へ発信「SHINPO NEWS.COM」
http://miyakoshinpo.com
携帯でニュースを身近に「宮古新報モバイル」
http://m.miyakoshinpo.com
１部から気軽に電子購読「新聞オンライン」
http://www.shimbun-online.com
宮古島から世界へ
地域密着の媒体として
地元の政治・経済・文化・スポーツを
迅速かつ正確に報道。
あなたの読みたいスタイルで
宮古島のニュースにアクセスしよう！
906-0012 沖縄県宮古島市平良西里333-1 TEL. 0980-73-1212 FAX. 0980-73-1811 宮古新報株式会社

【無料】資料ダウンロード
SmartHRで年末調整の手続きにかかる作業を効率化／お役立ち資料でそ
を公開！ SmartHR

鳥の生態研究展始まる

2019/07/27 09時02分配信 - 教育 -

ツイート

アカショウビンの生態など研究成果について説明する植村さん＝市総合博物館

宮古島市総合博物館（平良恵栄館長）で９月１日まで、研究展「宮古島に生息する鳥の生態研究」（主催・北海道大学大学院多様性生物学講座Ⅲ）が行われている。26日午後、同大学院の植村慎吾さんと能重光希さん、同館学芸係の與那覇史香さんが記者会見して展示について説明し、多くの観覧を呼びかけた。

この中で植村さんは「僕が５年、研究室自体は７年研究している。研究で分かったことをお伝えし、普段お世話になっている宮古島のみなさんに成果を還元したい」と説明しながら「身近だがほとんどの人がよく知らない鳥の生態について知ってもらうことで、鳥やいろんな生物の生態に興味を持つきっかけになれば良い」と期待を寄せた。

同展は、植村さんが５年、同研究室として７年間、大野山林で行ったアカショウビンやサンコウチョウなどの生態研究によって得られた成果を市民向けに紹介しよう企画された。アカショウビンの基礎的な繁殖生態や鳴き声、ＧＰＳロガーを使ったフィリピンでの越冬などについてポスターで紹介。鳴き声について、植村さんは「奄美大島や沖縄本島と比べて宮古のアカショウビンは鳴き声が低い。少し高く鳴くセミの声などの環境騒音を避けて低く鳴くようになっていった」などと説明した。

このほか、「アカショウビンのオスが毎年、ほぼ同じ縄張りに戻ってくる」「越冬するフィリピンへの渡り中の飛行高度は４０００㍍近くにも達するという驚きの行動が分かった」などとしている。

Premiere Rushで動画を簡単作成
動画内製化でビジネス拡大・コスト削
効率化を同時に実現！
アドビ システムズ株式会社

ソーシャルブックマークに登録

この記事のURL

<< 前の記事 | トップページ | 次の記事 >>

出典：宮古新報ニュースコム

平成28年度　理学院　第1学期　授業アンケート集計結果

授業アンケート　全体平均

アンケート評価ポイント（5 強くそう思う，4 そう思う，3 どちらとも言えない，2 そう思わない，1 全くそう思わない）

問A　シラバス（授業計画）は、授業の目標、内容を明確に示していた。

問B　教員の説明はわかりやすかった。

問C　授業全体として満足できるものであった。

授業科目名 ： 現代数学概説　　選択

受講者数　41 名　回答者数　32 名　回収率　78.05%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

「代数曲線の種数を計算してみよう」と題して授業を設定した。一般的にいって、代数幾何学は、準備学習に多大な時間を要するため、面白いところに到達する前に脱落してしまう学生が多い。授業においては、対象を代数曲線に限定することで、出来るだけ準備知識が少なくてすむようにした。その上で、種数という最も基本的な不変量を理解させるように設定した。定理の詳しい証明は省き、いくつかの具体例を計算させることで、種数とは何であるかを理解させるようにした。従って、授業の半分近くは計算のための演習に費やした。この授業を通して、種数という不変量を知ってもらうこと、そして、関心をもった学生には、さらに進んで本格的な代数幾何学を志してもらうことが目的である。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

学生には、授業の一定の時間をプリントの問題を解くことに費やしてもらった。詳しい証明を聴くことよりも、自分で手を動かして計算をしてもらう方が、より理解が深まるからである。解答用紙は、毎回、回収し、これをもって出席点とした。後半に行くほど、問題が解けない学生が多くなり、自分の力不足を感じたが、アンケート結果を見る限り、それほど分かりづらい授業ではなかったようである。選んだ題材(代数曲線の種数)は、現代数学概説で扱うものとしては適切だったといえるのではないだろうか。問題を解いてもらっている間、学生一人一人を見てまわり、出来るだけ親切に指導するようにしたが、やはり限界がある。今後、同様な授業をする機会があれば、TAを使うなどの改善点が考えられる。

授業科目名 ： 数理科学概説　　選択

受講者数　46 名　回答者数　21 名　回収率　45.65%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

「非線形現象への数学的アプローチ」を副題に、全8回の講義を教員2名で4回ずつ担当した。数学専攻でない学生でも授業について来られ、興味を持ってもらえるよう、最初は、問題の動機を簡単な計算で見ると同時に身の回りの現象との関連を中心に話した。数学的な部分は、技術的なことをできるだけ避けた素直な手法を用い、最終的には最新の研究にどのようにつながっていくかを解説した。レポート問題も、学生自身が手を動かして計算して考えるものとし、授業内容の理解の助けとなるよう配慮した。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

全体を見比べ点数が低めであったのは、設問2の、シラバスによる授業内容の明示であった。全4回の各回の授業でどのような内容を扱うかなどをより明確に、そしてより詳しく今後は記載するという対策が考えられる。また、初回の授業時に改めてシラバスとの関連について触れるのも、学生が授業内容を把握するために役に立つかもしれない。一方で、設問4の説明の分かりやすさについては一定の評価を得たようで、良かったものと思う。

授業科目名 ： 現代物理学入門　　選択

受講者数　29 名　回答者数　23 名　回収率　79.31%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

私たちの社会、経済、文化にまで大きく関わっている現代の科学技術は、現代物理学がその大きな基盤学問となっている。この授業では、科学技術を支える基礎科学リテラシーのひとつとして、現代物理学の様々な理論や方法論、知識や考え方を深く理解する。
講義では、異なる専門の学生が履修するので、内容が物理系学生向けに偏らないように配慮する。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

アンケート
[3] 授業内容の難易度は適切であった。
[4] 教員の説明はわかりやすかった。
の評価が悪いように思える。
その理由には、主として「英語による講義」であることがあげられると推測する。ほとんどの履修者は日本人学生であるが、数名の外国人学生のためにすべて英語で講義する。国際交流という名目があるわけであるが、やはり多くの日本人学生には難解な授業になってしまうと思われる。理学院のルール「日本語を解さない外国人履修者が含まれる授業は英語で提供しなければならない。」は、多くの日本人履修者にとってストレスになっていると推測する。

平成28年度　理学院　第2学期　授業アンケート集計結果

授業アンケート　全体平均

アンケート評価ポイント（5 強くそう思う, 4 そう思う, 3 どちらとも言えない, 2 そう思わない, 1 全くそう思わない）

問A　シラバス（授業計画）は、授業の目標、内容を明確に示していた。

問B　教員の説明はわかりやすかった。

問C　授業全体として満足できるものであった。

授業科目名 ： 衛星測地学概論　　選択

受講者数	10 名	回答者数	8 名	回収率	80.00%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

講義の後半では、受講者が講義に参加できるように、受講生一人一人に時間を割り当て、衛星測地学に関する論文紹介を行うことを義務付けた。それ以外の講義の前半の時間は、最近の研究の動向について担当教員による講義を行った。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

講義が英語になるため、日本人受講生については英語の練習となってしまい、肝心の衛星測地学の学習以前に躓くことがあるかも知れない。ただし、そのことはアンケートには現れていない。日本人と外国人留学生の英語力の差が大きいため、講義に多少支障がある。

平成29年度　理学院　第1学期　授業アンケート集計結果

授業アンケート　全体平均

アンケート評価ポイント（5 強くそう思う，4 そう思う，3 どちらとも言えない，2 そう思わない，1 全くそう思わない）

問A　シラバス（授業計画）は、授業の目標、内容を明確に示していた。

問B　教員の説明はわかりやすかった。

問C　授業全体として満足できるものであった。

授業科目名 ： 現代数学概説　　選択

受講者数　17 名　回答者数　8 名　回収率　47.06%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

実際の数学の研究がどのように行われているかを紹介するために、私自身の研究している複素射影空間の超曲面のグロモフ-ウィッテン不変量についての導入的な講義を行った。内容としては、複素射影空間とその超局面の紹介、次に、3次元複素射影空間内の3次曲面に含まれる直線の本数の位相幾何学を用いた数え方を紹介した。次に、4次元複素射影空間内の5次超曲面に含まれる直線の本数を数える問題を考察し、その結果と古典的ミラー対称性の関連を紹介して結びとした。 複素幾何学のいくつかの予備知識を必要とするが、その都度使い方を説明し、レポートを書く際の障害にならないよう配慮した。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

授業は、2名ほど熱心な学生がいて、熱心な質問があった。レポートは、興味を持って取り組んだ学生は、内容を理解していて、良好な成績であった。アンケート結果は、参加者が少なかったことを考慮すれば、妥当な結果であると思われる。

授業科目名 ： 現代物理学入門　　選択

受講者数　20 名　回答者数　13 名　回収率　65.00%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

私たちの社会、経済、文化にまで大きく関わっている現代の科学技術は、現代物理学がその大きな基盤学問となっている。この授業では、科学技術を支える基礎科学リテラシーのひとつとして、現代物理学の様々な理論や方法論、知識や考え方を深く理解する。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

本授業は英語で行われるので、日本人学生には理解が不十分な個所もあるが、授業の目標はだいたい達成されてのではないかと考える。授業では、講義資料を印刷して配っているので充実した講義ノートは期待できないが、配布資料を工夫して充実した講義資料が手元に残るように工夫したい。

平成30年度　理学院　第1学期　授業アンケート集計結果

授業アンケート　全体平均

アンケート評価ポイント（ 5 強くそう思う, 4 そう思う, 3 どちらとも言えない, 2 そう思わない, 1 全くそう思わない）

問A　シラバス（授業計画）は、授業の目標、内容を明確に示していた。

問B　教員の説明はわかりやすかった。

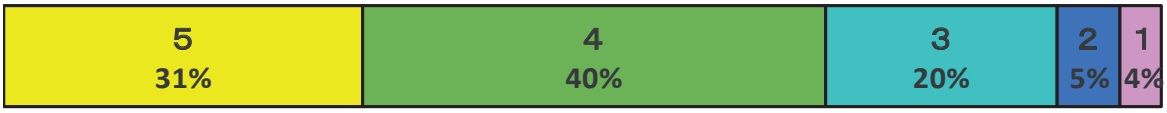

問C　授業全体として満足できるものであった。

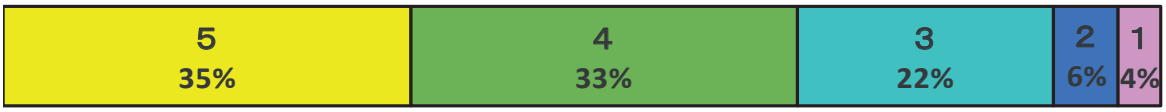

授業科目名 ： 現代数学概説「現代数学から見た魔方陣／かたちの調和性」　　選択

受講者数　25 名　　回答者数　　23 名　　回収率　　92.00%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

授業で扱った現代数学の内容に関連する基本的事項の理解を目標とした．具体的には，1．多面体とその対称性，鏡映群とその不変式，群調和関数と多面体調和関数に焦点を当てて，様々なかたちのもつ数学的な美について論じたり，2．アフィン幾何や体など，現代数学の観点から魔方陣の構成について紹介したりした．

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

授業内容が簡単過ぎるとの意見もあったが，一方でわかりやすいとの評価をしている学生もいた．数学を専攻している学生でも，分野が異なると基本的な知識が欠けていることもあるので，今後とも多様な学生に対応できるよう，授業内容を設定していきたいと考えている．

授業科目名 ： 数理科学概説「周期的均質化法／有向パーコレーションの臨界現象」　　選択

受講者数　18 名　　回答者数　　15 名　　回収率　　83.33%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

大学院授業であることから，最先端の研究に直結する内容のものを選んだ．昨年夏に東大で行なった「Summer School 数理物理 2017」の講義ノートの難易度を落としたものを配布したので，自習すれば十分理解できるものになっていたはずである．毎回の授業の初めに前回の復習もし，どこが目標なのかも毎回説明した．証明も図を多用したため，解析学を専門としなくても分かるよう配慮した．オフィスアワーも設け，授業中の内容やレポート問題が分からなければ訪れるよう促した．

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

平均自習時間が非常に短く，授業中もオフィスアワーも質問に来ない学生の意見なので，コメント【2】【3】【8】は全くの的外れである．【4】の意見は，こちらの狙い通りであった．

授業科目名 ： 現代物理学入門　　選択

受講者数　18 名　　回答者数　　11 名　　回収率　　61.11%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

本講義は科学技術を支える基礎科学リテラシーのひとつとして、現代物理学の様々な理論や方法論、知識や考え方を深く理解することを目的としている。その中で、現代物理学の様々な最先端トピックスを分かり易く紹介し、学生がそれに関わる知識を得ることを到達目標とする。講義では、スライドや図を使用し、最先端の物理を簡単に理解することを心がけている。また、細かい数式などを使うより、知識として幅広いトピックに触れられるよう心がけた。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

講義の出席率は非常に良かった。今後の改善点としては、より効果的にスライドや図表を使うことで、教員の説明がより分かりやすく学生へ伝わるよう徹底したい。また、出席率の高さを活かして、アクティブラーニングの要素を取り入れるなど工夫していきたい。

平成30年度　理学院　第2学期　授業アンケート集計結果

授業アンケート　全体平均

アンケート評価ポイント（ 5 強くそう思う, 4 そう思う, 3 どちらとも言えない, 2 そう思わない, 1 全くそう思わない）

問A シラバスは、授業の目標、内容を明快に示していた。

問B 教員の説明はわかりやすかった。

問C 授業全体として満足できるものであった。

授業科目名 ： 宇宙理学入門　　選択

受講者数　15 名　回答者数　8 名　回収率　53.33%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

宇宙理学は時間スケールも空間スケールも大きく異なる研究テーマを内包している。そのような宇宙理学の概観することを目的とした本授業では、オムニバス形式を採用し、各テーマを専門とする教員が担当することとした。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

毎回テーマが大きく異なるため、初心者にも分かるようにする必要があった。このアンケートを見る限り、それは達成されているようである。今後も分かりやすい授業を心がける。

授業科目名 ： 衛星測地学概論　　選択

受講者数　11 名　回答者数　10 名　回収率　90.91%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

様々な衛星測地学の手法とその成果や波及効果について、概要を解説した。受講者の半数には後半の「特論」でそれを踏まえた最近の論文を紹介してもらう形式とした。受講者には留学生も複数含まれていたため、ほぼ英語のみで講義をした。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

専攻以外、理学院以外の受講者も複数いたが、概ね、理解してもらえたようだ。「概論」なので「予習」に時間を費やすことは期待していないが、「復習」に費やす時間を増やすために、レポート課題を課すことを考えている。

令和元年度　理学院　第1学期　授業アンケート集計結果

授業アンケート　全体平均

アンケート評価ポイント（ 5 強くそう思う, 4 そう思う, 3 どちらとも言えない, 2 そう思わない, 1 全くそう思わない）

問A シラバスは、授業の目標、内容を明快に示していた。

問B 教員の説明はわかりやすかった。

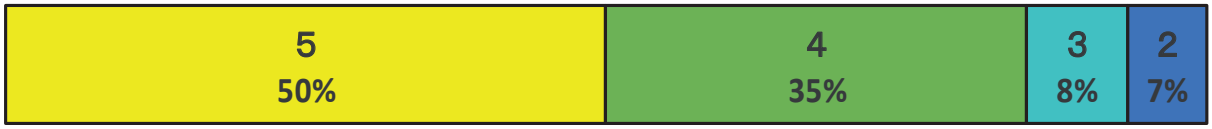

問C 授業全体として満足できるものであった。

授業科目名 ： 数理科学概説「振動化学反応の数理モデル」 選択

受講者数 35 名 回答者数 31 名 回収率 88.57%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

数学専攻、数学を専門としない院生が対象のため、あまり基礎知識を仮定せずにその場で考えて理解させる形で講義を進めるよう心掛けた。単に数学の公式を紹介したり証明をするのではなく、理工学系分野や統計学などへの適用を踏まえた応用例を紹介するようにした。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

どの程度までの基礎知識を仮定するかはやはり共通科目としては難しい。数学の応用についてある程度講義内で完結するようにしたが、行列の応用についてはどうしても線形代数の定理の援用が不可欠なので話題の選び方に工夫が必要かもしれない。課題についても、最初からグループワークを前提として数学が得意な学生と苦手な学生が協力できるような枠組み作りがよいかもしれない。後期は題材的に難しかったが、本科目ではスライドを配布できたのも効果的な学習を促せたようだ。

授業科目名 ： 科学教育授業設計特論 選択

受講者数 11 名 回答者数 11 名 回収率 100.00%

◎この授業を実施する際に設定した狙い，ポイントなど。（100～200字程度）

意欲を引き出す授業をするには何が必要かを体験的に学ぶ、これがこの講義の最大の目標であった。学ぶ意欲を自己効力からブレークダウンし、各グループ内で仮想設定した学校内において、自己効力の構成概念に対応した1時間の授業を設計するのである。それによって学生自らの学ぶ意欲を引き出そうとした。

◎アンケート結果を見てのコメント，授業へのフィードバックなど。（100～200字程度）

今年は留学生が多く、教育の専門用語や日本独特の教育文化の理解促進に苦労した。またちょうど調査に重なる学生も多く、指導の面で後手に回ったところも多かった。その結果が授業アンケートに出ており、深く反省したい。課題の設定や学生個々のモニタリングを含めて、大きく修正を加える所存である。

資料A

令和元年度　前期　授業アンケート

種別　理学院　　科目管理番号:

科目名

回答者数　18

[1]　所属　[①理学院　②生命科学院　③農学院　④総合化学院
⑤その他(所属　　)]

1	2	3	4	5	評価点数
17	0	0	0	0	—
100%	0%	0%	0%	0%	

[2]　シラバスは、授業の目標、内容を明快に示していた。

1	2	3	4	5	評価点数
0	1	2	10	5	4.06
0%	6%	11%	56%	28%	

[3]　授業内容の難易度は適切であった。

1	2	3	4	5	評価点数
0	0	7	5	6	3.94
0%	0%	39%	28%	33%	

[4]　教員の説明はわかりやすかった。

1	2	3	4	5	評価点数
0	2	5	8	3	3.67
0%	11%	28%	44%	17%	

[5]　黒板、教科書、プリントやAV機器などの使われ方が効果的だった。

1	2	3	4	5	評価点数
0	1	1	13	3	4.00
0%	6%	6%	72%	17%	

[6]　この授業の出席率は(　)%だった。
(ほぼ「①20、②40、③60、④80、⑤100」の順)

1	2	3	4	5	評価点数
0	0	0	7	11	4.61
0%	0%	0%	39%	61%	

[7]　この授業一回(90分)のための予習・復習に費やした時間は平均(　)であった。
(「①30分以下、②1時間、③2時間、④3時間、⑤4時間以上」の順)

1	2	3	4	5	評価点数
4	10	2	0	0	1.88
25%	63%	13%	0%	0%	

[8]　授業全体として満足できるものであった。

1	2	3	4	5	評価点数
0	0	3	11	4	4.06
0%	0%	17%	61%	22%	

*[9]と[10]についてはどちらか一方を回答して下さい。

[9]　自分の専門分野に近く、知識をさらに深めることができた。

1	2	3	4	5	評価点数
0	0	2	3	4	4.22
0%	0%	22%	33%	44%	

[10]　自分の専門分野とは異なったが、広く基礎知識を身につけることに役立った。

1	2	3	4	5	評価点数
0	0	0	10	4	4.29
0%	0%	0%	71%	29%	

出典:理学・生命科学事務部大学院教育担当及び庶務担当データ

平成２８年度数学部門ＦＤ報告書

実施日時（場所）：７月２１日（木）13:00～14:00（理学部３号館３０９室）
参加人数：３０名（内訳：教員２２，事務職員２，院生６）
＜実施概要＞
講師：　樋口直樹氏（人材育成本部・S-cubic）
題目：　DC・PDのキャリア意識改革／実践参加システムの構築と推進

「博士人材のキャリアパス（多様化・支援・創出に関する問題点など)」をテーマとして，人材育成本部の樋口直樹先生にご講演いただいた。北海道大学における理工系博士の実態と施策，S-cubicによるキャリア教育とキャリアデザインの支援体制に関する説明があり，学生への進路指導のあり方について情報の共有を図った。

質疑応答では，S-cubicで開催されている様々なキャリアパスセミナーに関する実地的な内容，特に，赤い糸会や緑の会などの実践参加型プログラムに参加する企業や，博士インターンシップ実施企業が求める学生像など具体的な事例について質問がいくつかあり，数学専攻の学生に対するプレゼンテーション指南等具体的なエピソードを交えた説明があった。

参加者には，企業が求める博士人材の資質や支援の広がりについて考える良い機会になったと考える。

実施日時（場所）：１２月１日（木）12:10～12:50（理学部４号館５０１室）
参加人数：３１名（内訳：教員２９，事務職員２）
＜実施概要＞
講師：　正宗淳先生，行木孝夫先生（数学部門）
題目：　WeBWorK：online homework system for math and sciences courses

オンライン学習システム「WeBWorKs」で実現できる教育メリットを，正宗先生と行木先生に，講義法の概念を解説と実演により紹介いただいた。全学教育・数学科目において能動的・主体的な学習形態を促すための工夫，効果的な学習方法について議論した。当日は，各自インターネット接続できる端末を持ち込み実演しながら，導入にあたっての問題点などについて議論が行われた。

参加者には，授業改善に一層の推進を図る良い機会となった。

平成２８年度物理学科・物性物理学専攻合同ＦＤ報告書

実施日時（場所）：２月１５日（水）14:00～15:30（理学部２号館４０４室）
参加人数：２２名
＜実施概要＞
「アクティブラーニング」をテーマとして，アクティブラーニング推進室の難波准教授をお招きし，アクティブラーニングが求められるようになった経緯と現状，そして今後「主体的・対話的で深い学び」の実現へ向けた方向性などについて，講演をしていただいた。引き続きアクティブラーニングを実践しておられる木村准教授に，具体的な授業の内容について講演をしていただいた。
その後，教員間での討論を行い，グループ学習や講義の合間に幾度か学生への質問をなげかけるなど，様々な形態のアクティブラーニングを議論し，個々の授業との「相性」などを討論する一方，基幹講義，演習，そして卒業研究といった総合的な物理教育の視点から，「主体的・対話的な学び」について討論を行った。

平成２８年度理学部化学科ＦＤ報告書

実施日時（場所）：２月２３日（木）13:00～14:30（理学部７号館３１０室）
参加人数：３６名
＜実施概要＞
「アクティブラーニング型授業とは何か　～授業形態に応じた導入のポイント～」をテーマとして，高等教育推進機構高等教育研修センターの山本堅一特任准教授に，
１．アクティブラーニング型授業とは何か
２．アクティブラーニング型授業を実践するためのポイント
３．アクティブラーニングと学習動機
などについて，解りやすい授業をしていただいた。特に，アクティブラーニングの浸透を阻む要因としての
１．教員にとっての壁
２．学生にとっての壁
３．学習環境の壁
の話は多くの教員にとって大いに参考になったと思われる。その中でも，カリキュラムにある各授業間（教員間）の密接な連携の重要さとその実現に向けての努力の必要性を改めて認識させられた。
この山本特任准教授の授業の最後に１５分ほど時間を割いて，まさにアクティブラーニングが行われた。化学科の教員が数名ずつのグループに分かれて，各教員が行っている授業や実験・実習にどのようにすれば効果的なアクティブラーニングを取り入れられるか，導入に際して困難な事柄は何か，などのディスカッションが行われ，グループの代表者が発表し，また全体として質疑応答する形式であった。まさに，教員が学生になった気分でアクティブラーニングを体験したといえる。質疑応答も活発で，大変有意義な研修であった。

平成２８年度生物科学科(生物学)・自然史科学専攻・生命システム科学コース・地球惑星システム科学分野合同ＦＤ報告書

実施日時（場所）：２月７日（火）14:00～15:00（理学部７号館219/220室）
参加人数：４６名
＜実施概要＞

生物科学科（生物学専修）・理学院（自然史科学専攻）・生命科学院（生命システム科学コース）合同ＦＤ研修として行った。

講師として，今年度新設された理学部/理学院学生生活相談室のカウンセラー・佐藤淳子先生を迎え，「理学部・理学院学生生活相談室の活動利用の現状と今後の課題」についてお話いただいた。

主な講演内容は以下の通りであった。

・学生生活相談室利用状況
・事例の紹介：(1)自発的来談（1回で終結），(2)自発的来談（継続），(3)指導教官のみ来談，(4)指導教官の紹介，(5)指導教官の紹介（保健センターと並行）
・今後の課題：(1)自殺予防及び自殺未遂/既遂時の対応，(2)指導教官との連携，(3)広報活動（潜在的ニーズの掘り起こし）

その後，活発な質疑応答となり，理学部内の学生生活相談室の存在，およびその利用法を知るよい機会になったと思われる。

平成２８年度地球惑星科学科ＦＤ報告書

実施日時（場所）：２月１３日（月）16:30～17:30（理学部本館Ｎ３０８室）
参加人数：１９名（地球惑星科学は１３名）
＜実施概要＞
　フィリピン大学ディリマン校 Amelia Guevara 教授に
“Women, Gender and Development: The Philippine Experience”
というタイトルで講演をいただき，その後討論を行った。
　日本は Gender Gap Report 2016 の世界ランキングで 111 位と先進国中最低レベルだが，フィリピンは 7 位でアジアの中ではトップである。ゲバラ教授も含め，フィリピン科学技術省の重要ポストの半数を女性が占め，フィリピン大学でも女性の教授が数多く活躍している。講演ではこうしたフィリピン国内の紹介も含め，世界のジェンダー問題に対する動きについて広くレビューをしていただいた。ジェンダーの問題は，単に男女の平等というだけでなく，持続的，安定的な社会の発展のために重要な視点であることが強調された。

講師：Amelia Guevara 教授
　フィリピン大学ディリマン校の化学科教授，フィリピン大学全校の副総長を歴任後，フィリピン科学技術省に入り，Undersecretary（副大臣相当）などを務めた。今年からフィリピン大学ディリマン校に戻り教鞭をとっている。

平成２８年度宇宙理学専攻ＦＤ報告書

実施日時（場所）：２月８日（水）10:30～11:30（理学部２号館４０４室）
参加人数：２９名
＜実施概要＞

「教育における著作権関係について」をテーマとして，布施教授に講演をしていただいた。これまで，学校などの教育機関において，授業を目的とし，必要と認められる限度において，公表された著作物を複製することができるとされてきた。しかし，昨今の授業形態の変化にともない，著作物の扱われ方も大きく変化している。たとえば，資料をウェブサイトにアップし，その資料を学生が授業時間外に，閲覧，ダウンロード等の利用をするなどである。このような事態にかんがみ，文化審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会では，授業の過程での著作権の扱い方について審議しており，権利制限規定，補償金請求権などが審議されている。今後，補償金について議論が進む可能性がある。このような内容をお話しいただき，その後教員間において，討論を行った。

平成２８年度理学部生物科学科（高分子機能学）ＦＤ報告書

先端生命科学研究院でFDSD研修会「総会2016」
実施日時（場所）：２月１３日（月）15:00～17:00（理学部５号館大講堂）
参加人数：教員４９名及び事務部３１名，総数８０名　北大時報３月号報告
＜実施概要＞
　教育・研究担当の全教員（特任，客員を含む）及び研究室の事務・技術職員を対象とし，同研究院の諸研究・教育活動報告とともに理学・生命科学事務部の若手代表による業務活動報告を実施した。

生命科学院FD研修「ルーブリック入門」
実施日時（場所）：９月１５日（木）（シオノギ創薬イノベーションセンター１Ｆ
産学コミュニティホール）
参加人数：教員２０名　北大時報１０月号報告
＜実施概要＞
　本学高等教育研修センターから講師を招き，アクティブ・ラーニング形式の学修成果に係る評価に使用されるルーブリック評価について学習した。参加した教員のほとんどが「ルーブリックは初めて聞く程度」だったが，講演終了後には，若手教員からも実践する際の考え方の確認や課題について積極的な質問や意見交換もあり，アクティブ・ラーニング授業を担当する各教員も学修行動調査や学習到達度調査の評価方法の改善を再認識する研修となった。

自然科学のためのアクティブラーニング
２０１５年４月コースFDとして活用報告
実施日時（場所）：３月１１日（木）13:30～16:40（理学部３０９教室）
参加人数：教員３５名，学生１０名，学外者６名　北大時報５月号報告
＜実施概要＞
　自然科学を教える大学教員のためのアクティブラーニング事例を学ぶシンポジウムを開催した。先端生命科学研究院からは，教員１名が講師として講演。４人の教員による具体的な実践例と「学習効果や課題」について紹介された。

研修・集会以外のFD活動

【教育改善】

・オープン教材（Open Educational Resources : OER)『北大・JEOL 第1回NMR技術演習セミナー』の配信開始　北大プレスリリース(2016.11.8)
・Research Ethics Workshop for IGP students（研究倫理ワークショップ）開催（2016.12.13)
・授業参観科目の提供「全学教育科目（はじめての生命科学)」(2016.12.26)
・シラバス作成ガイドラインの作成
・新PGAにともなう卒業認定基準の導入
・英語外部試験の活用とスコア把握
・海外渡航費支援(部局評価に基づく資源の再配分事業)
・TOEIC&TOEFL-ITP受験料支援(部局評価に基づく資源の再配分事業)
・理学アクティブラーニング推進室（H27.4～）との活動連携
・スーパーグローバル大学創成支援事業（新渡戸カレッジ・新渡戸スクール）
・生命科学院ソフトマター専攻設置に向けての教育体制の構築

【その他】

国際化

・海外ラーニング・サテライト（スウェーデン・カロリンスカ研究所＆北大）
事業報告会：平成28年6月9日「食・健康・医療に貢献するカロリンスカ研究所ジョイント先端顕微鏡講習コース」
・北大サマーインシュチュート（３件，先端的光学顕微鏡による生命科学研究，創薬イノベーションセミナー，北欧型サービスデザインワークショップ）
・学生交流検討中（スペイン・バルセロナ大学，スウェーデン・カロリンスカ研究所）
・日中韓フォーサイト事業(JSPS A3プログラム）参加
・IGPプログラム「次世代の生命科学グローバルリーダー養成プログラム」博士学位審査会とGP審査。修了者表彰式(2017.2.10)(4th 国際シンポ),WS(国際本部），2nd 交流会(理国際化支援室)
・国際化チームの設置。外国人教員に向けての事務メールの英語化促進。
・GI-CoRE拠点 4th (GSS)ソフトマターグローバルステーション(H28-)

出典:理学院･理学部担当教員への照会データ

平成２９年度数学科ＦＤ報告書

第１回

実施日時（場所）：平成 29 年 6 月 21 日（水）12：00-12：50（理学部 4 号館 501 室）

参加人数：17 名（内訳　数学部門教員 15 名、事務職員 2 名）

＜実施概要＞

講師：柴　恭史　氏（プール学院大学教育学部教育学科特任講師）

題目：理系専門職養成プログラムの在り方

近年、大学に対して、社会との接続性を高めたプログラムが要請されるようになっていることを踏まえ、一定の専門性を修めつつ実戦的な応用力も兼ね備えた人間、いわゆる「専門職人材（高度専門職業人）」を養成することへの理解を深めることを目的とした。このFDでは、アメリカで近年盛んになっている理系専門職の養成の一つである「専門理学修士号（Professional Science Master’s）」について、その意図と具体的なプログラムの構成をプール学院の柴恭史氏にご紹介頂き、その後、活発な意見交換を行った。

第２回

実施日時（場所）：平成 29 年 12 月 14 日（木）12：00-12：50（理学部 4 号館 501 室）

参加人数：28 名（内訳　数学部門教員 24 名、非常勤講師 2 名、事務職員 2 名）

題目：線形Ⅱ問題を考える（フリーディスカッション）　進行／久保英夫教授

＜実施概要＞

全学教育科目「線形代数学 II」を履修する学生が、最近、特に減少していることを受け、この問題に関するフリーディスカッションを行い、その打開策を模索する契機とすることを目的とした。高校のカリキュラムから外れた行列を無理なく導入するための工夫やオンライン教材である WebWork を効果的に用いることにより、抽象的なベクトル空間の概念について時間をかけて丁寧に説明することの重要性を再確認した。併せて、「線形代数学 I」で提供する内容をブラシュアップすることについても意見交換を行った。

第３回

実施日時（場所）：平成３０年２月２２日（木）15:00～17:10（理学部３号館３０９室）

参加人数：24 名（内訳　数学部門教員 13 名、北大他学部・他大学 11 名）

＜実施概要＞

「数理データサイエンス一般科目設計おける e-ラーニングの動向」をテーマとして、特に WeBWork に関する理解を深めることを目的とした。MDSC 兼務の大本教授、正宗教授の基調報告から始まり、金沢大学（牛島氏）、北海道大学（坂井氏）、東北大学（田中氏）での取り組みの現況に関する３つの講演と、国際的な e-ラーニングの潮流に関する講演（柴氏）が行われた。各講演の後には、参加者を交えた活発な質疑応答がなされた。

平成２９年度化学科ＦＤ報告書

実施日時（場所）：９月２９日（金）15:00～16:20（理学部７号館7－３１０講義室）
参加人数：７２名（うち化学科教員３６名）

＜実施概要＞

「科学研究の信頼性について」をテーマとして，（有）アイ・キュー・エイ 代表取締役社長、（株）マスターコントロール 顧問 長谷川義和氏（1972 年化学科卒)に、最近の成果主義を背景に、科学研究でも捏造や改ざんによる事件が多数発生している中で、人間の弱さが「嘘」として現れること、それを防ぐために必要な様々な取り組みについて、最近の事例を交えつつ企業研究における現場の視点からご講義頂いた。
特に、科学研究における捏造事件を防ぐには、

1. 多段階のチェック体制が必要であり、
2. 多数の人間が関わる共同研究においては特に責任の所在を明らかにすること、
3. 信頼性を確保するために必要な徹底した資料保存のルールの策定が必要であり有効である

ことが具体例とともに紹介され、基礎科学研究を推進する大学の研究現場においてもこのような取り組みが正に必要になってきていることを改めて認識させられた。

講演後半では長谷川氏のご専門分野である非臨床安全性試験 (GLP) に関し、その歴史、何故 GLP が必要なのか、GLP の仕組みはどうなっているのか、GLP がグローバルな標準となっている点に関して説明して頂き、「科学研究の信頼性」確保の可能性と信頼性を疑われた時の対策についてご講義頂いた。

講演後の質疑応答では、具体的な GLP の取り組み事例等に関した活発な議論が行われるなど、大変有意義な研修であった。

平成２９年度物理学科・物性物理学専攻ＦＤ報告書

実施日時（場所）：６月１６日（金）１５：００～１６：３０（理学部２号館４０８室）
参加人数：２６名
＜実施概要＞

「米国の大学における物理教育研究」をテーマとして、外国人招聘教員として来学中のコロラド大学ボルダー校教授 Steven Pollock 氏に物理学部門の教員および ISP 教員を対象として講演いただいた。同氏は全米大学協会が推進している理系教育の組織的教育変革の中核メンバーの一人であり、また、コロラド大学ボルダー校は、そのパイロット校に選ばれ、物理、化学、生物のほぼ全ての科目をアクティブラーニングにしたことで注目されている。講演では、米国の理系基礎科目におけるアクティブラーニングの内容や組織的取り組みについて紹介された。また、その後の質疑では、大人数の学生を対象に行っているアクティブラーニングの教育効果や今後の課題等について討論を行った。

実施日時（場所）：２月１３日（火）１４：００～１５：００（理学部５号館２０６室）
参加人数：２６名
＜実施概要＞

「大学院教育における国際連携」をテーマとして、理学研究院国際化支援室・室長の河村裕教授をお招きし、物理学部門教員および物性物理学専攻担当教員を対象に大学院教育において国際連携が求められるようになった経緯、ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー、コチュテルの国際共同学位プログラムの概要について講演いただくと共に、大学院教育の国際化に向けた取組事例や部局間協定の例などについて紹介していただいた。物性物理学専攻では海外の大学との連携を検討していることもあり、その後の質疑では、それぞれの国際共同学位プログラムの定義における違い、意義や課題に関して活発な討論が行われた。また、参加教員から海外インターンシップ特論の履修者数を増やすことでも大学院教育の国際化に貢献できることが分った等の感想が述べられた。

平成２９年度地球惑星科学科ＦＤ報告書

実施日時（場所）：２月１６日（金）10:30～12:00（理学部２号館409室）
参加人数：１８名
＜実施概要＞

「学生に分かりやすく，満足度の高い授業を行うために」をテーマとして，平成２８年度２学期および平成２９年度１学期の授業アンケートにおいて評価点の高かった下記の２人の教員にお願いし，１人３０分程度の講演をしていただいた．講演者，講演タイトルは下記の通りである．

講演者，講演タイトル：
山本順司（総合博物館），「一方的授業における擬似アクティブ・ラーニング」
倉本　圭（宇宙惑星科学分野），「授業で心掛けていること：惑星大気構造学の場合」

山本順司先生からは，毎回の授業で簡単な質問を課し，次回の授業ではすべての受講生からの回答を授業のはじめにパワーポイントで紹介するほか，すべての受講生に回答に対する返事を書いて返却するという時間をかけたきめ細かい授業を行っていることが報告された．また，北大の全学教育で主催されたアクティブラーニングの講習会に参加されるなど，本人が日頃授業の質を高めようと努力されていることが窺えた．倉本　圭先生からは，授業では言葉を語尾まではっきり話すことや（実際，「教員の話し方は聞き取りやすかった」の項目の評価点数が大変高い），ご自身が大学時代に受けた講義である教員がされていたことを参考に，板書を大変丁寧に書くことを心掛けているというお話があった．また，授業の最初に前回授業の復習を行ったり，あまり難しい数式を使わずに物理を理解させたり，練習問題を多く与えたり等，学生に対して気配りをしていることが窺えた．

今回は，地球惑星科学科教員が属する各分野で年度末行事がほぼ終了したこともあり，参加者がやや少なかったが，大変ためになる講演をしていただき，多くの質疑応答がなされた．また，予定よりも講演会は早く終了したが，講演会後に地球惑星科学科で最近問題となっている学生の成績格差の広がりや，留年生の増加について議論が行われた．忌憚のない意見交換がなされ，これらの問題点について今後教員がより注意していくことを確認した．短い時間ではあったが，今回の地球惑星科学科ＦＤはかなり実質を伴ったものになったように感じる．

地球惑星科学科長，竹下　徹

平成２９年度地球惑星システム科学分野ＦＤ報告書

自然史科学専攻合同 FD 研修会

実施日時（場所）：7 月 26 日（水）13:30～14:30（理学部 5 号館 201 講義室）

参加人数：35 名（自然史科学専攻教員として）

＜実施概要＞

「インターネット（オンライン）コースと大学院教育」をテーマとして，カルフォルニア大学サンタバーバラ校の Toshiro Tanimoto 教授を講師に招き，FD を行なった．米国におけるインターネットを利用した地球惑星科学系の大学院教育の現状を紹介していただき，その効果について説明を受けた．講義後，インターネットを利用するときの容易さ困難さについて議論を深めた．

地球惑星科学科 FD

実施日時（場所）：2 月 16 日（金）10:30～12:00（理学部 2 号館 2-409 室）

参加人数：18 名（地球科学科教員として）

＜実施概要＞

「学生に分かりやすく，満足度の高い授業を行うために」をテーマとして，地球惑星科学科で学生授業アンケートの評価が高いお二人の先生に講義をしていただいた．

山本順司「一方的授業における擬似アクティブ・ラーニング」

倉本　圭「授業で心掛けていること：惑星大気構造学の場合」

お二人の先生とも，授業の準備とレポート課題に工夫をして，授業を毎年改善する努力を重ねていることが印象的であった．学生の反応に対する適切なフィードバックが良い授業をするための条件であることが改めて理解できた．FD とは直接関係ないが，満足度の高い授業と卒研の研究室人気とは必ずしも強く相関しないことは興味深い．

平成29年度 生物科学科（生物学）・生命システム科学コース 合同FD報告書

実施日時（場所）：2月7日（水）15:00～17:00（理学部5号館813室）
参加人数：19名
＜実施概要＞
講師：武田弘子 先生（北海道大学保健センター カウンセラー）
題目：メンタルヘルス講習会

自殺者の総数が減り続ける中、若者の死因の第1位は「自殺」です。北海道大学においても、毎年のように命を絶つ学生がいることも事実です。私たち教員は学生に対してどのように対応するべきであるのか、どのような対応は間違いなのか、ということはわかりません。わからない中で、研究室に来なくなってしまった学生や休みがちの学生の対応をしなくてはいけません。本FD講習会におきまして、保健センターで日々学生の対応をしているカウンセラーの武田先生をお招きして、自殺者数の現状、その原因、そして北大での取り組みについて説明を受けました。その後、メンタルヘルスの問題が起きている人、あるいはメンタルヘルスの危機を経験している人に提供する支援である「メンタルヘルス・ファーストエイド」の講習を受けました。この目的は、疾患の診断についてではなく、精神疾患やメンタルヘルスの危機的状況の一連の症状を認識して、最初に助けを申し出たり、助けを提供して、その人を適切な治療やその他の支援に導く方法を知ることにあります。一連の説明の後、学生に対する「良い対応」「悪い対応」のビデオを見ました。そして二人一組になって学生役と職員役を演じることで、学生に対する対応を体験し学ぶことができました。

参加者した先生方にとりましては、学生対応の助けになったのではないかと思われます。

出典：理学院・理学部担当教員への照会データ

＜別紙＞

平成３０年度数学部門ＦＤ報告書

１．実施日時：平成 30 年 7 月 26 日（木）12：30-13：30（理学部 4 号館 501 室）

参加人数：21 名

＜実施概要＞

題目：「数学専攻新カリキュラム及び入試全般について」

進行役：洞　彰人教授（学科主任）、久保　英夫教授

（内容）（１）数学専攻新カリキュラムについて：今年度から修士課程のカリキュラムが改定されたので、実施状況の報告、改善点の指摘、周知の徹底等が行われた。（２）入学試験について：学部の学力保証型 AO 入試と大学院博士後期課程夏季入試に関し、新しい仕組の構築の進捗状況が報告された。（３）WeBWork について：年ごとに工夫を重ねて使いやすくなっている WeBWork について、現状の説明と将来の展望に関する話し合いが行われた。

２．実施日時：平成 30 年 11 月 29 日（木）15：00-16：00（理学部 3 号館 202）

参加人数：23 名

＜実施概要＞

題目：「高大接続の危険地帯」

講師：菅原　満　氏（私立札幌旭丘高等学校）

長尾　良平　氏（北海道札幌南高等学校）

（内容）現職の高校教諭２名を講師に迎え、高校の数学カリキュラムの構成及び数学教育の現状について理解を深めることを目的として開催した。講師の先生方が実際の授業で数学の面白さを生徒に感じてもらうための工夫や取り組みについては、参加した多くの教員が関心を示し、大学初年時の学生に対して円滑な授業を行うためのヒントを得られる良い機会となった。

３．実施日時：平成 31 年 3 月 11 日（月）13：00-14：00（理学部 4 号館 501）

＜実施概要＞

題目：全学「数学」科目における３１年度からの e-ラーニング環境について

講師：大本　亨　教授（MDS センター副センター長）

（開催案内文より）：数理・データサイエンス教育研究センター（MDS センター）の

支援のもと，２９年度より，全学「数学」科目における自習用 e-ラーニング教材 WeBWorK（米国数学教育協会作成）を試験的に導入・運用してきました．使い方によってはたいへん有用ですし，学生からも高評価を得ています．３１年度からは，原則的にすべての入学生が WeBWorK（ジェネリック問題セット）を利用できる環境になります．この FD において，３１年度の全学数学科目を担当するすべての教員の方々に，まず何をしなくてはいけないか（学生に向けた説明），WeBWorK を授業・成績評価に取り入れるにはどうすればよいか，問題セットをカスタマイズするにはどうすればよいか，などをご説明します．また，MDS センターにおける WeBWorK 開発の進捗と今後の計画についてもご報告します．

平成３０年度化学科ＦＤ報告書

実施日時（場所）：３月６日（水）15:00～16:20（理学部７号館７－３１０室）
参加人数：43 名

＜実施概要＞

「小樽商科大学におけるアクティブ・ラーニング展開の成果と課題」という演題で、小樽商科大学商学部社会情報学科准教授の大津晶先生に、学長補佐としてアクティブ・ラーニング推進事業を担当されたご経験をもとにご講義いただいた。

初めにアクティブ・ラーニング(AL)の定義を紹介され、AL はアクティブ・ラーナー、すなわち能動的に学修する学生を育成するための手段の一つであるということを説明された。続いて、小樽商大で実際に取り組まれた AL 環境の整備（教室のリノベーション）、先端 ICT (respon) を活用した多様な AL 手法の開発、LMS（学習管理システム）を活用した AL の効果の検証について紹介された。さらに、活用事例として実際に行われている、卒業生によるオムニバス講義、初年時キャリア教育として導入した大規模クラス（360 名）の AL、地域連携型 PBL（問題解決型学習）について、準備の仕方、評価の仕方、問題点を含めてご紹介いただいた。AL は学生の能動的な学修参加を取り入れるので教員が行うことは少ないようなイメージがあるが、実際には通常の講義に比べて準備とマネージメントが大変であるということ、また、全ての講義に AL を導入することは現実的ではないということにも触れられた。

講演後の質疑応答では、今後 AL の導入を検討している複数の教員から AL 環境の整備や ICT の活用の仕方等について質問があり、より具体的な説明を受けた。また、AL の講義では深い議論をじっくり行うことはできないのではとの意見があり、講義のマネージメント（事前のシナリオ設計）が重要であるということを説明いただくなど活発な議論が行われ、大変有意義な研修であった。

＜別紙＞

平成３０年度物理学科ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：１１月１３日（火）11:00-12:00（理学部2号館408室）

参加人数：20名

＜実施概要＞

「修学困難な学生に対する修学カリキュラム」をテーマとして，・・・・・・・・・・

２．物理学科・物性物理学専攻合同FD

詳細は物性物理学専攻

＜別紙＞

平成３０年度　物性物理学専攻・物理部門　ＦＤ報告書

実施日時（場所）：2月21日（木）13:00～14:15（理学部2号館2-11室）
参加人数：21名

実施概要

「学生のキャリア意識改革による博士課程進学者の増加に向けた取り組み」をテーマとして、人材育成本部の樋口直樹特任教授を講師として招きワークショップ形式で意見交換を行った。

【背景および討論内容】

近年、博士課程をはじめとする大学院の充足率向上が課題となっている。理学院の専攻の多くは、工学系などと比べ企業との接点が少なく、社会が大学院教育に求めていることを踏まえた学生のキャリア形成に関する指導・教育はあまり多くなかった。これまで、民間企業への就職は修士課程修了者が有利であり、したがって博士課程へ進学する者は大部分がアカデミアを志向するという漠然とした意識が働いていた。一方で、企業戦略が複雑・多様化する現在では学生が思いも寄らない多くの場面で博士人材が求められている（例えば、製鉄会社で水産科学院の博士が求められている事例など）。本FDでは、そのような企業のニーズの現状が紹介され、また博士課程学生と企業のマッチングを図る赤い糸会の取り組みを積極的に利用することで、実際に博士学生の就職率が向上することが示された。今後の教育では、博士課程への進学は「就職に不利である」→「就職に有利である」という意識改革を促し、アカデミアのみならず民間企業への道を提示していくことの重要性が認識された。これによって博士課程への進学率の増加が期待されるとともに、社会で活躍する人材の輩出により一層の努力をしていくことが確認された。

【今後の具体的方針】

専攻・部門において、企業で博士課程の学生が求められている現状やS-cubicによる就職支援の取り組みを紹介し、博士課程への進学を積極的にプロモートしていく努力が必要。

- 修士課程入学時の大学院ガイダンスや、より効果的には大学二年次の学部移行ガイダンスにおいて早い時期からS-cubicの取り組み、企業における博士人材のニーズを紹介することが重要。
- 実行教育課程表を修正し、S-cubicで主催する大学院共通科目「キャリアマネジメントセミナー（MOT関連）」等を推奨科目（指定科目）に認定することをH31年度の検討事項とする。本科目の履修を促すことで学生の意識改革を図る。

＜別紙＞

平成３０年度地球惑星科学科（専攻）ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：2019 年２月５日（火）16:50～17:35（理学部本館 N308 号室）
参加人数：４５名

＜実施概要＞

●題名　「学科教務のお仕事」

●講師　　稲津將（当学科教授　今年度の学科教務委員）

●内容　　理学部地球惑星科学科の教員として必要な学部教育に関する基礎知識、様々な問題に対する対処法、学科イベントのこれまでとこれから、等様々な話題について説明を受け、教員全体で議論した。FD で使用したプレゼンファイルは今後新任教員への学科教育の説明等にも使用予定。

●出席者：日置・稲津・勝俣・中川・橋本・馬上・川崎・小笹・Python・伊庭・鎌田・小林・大島・高橋浩・吉村・三寺・蓬田・谷岡・佐々木・竹下・沢田・山下・山本正・鈴木・亀田・川野・石渡・栗谷・篠崎・吉澤・佐藤・高橋幸・村井・青山・山本順・渡邊・古屋・永井・堀之内・久保川・小高・坂本・倉本・高田・大園
以上 45 名が参加

＜別紙＞

平成３０年度　理学部生物科学科（生物学）・生命科学院生命システム科学コース・理学院自然史科学専攻 合同ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：2月8日（金）15:00～16:15（理学部5号館305室）

参加人数：25名

＜実施概要＞

合同開催FDとして、マズル・ミハウ先生（高等教育推進機構）から、「Teaching in English in diverse classrooms」をテーマとして、英語による授業における教員の心構えについて考え、言葉だけでなく、国際的で多様な文化を背景とした授業を行っているという理解が重要であることを学ぶ機会を得た。

ISP プログラム留学生や大学院での留学生など、アジアをはじめ多様な文化や教育背景を持つ多国籍の学生を教える機会が増えてきた。また留学生と日本人を同じクラスで教える機会も増えている。このようなクラスで学習の効率化をどのように実現するのか（コミュニケーションの取り方、英語の発音、日本人学生にどう対応するのか、などについて、またparaphrase, make it visible（筆談）、配布物による助け、ビデオの活用、事前学習（学生側）と事前準備（教員側）の重要性、グループワークの利用、respect your students (reveal personal details)、平易にゆっくりと話す、など）、短時間に数多くのポイントを例示していただき、また意見交換を行なった。今後、教員がそれぞれの経験や状況に応じて工夫していくために大変有意義な研修となった。

２．実施日時（場所）：3月14日（木）15:00～16:00（理学部5号館201室）

参加人数：

＜実施概要＞

合同開催FDとして、佐藤淳子先生（理学部/理学研究院・学生生活相談室　カウンセラー）から、「学生生活相談室の具体的利用法～架空事例の紹介」をテーマとしてFDを予定している。佐藤カウンセラーからのお話は、学生や教職員のメンタルヘルスの健全性の確保、危機的状況回避のため等に大変貴重なものになる。

＜別紙＞

平成３０年度生物科学科（高分子専修）ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：１２月６日（木）14:00～16:00（総合博物館　N-308 室）

参加人数：６６名参加（学内５２［教職員 48 名，学生４名］，学外１４名［企業・団体等 11 名，他３名］）。

＜実施概要＞

「SDGs 勉強会 in 北大 vol.001」をテーマとして，ワークショップを開催。

・第一部：ファカルティ・デベロップメント FD 講演会

◉ SDGs.TV／（株）TREE 代表取締役　水野雅弘 氏

「SDGs 達成に取り組む世界の動き」

◉ 科学技術振興機構

経理部長（前・科学と社会 推進部部長）　柴田孝博 氏

「科学技術イノベーション（STI）と SDGs：科学と社会の関係」

持続可能な社会推進室　植田奈穂子 氏

「科学技術イノベーション（STI）と SDGs：JST 持続可能な社会推進室」

◉ 北海道大学 先端生命科学研究院 教授　出村誠

「北大の科学技術研究と SDGs」

・第二部：意見交換会

第一部の講師を囲んで幅広く SDGs に関心ある参加者との意見交換会。

２．実施日時（場所）：２月１２日（火）15:00～17:00（理学部７号館３１０室）

参加人数：７０名（研究院等教職員 41 名、事務部 27 名、他２名）

＜実施概要＞

平成 30 年度 FDSD 研修会「総会 2018」

教育・研究担当の全教員および研究室の事務・技術職員を対象とし、同研究院の諸研究・教育活動報告とともに、理学・生命科学事務部の業務報告も実施。

プログラムは３部構成

(1) 第３期中期計画と研究・教育・教育支援環境、研究推進（GI-CoRE GSS 活動、産学連携・産業創出部門、先端研究基盤共用促進事業、WPI）、教育改革（大学入学共通テストの英語認定試験、学部シラバスの英語化、IGP プログラム新規採択）、FD 参加状況アンケート、DP 対応カリキュラムマップ、アセスメントポリシー策定などの他、研究・教育環境、リスクマネジメント、サスティナブル活動について今年度の主な活動報告。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)と科学技術イノベーション

12／6 日に主催した公開 FD 講演会「SDGs 勉強会 in 北大 vol.001」の中から、日本学術振興機構経営企画部持続可能な社会推進室の講演録をビデオ上映。

(3) 教えて！理学・生命科学事務部の活動

理学・生命科学事務部の各担当業務への事前質問を整理し、各担当から、活動の紹介。サイネージの活用、地震発生時緊急連絡体制、設備市場の利用方法、険物保管庫の設置と利用説明会の予定などについて説明。

出典:理学院・理学部担当教員への照会データ

令和元年度数学科（専攻）ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：6 月 11 日（火）（理学部 4 号館 501 室）
参加人数：23 名
＜実施概要＞
題目：「魅力ある数学科目の授業に向けて」
講師：神保秀一教授、坂井哲教授（講演時は准教授）
内容：学生をひきつける魅力的な数学の授業とはどのようなものか、また、そのような授業を行うにはどのような工夫が必要か、という事をテーマに、2 名の講師に、それぞれの取り組みについてご紹介いただいた。実際に授業で使用しているプレゼンテーションや、学生に興味とやる気を持たせる工夫やアイデアなど、良い点・改善点ともに共有することができ、非常に有意義な研修会となった。

２．実施日時（場所）：10 月 2 日（水）15：30-17：00（理学部 4 号館 501 室）
参加人数：24 名
＜実施概要＞
題目：「多様な背景を持つ学生への理解と対応
～主に発達障害・精神的課題を抱える学生について～」
講師：斉藤　美香氏（札幌学院大学心理学部臨床心理学科 准教授）
内容：発達障害や精神疾患を背景にもつ学生への対応を求められることが増加していることから、専門家である斉藤美香氏を講師にお招きし、近の学生の心理的特徴、発達障害や精神疾患の基礎知識と対応の留意点について、具体例をもとにご説明いただいた。参加教員からは、「発達障害の学生が何を困難に感じているかについてよく分かった」、「これまでは発達障害の学生への接し方が分からず戸惑うこともあったが、専門家の意見により理解を深めることができた」、「進路や就職活動の状況が学生の精神面に大きく影響しているとわかり、改めてサポートの必要性を感じた」等の意見が寄せられた。

令和元年度 物理学部門・物性物理学専攻ＦＤ報告書

１．実施日時：２月２８日（金）～３月２日（月） （e ラーニング）
参加人数：２２名
＜実施概要＞
「研究内容発信に効果的なグラフィックデザインについて」をテーマとして、大津珠子 理学研究院付け准教授にご講演いただく予定でしたが、物理学部門の新型ウイルス感染拡大防止策の一環として、開催方式を e ラーニングに変更しました。大津先生作成の電子教材を聴講し、感想や質問を電子メールで集めました。

内容
大津先生がこれまで実践してきた「グラフィックデザイン」「研究アウトリーチ活動」を事例に、デザイン（コミュニケーション）の基本的な考え方の解説。デザインの効果や重要性を適切に理解することが情報発信力の向上に繋がること、さらに視覚表現を高度化することが科学技術コミュニケーションの円滑化に大きく作用することを紹介。

電子教材
（1）サイエンスとデザイン（7:53）
（2）図版の使い方（8:27）
（3）デジカメの使い方（8:05）

感想
■ 絵が下手なのでイラストで表現することを苦手としていましたが、ネット上に沢山のイラストがあることが分ったので、これらを使ってみようと思います。
■ 特に三つ目の「デジカメの使い方」が参考になりました。構図だけを考えるのではなく、背景に注意すること、また人物撮影のポイントなど、８年前のビデオとは言え、今でも参考になります。杉山先生のネクタイ姿、はじめて見ました。
■ なかなかアウトリーチの資料を作成するのは難しいものですが参考にさせていただきます。
■ 研究室で、物理学会に向けて発表練習を企画、パワー・ポイント・ファイル作りに入っておりました。毎回皆で意見交換しますが、その際必ず、
○分野外聴衆にも理解できる、できないまでも興味喚起できる、ものになっているか？
○１０分でまくし立てる中で、人々に記憶に残る、頭にインプットしやすいものになっているか？

〇説明がもれたとしても、パワー・ポイント画面のみで聴衆が何がしか想像できるものになっているか？

を議論します。

拝聴した教材には、商品広告とは違う科学トピックの特殊性、「ただでは興味をもってもらえない」話題、論題に、いかに視線を傾けてもらうか、そのヒントがありました。

私どもの扱う、群論や場の理論、高等数学に関する題材は、拝聴した教材には登場しませんが、一段二段高い視点から、科学、学術、ということに共通の広報技術というものを、感じ取ることができました。

例えば、私が愛する概念に、“ポスターの真髄は空白である”という、逆説的な銘があります。ぎちぎち詰めない、スペイスこそが、料理（論題）を生かすというものがありますが、まさにそこを指摘する文言、スライドに遭遇し、手を打ちました。

ありがとうございました。

■ 一般向け講演や印刷物で気を付けなければいけないことを、改めて確認できた。

■ 我流と経験でデザインをしているのでこのような別の視点からの”具体的な”やりかたの内容は今後の参考になりました。今後、フロンティア入試などの募集で高校生などに紹介活動をしなければいけないのでそのような場合の効果的な情報発信の方法など助言がいただければと思います。

■ 普段研究に関連した図表を作成するときなどは、Simplicity, Style, Surprising に視点・思考がいっており（今思えば)、講演のポスター制作をする時も同様の考えでした。Sensibility と Sympathy という観点は持っていなかったので、ハッとしました。サイエンティフィック・デザインの言語化・体系化は非常に参考になりました。

■ グラフィックデザインについては参考になりました。動画中ではアウトリーチ活動などの一般向けの工夫を中心に説明されていましたが、科研費の申請書などにのせる図版やレイアウトなどについても、コツなど教えていただけると助かります。

■ 非常に役立つ情報をありがとうございます。

令和元年度　生物科学科（生物学専攻）・生命科学院生命システム科学コース
合同ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：2020 年２月１８日（火）15:00～16:30（理学部５号館 5-813 室）
参加人数：２６名（教員２５名，技術職員１名）

＜実施概要＞

「発達障害学生の対応と理解」をテーマとして，北海道大学・学生相談センター・アクセスビリティ支援室の立田祐子氏に講演を依頼した。

発達障害をもつ学生は，勉学に必要なスキル（アカデミック・スキル），人間関係の構築と円滑化に必要なスキル（対人スキル），日常生活に必要なスキル（ライフスキル／自己管理スキル）の３面に困難さを持ち，それらは相互に影響する。アクセスビリティ支援室を訪れる発達障害の学生は１年生に多く，２年生以降は少なくなる。特に自然科学実験や情報学実習のレポート課題に悩みをもつ学生が多いのとことであった。現在，発達障害は医学的に ASD（自閉症スペクトラム障害），ADHD（注意欠陥多動性障害），LD(限局性学習障害)の３つに分類されるが，今回の講演では北大学生に多い ASD と ADHD について，発達障害を持つ学生の特徴や困難，およびそれに対する対応策について解説していただいた。最後にアクセスビリティ支援室で対応した北大学生の事例４つについて紹介してもらった。

障害を持つ学生の具体的なトラブルや対応についての内容が豊富であり，大変参考になった。約１時間の講演後，学科内の教員から多くの質問があり，活発な議論が行われた。専門科目や研究活動での指導に役立つばかりでなく，逆にアクセスビリティ支援室の活動について学科内からの提案もあり，非常に有益なＦＤとなった。

令和元年度生物科学科（高分子機能学）・生命科学院生命科学専攻
（生命融合科学コース）・ソフトマター専攻 ＦＤ報告書

１．実施日時（場所）：4 月 18 日（木）00:00～00:00（シオノギ創薬イノベーションセンター・産学コミュニティホール）
参加人数：35 名

＜実施概要＞　教育環境改善に係る FD 研修会「ハラスメント防止のために」が行われました。https://life.sci.hokudai.ac.jp/fa/topic/6505

２．実施日時（場所）：9 月 19 日（木）00:00～00:00（シオノギ創薬イノベーションセンター・産学コミュニティホール）
参加人数：45 名

＜実施概要＞　FD 研修「大学評価における TOP10%論文の重要性」：9 月 19 日（木）シオノギ創薬イノベーションセンター・産学コミュニティホールにて，大学力強化推進本部・研究推進ハブ・URA ステーション・主任 URA　岡田直資氏を講師としてお招きし，大学評価における被引用数 TOP10%論文の重要性について FD 研修会を実施しました（参加者約 45 名）。　https://life.sci.hokudai.ac.jp/fa/topic/6914

３．実施日時（場所）：2 月 10 日（月）00:00～00:00（理学部 7 号館 310 室）
参加人数：77 名（研究院等教職員 44 名，事務部 30 名，他 3 名）

＜実施概要＞　令和元年度 FDSD 研修会「総会 2019」を開催。教育・研究担当の全教員及び研究室の事務・技術職員を対象とし，同研究院の諸研究・教育活動報告とともに，理学・生命科学事務部の業務報告も実施しました。
https://life.sci.hokudai.ac.jp/fa/topic/7406

４．その他の FD（教育改善に係る活動）
(1) 学科の専門科目のシラバス作成要領を作成し、記載事項を標準化
(2) ４学期制を活用した「留年せずに協定大学への６ヶ月交換留学」を可能にする改善
(3) ICT 環境改善（新渡戸ポートフォリオのバージョンアップ、クリッカー新型導入）
(4) 全学教育科目の新しい講義題目の提案：一般教育演習(SDGs と生命科学)

出典:理学院・理学部担当教員への照会データ

資料Ⅰ（理学院）-53 社会で活躍中のOBによる
教職員向けのFD講演会実施が確認できる資料
（自然科学系専門分野の合同FD）（2019年度）

出典：理学部・理学院・生命科学院・総合化学院合同FDポスター

北海道大学
理学部・理学院・生命科学院・総合化学院
Faculty Development

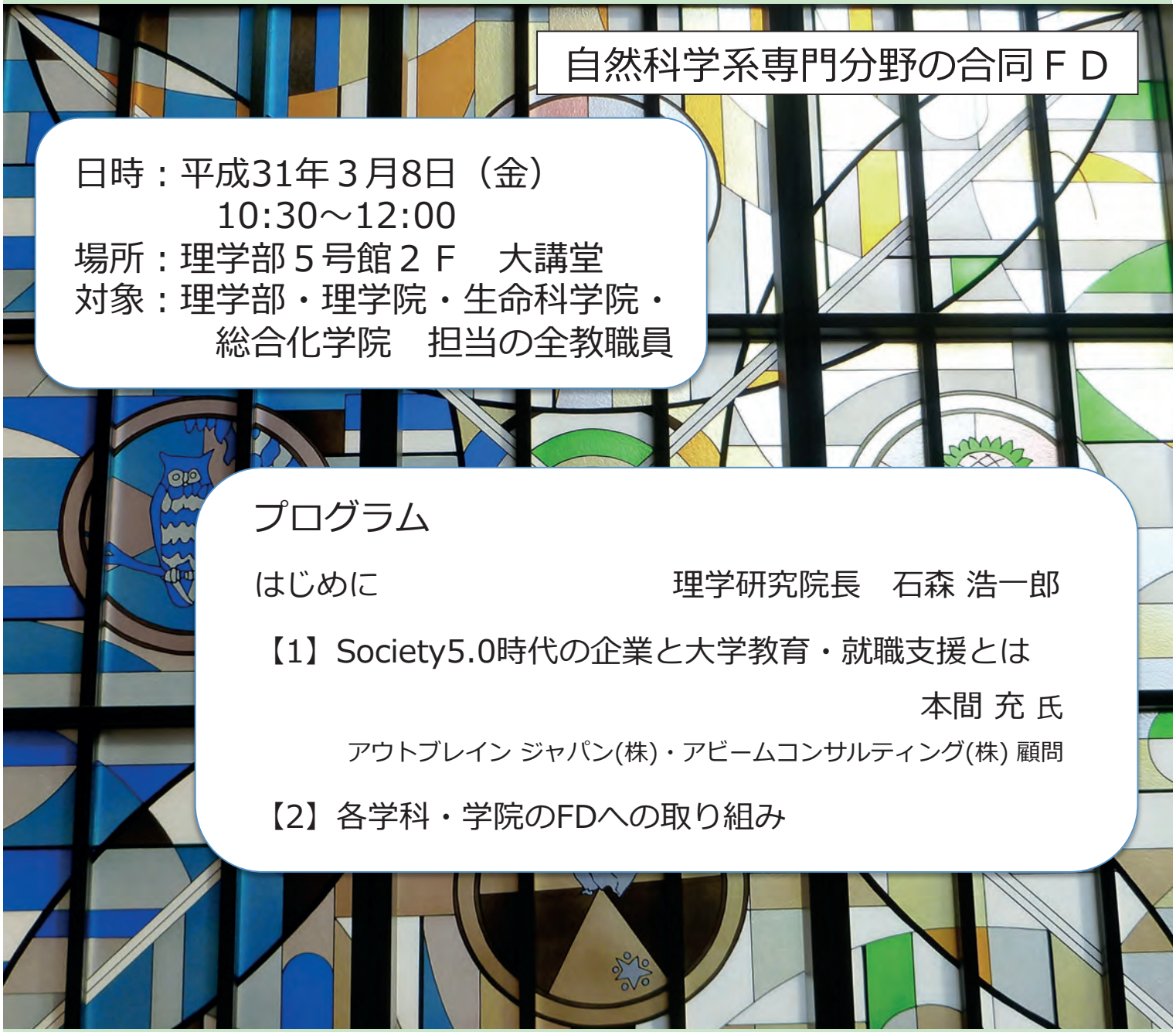

自然科学系専門分野の合同ＦＤ

日時：平成31年３月8日（金）
10:30～12:00
場所：理学部５号館２Ｆ　大講堂
対象：理学部・理学院・生命科学院・
総合化学院　担当の全教職員

プログラム

はじめに　理学研究院長　石森 浩一郎

【1】Society5.0時代の企業と大学教育・就職支援とは

本間 充 氏
アウトブレイン ジャパン(株)・アビームコンサルティング(株) 顧問

【2】各学科・学院のFDへの取り組み

キャリアパス教育は今日の大学における重要な課題のひとつです。そして，その推進にあたっては，各教職員が「キャリアパス教育とは？」という問題意識を共有することも重要であると考えます。そこで今回の合同FDでは，本学数学科OBの本間充氏を講師としてお招きし，以下の内容でご講演いただきます。

（1）Society 5.0と第４次産業革命の整理
（2）現在の企業と起業
（3）求められている「人材，大学教育」
（4）私たちの時代と異なるキャリア形成，必要な大学の支援

本間充：'92研究員として花王（株）入社，Webマーケティングにも携わる。'15よりアビームコンサルティング（株）にて多くの事業会社を支援。内閣府政府広報アドバイザーなども務め，多様化するキャリアパスや働き方改革について広い見識を持つ。

あわせて，各学科・専攻等のＦＤの取り組みの情報交換・意見交換を通じて教育研究活動の改善に結びつけたいと考えています。多数の教職員・事務職員の参加をお願いいたします。

問合せ先：　理学部評議員　堀口健雄（horig@sci.hokudai.ac.jp）

・　標準修業年限内卒業（修了）率【修士課程】

2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
88.89%	84.67%	82.93%	81.15%

・　標準修業年限内卒業（修了）率【博士後期課程】

2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
52.63%	38.78%	51.06%	44.4%

（算出方法）

標準修業年限内卒業（修了）率※注１ ＝

標準修業年限で卒業（修了）した者の数

÷ 標準修業年限（例：４年制学部であれば４年）前の入学者数

※注１　長期履修制度を利用している学生及び編入学による学生については、基本的に算入しないでください。算入する場合には、その旨を明記してください。

出典：理学院教務関係資料

・　「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率【修士課程】

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
94.93%	95.24%	89.05%	90.68%

・　「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率【博士後期課程】

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
64.52%	62.16%	63.16%	57.50%

（算出方法）

「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率※注１・２ ＝

Ａのうち、（標準修業年限×1.5）年間に学位を取得した者の数※注３

÷ （標準修業年限×1.5）年前の入学者数（Ａ）

※注１　長期履修制度を利用している学生及び編入学による学生については、基本的に算入しないでください。算入する場合には、その旨を明記してください。

※注２　「標準修業年限×1.5」の算出において、端数がある場合は、１年として切り上げる。

※注３　博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める。

出典：理学院教務関係資料

3. 進学・卒業－卒業（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　　北海道大学 理学院

課程区分　　修士あるいは博士課程（前期）

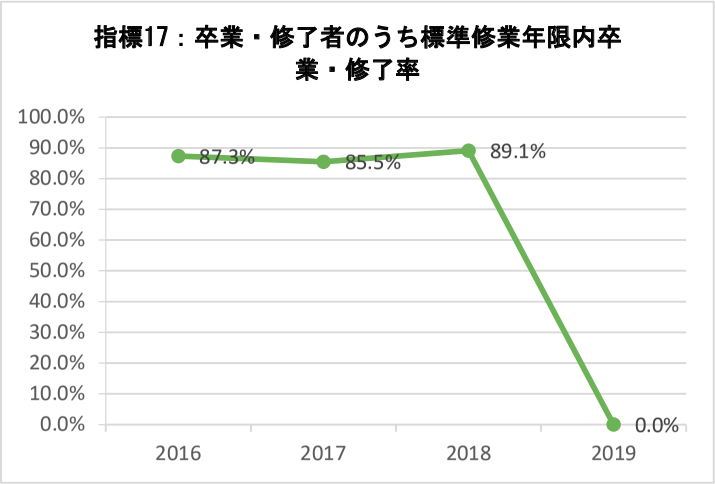

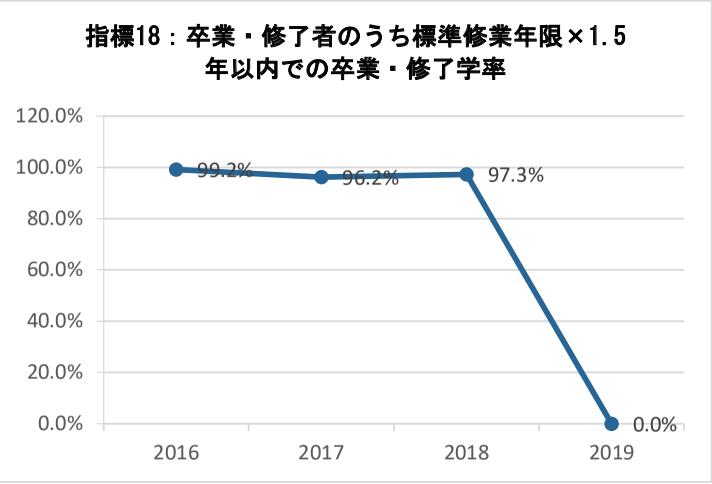

				指標17		指標18
年度	（参考）卒業・修了者数	（参考）うち満期退学者	標準修業年限内での卒業・修了者数	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限×１．５年以内での卒業・修了者数	卒業・修了者のうち標準修業年限×１．５年以内での卒業・修了率
	①	②	③	③÷①	④	④÷①
2016	118	0	103	87.3%	117	99.2%
2017	131		112	85.5%	126	96.2%
2018	110	0	98	89.1%	107	97.3%
2019				0.0%		0.0%

3. 進学・卒業－卒業（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　　北海道大学 理学院

課程区分　　博士課程(後期)

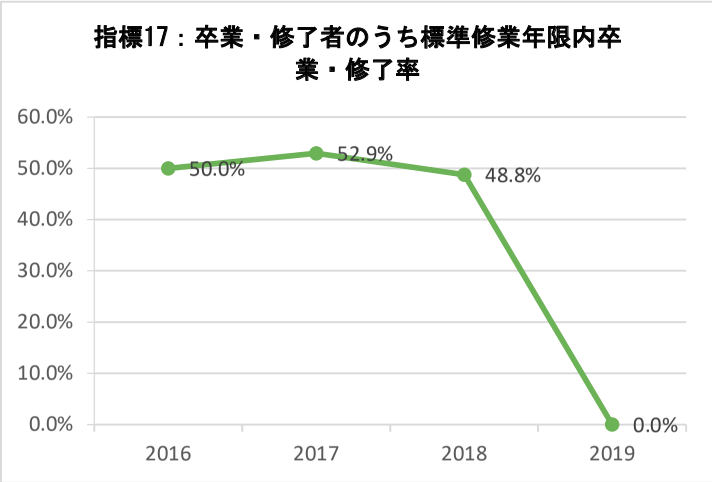

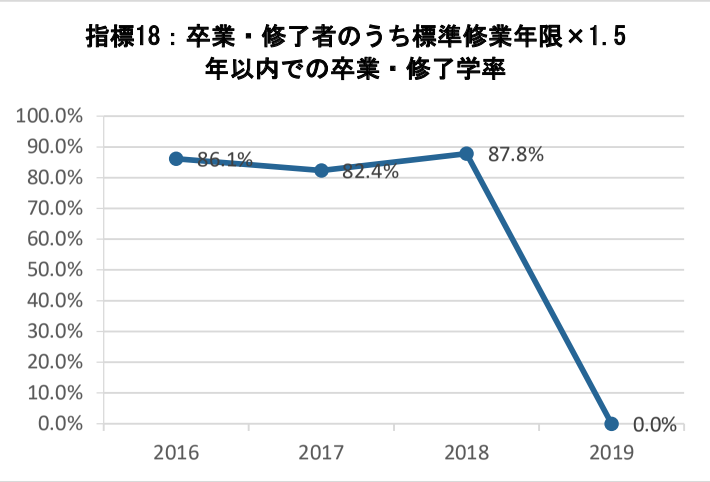

				指標17		指標18
年度	（参考）卒業・修了者数	（参考）うち満期退学者	標準修業年限内での卒業・修了者数	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限×１．５年以内での卒業・修了者数	卒業・修了者のうち標準修業年限×１．５年以内での卒業・修了率
	①	②	③	③÷①	④	④÷①
2016	36	7	18	50.0%	31	86.1%
2017	34	9	18	52.9%	28	82.4%
2018	41	6	20	48.8%	36	87.8%
2019				0.0%		0.0%

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

理学院大学院生の学会発表数及び公表論文数

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
数学専攻	修士課程	学会発表数	20	19	15	11
		公表論文数	0	4	3	4
	博士課程	学会発表数	15	26	47	43
		公表論文数	3	5	6	8

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
物性物理学専攻	修士課程	学会発表数	70	88	70	86
		公表論文数	10	7	9	9
	博士課程	学会発表数	71	79	61	60
		公表論文数	15	21	31	16

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
宇宙理学専攻	修士課程	学会発表数	19	43	52	43
		公表論文数	5	9	8	10
	博士課程	学会発表数	39	32	28	38
		公表論文数	12	22	24	12

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自然史科学専攻（地球惑星ダイナミクス）	修士課程	学会発表数	31	44	39	35
		公表論文数	9	4	3	4
	博士課程	学会発表数	29	34	29	23
		公表論文数	14	11	8	9

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自然史科学専攻（地球惑星システム）	修士課程	学会発表数	22	27	40	44
		公表論文数	4	7	9	3
	博士課程	学会発表数	46	27	41	22
		公表論文数	15	22	14	10

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自然史科学専攻（地震火山学）	修士課程	学会発表数	17	21	27	5
		公表論文数	4	10	2	1
	博士課程	学会発表数	7	0	6	2
		公表論文数	5	1	1	0

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自然史科学専攻（多様性生物学）	修士課程	学会発表数	7	13	10	12
		公表論文数	0	6	1	5
	博士課程	学会発表数	9	13	16	14
		公表論文数	5	18	16	9

専攻			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自然史科学専攻（科学コミュニケーション）	修士課程	学会発表数	3	1	4	10
		公表論文数	0	0	1	0
	博士課程	学会発表数	13	8	10	4
		公表論文数	6	6	2	2

●理学院　合計

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
理学院	修士課程	学会発表数	189	256	257	246
		公表論文数	32	47	36	36
		学生数	280	281	269	294
	博士課程	学会発表数	229	219	238	206
		公表論文数	75	106	102	66
		学生数	154	150	157	160

※学生数は，各年度5月1日の人数

●理学院　学会発表数及び公表論文数の平均

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
理学院	修士課程	学会発表数/学生数	0.68	0.91	0.96	0.84
	修士課程	公表論文数/学生数	0.11	0.17	0.13	0.12

理学院	博士課程	学会発表数/学生数	1.49	1.46	1.52	1.29
	博士課程	公表論文数/学生数	0.49	0.71	0.65	0.41

出典：理学院担当教員への照会データ

資料Ⅰ（理学院）-58 学生の受賞一覧（2016～2019年度）

理学院学生の受賞一覧

専攻	年度	課程別	人数	受賞名
数学専攻	平成28年度	修士課程	1	The 4th International Symposium on Computing and NetworkingのBest Poster Paper Award（国際会議）
		博士課程		
	平成29年度	修士課程		
		博士課程	1	第19回北東数学解析研究会・優秀ポスター賞
	平成30年度	修士課程		
		博士課程		
	令和元年度	修士課程		
		博士課程	1	第9回釧路高専若手理・工学セミナー 学生ベストプレゼンテーション賞

専攻	年度	課程別	人数	受賞名
物性物理学専攻	平成28年度	修士課程	2	平成30年度第63回物性若手夏の学校分野F最優秀発表賞 Editor's Choice 論文, Journal of the Physical Society of Japan 85 (2016), No 7.
		博士課程	3	International Conference of Strongly Correlated Electron (SCES) 2016 Best Poster Awards（国際会議） Editor's Choice 論文, Journal of the Physical Society of Japan 85 (2016), No 7. MANA Symposium poster award, MANA International Symposium 2017, Feb.28-Mar.3 2017（国際会議）
	平成29年度	修士課程		
		博士課程	2	JPSJ (Journal of Physical Society of Japan)Papers of Editor's Choice Best Poster Award, The 8th International Symposium on Surface Science (ISSS-8), Tsukuba International Congress Center, October 22-26. 2017（国際会議）
	平成30年度	修士課程	1	平成30年度J-Physics 領域全体会議 Best Poster Award
		博士課程	2	第28回日本MRS年次大会 MRS-J奨励賞 1St prize, best poster award, the 9th Indian Scientists Association in Japan symposium on Interdisciplinary Science& Technology for Safety and Quality of Life, National Institute for Advanced Industrial Science & Technology, Tsukuba, Japan, Dec 7, 2018（国際会議）
	令和元年度	修士課程	2	J-Physics 2019 International Conference Best of Best Poster Award J-Physics 2019 International Conference Best Poster Award
		博士課程	4	第13回窒化物半導体の国際会議ポスター賞（共著、第2著者） 2019年秋季大会 日本物理学会学生優秀発表賞 Young Scientist Presentation Award by Japan Society of Vacuum and Surface Science, Tsukuba International Conference Center, Tsukuba-city October 30, 2019(国内会議) Best Student Poster Award, ICSFS19-The 19th International Conference on Solid Films ad Surfaces, Hiroshima, Japan, October 10, 2019（国際会議）

専攻	年度	課程別	人数	受賞名
宇宙理学専攻	平成28年度	修士課程	1	原子核三者夏の学校2016 ベストプレゼンテーション賞
		博士課程		
	平成29年度	修士課程	1	日本結晶成長学会第14回講演奨励賞
		博士課程		
	平成30年度	修士課程	1	原子核三者夏の学校2018 ベストプレゼンテーション賞
		博士課程	5	日本結晶成長学会第15回講演奨励賞 第9回日本学術振興会育志賞 地球電磁気・地球惑星圏学会　学生発表賞（オーロラメダル） ANPhA young scientist best poster presentation award at DREB2018（国際会議） 日本地球惑星科学連合2018年大会 学生優秀発表賞（宇宙惑星科学セクション）
	令和元年度	修士課程	1	原子衝突学会優秀ポスター賞
		博士課程	1	北海道大学大学院理学院優秀研究奨励賞

専攻	年度	課程別	人数	受賞名
自然史科学専攻 （地球惑星ダイナミクス）	平成28年度	修士課程	1	2016年度日本地震学会　学生発表賞
		博士課程	3	Open Science Conference, Earth Career Scientist Excellent Poster Award（国際学会） 日本地球惑星科学連合2016年大会 優秀学生発表賞(国際セッション) 日本地球惑星科学連合2016年大会 優秀学生発表賞
	平成29年度	修士課程	2	日本地球惑星科学連合-米国地球物理学連合合同2017年大会 口頭発表学生優秀発表賞 2017年度日本地震学会　学生発表賞
		博士課程	3	日本地球惑星科学連合-米国地球物理学連合合同2017年大会 口頭発表学生優秀発表賞 2名 2017年度日本地震学会　論文賞
	平成30年度	修士課程	2	日本気象学会北海道支部発表賞 日本測地学会 学生優秀発表賞
		博士課程	5	Ocean Deoxygenation Conference, Early Career Scientist Outstanding Poster Award（国際学会） 日本地球惑星科学連合2018年大会　学生優秀発表賞受賞（国際セッション） 日本海洋学会2018年度，若手発表賞 日本気象学会北海道支部発表賞 日本雪氷学会雪氷研究大会学生優秀発表賞
	令和元年度	修士課程	1	日本地球惑星科学連合2019年大会　学生優秀発表賞
		博士課程	3	日本雪氷学会雪氷研究大会学生優秀発表賞 ポスター部門優秀発表賞（柳谷） 日本測地学会第132回講演会 学生による講演会優秀発表賞（柳谷） 令和元年度・博士課程・日本気象学会2019年度松野賞（勝山）

専攻	年度	課程別	人数	受賞名
自然史科学専攻 （地球惑星システム）	平成28年度	修士課程	2	International Workshop of Organic Geochemistry 2016 ″Biomarkers and Molecular Isotopes″　Best student poster presentation award（国際会議） 石油技術協会春季講演会　学生優秀発表賞
		博士課程	2	2016年第1回新学術領域「地殻ダイナミクス」国際シンポジウム　ベストポスター賞 日本古生物学会優秀ポスター賞
	平成29年度	修士課程		
		博士課程	1	Award for NIMS internship program, 2017.3
	平成30年度	修士課程		
		博士課程	2	Student Outstanding Presentation Award, Japan Geoscience Union, 2018.8（国際会議） 第49回日本鉱物科学会2018年度研究発表優秀賞
	令和元年度	修士課程	3	第37回日本有機地球化学会年会 学生最優秀発表賞 2019年度 日本地球化学会 学生奨励賞（口頭発表） 日本質量分析学会 2019年度同位体比部会最優秀ポスター賞
		博士課程	4	日本古生物学会優秀ポスター賞 優秀研究奨励賞、北海道大学理学院 Best Paper Award、2019 DENR Scholars' Congress, Philippine 2019年度火山学会学生優秀発表賞

専攻	年度	課程別	人数	受　　賞　　名
自然史科学専攻 （地震火山学）	平成28年度	修士課程		
		博士課程	1	日本地球惑星科学連合2016年大会 学生優秀発表賞
	平成29年度	修士課程		
		博士課程	2	JpGU – AGU Joint Meeiting 2017 学生優秀発表賞 日本火山学会学生優秀論文賞
	平成30年度	修士課程	1	Best poster awards of SCSTWS-10 (3rd place) (国際会議)
		博士課程		
	令和元年度	修士課程		
		博士課程		

専攻	年度	課程別	人数	受　　賞　　名
自然史科学専攻 （多様生物学）	平成28年度	修士課程		
		博士課程		
	平成29年度	修士課程		
		博士課程	1	第65回日本生態学会札幌大会最優秀ポスター賞
	平成30年度	修士課程	2	2018年度日本鳥学会ポスター賞 第34回個体群生態学会大会ポスター賞優秀賞
		博士課程	2	第66回日本生態学会英語口頭発表　Best Award 第66回日本生態学会神戸大会優秀ポスター賞
	令和元年度	修士課程		
		博士課程	1	2018 Tyge Christensen Prize（国際藻類学会誌 Phycologia，論文賞）

専攻	年度	課程別	人数	受賞名
自然史科学専攻 （科学コミュニケーション）	平成28年度	修士課程		
		博士課程		
	平成29年度	修士課程		
		博士課程		
	平成30年度	修士課程		
		博士課程		
	令和元年度	修士課程		
		博士課程	1	2019年度理科教育学会奨励賞

	年度	課程別	人数	受賞名
理学院合計	平成28年度	修士課程	7	上記のとおり
		博士課程	9	上記のとおり
	平成29年度	修士課程	3	上記のとおり
		博士課程	10	上記のとおり
	平成30年度	修士課程	7	上記のとおり
		博士課程	16	上記のとおり
	令和元年度	修士課程	7	上記のとおり
		博士課程	12	上記のとおり

出典：理学院担当教員への照会データ

3. 進学・卒業－進学就職率（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　修士あるいは博士課程（前期）

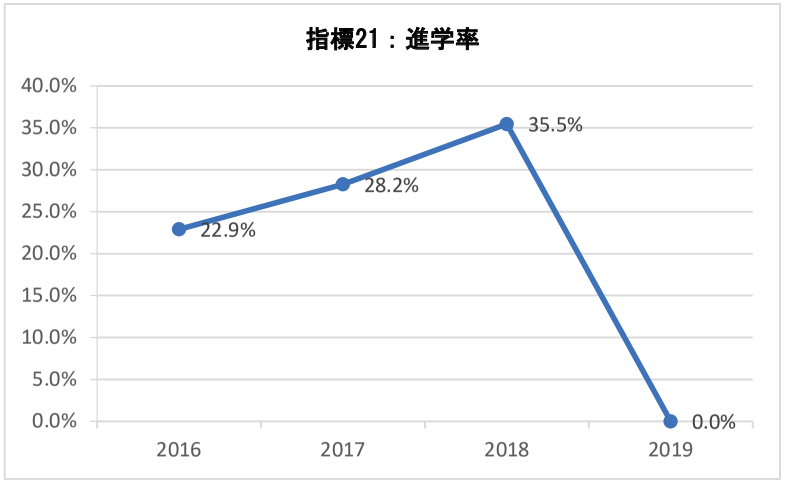

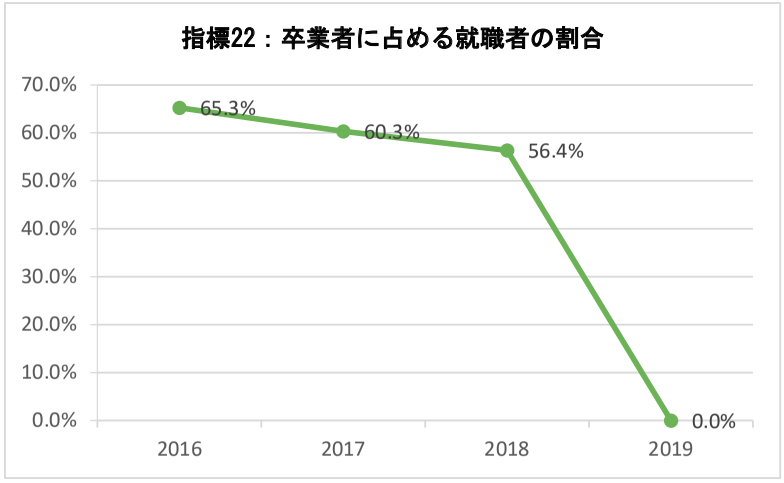

				指標21	指標22						
年度	卒業・修了者数	進学者合計	就職者数合計	進学率	卒業者に占める就職者の割合	一時的な仕事に就いた者	左記以外の者	死亡・不詳の者	博士課程学生のうちポストドクター（再掲）		
									就職者のうち	一時的な仕事に就いた者のうち	左記以外の者のうち
	①	②	③	②÷①	③÷①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2016	118	27	77	22.9%	65.3%	1	10	3	0	0	0
2017	131	37	79	28.2%	60.3%	1	10	4			
2018	110	39	62	35.5%	56.4%	0	2	7	0	0	0
2019				0.0%	0.0%						

3. 進学・卒業－進学就職率（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　　**北海道大学 理学院**

課程区分　　**博士課程(後期)**

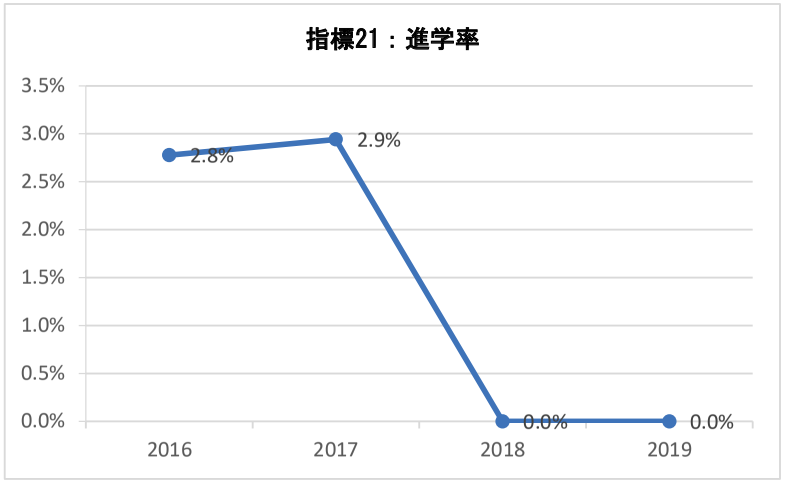

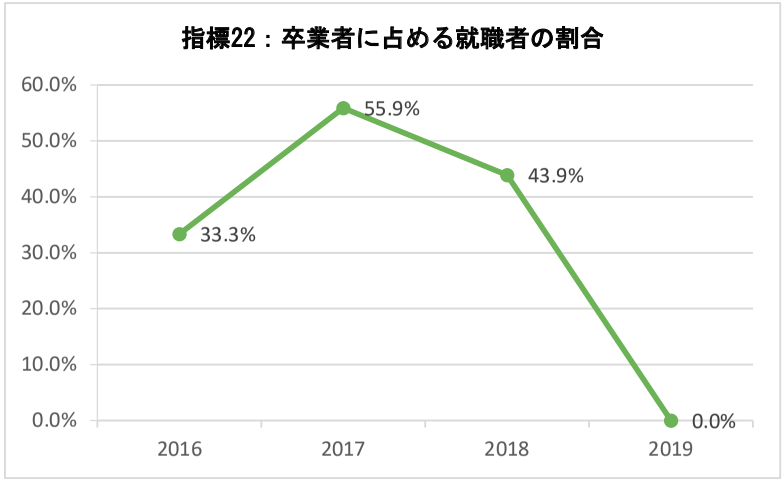

				指標21	指標22						
年度	卒業・修了者数	進学者合計	就職者数合計	進学率	卒業者に占める就職者の割合	一時的な仕事に就いた者	左記以外の者	死亡・不詳の者	博士課程学生のうちポストドクター（再掲）		
									就職者のうち	一時的な仕事に就いた者のうち	左記以外の者のうち
	①	②	③	②÷①	③÷①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2016	36	1	12	2.8%	33.3%	2	12	9	5	1	9
2017	34	1	19	2.9%	55.9%	1	8	5	4	1	4
2018	41	0	18	0.0%	43.9%	1	12	10	2	1	8
2019				0.0%	0.0%						

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

4. 卒業後の進路ー職業別（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　修士あるいは博士課程（前期）

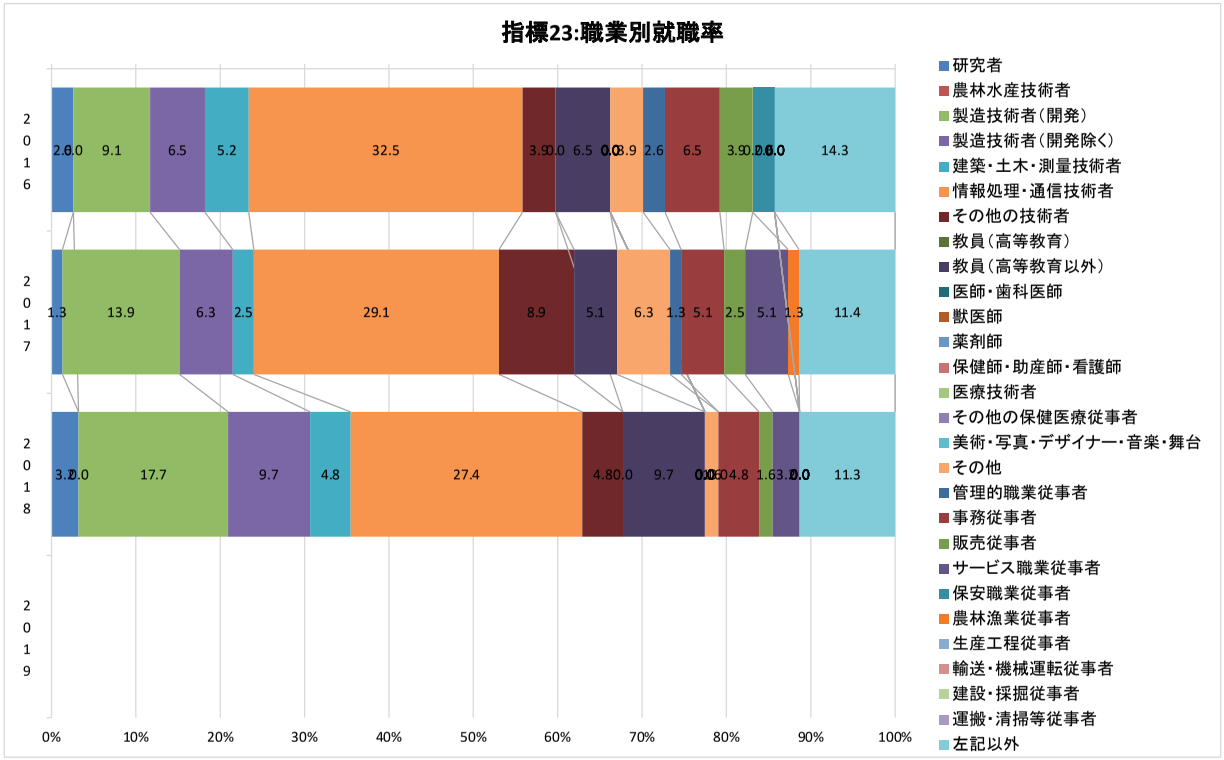

※就職者数合計が「0」の場合、「空欄（Null）」として表示されます。

		職業区分ごとの比率（%）																														
		b専門的・技術的職業従事者																	a	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨			⑩	⑪	⑫	⑬	⑭												
年度	就職者数合計	研究者	農林水産技術者	製造技術者（開発）	製造技術者（開発除く）	建築・土木・測量技術者	情報処理・通信技術者	その他の技術者	教員（高等教育）	教員（高等教育以外）	医師・歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師・助産師・看護師	医療技術者	その他の保健医療従事者	美術・写真・デザイナー・音楽・舞台	その他	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農林漁業従事者	生産工程従事者	輸送・機械運転従事者	建設・採掘従事者	運搬・清掃等従事者	左記以外
2016	77	2.6	0.0	9.1	6.5	5.2	32.5	3.9	0.0	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	2.6	6.5	3.9	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
2017	79	1.3		13.9	6.3	2.5	29.1	8.9		5.1								6.3	1.3	5.1	2.5	5.1		1.3					11.4
2018	62	3.2	0.0	17.7	9.7	4.8	27.4	4.8	0.0	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	4.8	1.6	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3
2019																													

4. 卒業後の進路－職業別（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　博士課程（後期）

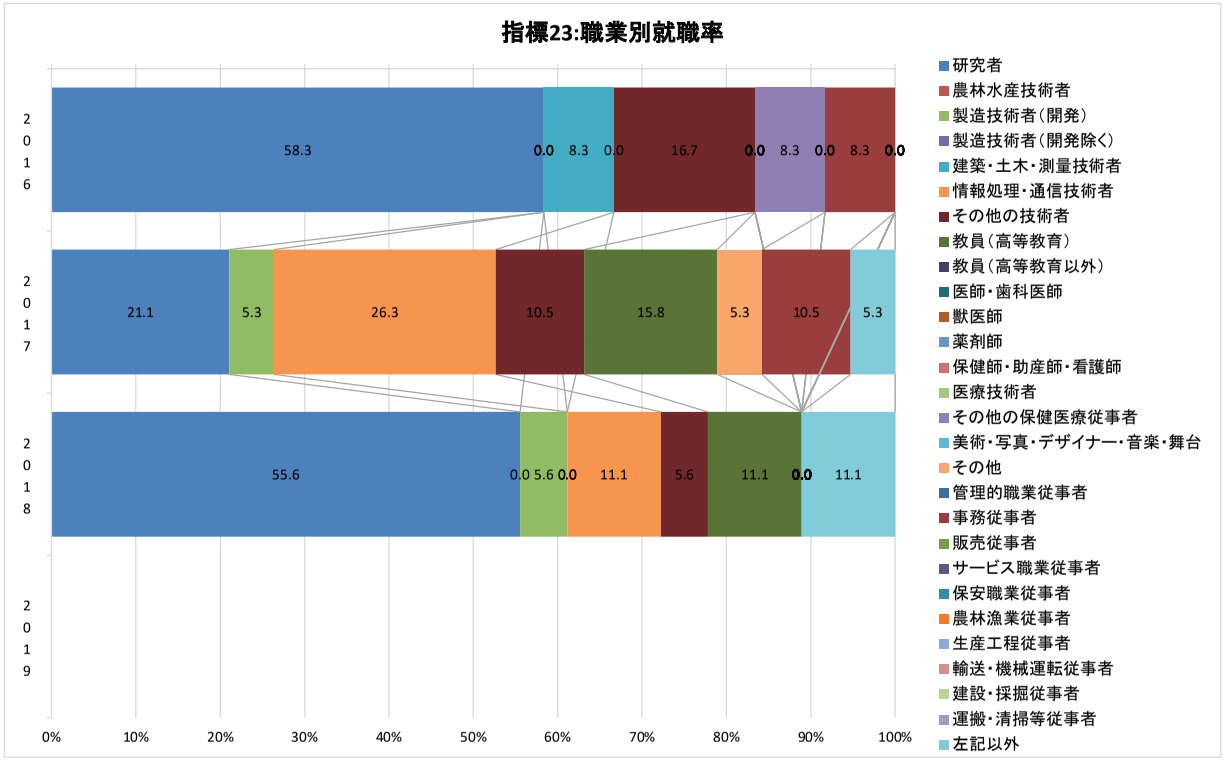

※就職者数合計が「0」の場合、「空欄（Null）」として表示されます。

		職業区分ごとの比率（%）																														
		b専門的・技術的職業従事者																			a	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨			⑩	⑪	⑫	⑬	⑭														
年度	就職者数合計	研究者	農林水産技術者	製造技術者（開発）	製造技術者（開発除く）	建築・土木・測量技術者	情報処理・通信技術者	その他の技術者	教員（高等教育）	教員（高等教育以外）	医師・歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師・助産師・看護師	医療技術者	その他の保健医療従事者	美術・写真・デザイナー・音楽・舞台	その他	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農林漁業従事者	生産工程従事者	輸送・機械運転従事者	建設・採掘従事者	運搬・清掃等従事者	左記以外
2016	12	58.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2017	19	21.1		5.3			26.3	10.5	15.8									5.3		10.5											5.3	
2018	18	55.6	0.0	5.6	0.0	0.0	11.1	5.6	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	
2019																																

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

4. 卒業後の進路－産業別（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　修士あるいは博士課程（前期）

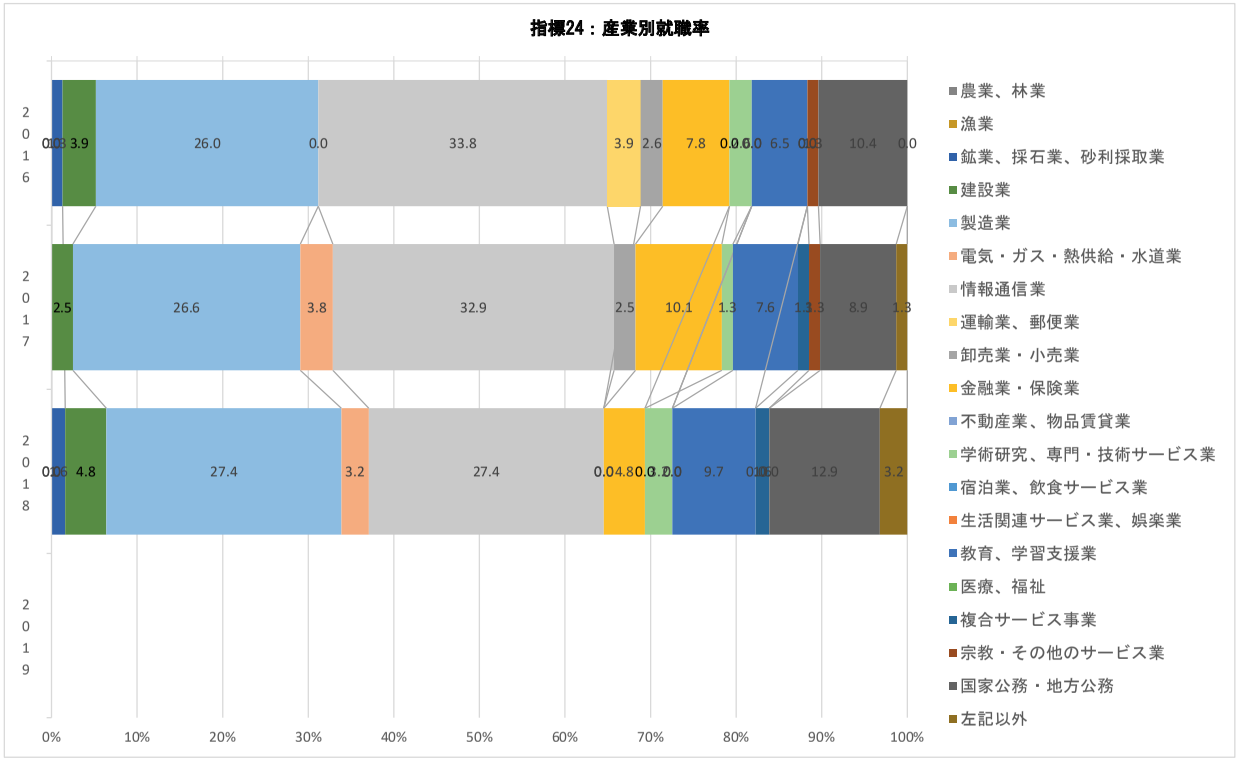

※就職者数合計が「0」の場合、「空欄（Null）」として表示されます。

		産業区分ごとの比率（%）																			
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	
年度	就職者数合計	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	宗教・その他のサービス業	国家公務・地方公務	左記以外
2016	77	0.0	0.0	1.3	3.9	26.0	0.0	33.8	3.9	2.6	7.8	0.0	2.6	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	1.3	10.4	0.0
2017	79				2.5	26.6	3.8	32.9		2.5	10.1		1.3			7.6		1.3	1.3	8.9	1.3
2018	62	0.0	0.0	1.6	4.8	27.4	3.2	27.4	0.0	0.0	4.8	0.0	3.2	0.0	0.0	9.7	0.0	1.6	0.0	12.9	3.2
2019																					

4. 卒業後の進路－産業別（2016年度～2019年度）

更新日：2020/02/25

大学名・学部名　北海道大学 理学院

課程区分　博士課程（後期）

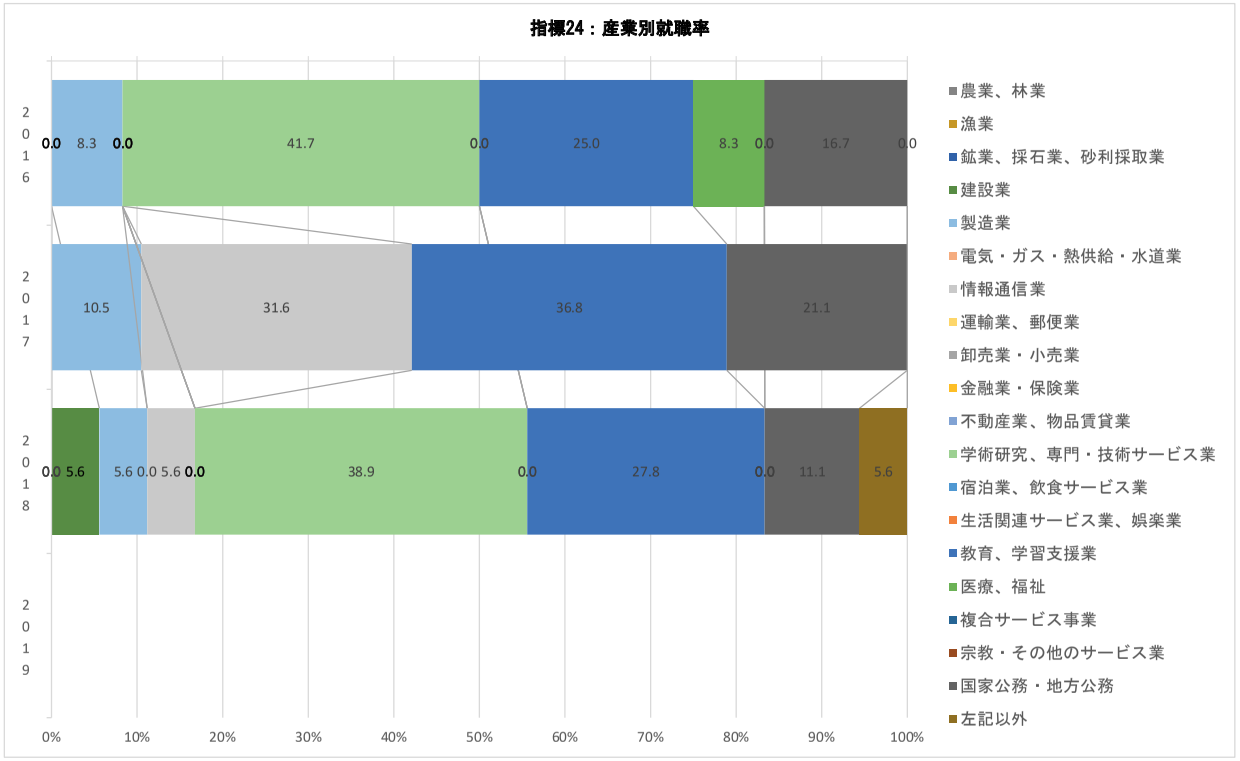

※就職者数合計が「0」の場合、「空欄（Null）」として表示されます。

		産業区分ごとの比率（%）																			
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	
年度	就職者数合計	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	宗教・その他のサービス業	国家公務・地方公務	左記以外
2016	12	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.7	0.0	0.0	25.0	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0
2017	19					10.5		31.6								36.8				21.1	
2018	18	0.0	0.0	0.0	5.6	5.6	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	38.9	0.0	0.0	27.8	0.0	0.0	0.0	11.1	5.6
2019																					

出典：大学ポートレートシステムによるデータ分析集

平成28年度　理学院修了者アンケート

学年（M2, D3）

M2	38
D3	5

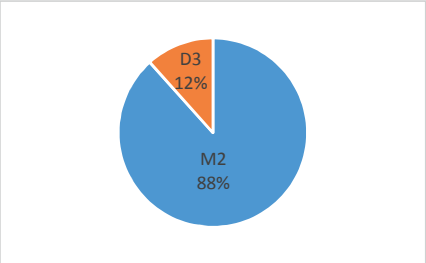

所属専攻（数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻）

数学専攻	0
物性物理学専攻	12
宇宙理学専攻	11
自然史科学専攻	20
回答者数	43

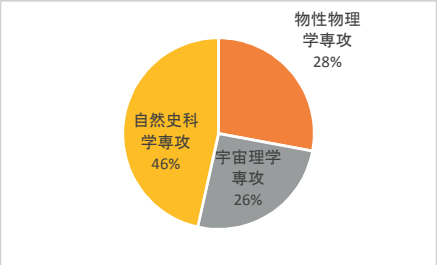

出身大学（1. 北大[学部名：　　]　2. 他大学[学部名：　　]）

北海道大学	37
他大学	6

学部名	北大	他大学
理学部	11	1
教育学部	0	2
北見工業大学工学部	0	1
物理	1	0
環境海洋	0	1
水産	1	0
理工学部	0	1

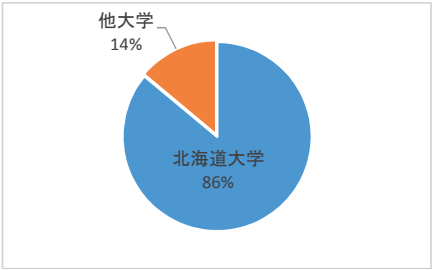

大学院終了後の進路を教えて下さい（修士の方は修士課程終了後の進路）

大学院進学・留学	7
大学・研究所	4
企業	26
官公庁行政法人	1
小中学校の教員	2
その他	1

その他詳細
・未定　1

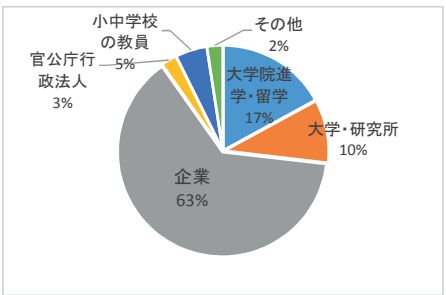

【理学院の理念とMC，DCカリキュラム体系について】

設問１
全体的にみて、現行のカリキュラム体系が、学生の学力や資質・能力を向上させるものとなっていると思いますか？

はい	22
いいえ	7
わからない	14

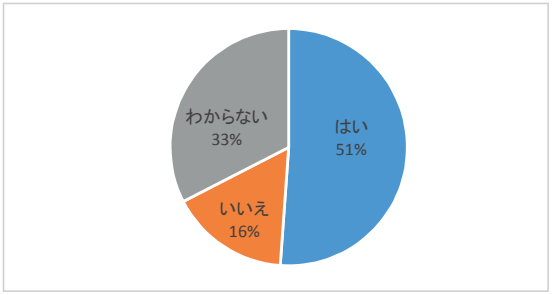

設問２
各専攻の特定分野について、学生が高度の知識を教授され、専門性を養うことが可能なカリキュラム体系となっていると思いますか？

はい	33
いいえ	3
わからない	7

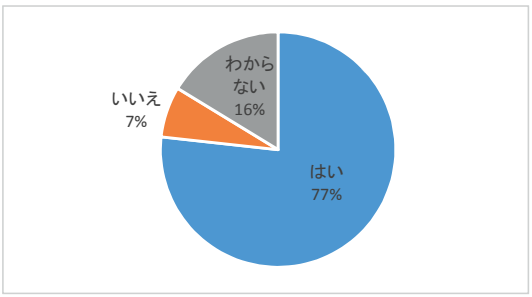

設問３
広汎な自然科学分野について、学生が知識を教授されるカリキュラム体系となっていると思いますか？

はい	25
いいえ	10
わからない	8

無回答=1

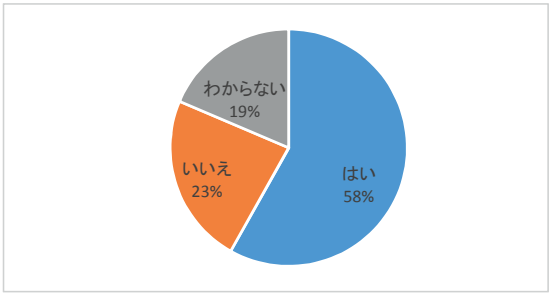

設問４
理学院の掲げる教育目標の一つとして、本質的な判断能力や問題発掘能力を備える人材の育成を掲げています。
将来、社会の多様なキャリアパスで活躍するための確かな基礎を築くという観点からもこの教育目標は重要と思いますか？

はい	34
いいえ	7
わからない	2

無回答=1

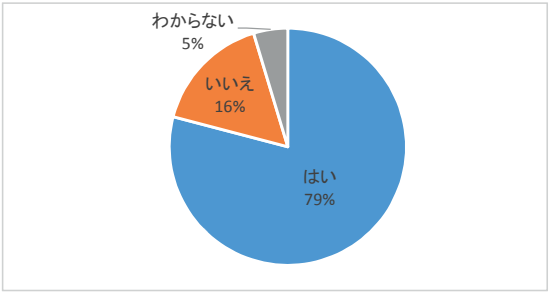

設問５
理学院入学前の学科カリキュラムについて、もっと学ぶべきであった科目、あるいは取り入れてほしかった教育内容等について選択してください。（複数選択可）

全学教育（教養科目）	4
全学教育（基礎科目）	6
専門科目	13
他学部科目	3
取り入れてほしい学部教育内容	1
なし	16

北海道大学出身者　37

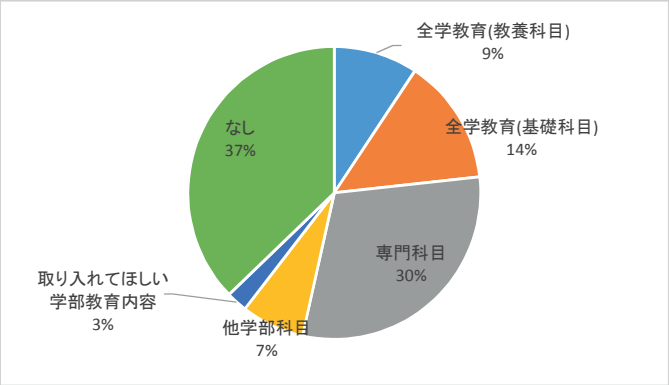

【内容】

全学教育（教養科目）	英語
専門科目	群論
	地球化学
他学部科目	理系以外等
取り入れてほしい学部教育内容	理科教員を養う上で物化生地全航を使った教科

設問６
ご自分の専攻、在学過程の授業実施体制に関して、良い点、改善すべき点など感想を自由にお書きください。

【良い点】

研究の邪魔にならない程度の密度の授業
広い分野を学べたのが良かった
多様な科目があること
実験が多い
研究に集中できる。
様々な教員の話を聞ける
教員の学生への押し付けが少ない

【改善すべき点】

自分の専攻（研究）する内容以外の多くの講義を取る必要がある
アナウンスが遅い（成績とか）、全体の周知すべきイベントのメール等
研究活動と授業の授講を両立しやすくしてほしい。
レポートが多いこと
座学よりフィールドに出たい
英語のspeaking、writingにもっと力を入れるべき
一つの講義を複数で担当し、それぞれが多くの労力を要する課題を課すため、M1の間はあまり研究が進まなかった。
学生の参加度がもっと高くなるような形式の授業を増やすべき。ただ座っていて内職している学生が多かった。
リーディングプログラムなど、金銭的な学生支援
開講されている授業に偏りがある（気象、海洋が少なく地震や岩石が多い）

設問７
ご自分の専攻、在学過程で受けた教育の満足度について選択してください。

大変満足している	9
満足している	21
どちらでもない	9
不満である	1
大変不満である	2

無回答=1

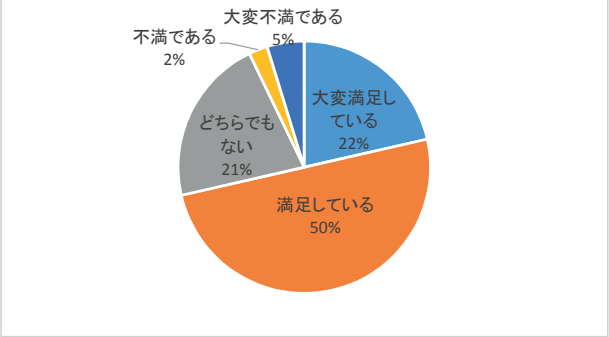

【理学院MC，DCの研究指導・研究環境について】

設問(Q) 1

研究課題への自分の取り組みに納得していますか？

はい	30
いいえ	7
どちらとも言えない	5

無回答=1

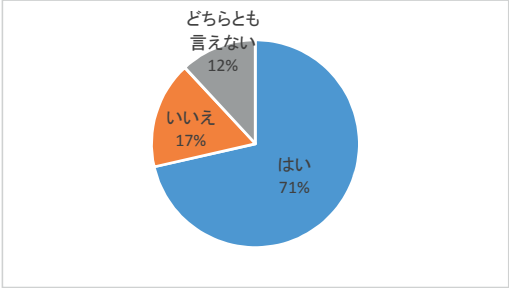

設問(Q) 2

あなたの研究環境は満足のいくものでしたか？

はい	35
いいえ	3
どちらとも言えない	4

無回答=1

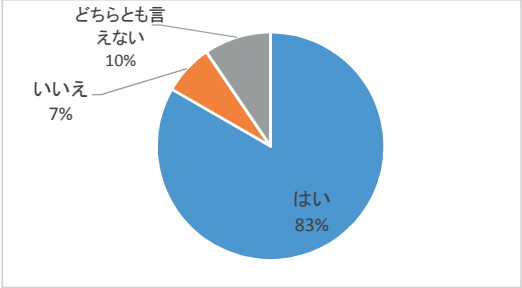

設問(Q) 3

研究環境はあなたの研究能力を培い向上させるものでしたか？

はい	35
いいえ	1
どちらとも言えない	6

無回答=1

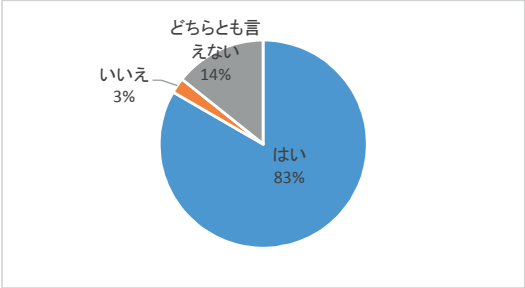

設問(Q) 4

自分の取り組んだ研究課題で満足できる研究成果を上げることができましたか？

はい	24
いいえ	11
どちらとも言えない	7

無回答=1

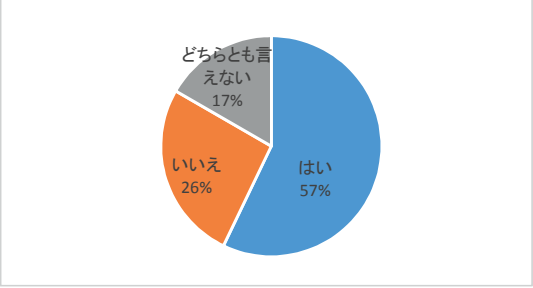

設問(Q) 5

研究を発展させるうえで役立ったことは何ですか？（複数選択可）

大学院授業の履修	8
セミナー・講演会の聴講	7
指導教員や先輩との日常的な研究討論	36
他の研究者との交流(学会参加時など)	21
その他	0

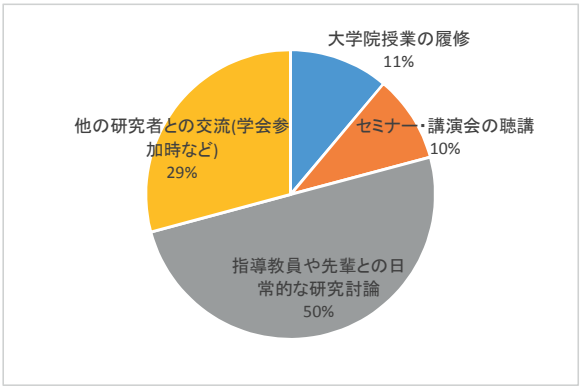

設問(Q) 6

研究を発展させるうえで役立った内容（設問5）のうち、最も役立ったものを１つあげてください。

大学院授業の履修	1
セミナー・講演会の聴講	3
指導教員や先輩との日常的な研究討論	22
他の研究者との交流(学会参加時など)	7
その他	0

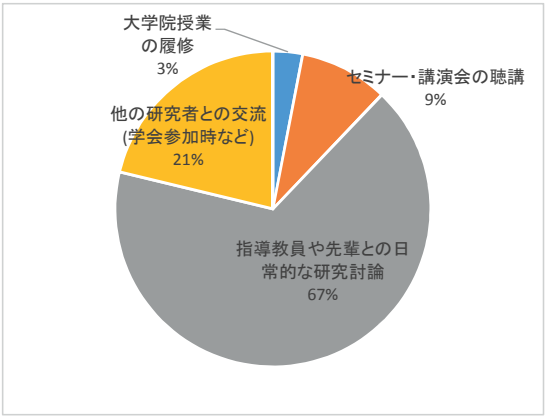

設問(Q) 7

下級生の研究指導経験（TA含めて）についてどのように考えていますか？

自分の研究能力・指導能力の向上に役立った	20
自分の研究能力・指導能力の向上には役立たなかった	5
どちらとも言えない	10
経験がないのでわからない	4

無回答=4

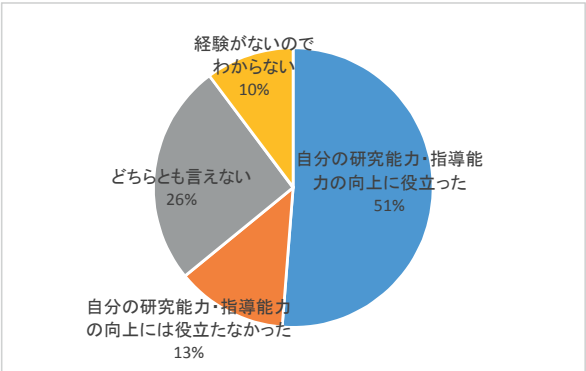

設問(Q)8

研究指導・研究環境に関して、良い点、改善すべき点などについて感想を自由にお書きください。

【良い点】

しっかりと指導してもらえる環境があった
すばらしい先生に囲まれて大変充実した研究生活ができた
多くの先生が在籍する研究室で学べた点
研究業績のある教員がいてよい。
教員1人あたりの学生が少なく、目が届きやすい。

【改善すべき点】

指導教官が教授に昇進した後から研究以外の業務に忙殺されるようになったようで、日常的に自身の研究に関する議論をする時間が劇的に減少した。昨今、大学が国際化を標榜して留学生を多数受け入れているが、研究室での受け入れ態勢が整っていないため、一部の面倒見のいい学生にそのしわ寄せが来ている。
金銭面で研究が強く制限される事があった
スタッフの数が少ない。自由に使える予算が少なすぎる。
装置を使うとお金がかかり、教員の資金量によって教育・研究の質が左右されすぎ。
学生が負担させられる雑務（研究と無関係な）が度を超えて多い。研究に時間を割くことがほとんど不可能。

出典:理学・生命科学事務部庶務担当データ

平成29年度　理学院修了者アンケート

学年（M2, D3）

M2	36
D3	4

無回答=1

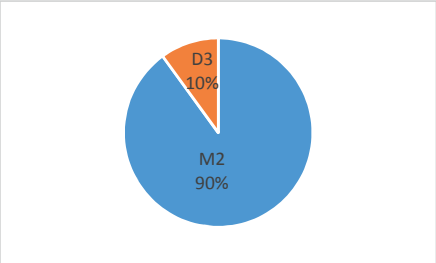

所属専攻（数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻）

数学専攻	2
物性物理学専攻	12
宇宙理学専攻	7
自然史科学専攻	19
回答者数	40

無回答=1

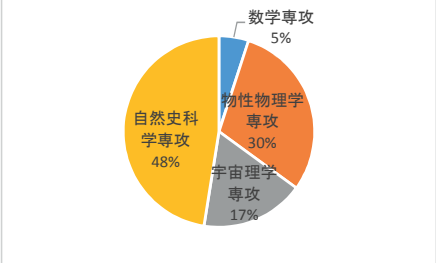

出身大学（1. 北大[学部名：　　]　2. 他大学[学部名：　　]）

北海道大学	33
他大学	7

無回答=1

学部名	北大	他大学
理学部	8	1
物理学科	1	1
理工学研究科	0	1
応用化学科	0	1
畜産学部	0	1
理工学部	0	1
Nat.*ist ***/ S*au *****	1	0

（※）****は判読不能

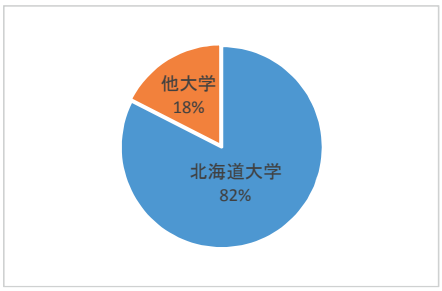

大学院終了後の進路を教えて下さい（修士の方は修士課程終了後の進路）

大学院進学・留学	8
大学・研究所	1
企業	25
官公庁行政法人	1
小中学校の教員	0
その他	3

無回答=1

【その他詳細】
・高等専門学校教員
・公務員試験準備

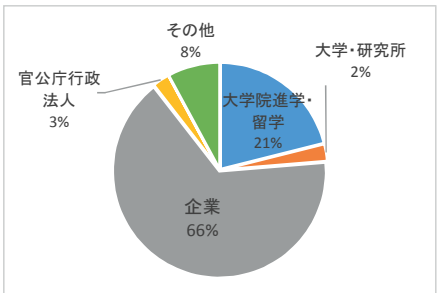

【理学院の理念とMC，DCカリキュラム体系について】

設問１
全体的にみて、現行のカリキュラム体系が、学生の学力や資質・能力を向上させるものとなっていると思いますか？

はい	23
いいえ	6
わからない	12

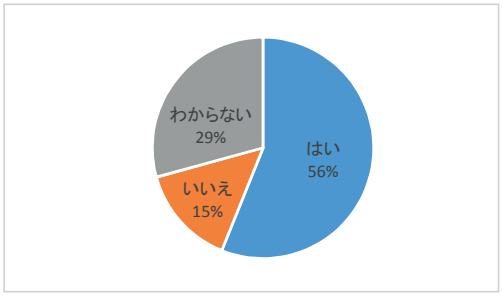

設問２
各専攻の特定分野について、学生が高度の知識を教授され、専門性を養うことが可能なカリキュラム体系となっていると思いますか？

はい	28
いいえ	6
わからない	7

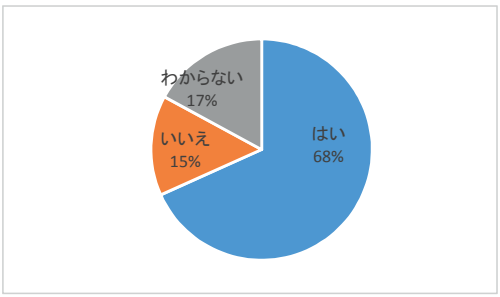

設問３
広汎な自然科学分野について、学生が知識を教授されるカリキュラム体系となっていると思いますか？

はい	29
いいえ	6
わからない	6

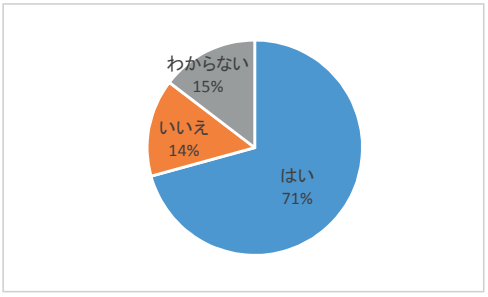

設問４
理学院の掲げる教育目標の一つとして、本質的な判断能力や問題発掘能力を備える人材の育成を掲げています。将来、社会の多様なキャリアパスで活躍するための確かな基礎を築くという観点からもこの教育目標は重要と思いますか？

はい	32
いいえ	5
わからない	4

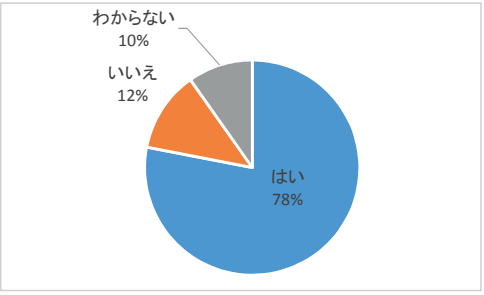

設問５
理学院入学前の学部のカリキュラムについて、もっと学ぶべきであった科目、あるいは取り入れてほしかった教育内容等について選択してください。（複数選択可）

全学教育（教養科目）	9
全学教育（基礎科目）	7
専門科目	12
他学部科目	1
取り入れてほしい学部教育内容	3
なし	18

北海道大学出身者　33

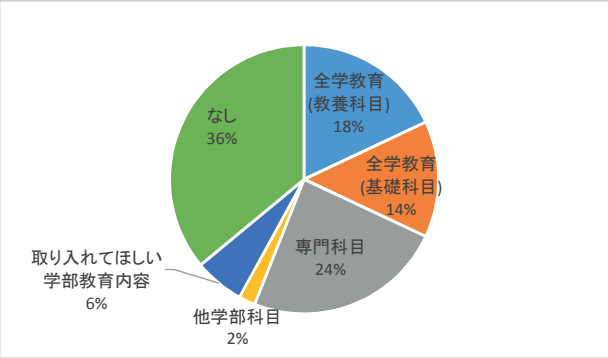

【内容】

全学教育（教養科目）	英語のスピーキング
	英語
	地学についての実験増加
	英語の読み書きとか
全学教育（基礎科目）	論文の読み方、論文用の英語
	Math, Physics
専門科目	プログラミング
	実験技術
	物理数学はもう少しちゃんと習得しておくべきでした。
取り入れてほしい学部教育内容	道具（旋盤など）の使い方

設問６
ご自分の専攻、在学過程の授業実施体制に関して、良い点、改善すべき点など感想を自由にお書きください。

【良い点】

研究に力を注いで生活ができる点
丁寧な指導をいただきました
The program provided me an advance knowledge and experience in research. I believe that it very usefed for scientific aspects
Courses are widly covered,hence beginner can understand from scratch
The program has provided me with broad knowlegde gseient
同じ専攻の他グループとの共同授業が欲しい
自由にカリキュラムを組むことができる点
必修科目が多くなく、各個人の責任のもと授業などを組み立てるので自分で時間の管理ができた点。

【改善すべき点】

必要なことは論文、本で学ぶので、助行はそんなにいらない。つまり必要単位を減らしてほしい。
遠方に住んでいるので授業が全く受けられなかった。
設備やフィールドが不足
please imporve tha english for international student
English maybe,* slide presentation on some classes
more infernahonal lanjuage for international student
特になし
授業内容は本通りなので不要
(学部の授業の段から)幅広いレベルの学生に対して授業をしている、様々な勉強・理解の仕方をも持っ(※2)
特になし。

（※）****は判読不能
(※2)文章が途切れています

設問７
ご自分の専攻、在学過程で受けた教育の満足度について選択してください。

大変満足している	6
満足している	25
どちらでもない	7
不満である	2
大変不満である	0

無回答=1

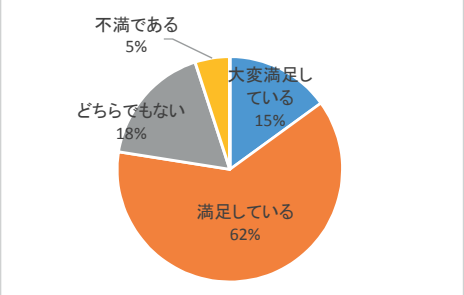

【理学院 MC，DCの研究指導・研究環境について】

設問(Q) 1

研究課題への自分の取り組みに納得していますか？

はい	29
いいえ	4
どちらとも言えない	7

無回答=1

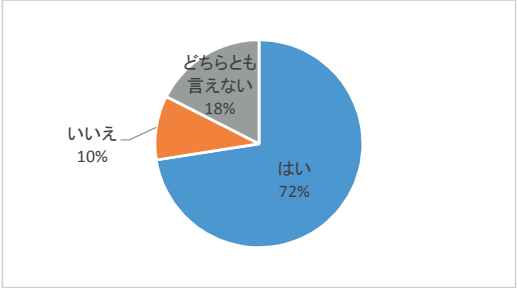

設問(Q) 2

あなたの研究環境は満足のいくものでしたか？

はい	32
いいえ	4
どちらとも言えない	4

無回答=1

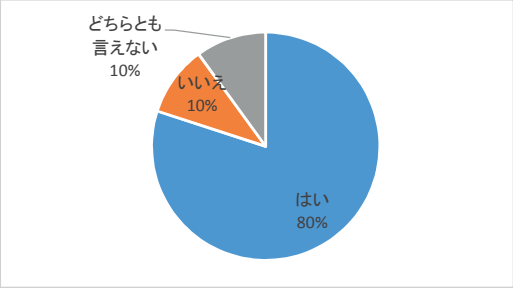

設問(Q) 3

研究環境はあなたの研究能力を培い向上させるものでしたか？

はい	30
いいえ	4
どちらとも言えない	6

無回答=1

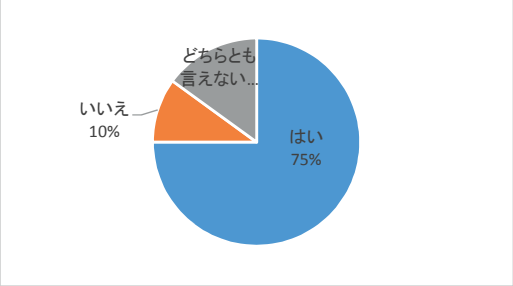

設問(Q) 4

自分の取り組んだ研究課題で満足できる研究成果を上げることができましたか？

はい	23
いいえ	7
どちらとも言えない	10

無回答=1

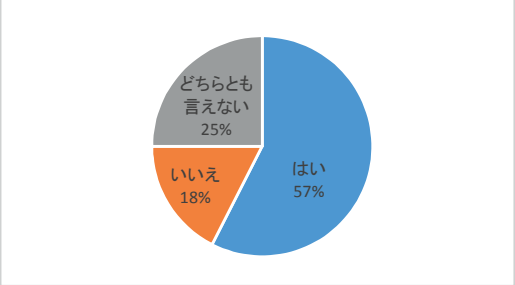

設問(Q) 5

研究を発展させるうえで役立ったことは何ですか？（複数選択可）

大学院授業の履修	14
セミナー・講演会の聴講	16
指導教員や先輩との日常的な研究討論	33
他の研究者との交流(学会参加時など)	15
その他	3

【その他詳細】
・自分で考えること
・CoSTEP
・自助の精神

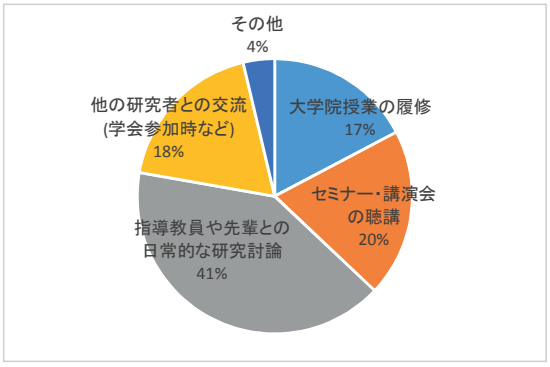

設問(Q) 6

研究を発展させるうえで役立った内容（設問5）のうち、最も役立ったものを１つあげてください。

大学院授業の履修	3
セミナー・講演会の聴講	4
指導教員や先輩との日常的な研究討論	21
他の研究者との交流(学会参加時など)	2
その他	3

【その他詳細】
・自分で考えること
・CoSTEP
・自助の精神

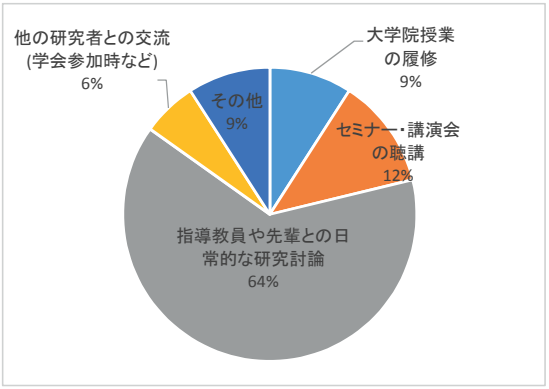

設問(Q) 7

下級生の研究指導経験（TAを含めて）についてどのように考えていますか？

自分の研究能力・指導能力の向上に役立った	15
自分の研究能力・指導能力の向上には役立たなかった	4
どちらとも言えない	5
経験がないのでわからない	16

無回答=1

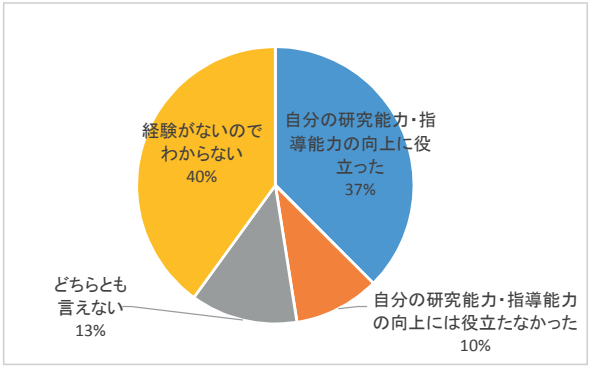

設問(Q)8

研究指導・研究環境に関して、良い点、改善すべき点などについて感想を自由にお書きください。

【良い点】

居心地の良いぬるま湯だった
設備はとても良かった
自身の所属している研究室の人は大変良かったがお金が足りていなかったため、そこは不満
丁寧な対応があった
the research supervision was very useful. Sensei was very kind and suppirted me to condeuct a very intereshing research
Superviser and tacely provide inter****** ******* ****** & ****** publication keep it up
weekly seminar isgood for our research arogrest
votunteeen TA等の制度はなくすべきだと思う(すべて絵を出すべき)
研究発表の機会も良くあり、実践感覚をやしなえる。
ぬるま湯
学生数が少なく、余裕を持って実験、研究ができること
数学図書館が制限なく使えた点

（※）****は判読不能

【改善すべき点】

もっと活気があると、研究に力が入る。
研究室に先輩後輩がおらず教授以外と議論できなかった。
財源がない
研究指導の頻度が少なかったので定期的に機会を作って欲しい
設備の不足、規程が不明僚
almost nothing
so for good english
自由度が高すぎると、時に何をすべきか分かりづらくなる時がある
やる気が出ない
金が足りない
国際化が少ない。非日本語枠の留学生が一人もいない。
特になし。

出典:理学・生命科学事務部庶務担当データ

平成30年度　理学院修了者アンケート

学年（M2,D3）

M2	15
D3	0

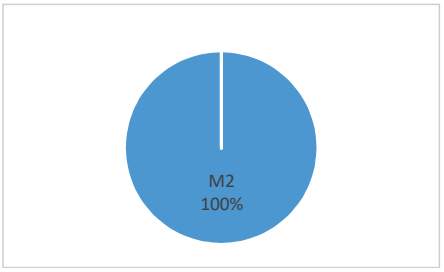

所属専攻（数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻）

数学専攻	0
物性物理学専攻	9
宇宙理学専攻	3
自然史科学専攻	3
回答者数	15

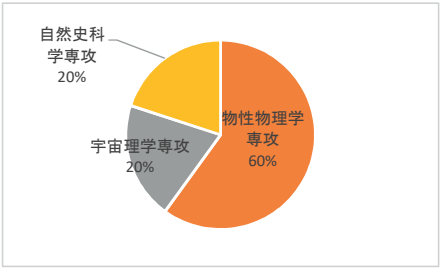

出身大学（1.北大[学部名:　　]　2.他大学[学部名:　　]）

北海道大学	13
他大学	2

学部名	北大	他大学
理学部	7	1
富山大学	0	1

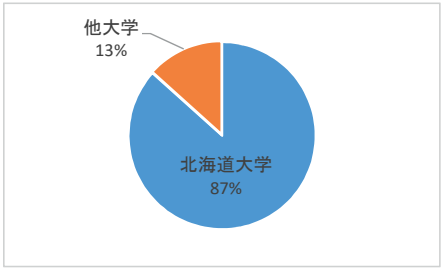

大学院終了後の進路を教えて下さい（修士の方は修士課程終了後の進路）

大学院進学・留学	6
大学・研究所	0
企業	9
官公庁行政法人	0
小中学校の教員	0
その他	0

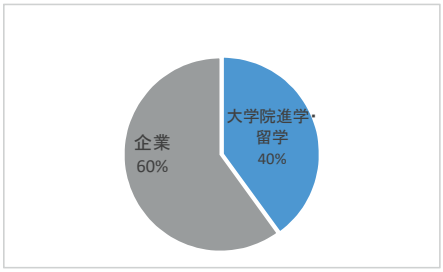

【理学院の理念とMC、DCカリキュラム体系について】

設問１
全体的にみて、現行のカリキュラム体系が、学生の学力や資質・能力を向上させるものとなっていると思いますか？

はい	7
いいえ	1
わからない	7

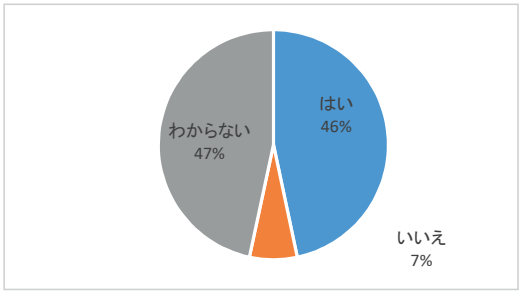

設問２
各専攻の特定分野について、学生が高度の知識を教授され、専門性を養うことが可能なカリキュラム体系となっていると思いますか？

はい	7
いいえ	3
わからない	5

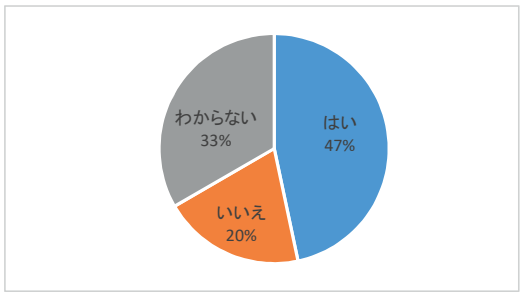

設問３
広汎な自然科学分野について、学生が知識を教授されるカリキュラム体系となっていると思いますか？

はい	8
いいえ	5
わからない	2

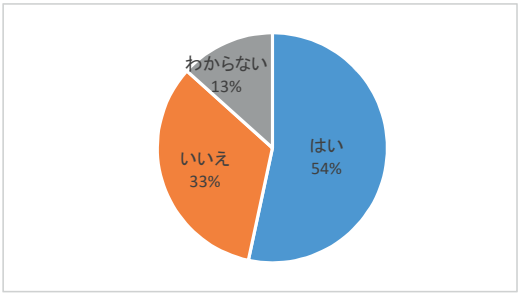

設問４
理学院の掲げる教育目標の一つとして、本質的な判断能力や問題発掘能力を備える人材の育成を掲げています。将来、社会の多様なキャリアパスで活躍するための確かな基礎を築くという観点からもこの教育目標は重要と思いますか？

はい	11
いいえ	1
わからない	3

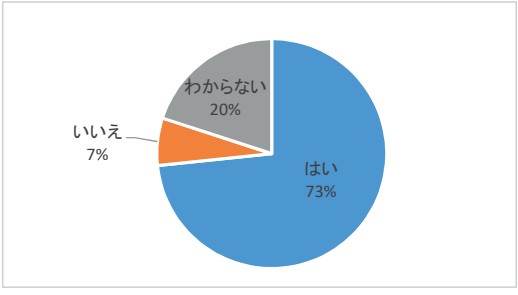

設問５
理学院入学前の学部のカリキュラムについて、もっと学ぶべきであった科目、あるいは取り入れてほしかった教育内容等について選択してください。（複数選択可）

全学教育（教養科目）	3
全学教育（基礎科目）	3
専門科目	7
他学部科目	1
取り入れてほしい学部教育内容	2
なし	4

北海道大学出身者　13

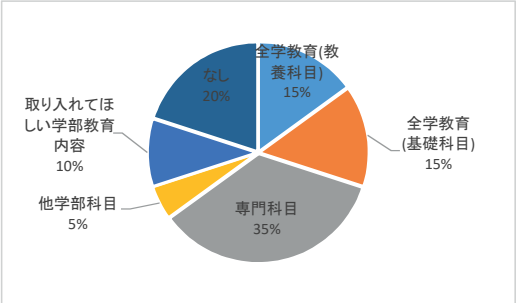

【内容】

全学教育（教養科目）	プログラミングを学べるともっと良かったと感じました。
全学教育（基礎科目）	ベクトル解析
専門科目	力学（古典力学、流体力学）、物理数学
	天文学
	量子力学より発展的内容（経路積分など）
取り入れてほしい学部教育内容	プログラミング
	プログラム

設問６
ご自分の専攻、在学過程の授業実施体制に関して、良い点、改善すべき点など感想を自由にお書きください。

【良い点】

大学院では、他専攻の科目を履修し易い為、幅広い視点を身に付けることができる。理系の分野はお互いに繋がっている事が多く、他専攻の考え方がヒントになる事もある。自分が専門としてきた内容が他でどの様に使われているかわかる事も学習する上でのモチベーションになる。（但し、これはあくまで大学院の話である）⇒学部時代に改善すべき点。
研究を進めることを授業をする先生が重視してくれる
外部から先生を招いて行われる授業が多い。
他大の教員を招いた集中講義の実施

【改善すべき点】

改善すべき点は、学部時代の環境にあると考えている。私がかつて所属していた理学部物理学科では、物理学に関する基礎については学ぶ機会が多くあったが、「どこでその現象が応用されているか」といった実用上の話を聞くことは殆ど無かった。従って、現象のモデル等は答えられても、どこでどう使われているかを答えられない学生が多くなってしまったと感じる。
無理だとは思うが、先生方が忙しいため論文のチェックが遅れる
日本人学生の英語能力が十分でないにも関わらず、履修者に留学生が一人でも居れば授業は英語で実施されることについて、日本人学生の理解度を下げる要因となっている。
M1雑誌の日本語発表でもいいという風習はいかがなものかと思う。
集中講義の内容に毎年バラつきが生じている点

設問７
ご自分の専攻、在学過程で受けた教育の満足度について選択してください。

大変満足している	3
満足している	8
どちらでもない	3
不満である	1
大変不満である	0

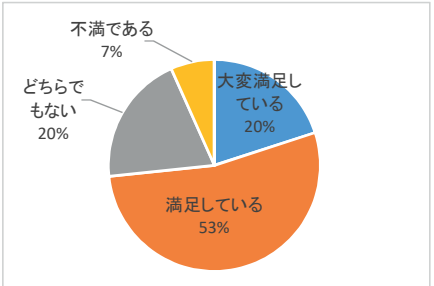

【理学院 MC、DCの研究指導・研究環境について】

設問(Q) 1

研究課題への自分の取り組みに納得していますか？

はい	8
いいえ	1
どちらとも言えない	6

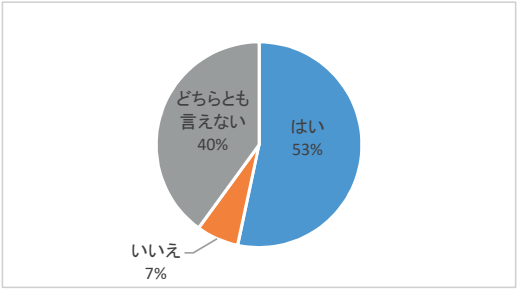

設問(Q) 2

あなたの研究環境は満足のいくものでしたか？

はい	8
いいえ	1
どちらとも言えない	5

無効=1

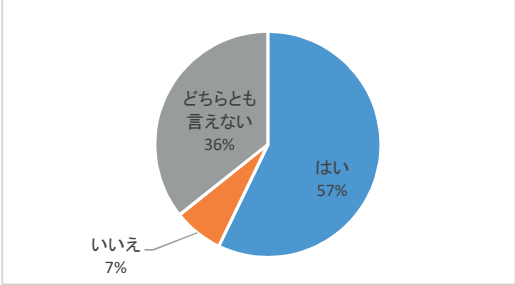

設問(Q) 3

研究環境はあなたの研究能力を培い向上させるものでしたか？

はい	12
いいえ	0
どちらとも言えない	3

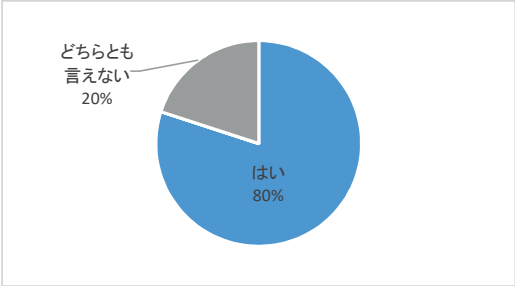

設問(Q) 4

自分の取り組んだ研究課題で満足できる研究成果を上げることができましたか？

はい	6
いいえ	3
どちらとも言えない	6

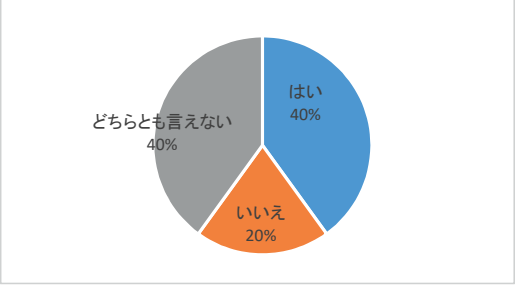

設問(Q) 5

研究を発展させるうえで役立ったことは何ですか？（複数選択可）

大学院授業の履修	1
セミナー・講演会の聴講	6
指導教員や先輩との日常的な研究討論	13
他の研究者との交流(学会参加時など)	7
その他	1

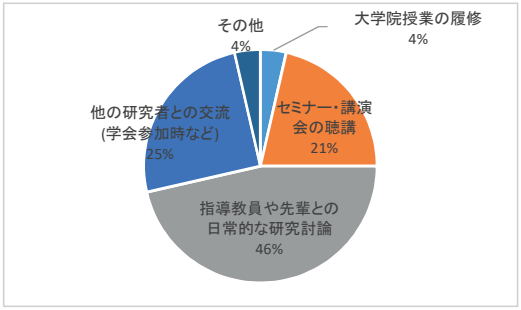

【その他詳細】

・大学院から図書館の倉庫が使える点。大学内からだと多くの論文にアクセスできる点。自宅だとお金を払わないと論文を閲覧できない事が多い。

設問(Q) 6

研究を発展させるうえで役立った内容（設問5）のうち、最も役立ったものを１つあげてください。

大学院授業の履修	3
セミナー・講演会の聴講	4
指導教員や先輩との日常的な研究討論	21
他の研究者との交流(学会参加時など)	2
その他	3

無効=2

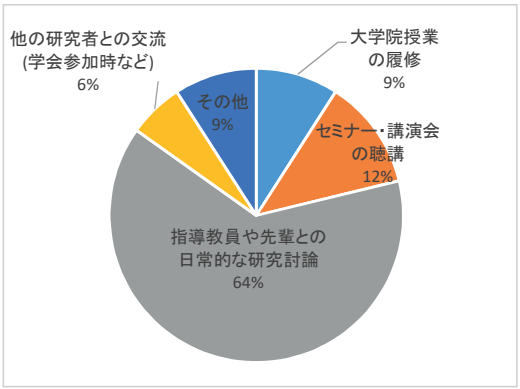

設問(Q) 7

下級生の研究指導経験（TAを含めて）についてどのように考えていますか？

自分の研究能力・指導能力の向上に役立った	1
自分の研究能力・指導能力の向上には役立たなかった	1
どちらとも言えない	9
経験がないのでわからない	2

無効=2

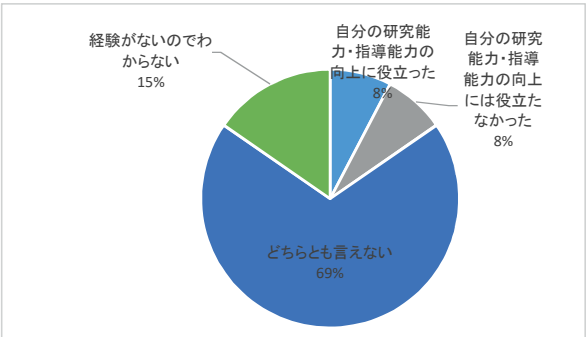

設問(Q)8

研究指導・研究環境に関して、良い点、改善すべき点などについて感想を自由にお書きください。

【良い点】

前述の様に、論文や書庫の文献を活用する事が出来る点が非常に良いと思う。
指導教官との議論ができる環境というのは十分にある。
研究室のネット環境、自分の机など環境が整っている。

【改善すべき点】

設問7についての補足になるが、引き受けるTAの種類によって能力の向上を見込めるかどうかは大きく変わると感じた。私がしていたTAの仕事内容では、能力の向上は難しいと思うが、他のTAやGSIの仕事では知識を深める事ができると感じられるものもあり、講義によってバラバラである。TA等を能力向上に役立てたいのであれば、例えば「どのTAを選んでも必ずこれ以上の内容を行う」といった様な最低ラインを規定する手もあるかもしれない。
研究室の学生及び教員が全体的にもっと議論が活発になった方がいい。
学会や研究会参加による交通費、現地滞在費の補助が国内学会・研究会だと不十分なため、研究室で外的資金が獲得できていなければ他に金銭的な補助を受けられず、学生自身の経済状況に打撃を与えている。
少々部屋が汚い。

出典:理学・生命科学事務部庶務担当データ

令和 2 年 3 月 / March, 2020

令和元年度理学院
修士課程・博士後期課程修了学生の皆様
To students graduate from the Master's Program and Doctoral Program in the Graduate School of Science in fiscal year 2019.

理学院点検評価委員会
Evaluation Committee
Graduate School of Science

令和元年度理学院における大学院教育に関するアンケートについて
Questionnaire for students regarding the Graduate Education in the Graduate School of Science in the fiscal year 2019

自然科学の深化と多様化は 21 世紀に入ってますます加速され，新たな学際的研究分野を生み出すとともに，さまざまな先端的科学技術を創出しています。また，社会からは，基礎から応用に至る自然科学研究の強化と科学技術を担う人材の育成が望まれています。

その現状を踏まえ理学院では，自然科学に対して広い視野を持ち，本質的な判断能力や問題発掘能力を備え，独創的な研究を推進できる人材の育成を目指しています。さらに，自ら思考する能力と高度な専門知識を持つ人材を育成することにより，大学などの研究・教育機関はもとより，広く公的機関や一般企業において理学院で培われた能力を発揮し，活躍できる人材を輩出することを目的としています。

上記の理念を背景に進めている理学院の大学院教育について，教育効果が上がっているかどうか，改善すべき点は何か等，現状を把握し，今後の教育と研究指導の進め方について検討する予定です。そこで，理学院修士課程または博士後期課程を修了する学生の皆様にアンケートを実施することになりました。

以下のアンケートにご回答下さいますよう，ご協力をお願いいたします。

In the 21st century, development and diversification of Natural Science have been accelerating which leads to creation of a variety of advanced science technology along with new interdisciplinary research fields. Furthermore, our society expects the natural science research field to be strengthened from its basics to application as well as enhancement of human resource development to lead in science and technology.

Based on the present situation, the Graduate School of Science aims to educate students to have wide perspective on natural science and also promote a unique research with the essential ability for judgment and problem-recognition. Moreover, by improving their thinking ability and advanced specific knowledge, we intend to produce quality graduates who can competently work with ability acquired in the Graduate School of Science in research and educational institutions like universities as well as pubic organizations and corporations.

We conduct student's survey to review the outcomes of our education and any points to be improved based on the above principals of the educational goal of training in the Graduate School of Science, and to understand the current situation, using the result to the better improvement on education and supervision of the research.

We would appreciate it if you complete this form. We thank you for your cooperation.

令和元年度理学院
修士課程・博士後期課程修了学生の皆様
To students graduate from the Master's Program and Doctoral Program in the Graduate School of Science in fiscal year 2019

以下のアンケートにご協力をお願いいたします。
We would appreciate it if you complete this form. We thank you for your cooperation.

回答締切 ：３月２３日（月）
Deadline: Monday, March 23rd

提出方法 / How to submit:

（１）添付ファイルをメールで提出 / submit by email

本様式へ回答を入力し，メールで下記アンケート用アドレスに提出してください。提出の際，メールの件名は「理学院修了者アンケート」としてください。アンケート結果は，個人が特定されないよう処理・分析されます。

After entering answers on the survey sheets, please submit them to following address by email. When submitting, please put a subject title "Questionnaire for students to graduate the Graduate School of Science". The results of this survey will be added up after the statistical process of preventing specific individual identification.

Email: r-survey@sci.hokudai.ac.jp

（２）紙媒体で窓口へ提出 / submit by paper

調査票を印刷し，回答を記入して，理学・生命科学事務部事務課大学院教育担当（理学部 2 号館 1 階）窓口へ提出してください。

After printing out the survey sheets and answering questions, please submit them to the counter of the Graduate School Educational Affairs Section, Science and Life Science Administration Department(Faculty of Science Building #2, Room 1-02).

令和元年度理学院修了者へのアンケート
Questionnaire for students regarding the Graduate Education in the Graduate School of Science in the fiscal year 2019

在学課程にかかわらず全ての設問について該当するものにチェック，または記入欄に意見を入力（記入）してください。
For all students, please check in the ☐ or provide your opinion.

学年 / Year

☐ 修士課程 3 月修了予定 / students expected to graduate from the Master's Program
☐ 博士後期課程 3 月修了予定/ students expected to graduate from the Doctoral Program

所属専攻 / Course

☐ 数学専攻 / Mathematics
☐ 物性物理学専攻 / Condensed Matter Physics
☐ 宇宙理学専攻 / Cosmosciences
☐ 自然史科学専攻 / Natural History Sciences

出身大学 / University

☐ 北大 HU［学部名 / Department/Course : ］
☐ 他大学 Other University［学部名 / Department/Course : ］

大学院修了後の進路を教えて下さい（修士の方は修士課程修了後の進路）/ Please choose your post-graduate plans (If you are M2, select a plan after you finish Master's program)

☐ 大学院進学・留学 / Enroll in a doctoral course or a school overseas
☐ 大学・研究所 / University or research institute
☐ 企業 / Private company
☐ 官公庁行政法人 / Government, municipal offices, or public agencies
☐ 小中高校の教員 / Teacher(Elementary, junior and high school)
☐ その他 / Other（ ）

【理学院の理念と MC, DC カリキュラム体系について / Principles and curriculum system of MC and DC in the Graduate School of Science】

社会に貢献する新技術の多くは基礎的な科学教育に基づくものであり，理学院においては実学志向の他の学院とは異なる視点での大学院教育が必要となります。具体的には各種の国家資格を目指した教育プログラムではなく，

(1) 将来の日本の基礎科学研究と高等科学教育を担う人材を育む。

(2) 民間企業に就職して先端的科学知識を生かした製品開発やシステム作りに貢献できる人材を育む。

(3) 地方自治体や小中高校に就職して基礎自然科学と数学の各領域を深く学んだ知識を生かして活躍できる適応力に富んだ人材を育む。

(4) 科学の基礎と先端的科学研究の成果を分かりやすく一般に啓蒙普及する能力を持つ人材などの育成を目指します。

この目標を達成するうえで現行の MC カリキュラム（共通科目群及び推奨科目群を含む。）及び DC カリキュラムについて皆様の考えをお伺いします。

While some educational institutions put emphasis on practical aspect of graduate education, the Graduate School of Science strives to approach from a different perspective considering the fact that most of new technologies contributing to the society are based on scientific education. Different from educational programs encouraging students to acquire national vocational qualifications, the Graduate School of Science aims to foster human resources:

1) who will take the central role in basic science study and advanced science education in Japan

2) who will work for private company and contribute their leading-edge scientific knowledge to product and system development

3)who will work for municipal offices, schools, etc., to contribute their knowledge of basic natural science and specified mathematics to educate students to be competent

4)who are capable of spreading their knowledge of basic science and the results of leading-edge scientific research to the public in an understandable manner

To achieve our goal, we would like to hear your opinion on our curricula (including inter-graduate classes and recommended classes in the Master's program and Doctoral program.

設問(Q) 1　全体的にみて，現行のカリキュラム体系が，学生の学力や資質・能力を向上させるものとなっていると思いますか？ / Do you think, overall, current curricula adequately improve the students' abilities and qualities?

□ はい / Yes
□ いいえ / No
□ わからない / I don't know

設問(Q) 2　各専攻の特定分野について，学生が高度の知識を教授され，専門性を養うことが可能なカリキュラム体系となっていると思いますか？ / Do you think the curricula provide advance knowledge and cultivate specific areas of study in each major?

□ はい / Yes
□ いいえ / No
□ わからない / I don't know

設問(Q) 3　広汎な自然科学分野について，学生が知識を教授されるカリキュラム体系となっていると思いますか？ / Do you think the curricula provide students with the broad knowledge of the entire field of natural science?

□ はい / Yes

□ いいえ / No

□ わからない / I don't know

設問(Q) 4　理学院の掲げる教育目標の一つとして，本質的な判断能力や問題発掘能力を備える人材の育成を掲げています。将来，社会の多様なキャリアパスで活躍するための確かな基礎を築くという観点からもこの教育目標は重要と思いますか？ / One of our educational goals is to foster human resources who have essential judgment and problem-recognition skills. Do you think this goal is important for you to set up the firm base to proceed in various career paths in the future?

□ はい / Yes

□ いいえ / No

□ わからない / I don't know

設問(Q) 5　理学院入学前の学部のカリキュラムについて，もっと学ぶべきであった科目，あるいは取り入れてほしかった教育内容等について選択してください。 / Regarding undergraduate curricula before entering the Graduate school of Science, are there any courses that you should have taken or any educational contents that should be incorporated?

複数選択可 / Please choose all applicable

□ 全学教育（教養科目） / General education class (General courses)
（例 / example：　　）

□ 全学教育（基礎科目） / General education class (Basic courses)
（例 / example：　　）

□ 専門科目 / Specialized courses
（例 / example：　　）

□ 他学部科目 / Courses in other departments
（例 / example：　　）

□ 取り入れてほしい学部教育内容 / Any educational contents that should be incorporated
（例 / example：　　）

□ なし / Nothing

設問(Q) 6　ご自分の専攻・在学課程の授業実施体制に関して，良い点，改善すべき点など感想を自由に入力（記入）してください。 / Please provide your comments such as positive aspects or aspects to be improved regarding your program or courses.

良い点 / Positive aspects：

改善すべき点 / Aspects to be improved：

設問(Q) 7　ご自分の専攻, 在学課程で受けた教育の満足度について選択してください。 / Please indicate your level of satisfaction of the education given by the Graduate School.

☐ 大変満足している / Very satisfied
☐ 満足している / Satisfied
☐ どちらでもない / Not certain
☐ 不満である / Dissatisfied
☐ 大変不満である / Very dissatisfied

【理学院 MC, DC の研究指導・研究環境について / Supervision of research and the research environment of MC and DC in the Graduate School of Science】

理学院における研究指導・研究環境について質問します。 / This questionnaire is regarding the supervision of research and the research environment.

設問(Q) 1　研究課題への自分の取り組みに納得していますか？ / Are you content with your own approach towards the research theme?

☐ はい / Yes
☐ いいえ / No
☐ どちらとも言えない / Not certain

設問(Q) 2　あなたの研究環境は満足のいくものでしたか？ / Are you content with your research environment?

☐ はい / Yes
☐ いいえ / No
☐ どちらとも言えない / Not certain

設問(Q) 3　研究環境はあなたの研究能力を培い向上させるものでしたか？ / Do you think the research environment have helped you improve your research abilities?

☐ はい / Yes
☐ いいえ / No
☐ どちらとも言えない / Not certain

設問(Q) 4　自分の取り組んだ研究課題で満足できる研究成果を上げることができましたか？ / Do you think you are satisfied with your research results?

☐ はい / Yes
☐ いいえ / No
☐ どちらとも言えない / Not certain

設問(Q) 5 研究を発展させるうえで役立ったことは何ですか？（複数選択可） / Which of below helped you develop your research (Choose all applicable)?

□ 大学院授業の履修 / Classes in the Graduate School
□ セミナー・講演会の聴講 / Attending the seminars or lectures
□ 指導教員や先輩との日常的な研究討論 / Dairy discussion with supervisor and senior colleagues
□ 他の研究者との交流（学会参加時など） / Communication with other researchers (at the conferences, etc.)
□ その他 / Other（具体的に
/Specifically ）

設問(Q) 6 研究を発展させるうえで役立った内容（設問５）のうち, 最も役立ったもの１つをあげてください。 / Which of below (Q5) helped you develop your research (Choose for the one most helped)?

□ 大学院授業の履修 / Classes in the Graduate School
□ セミナー・講演会の聴講 / Attending the seminars or lectures
□ 指導教員や先輩との日常的な研究討論 / Dairy discussion with supervisor and senior colleagues
□ 他の研究者との交流（学会参加時など） / Communication with other researchers (at the conferences, etc.)
□ その他 / Other（具体的に
/Specifically ）

設問(Q) 7 下級生の研究指導経験（TA を含めて）についてどのように考えていますか？/ What do you think about the experience of teaching the junior students (including TA)?

□ 自分の研究能力・指導能力の向上に役立った / It has contributed to improving abilities on my own research and teaching skills.
□ 自分の研究能力・指導能力の向上には役立たなかった / It has NOT contributed to improving abilities on my own research and teaching skills.
□ どちらとも言えない / Neither of above.
□ 経験がないのでわからない / I have no experiences.

設問(Q) 8 研究指導・研究環境に関して，良い点，改善すべき点などについて感想を自由に入力（記入）してください。/ Please provide your comments such as positive aspects or aspects to be improved regarding the research supervision and environment.

良い点 / Positive Aspects：

改善すべき点/ Aspects to be improved：

ご協力ありがとうございました。
Thank you for your cooperation.

出典: 理学・生命科学事務部大学院教育担当

学部・大学院教育に関するアンケート調査ご協力のお願い

平素は北海道大学理学部並びに大学院理学院・生命科学院・総合化学院の学生の採用に関しましてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。本学部・学院におきましては、基礎科学の知識と素養をもって広く社会に貢献できる人材の育成を目指し、教育の質の向上に日々邁進しているところでありますが、その成果を検証し今後の教育の改善に役立てるため、関連企業の方々を対象に調査研究を実施しております。つきましては、ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、以下のアンケートにご協力をお願いいたします。いただいたご回答につきましては、個別の回答結果を外部に公開することはありません。また、回答できない設問については空欄でも結構です。回答に際しては，企業（団体），個人どちらのお立場から回答いただいても差し支えありません。

ご回答は下記の方法のいずれかによりお願い致します。本学院・学部の教員が個別の回答結果を見ることはありませんので、率直なご回答をお願いします。

〇電子メールの添付書類（宛先：g-hosa@sci.hokudai.ac.jp）
〇FAX（011-706-3685）
〇郵送・持参
【提出先】理学・生命科学事務部（教務担当・大学院教育担当）

【回答学部名・大学院名】

理学部（学部）・理学院（現大学院）・生命科学院（現大学院）・
総合化学院（現大学院）・理学研究科（旧大学院）

（本アンケートの対象の学部名及び大学院名について，上記に〇印【複数は可】をご記入下さい。）

① 貴社・貴団体の概要について

問１　貴社・貴団体（本杜・本部）の所在地について・都道府県名を記入して下さい

（都・道・府・県）

問２　貴社・貴団体の従業員数について該当するものに一つだけ〇をつけて下さい。
１．～100 人　　２．101～300 人　　３．301～1,000 人　　４．1,001～5,000 人
５．5,001 人以上

企業のみ：問３　貴杜の業種について、該当する番号に一つだけ〇をつけて下さい
1. 農業，林業　　2. 漁業　　3. 鉱業，採石業，砂利採取業　　4. 建設業　　5. 製造業
6. 電気・ガス・熱供給・水道業　　7. 情報通信業　　8. 運輸業，郵便業　　9. 卸売業，小売業
10. 金融業，保険業　　11. 不動産業，物品賃貸業　　12. 学術研究，専門・技術サービス業
13. 宿泊業，飲食サービス業　　14. 生活関連サービス業，娯楽業　　15. 教育，学習支援業
16. 医療，福祉　　17. 複合サービス事業　　18. サービス業（他に分類されないもの）
19. 公務（他に分類されるものを除く）　　20.その他（　　）

公務員のみ：問3-1　貴団体が該当するものに一つだけ〇をつけて下さい。

１．地方公務　　２．国家公務　　３．独立行政法人など（例：国立大学法人　　）

公務員のみ：問3-2　貴団体の業務内容について該当するものに一つだけ○をつけて下さい。

１．行政　２．技術・研究　３．公安　４．教育・文化　５．医療・福祉　６．税務
７．その他（　　）

②　本学卒業生の採用状況について

問４　貴社・貴団体には現在北海道大学の卒業生・修了生は何人程度在職していますか？一つだけ○をつけて下さい。

１．いない　　２．10 人未満　　３．10～50 人　　４．50 人超　　５．わからない

（「１．いない，５．わからない」と回答した方は、「問９」にお進みください。）

問５　貴社・貴団体に在職する北海道大学の卒業生の主たる卒業学部等に○をつけて下さい。
（複数回答可）

【学部】１．文学部　２．教育学部　３．法学部　４．経済学部　５．理学部　６．医学部医学科
７．医学部保健学科　８．歯学部　９．薬学部　１０．工学部　１１．農学部　１２．獣医学部
１３．水産学部

【大学院】１．文学研究科　２．法学研究科　３．経済学研究科　４．医学研究科　５．歯学研究科
６．獣医学研究科　７．情報科学研究科　８．薬学研究科　９．水産科学院，水産科学研究科
１０．環境科学院，地球環境科学研究科　１１．理学院，理学研究科　１２．農学院，農学研究科
１３．生命科学院　１４．教育学院，教育学研究科
１５．国際広報メディア・観光学院，国際広報メディア研究科　１６．保健科学院
１７．工学院，工学研究科　１８．総合化学院　１９．法科大学院　２０．会計専門職大学院
２１．公共政策学教育部

③　本学部卒業生・本大学院修了生の能力について

問６　本学部卒業生・本大学院修了生（就職後５年程度まで）の以下の能力は、総じてどのように感じますか？A～I のそれぞれの項目について該当する番号に一つずつ○をつけて下さい。

	5.大変優れている	4.やや優れている	3.普通	2.やや劣っている	1.大変劣っている
A．専攻分野に関する知識	5	4	3	2	1
B．発表・プレゼンテーション能力	5	4	3	2	1
C．ディスカッション能力	5	4	3	2	1
D．コミュニケーション能力	5	4	3	2	1
E．外国語能力	5	4	3	2	1
F．リーダーシップ	5	4	3	2	1
G．集団の中での協調性	5	4	3	2	1
H．情報収集・分析能力	5	4	3	2	1
I．企画、アイディア等の創造力	5	4	3	2	1

問７　貴社・貴団体に複数の北海道大学の卒業生が在職している場合、出身学部や文系・理系間で上記能力に差異があると感じますか？もし差異を感じる部分がありましたら、具体的に記入願います。

問８　以下に挙げる働く上での能力について、本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院と他大学の出身者とを比較した際に感じる印象を、該当する番号（５：大変優れている、４：やや優れている、３：同じ程度、２：やや劣っている、１：大変劣っている、０：判断できない）に○をつけてお答え下さい

	学部卒業者について	大学院修了者について
専門分野に関する知識	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
専門分野以外の広い知識	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
新しい知識を修得する力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
分析的な考察力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
交渉する力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
他の人と効率よく仕事をする力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
他の人に意図を明確に伝える力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
リーダーシップ	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
IT を活用する力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
問題点を発見する力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
新たな着想や解決策を見つけ出す力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
プレゼンテーション能力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
記録、資料、報告書等を作成する力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０
外国語で書いたり話したりする力	５　４　３　２　１　０	５　４　３　２　１　０

問９　学生が学部および大学院在学中に身につけて欲しいことを、下記項目から上位２つを選んで番号をお書き下さい

1. 専門分野に関する知識	2. 専門分野以外の広い知識	3. 新しい知識を修得する力
4. 分析的な考察力	5. 交渉する力	6. 他の人と効率よく仕事をする力
7. 他の人に意図を明確に伝える力	8. リーダーシップ	9.　IT を活用する力
10. 問題点を発見する力	11. 新たな着想や解決策を見つけ出す力	
12. プレゼンテーション能力	13. 記録、資料、報告書等を作成する力	
14. 外国語で書いたり話したりする力（国際性）	15. その他（　　）	

学部在学中	第１位（　　）	第２位（　　）
大学院在学中	第１位（　　）	第２位（　　）

問 10　本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院の卒業者・修了者に対して、大学在学中にもっと身につけておいて欲しい知識・能力などありましたら、記入願います

④　本学部・本大学院の教育に対する要望について

問 11　本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院の教育に望むことについてお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。　（201805 版）

出典：理学・生命科学事務部教務担当・大学院教育担当データ

学部・大学院教育に関するアンケート調査(2018/05-2019/04)　集計

アンケート回答　18社（団体）

①　貴社・貴団体の概要について

問１　所在地

東京	１４
神奈川	２
大阪	１
沖縄	１

問２　従業員数

１．～100 人	１
２．101～300 人	２
３．301～1,000 人	２
４．1,001～5,000 人	５
５．5,001 人以上	８

問３　【企業】業種

５．製造業	１３
７．情報通信業	２
１２．学術研究，専門･技術サービス業	１
２０．その他（IT･ソフトウエア）	１

問３－１　【公務員】団体の種類

２．国家公務	１

問３－２　【公務員】業務内容

１．行政	１

② 本学卒業生の採用状況について

問４　北海道大学の卒業生・修了生の在職状況

２．10 人未満	５
３．10～50 人	７
４．50 人超	６

問５　貴社・貴団体に在職する北海道大学の卒業生の主たる卒業学部等に○をつけて下さい。
（複数回答可）

【学部】

１．文学部	１
４．経済学部	１
５．理学部	**６**
９．薬学部	２
１０．工学部	９
１１．農学部	３
１２．獣医学部	２
１３．水産学部	２

【大学院】

６．獣医学研究科	１
７．情報科学研究科	１
８．薬学研究科	３
９．水産科学院，水産科学研究科	２
１０．環境科学院，地球環境科学研究科	２
１１．理学院，理学研究科	**１２**
１２．農学院，農学研究科	４
１３．生命科学院	５
１７．工学院，工学研究科	１３
１８．総合化学院	５

③　本学卒業生の採用状況について

問６　本学部卒業生・本大学院修了生（就職後 5 年程度まで）の以下の能力は、総じてどのように感じますか？（平均）　5.大変優れている 4.やや優れている 3.普通 2.やや劣っている 1.大変劣っている

A．専攻分野に関する知識	4.2
B．発表・プレゼンテーション能力	3.8
C．ディスカッション能力	3.9
D．コミュニケーション能力	3.9
E．外国語能力	3.1
F．リーダーシップ	3.6
G．集団の中での協調性	4.2
H．情報収集・分析能力	3.9
I．企画、アイディア等の創造力	3.9

問７　本学卒業（修了）の在職者について，出身学部や文系・理系間で上記能力に差異があると感じるか。（自由記載）

- 医学・歯学以外の理系学部出身者ばかりで文系はおりません。学部間の差異よりは個人の資質の差異の方が顕著です。
- 強調するほどの能力の差は感じられない。
- 個人の能力によるところが大きく，出身学部での差は全く感じません。
- 差異があると感じない。
- 出身学部や学科による計算能力や処理能力に差異があるとは感じない。
  真因を見つけるための思者フロー形成能力には差異があり、特に、原因の深堀能力は研究を行ったことがある理系の学生のほうが強いと感じる。
- 大きな差異はないように感じる。
  研究スタイルの違いが影響しているのかもしれないが、リーダーシップの能力は理学系出身者より工学系出身者の方が高いように思う。
- 特にございません。
- 特段差異を感じる事はない。
- 能力に差はあるとは思えません。
- 文系・理系間の差は、職種が全く異なるため比較が難しいです。以下、理系研究職について記入します。
  「発表・プレゼンテーション能力」「ディスカッション能力」「外国語能力」に関しては、所属研究室でトレーニングを受けているかでかなり差異がある印象を持っています。
  「専攻分野に関する知識」「情報収集・分析能力」「企画、アイディア等の創造力」は出身学部での差異は感じませんが、修士卒・博士卒では差がある印象を持っています。
  「コミュニケーション能力」「リーダーシップ」「集団の中での協調性」は出身学部での差異は感じず、性格等、各個人によると感じています。
- 文系の出身者は在籍していないので，文理間での差はわからない。

理系の出身学部に関して，弊社は金属チタンを事業の柱としているため，工学系出身者はその専門性を活かして働いているように感じる。だからといって理学系出身者が劣っているように感じるわけではなく，逆に彼らは専門外の研究に取り組む中で，弊社に対し新しい知識や見解をもたらしてくれているように感じる。

・文系在籍者はおりません。

・論理を積み重ね，仮説と検証を粘り強く取り組む能力に秀でている。

問８　以下に挙げる働く上での能力について、本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院と他大学の出身者とを比較した際に感じる印象（無回答，選択肢「0」を除く平均）

5：大変優れている、4：やや優れている、3：同じ程度、2：やや劣っている、1：大変劣っている、0：判断できない

	学部卒業者について	大学院修了者について
専門分野に関する知識	3.8	4.1
専門分野以外の広い知識	3.5	3.5
新しい知識を修得する力	4.3	3.9
分析的な考察力	3.9	3.9
交渉する力	3.5	3.3
他の人と効率よく仕事をする力	4.0	4.0
他の人に意図を明確に伝える力	3.6	3.5
リーダーシップ	3.6	3.4
IT を活用する力	3.8	3.6
問題点を発見する力	3.5	3.6
新たな着想や解決策を見つけ出す力	4.1	3.7
プレゼンテーション能力	3.5	3.3
記録、資料、報告書等を作成する力	3.6	3.5
外国語で書いたり話したりする力	3.4	3.1

問９　学生が学部および大学院在学中に身につけて欲しいこと（上位２つ）

1. 専門分野に関する知識	2. 専門分野以外の広い知識	3. 新しい知識を修得する力
4. 分析的な考察力	5. 交渉する力	6. 他の人と効率よく仕事をする力
7. 他の人に意図を明確に伝える力	8. リーダーシップ	9. IT を活用する力
10. 問題点を発見する力	11. 新たな着想や解決策を見つけ出す力	
12. プレゼンテーション能力	13. 記録、資料、報告書等を作成する力	
14. 外国語で書いたり話したりする力（国際性）	15. その他（　　）	

学部在学中に身につけてほしいこと

【第１位】

１．　専門分野に関する知識	３
３．　新しい知識を修得する力	**６**
６．他の人と効率よく仕事をする力	２
１０．問題点を発見する力	１
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	１
１２．．プレゼンテーション能力	１
１４．外国語で書いたり話したりする力（国際性）	１
（回答無）	１

【第２位】

１．専門分野に関する知識	１
３．新しい知識を修得する力	１
４．分析的な考察力	**６**
６．他の人と効率よく仕事をする力	１
７．他の人に意図を明確に伝える力	２
９．ＩＴを活用する力	１
１０．問題点を発見する力	１
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	１
１３．記録、資料、報告書等を作成する力	１
１４．外国語で書いたり話したりする力（国際性）	１
（回答無）	１

大学院在学中に身につけてほしいこと

【第１位】

１．専門分野に関する知識	３
３．新しい知識を修得する力	１
７．他の人に意図を明確に伝える力	２
８．リーダーシップ	２
１０．問題点を発見する力	１
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	**４**
１２．プレゼンテーション能力	２

【第２位】

１．専門分野に関する知識	２
３．新しい知識を修得する力	２
４．分析的な考察力	**６**
６．他の人と効率よく仕事をする力	２
９．ＩＴを活用する力	１
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	３
１２．プレゼンテーション能力	１
１３．記録、資料、報告書等を作成する力	１

問 10　本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院の卒業者・修了者に対して、大学在学中にもっと身につけておいて欲しい知識・能力など。（自由記載）

・IT を駆使してデータを整理する力，エクセルのマクロを作成する力等。問９の中で選択しなかったが，英語能力を備えていた方が仕事の効率という意味で圧倒的に有利。

・ありません。

・コミュニケーション能力（北大の学生はおとなしい）

・フロー図を書く力とプレゼンテーション能力をつけて欲しい。
論文の introduction に当たる部分を、課題発見時には突き詰め、他者や上司に納得されるように説明しなければならないため。

・プログラミングに関する基礎知識（言語は問わない）
統計手法を活用したデータ分析

・リーダーシップを身につけてほしい。工学系の人と比べると、課題が与えられたときに調べなければいけないことを列挙しチーム内で役割分担をするまでの流れができない人が多いように感じる。

・学部卒業者でに関しては，専門分野にたけるというよりは，入社後新しい知識を習得しようという気概を大切にしてほしいと思う。
大学院修了者に関しては，専門分野に関する知識は必須とし，それを活かして新たな知識や考え方を会社にもたらしてくれるような研究をしてほしいと思う。

・研究職において英語は必ず使用することになるため、早い段階でベースの力を身につけておく必要があると感じています。日常生活・研究のどちらにおいても、留学生とコミュニケーションをとる機会等があると良いと思います。
企業就職後、学生時と全く同じ専門分野に携わることはそれほど多くないため、専門分野に拘りすぎるよりも研究者としての基礎力向上を目指すべきであると考えています。それが自分で研究テーマを創る力、研究の計画を立てる力、ディスカッションやプレゼンテーションの経験と場数だと思います。

・現状の能力でも十分満足している。
ディスカッションやコミュニケーションの場面で内気さを感じなくもないが許容範囲である。
強いて言うなら，もっともっと知的好奇心に貪欲な人を望みたい。

・自分の学んだことや研究をロジカルにわかりやすく，人に伝えられる能力が大切と考えます。

・専門的な知識は入社後の教育でも習得できると考えます。その際，自ら新しい知識を得ようとする力や，他の人とコミュニケーションをとる能力，論理的に思考する力が備わっているとより望ましいと感じます。

- 専門分野に関する知識はもちろんのこと，周辺分野の知識も身につけてほしい。
  問題点を発見し，それに対する課題の設定，解決するための地力を身につけてほしい。
  自発的に考えて，行動を起こせること。
- 専門分野以外にも興味をもっていただき幅広い知識を持っていただく
- 特にありません。
- 特にございません。
- 特にないですが、新しいことへ積極的にチャレンジしていく力は将来何をやるにしても重要だと思います。
- 問 11 と重複します。

④　本学部・本大学院の教育に対する要望

問 11　本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院の教育に望むこと

- “科学”に対して，好奇心を刺激するような取り組みはいかがでしょうか。様々な分野がオーバーラップしてくる今後の産業界において新しい“モノ”にであった時に，どれだけ自分の中に取り込めるかは，その好奇心によるところが大きいと思います。

- ·専門分野以外の人に専門分野を説明する力
  ·専門分野以外の人と対話，議論する力
  ·幅広い教養

- テーマを与えて作業させるだけでなく，なぜそのテーマをやるのか，その進め方が一番良いのか，など，研究の目的や意義，進め方などを常に意識させるように指導いただくと良いと思います。（すでにやられていることかもしれませんが）

- プレゼンテーション能力を鍛えるために、発表機会を多く設けてほしい。

- まず、基礎的な身に着けてほしい。いろいろなことやるのは会社に入ってからで OK

- もし専門外の分野に就職する人の割合が多いようであれば、専攻に関わらず就職先で役立つ分野の基礎等を学ぶ機会はあった方が良いように思う。
  理学部に限らず、北海道大学出身の人は他大学に比べて外国語でのやりとりが苦手な人が多い。英語に触れる機会がもっと増えると良いと思う。

- 研究の内容に関わらず，それに対する仮説をたて，実験をし，結果を考察するプロセスがしっかりとできるような学生が育つと良いと思います。

- 専門知識は高いレベルですので，国際性にも力をもっといれていただきたい。

- 特にありません。

- 特にございません。

- 弊社は社名の通り金属チタンの製錬及び溶解を事業とする会社ですが，その技術を応用した化学品事業として，プロピレン重合用の触媒や，電子部品材料の開発，製造，販売を行っております。
  貴学部・院には各種触媒反応や，金属，酸化物，セラミックスなどの機能性材料を扱う研究室が数多くあると思います。是非その専門性を今後も磨いて頂き，今後当社の化学品事業に興味を持って下さる学生がいらっしゃれば幸いです。

- 与えられた仕事・研究テーマに関し，下記のような行動を取ることができる学生の育成
  専門分野にとらわれることなく，他分野にも目を向けながら，研究活動を推進できる。
  自身の研究レベルを客観的に捉え，研究価値を高めるための方策を主体的に提案できる。

出典：理学・生命科学事務部教務担当・大学院教育担当データ

学部・大学院教育に関するアンケート調査(2019/05-2020/04)　集計

アンケート回答　8社（団体）

①　貴社・貴団体の概要について

問１　所在地
　　東京　　7
　　京都　　1

問２　従業員数
　　１．～100 人　　0
　　２．101～300 人　　1
　　３．301～1,000 人　　0
　　４．1,001～5,000 人　　3
　　５．5,001 人以上　　4

問３　【企業】業種
　　５．製造業　　5
　　７．情報通信業　　2
　１９．公務(他に分類されるものを除く）　　1

問３－１　【公務員】団体の種類
　　２．国家公務　　1

問３－２　【公務員】業務内容
　　１．行政　　1

②　本学卒業生の採用状況について

問４　北海道大学の卒業生・修了生の在職状況
　　２．10 人未満　　2
　　３．10～50 人　　3
　　４．50 人超　　3

問５　貴社・貴団体に在職する北海道大学の卒業生の主たる卒業学部等に○をつけて下さい。
　　（複数回答可）
　【学部】
　　１．文学部　　1
　　２．法学部　　1
　　４．経済学部　　3
　　５．理学部　　4
　　９．薬学部　　1

１０．工学部　　７
１１．農学部　　１

【大学院】

７．情報科学院，情報科学研究科	３
１１．理学院，理学研究科	**４**
１２．農学院，農学研究科	２
１３．生命科学院	**１**
１７．工学院，工学研究科	７
１８．総合化学院	３

③　本学卒業生の採用状況について

問６　本学部卒業生・本大学院修了生（就職後 5 年程度まで）の以下の能力は，総じてどのように感じますか？（平均）　5.大変優れている 4.やや優れている 3.普通 2.やや劣っている 1.大変劣っている

A．専攻分野に関する知識	4.0
B．発表・プレゼンテーション能力	3.6
C．ディスカッション能力	3.4
D．コミュニケーション能力	3.6
E．外国語能力	3.0
F．リーダーシップ	**2.8**
G．集団の中での協調性	4.0
H．情報収集・分析能力	**4.1**
I．企画，アイディア等の創造力	3.3

問７　本学卒業（修了）の在職者について，出身学部や文系・理系間で上記能力に差異があると感じるか。（自由記載）

・差異はなし

・人数が少ないため個人差との区別がつかないが，大きな差異はないと感じている。

・出身学部等による差はあまり無いと感じている。

・特にない

・あくまで個人の差によるものが大きいと思います。

・特に感じない

・文系出身がほぼ在籍しないため不明。

・出身学部ごとに求められる能力が異なる場合が多く，比較することが難しい。

・挙げるとすれば文系の学生はコミュニケーション能力やプレゼン能力が高く，理系の学生はおとなしいが専攻の知識が豊かな学生が多いと感じる。〃

問８　以下に挙げる働く上での能力について，本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院と他大学の出身者とを比較した際に感じる印象（無回答，選択肢「0」を除く平均）

5：大変優れている，４：やや優れている，３：同じ程度，２：やや劣っている，１：大変劣っている，０：判断できない

	学部卒業者について	大学院修了者について
専門分野に関する知識	3.5	3.8
専門分野以外の広い知識	3.5	3.5
新しい知識を修得する力	4.0	3.8
分析的な考察力	3.5	4.5
交渉する力	2.7	2.8
他の人と効率よく仕事をする力	3.0	3.8
他の人に意図を明確に伝える力	3.3	3.0
リーダーシップ	2.5	2.5
IT を活用する力	3.5	3.8
問題点を発見する力	3.0	3.8
新たな着想や解決策を見つけ出す力	3.0	3.8
プレゼンテーション能力	2.7	2.8
記録，資料，報告書等を作成する力	3.3	3.6
外国語で書いたり話したりする力	3.3	3.2

問９　学生が学部および大学院在学中に身につけて欲しいこと（上位２つ）

1. 専門分野に関する知識	2. 専門分野以外の広い知識	3. 新しい知識を修得する力
4. 分析的な考察力	5. 交渉する力	6. 他の人と効率よく仕事をする力
7. 他の人に意図を明確に伝える力	8. リーダーシップ	9. IT を活用する力
10. 問題点を発見する力	11. 新たな着想や解決策を見つけ出す力	
12. プレゼンテーション能力	13. 記録，資料，報告書等を作成する力	
14. 外国語で書いたり話したりする力（国際性）	15. その他（　　）	

学部在学中に身につけてほしいこと

【第１位】

１．　専門分野に関する知識	1
３．　新しい知識を修得する力	**３**
４．分析的な考察力	1
６．他の人と効率よく仕事をする力	1
７．他の人に意図を明確に伝える力	1
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	1

【第２位】

１．専門分野に関する知識	1
４．分析的な考察力	1
６．他の人と効率よく仕事をする力	1
７．他の人に意図を明確に伝える力	**３**
１０．問題点を発見する力	1
１３．記録，資料，報告書等を作成する力	1

大学院在学中に身につけてほしいこと

【第１位】

１．専門分野に関する知識	1
４．分析的な考察力	**２**
５．交渉する力	1
６．他の人と効率よく仕事をする力	**２**
１０．問題点を発見する力	1
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	1

【第２位】

４．分析的な考察力	1
７．他の人に意図を明確に伝える力	**３**
８．リーダーシップ	1
１０．問題点を発見する力	1
１１．新たな着想や解決策を見つけ出す力	２

問 10　本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院の卒業者・修了者に対して，大学在学中にもっと身につけておいて欲しい知識・能力など。（自由記載）

・IT を使いこなせる力

・北大出身者は集団の中での協調性が極めて高いが，先頭を切って仕事を進めるような仕事が苦手な印象がある。大学院くらいから複数人のチームで動くような機会が多くあるといいかもしれない。

・まずは，自分の専門分野はこれだという自信と，それに見合った知識，分析的な考察力を身に着けるべきだと思います。そして，ゼミ発表などの中でプレゼンテーション能力等，他の人に意図を明確に伝える力がついていけばいいと思います。

・個人的な話になると，具体的なことですが，Excel 技能や IT を活用する力は会社でも非常に重要となってくるので，鍛えておけば便利だと思います。しかしながら，社会に出てからも出来ることだと思うので，理学院の学生には，研究のみに集中して欲しいという思いが個人的にはあります。

・専門分野にとらわれない幅広い知識

・専門分野や興味がある物事だけではなく，幅広く知識をつけておいた方が，就職後の生活に役立つと思います。

・解決が困難な問題に直面する経験と，直面した問題を乗り越える能力を備えてほしい。

・材料-電子部品-モジュールまでスルーで製作しているので，知識としては電気電子，有機無機化学のような幅広い知識があるとよい。（どちらも大学院で学んでいる人は少ないので）

④　本学部・本大学院の教育に対する要望

問 11　本学理学部・理学院・生命科学院・総合化学院の教育に望むこと

・社会に役立つ人材の育成

・IoT 化や AI 技術の発展に伴い，企業でもシステム関係やデータ分析が得意な学生を求めている傾向にある。学生のころから研究の一環として多くのデータを収集し傾向を見出すような癖をつけておくと良いように思うので，学生の興味のある分野においてそのための手段を身に付けるような教育があればいいと思う。

・基本的には現状のままで，良いとは思います。個人的には，せっかくの北海道の大地を生かしたフィールドワーク系の授業を増やしてもいいのではないかと思います。

・どのような組織においても人生において成し遂げたい目標・夢を持ち，戦略的に努力を継続できるような人材を獲得したいと考えていると思います。そういった学生は多くはいませんが，北大理学部であればそういった人材を数多く輩出できると思います。

・今回の説明会ではすでに博士課程進学を決めている修士学生にもご参加いただきましたが，研究に対する本気の姿勢を感じました。そういった志の高い人材の育成を期待しております。〃

出典：理学・生命科学事務部教務担当・大学院教育担当データ